

CALIFORNIA 州

総選挙

2012年11月6日火曜日



公式投票者情報ガイド



正確性の認証

私、California州務長官Debra Bowenは、2012年11月6日施行の州全域総選挙において、ここに記載されている法案が有権者の皆様に提示されること、および本ガイドが法に準拠して作成されたことをここに認証します。

2012年8月13日、California州Sacramento市の印章を捺印し署名します。



Debra Bowen
州務長官

投票時間は
投票日の
午前7時から
午後8時まで

目次

ページ

早見表	5
<hr/>	
提案	
30 教育資金提供のための暫定税。地方自治体の公共安全のための資金保証。 州民発案による憲法改正。.....	12
31 州予算。州政府および地方自治体。州民発案による憲法改正および法令。.....	20
32 給与控除される政治献金。候補者への献金。州民発案による法令。.....	28
33 自動車保険会社。ドライバーの保険加入歴に基づく価格。州民発案による法令。....	32
34 死刑。州民発案による法令。.....	36
35 人身売買。刑罰。州民発案による法令。.....	42
36 三振即アウト法。重罪再犯者。刑罰。州民発案による法令。.....	48
37 遺伝子組換え食品。ラベル表示。州民発案による法令。.....	54
38 教育および乳幼児教育の諸プログラムに資金提供するための税金。 州民発案による法令。.....	58
39 複数州で営業する企業に対する課税措置。クリーンエネルギーおよびエネ ルギー効率のための資金拠出。州民発案による法令。.....	68
40 管轄区域の変更。州上院議員選挙区。レファレンダム。.....	74
<hr/>	
連邦議会上院議員候補者の声明	79
<hr/>	
提案された法律の本文	80
<hr/>	
投票者の権利章典	143
<hr/>	
情報ページ	
投票方法.....	4
オンラインリソース.....	10
投票法案の意見について.....	10
California州における選挙.....	11
米国大統領候補者.....	78
地区レベルおよび連邦議会上院議員候補者.....	78
大型活字印刷および音声による投票者ガイド.....	142
投票立会人としての勤務.....	142
有権者登録.....	142
州および連邦の有権者身分証明要請.....	142

投票方法

有権者には、郡の投票所で直接投票する方法と郵送による投票という2つの選択肢があります。

有権者はすべての論争項目に票を投じる必要はありません。票を投じた場合にのみカウントされます。

投票日の投票所における投票

投票日、California州の各投票所は午前7時から午後8時まで開いています。投票日前にいくつかの投票所で早期投票を行っている郡もあります。投票所の場所については、投票日の数週間前までに郵送されてくる、郡の投票用紙サンプル小冊子の裏表紙に記載されています。投票用紙サンプル小冊子を受け取っていない場合は、郡選挙事務所までご連絡ください。また、投票所の所在地については、www.sos.ca.gov/elections/find-polling-place.htmサイトをご覧ください。州務長官のトールフリーの投票者ホットライン(800) 339-2865までお電話でお尋ねください。投票所では係員が投票者の氏名を尋ね、正式な有権者登録名簿に記載されていることを確認します。名簿に記載の氏名の隣に署名をすると、係員が投票用紙とともに、お住まいの郡が使用している投票システムに応じて、一意の暗証番号やコンピュータのメモリーカードをお渡しします。用紙を受け取ったら、個別のブースへ移動して投票を開始します。投票過程について不明な点があれば、投票所係員がサポートします。投票に不慣れな投票者の方には、投票システムの使い方について説明します。州法および連邦法では、すべての投票者が非公開かつ個別に投票ができる環境を義務付けており、これにより各投票所には、視覚障害のある有権者が自力で投票ができるような投票機が少なくとも1台は設置されています。また投票機には、最終的に票を投じる前に、誰に投票したかを非公開かつ個別に確認し、間違っていた場合は修正できる機能が備えられています。

郵送による投票

(以前は不在投票者と称されていた)永久郵便投票者として登録していない場合でも、今回の選挙に郵便投票を選択することができます。郵便投票者の申込については、郡の投票用紙サンプル小冊子をご覧ください。郡選挙事務所に郵便投票用紙を申請できる最終日は10月30日です。郵便投票用紙の記入を終えたら、郡選挙事務所支給の封筒に入れて封をし、封筒の外側の所定欄に署名をしてください。記入済みの郵便投票用紙は、次のいずれかの方法で提出します。

- 郡選挙事務所に郵送する。
- 投票日に郡内の投票所もしくは選挙事務所に持参する。
- 法的に認められる第三者(配偶者、子供、親、祖父母、孫、兄弟、姉妹、投票者と同じ居している者)に代理を依頼し、投票日に郡内の投票所もしくは選挙事務所に持参する。

郵便投票用紙は郡選挙事務所に投票日の午後8時必着です。よって、郵便投票用紙は投票日の数日前まで投函してください。

郵便投票用紙を受け取っていても、投票日に投票所に出向き投票することができます。この場合、郵便投票用紙を投票所に持参し、係りに投票所の投票用紙と交換してもらう必要があります。郵便投票用紙を持参していなくても、暫定投票が許可されます。

暫定投票

投票所の有権者名簿に名前が記載されていない場合でも、有権者には登録した郡の投票所ならどこでも暫定投票をする権利があります。暫定投票は以下の有権者に適用されます。

- 正式な有権者登録名簿に名前が記載されていなくても、登録したという確信がある者。
- 正式な有権者登録名簿の支持政党名が間違っていると確信する者。
- 郵便投票用紙が見つからず、投票所での投票を希望する郵便投票者。

暫定投票により投じられた票は、郡の選挙管理人により投票者が有権者登録済みであること、および同選挙において他で投票していないことが確認された後に有効票となります。

早見表

提案 **30** 教育資金提供のための暫定税。
地方自治体の公共安全のための資金保証。
州民発案による憲法改正。

要約 請願の署名により投票用紙に掲載

学校への資金提供のために、七年間にわたり250,000ドルを超える収入の税金を増税し、四年間にわたり売上税を¼セント増税する。再編された公共安全のための資金を保証する。財政的影響:翌二、三年間にわたり平均して毎年約60億ドル、2018~19年度まで州税収が増加する。州予算への資金提供のために利用可能な歳入。2012~13年度内は、主に教育プログラムに対する計画的歳出削減は生じないであろう。

票の意味

賛成 この法案に対する賛成票は、次のことを意味する。高所得納税者の個人所得税が7年間、消費税が4年間増税される。この新たな追加税収は州予算内の諸プログラムへの資金提供に利用可能となるであろう。

反対 この法案に対する反対票は、次のことを意味する。個人所得税または消費税は増税されない。主に教育プログラムに対する州歳出削減は2012~13年度に実施される。

意見

賛成 過去数年、学校および公共安全の資金援助を削減してきたが、今後の方針を明らかにする必要がある。提案30は学校資金の大幅な削減を防止するため、富裕層に暫定的に所得税増税を課すものである。これにより、新たな教育基金として数十億ドルを確保し、地方自治体の公共安全の保証、そして州予算の均衡化を実現する。詳細は YesOnProp30.com を参照。

反対 提案30に反対を—消費税および所得税に500億ドルの増税を課しながら、学校への追加資金の提供は保証しない。提案30は学校や年金制度を改革することはおろか、予算の無駄使いやお役所仕事をなくすこともできません。税金が実際にどこに流れていくのか、州民が知ることは決していないでしょう。教職者、中小事業者、納税者グループは提案30に反対票を投じてください。

追加情報

賛成側
Ace Smith
Yes on Proposition 30
2633 Telegraph Avenue #317
Oakland, CA 94612
(510) 628-0202
YesOnProp30@TakeAStandCA.com
YesOnProp30.com

反対側
No on 30—Californians for
Reforms and Jobs, Not Taxes
925 University Avenue
Sacramento, CA 95825
(866) 955-5508
info@stopprop30.com
www.StopProp30.com

提案 **31** 州予算。州政府および地方自治体。
州民発案による憲法改正および法令。

要約 請願の署名により投票用紙に掲載

州二年予算を確立する。新しい支出相殺についてのルール、および財政非常事態における州知事による予算削減を設定する。州営プログラムを統制する法律の適用方法を地方自治体に変更できるようにする。財政的影響:州売上税収が年間約2億ドル減少し、地方自治体への資金提供はそれに対応して増加する。州および地方自治体の予算にその他のさらに大きな潜在的变化があるが、それは将来の公職者の決定に左右される。

票の意味

賛成 この法案に対する賛成票は、次のことを意味する。州および地方自治体の予算編成、および監視手続きを含む州議会および州知事の財政責任が一部変更される。サービスを調整するための新しい計画を策定した地方政府には州から資金提供があり、地方政府は独自に州プログラム運営手順を構築できる。

反対 この法案に対する反対票は、次のことを意味する。州および地方自治体の予算編成、および監視手続きを含む州議会および州知事の財政責任に変更はない。地方政府に(1)サービスを調整するための新しい計画を実施する資金、または(2)独自の州プログラム運営手順を構築する権限は認められない。

意見

賛成 提案31に賛成すれば、政治家は政府の実像を州民に対して隠しておくことができなくなります。提案31は水面下で州予算が組まれたり、使える資金がないにもかかわらず新たなプログラムが作られることを防ぎ、資金を追加投入する前に結果を報告することを政府に義務付けます。

反対 提案31は法案として不完全であり、コストが高く相反する条項を州憲法に組み込むこととなります。これにより混乱が生じ、訴訟や損失が発生することは明らかです。提案31は公衆衛生と環境を脅かし、今後の学校資金の増加と減税を妨げます。教員、警察官、資源環境保護管理論者、税制改革論者はこの法案に反対しています。あなたも提案31に反対票を投じてください。

追加情報

賛成側
Taxpayers for Government
Accountability
(916) 572-7111
info@accountableca.org
www.accountableca.org

反対側
Californians for Transparent and
Accountable Government

早見表

提案 32 給与控除される政治献金。候補者への献金。州民発案による法令。

要約

請願の署名により投票用紙に掲載

政治目的で給与控除された資金を組合が使用することを禁止する。企業または政府請負業者による給与控除がある場合、それに同一の使用禁止を適用する。組合および企業から候補者らおよびそれらの委員会への献金を禁止する。政府請負業者から選出役人らまたはそれらの委員会への献金を禁止する。財政的影響: 本投票事項の要件を導入および執行するためには、州政府および地方自治体への費用が増え、毎年100万ドルを超過する可能性がある。

票の意味

賛成 この法案に対する賛成票は、次のことを意味する。組合および法人は政治目的で従業員の給与から控除した資金を使用することができない。組合、法人、政府請負業者には、選挙運動資金に関する追加制限が課される。

反対 この法案に対する反対票は、次のことを意味する。組合および法人が政治目的で従業員の給与から資金を控除する能力を規制する既存の法律に変更はない。組合、法人、政府請負業者には、現在の選挙資金法が引き続き適用される。

意見

賛成 提案32は憲法で許可される最大限の範囲で特別利益団体と政治家の金銭的繋がりを絶ちます。法人と組合、そして政府請負業者からの献金を禁止し、政治目的での給与控除を防止してすべての献金を任意のものとし、抜け道や例外は一切ありません。クリーンな政治の実現に、賛成票を投じてください。

反対 労働者や組合に制約が課される一方で、スーパーPACや多くの大企業は免除される。提案32は決して改革などではありません。不公平で不釣り合いなこの提案では、政治家にお金が集まる現状を変えることはできません。女性投票者連盟はこの法案にNOを宣言します。

追加情報

賛成側
Yes on 32—(中小事業主、農家、教員、納税者後援)
(800) 793-6522
info@yesprop32.com
www.yesprop32.com

反対側
Chris Dombrowski
No on 32 (法人特別利益団体に対する選挙運動資金規則の特別免除に反対する教員、消防士、学校職員、ヘルスケアプロバイダ、警察官、労働組織後援)
1510 J Street, Suite 210
Sacramento, CA 95814
(916) 443-7817
info@VoteNoOn32.com
www.VoteNoOn32.com

提案 33 自動車保険会社。ドライバーの保険加入歴に基づく価格。州民発案による法令。

要約

請願の署名により投票用紙に掲載

ドライバーが以前に任意の保険会社の自動車保険に加入していたかどうかに基づき、保険会社が価格を設定できる現行法を改正する。以前なんらかの加入があったドライバーに対し比例的な割引を許可する。継続加入歴のないドライバーに対し費用の割増を許可する。財政的影響: 保険料による州税収に対する重大な財政的影響は恐らくないであろう。

票の意味

賛成 この法案に対する賛成票は、次のことを意味する。保険会社は、過去5年間のうち顧客が保険に加入していた年数を基に、自動車保険の新規顧客に対して保険料割引を提供することができる。

反対 この法案に対する反対票は、次のことを意味する。保険会社は引き続き自動車保険に長期間加入している顧客に割引を提供できるが、以前と同様に、他の保険会社から切り替えて新たに加入した顧客には割引を適用することはできない。

意見

賛成 Californiaでは、法律に準拠している自動車保険契約者には割引が適用されますが、この割引は保険会社を切り替えると適用されなくなります。提案33では、保険会社を変更しても引き続き割引を受けることができます。提案33により、保険会社間に競争が生まれ、より多くのドライバーが保険に加入するようになるはずで。

反対 提案33は保険会社の新たな策にすぎません。保険会社は2010年にも同様の法案を通過させるために多額の資金を投入し、有権者にNOを突きつけられました。提案33が成立すれば、優良ドライバーの保険料が最大1,000ドルも引き上げられ、正当な理由で運転をやめた人々が不公平に扱われることになり、消費者の皆さん、提案33に反対票を投じてください。

追加情報

賛成側
Yes On 33—2012 Auto Insurance Discount Act
1415 J Street, Suite 410
Sacramento, CA 95814
(916) 448-3444
info@yesprop33.com
www.yesprop33.com

反対側
Consumer Watchdog Campaign
(310) 392-0522
VoteNo@StopProp33.org
www.StopProp33.org

早見表

提案 死刑。州民発案による法令。

34

要約

請願の署名により投票用紙に掲載

死刑を廃止し、それを仮釈放なしの終身刑と置き換える。現在の死刑判決に遡及して適用する。殺人事件および強姦事件の捜査のため法執行機関に1億ドルを提供する。財政的影響：二、三年以内に州および郡の刑事司法にとって年間約1億3,000万ドルの継続的な節約となるが、金額が数千ドル単位で変わることがある。州には地方自治体法執行のための助成金に一回のみ1億ドルの費用がかかる。

票の意味

賛成 この法案に対する賛成票は、次のことを意味する。州法により死刑判決を受ける犯罪者がいなくなる。現在死刑判決を受けている犯罪者には、仮釈放なしの終身刑の再判決が下される。これにより州は、今後4年間で合計1億ドルの助成金を地方の法執行機関に付与できる。

反対 この法案に対する反対票は、次のことを意味する。殺人を犯した犯罪者は、引き続き死刑判決を受ける可能性がある。現在死刑判決を受けている犯罪者に対する、刑の執行が行われない可能性がある。州は、地方の法執行機関に追加の助成金を付与する義務を負わない。

意見

賛成 提案34は、破綻しているCalifornia州の死刑判決を仮釈放なしの終身刑に置き換えることで、無実の人に対する誤った死刑執行を回避します。終身刑の重罪犯に就労させ、判決で言い渡された被害者への損害賠償金の支払いをさせます。提案34は死刑にかかる税金を節約し、結果、強姦および殺人事件の解決に向けた法執行に1億ドルを充当できます。

反対 California州は財政難であり、提案34は4年間で納税者に1億ドル、長期的にはさらなる負担を課すものです。家族や警官に苦痛を与え、強姦や殺人を犯した終身刑の犯罪者の健康管理や収監に、納税者は年間少なくとも50,000ドルを費やしています。地区司法長官や保安官、警察官は反対票を投じます。

追加情報

賛成側
Steve Smith
YES on 34—SAFE California Campaign
237 Kearny Street #334
San Francisco, CA 94108
(415) 525-9000
info@safecalifornia.org
www.YesOn34.org

反対側
Californians for Justice and Public Safety
455 Capitol Mall, Suite 600
Sacramento, CA 95814
www.waitingforjustice.net

提案 人身売買。刑罰。州民発案による法令。

35

要約

請願の署名により投票用紙に掲載

人身売買の有罪判決に対する禁固刑および罰金を増大する。有罪判決を受けた人身売買犯を性犯罪者として登録するよう義務付ける。登録された性犯罪者にインターネット上の活動および正体を開示するよう義務付ける。財政的影響：人身売買の犯罪対処のため州政府および地方自治体に毎年二、三百万ドルの費用がかかる。人身売買の被害者を主に対象とした、同様の額の罰金による年間歳入が増加する可能性がある。

票の意味

賛成 この法案に対する賛成票は、次のことを意味する。人身売買の犯罪を犯した者により長期的な懲役やより多額の罰金を科す。

反対 この法案に対する反対票は、次のことを意味する。人身売買者に対する既存の刑罰は現状のままである。

意見

賛成 提案35に賛成です。人身売買を防止し、子供らを性的搾取から守りましょう。人身売買者は女性や子供に路上やインターネットを介した性的サービスに従事するよう強要します。人身売買者により厳しい懲罰を科す提案35は、被害者を助け子供を守るための対抗手段なのです。人身売買の被害者や子供らは提案35に賛成するよう要求しています。

反対 提案35は、多くの無実の人に対する脅威です。「軍人としてこの郡のために働き現在大学に通っている息子をサポートするために、私が性的なサービスに従事して稼いでいたとしたら、彼は人身売買者で見なされたり、性犯罪者として登録義務を課せられる可能性があるのです」—Maxine Doogan
あなたもノーと投票してください。

追加情報

賛成側
Kristine Kil
Vote Yes on 35
P.O. Box 7057
Fremont, CA 94537
(510) 473-7283
info@VoteYesOn35.com
www.VoteYesOn35.com

反対側
Maxine Doogan
Erotic Service Providers Legal, Education, and Research Project, Inc.
2261 Market Street #548
San Francisco, CA 94114
(415) 265-3302
noonprop35@gmail.com
http://esplerp.org/

早見表

提案 **36** 三振即アウト法。重罪再犯者。刑罰。州民発案による法令。

要約

請願の署名により投票用紙に掲載

新しい重罪判決が重いまたは暴力的である場合のみ終身刑を科す法を改正する。三回目の有罪判決が重いまたは暴力的な犯罪によるものでない場合、再判決を許可できる。財政的影響：州は矯正に関係する費用を年間約7,000万ドル継続的に節約し、翌二十年間にわたり、さらに(年間最高9,000万ドル)節約する。これらの節約額は将来の州の措置によってかなり変化する可能性がある。

票の意味

賛成 この法案に対する賛成票は、次のことを意味する。深刻もしくは暴力的な重罪の前科が2つある者が、特定の軽い、非暴力的な重罪を犯した場合は、より短期間の懲役が科される。さらに、深刻もしくは暴力的な重罪の前科が2つある者で、現在軽い、非暴力的な重罪により終身刑で服役している犯罪者が、より短期間の懲役という再判決を受ける可能性がある。

反対 この法案に対する反対票は、次のことを意味する。深刻もしくは暴力的な重罪の前科が2つある者が、その種類を問わず新たに重罪を犯した場合、引き続き終身刑が科せられる。さらに、深刻もしくは暴力的な重罪の前科が2つある者で、現在軽い、非暴力的な重罪により終身刑で服役している犯罪者は、引き続き終身刑に服役する。

意見

賛成 危険な犯罪者に対する三振即アウト法の本来の意図が復活します。深刻もしくは暴力的な犯罪を繰り返す者に終身刑を科し、非暴力的な軽犯罪常習者には、通常2倍の刑を科します。そして年間1億ドル超の節約を実現し、強姦犯や殺人犯、その他危険な犯罪者を永久に服役させることができるのです。

反対 提案36は、さまざまな犯罪歴により終身刑を科され服役中の危険な犯罪者を釈放します。本州民発案は不完全であり、重罪犯罪者を目の届かないところに置き放つようなものです。California州保安官、警察官、検察官、犯罪被害者グループは提案36に反対しています。

追加情報

賛成側
Pedro Rosado
Committee for Three Strikes Reform
(415) 617-9360
pedro@FixThreeStrikes.org
www.FixThreeStrikes.org

反対側
Mike Reynolds
Save Three Strikes
P.O. Box 4163
Fresno, CA 93744
SaveThreeStrikes.com

提案 **37** 遺伝子組換え食品。ラベル表示。州民発案による法令。

要約

請願の署名により投票用紙に掲載

特定の方法で遺伝子が改変された材料を有し、動植物から作られ消費者に販売される食品にラベル表示を義務付ける。そのような食品またはその他の加工食品を「自然・天然・ナチュラル」として宣伝することを禁じる。適用除外を設ける。財政的影響：遺伝子組換え食品のラベル表示を規制するために、州年間費用が二、三十万ドルから100万ドル超に増える。著しい費用となる可能性は低いですが、本投票項目における違反に対処するため、政府に別途費用がかかる。

票の意味

賛成 この法案に対する賛成票は、次のことを意味する。California州で販売される遺伝子組み換えによる食品は、それが遺伝子組み換えによるものだとすることを明示する特定のラベル表示の義務を負う。

反対 この法案に対する反対票は、次のことを意味する。California州で販売される遺伝子組み換えによる食品は、特定のラベル表示の義務を負わない。

意見

賛成 提案37は、自分たちが購入し、摂取する食品に何が含まれているかを知る権利を与えてくれます。この提案は、遺伝子組み換え食品であることをラベルに明記すること規定しており、消費者はそれを購入するか否かを選択できます。州民は知る権利を有しています。

反対 提案37は欺瞞です。特別利益団体にさまざまな例外や抜け道を与える不備だらけの食品ラベル表示を提案しています。提案37は、納税者に多大な負担を課す新たな官僚組織を形成し、農業従事者や小企業から多額の資金を巻き上げるゆすり訴訟を許可するとともに、一般家庭の年間食費を引き上げます。詳細はwww.NoProp37.comを参照。

追加情報

賛成側
Gary Ruskin
California Right to Know
5940 College Avenue
Oakland, CA 94618
(213) 784-5656
GaryR@CARightToKnow.org
www.CARightToKnow.org

反対側
NO Prop. 37, Stop the Deceptive Food Labeling Scheme
(800) 331-0850
info@NoProp37.com
www.NoProp37.com

早見表

提案 38 教育および乳幼児教育プログラムに資金提供するための税金。州民発案による法令。

提案 39 複数州で営業する企業に対する課税措置。クリーンエネルギーおよびエネルギー効率のための資金拠出。州民発案による法令。

要約 請願の署名により投票用紙に掲載

要約 請願の署名により投票用紙に掲載

十二年間にわたりスライド制を使用して所得税を増税する。税収をK-12学校および乳幼児教育の諸プログラムに提供し、四年間にわたり州負債の返済に充てる。財政的影響：12年間にわたり州税収が増加し、当初の何年かは毎年約100億ドル増加し、長期的には税収が増加する傾向にある。資金は学校、児童保育、および保育園に使用され、また州負債返済の貯蓄金となる。

複数州で営業する企業にカリフォルニア州内の売上高比率に基づいた法人税を支払うよう義務付ける。5年間歳入をクリーンな/効率的なエネルギープロジェクト専用を使用する。財政的影響：州歳入が毎年10億ドル増加し、当該歳入の半分を翌五年間にわたりエネルギー効率のためのプロジェクトに使用する。当該歳入の残りの内、かなりの部分を学校に使用する見通し。

票の意味

票の意味

賛成 この法案に対する賛成票は、次のことを意味する。州個人所得税率が12年間増税される。これによる追加歳入は学校、児童保育、保育園、および州負債返済に使用される。

反対 この法案に対する反対票は、次のことを意味する。州個人所得税率が現状のまま維持される。学校、児童保育、保育園、および州負債返済に対する追加資金は創出されない。

賛成 この法案に対する賛成票は、次のことを意味する。複数州で営業する企業は自らにとって有利な州法人税の計算方法を選択できなくなり、その一部はこの変更に伴い、より高額な法人税を支払うことになる。新たな税収の約半分は、今後5年間にわたりエネルギー効率および代替エネルギー関連プロジェクトに使用される。

反対 この法案に対する反対票は、次のことを意味する。複数州で営業する企業の多くは、引き続きCalifornia州法人税の2つの計算方法のうちひとつを選択できる。

意見

意見

賛成 提案38は学校に再び重点を置くため、全公立学校に対し生徒数割の新規資金を保証し、予算を削減前の水準まで回復させ、教育の成果を向上させます。また、同資金の用途に対する州政府の政治家の関与を禁止します。資金の使用に関する意思定においては、地域住民の意見の検討や高度な説明責任を要求し、独立機関による監査も実施します。

反対 提案38に反対することは、年間課税所得が17,346ドル以上の納税者にとっては増税を意味し、増税額は合計1200億ドルに上ります。学業成績の向上に関する要件が定められていません。不正があったとしても12年間は同制度を変更できません。中小事業者に損害を与え、雇用を削減します。教職者、納税者、企業は提案38に反対票を投じてください。

賛成 提案39に賛成すれば、不公平をきたす税の抜け穴を埋め、California州外の企業が州外に雇用を締め出し課税を免れるのを防ぐことができます。この抜け穴を埋めることはCalifornia州内の雇用保護につながり、州に10億ドルをもたらします。資金は学校におけるエネルギー効率向上関連プロジェクト、ならびに赤字低減に使用されます。税の抜け穴を埋める提案39に賛成を投じてください。

反対 提案39は、何万人もの中産階級労働者に対する雇用を創出するCalifornia州の事業者にとって、10億ドル規模の大幅な増税を意味します。これでは州政府の政治家に白紙の小切手を渡して無駄遣いと汚職を助長するようなものであり、何十億ドルもの支出が説明なしに行われることとなります。California州は何十億ドルという負債を抱えており、提案39はこれに拍車をかけるものです。

追加情報

追加情報

賛成側
Yes on Prop. 38
(323) 426-6263
info@prop38forlocalschools.org
www.prop38forlocalschools.org

反対側
Jason Kinney
Stop the Middle-Class Income Tax Hike—No on Prop. 38
980 9th Street, Suite 2000
Sacramento, CA 95814
(916) 806-2719

賛成側
Yes on 39—Californians to Close the Out-of-State Corporate Tax Loophole
www.cleanenergyjobsact.com

反対側
California Manufacturers & Technology Association
1115 11th Street
Sacramento, CA 95814
info@stop39.com
www.Stop39.com

早見表

提案 40 管轄区域の変更。州上院議員選挙区。
レファレンダム。

要約

請願の署名により投票用紙に掲載

市民選挙区変更委員会(Citizens Redistricting Commission)によって画定された新しい州上院議員選挙区を、「はい」の投票は賛成し、「いいえ」の投票は反対する。反対された場合、選挙区はカリフォルニア州最高裁によって監督される役人によって調整される。財政的影響:このレファレンダムが賛成された場合、州政府または地方自治体に対し財政的影響は一切ない。このレファレンダムが反対された場合、結果として州および郡には一回のみ約100万ドルの費用がかかる。

票の意味

賛成 この法案に対する賛成票は、次のことを意味する。市民選挙区変更委員会が認定した、現行の州上院議員選挙区地図を継続して使用する。

反対 この法案に対する反対票は、次のことを意味する。California州最高裁判所が、新しい州上院議員選挙区の境界線を決定する特別権限者となる。

意見

賛成 提案40に賛成することは、有権者承認済みの独立した市民選挙区変更委員会が作成した州上院議員選挙区地図を保護します。提案40に賛成することは、政治家に選挙区に対する説明義務を果たさせるといふCalifornia州有権者の意思を支持します。良識ある政府職員グループ、上院議員、企業、納税者は「提案40に賛成」しています。

反対 提案40を支持しますが、反対派の意見は2012年度の委員会決定の州上院議員選挙区を覆すことでした。しかし、2012年も選挙区を維持するという州最高裁判所の判決も下されており、もはや反対票を求めることはありません。

追加情報

賛成側

Yes on 40
Hold Politicians Accountable
1215 K Street, Suite 2260
Sacramento, CA 95814
(866) 408-4527
Info@HoldPoliticiansAccountable.org
www.HoldPoliticiansAccountable.org

反対側

FAIRDISTRICTS2012.com

州務長官ウェブサイト:

- 選挙運動献金やロビーストの活動を調べるには
<http://cal-access.sos.ca.gov>
- 投票者ガイドを他の言語で見るとするには
www.voterguide.sos.ca.gov
- 投票所を探すには
www.sos.ca.gov/elections/find-polling-place.htm
- 郵便投票投票用紙の情報を入手するには
www.sos.ca.gov/elections/elections_m.htm
- 初めて投票する有権者に役立つ情報
www.sos.ca.gov/elections/new-voter
- 選挙日に投票が締め切られた後、開票状況を生放送で見るとするには
<http://vote.sos.ca.gov>

投票法案の意見について

州務長官事務局は投票法案の意見を書きません。投票法案の賛成意見および反対意見は、投票法案の賛成者および反対者から提出されます。裁判所による文言変更の命令がない限り、提出された意見の文言の正確性の確認もしくは変更は許可されません。

投票権に関する詳細は、本ガイドの143ページをご覧ください。

California州における選挙

2011年1月1日に発効した上位二位候補者開放型予備選挙法令では、有権者氏名公職に立候補する全候補者名を同じ投票用紙に記載するよう義務付けています。以前は党派公職として知られていましたが、有権者指名公職は州議会、連邦議会、州憲法評議会の公職です。合計得票数には関係なく最多数の票を得た二名の候補者が、支持政党に関わらず総選挙に進めます。

有権者指名公職の記名投票候補者が立候補できるのは、予備選挙のみに限られます。しかしながら、予備選挙で上位二名の得票者となれば、記名投票候補者でも総選挙に進めます。さらに、総選挙には独立指名プロセスはありません。

California州の新しい開放型予備システムは米国大統領、郡中央委員会、または地方公職に立候補する候補者には適用されません。

California州法では、本ガイドに以下の情報を記載すること義務付けています。

政党指名/党派公職

政党は、政党指名/党派公職の候補者を公式に予備選挙で指名できます。指名を受けた候補者は総選挙における指定公職の公式候補者として当該政党を代表し、投票用紙にはその公式公職が記載されます。予備選挙における各政党の最上位得票者が総選挙に進みます。また、政党は予備選挙で郡中央委員会の代表者を選出します。

政党の予備選挙では、有権者は有権者登録時に開示した支持政党のみに投票します。しかし、支持政党を表明しなかった有権者も政党の予備選挙に投票できる場合があります。

有権者指名公職

政党が予備選挙の有権者指名公職の候補者を公式に指名することはできません。予備選挙で有権者指名公職に指名された候補者は州民の候補者であり、総選挙の公式な政党候補者ではありません。有権者指名公職の指名獲得を求める候補者は、投票用紙に支持政党または支持政党なしと記載することができますが、支持政党は候補者による選択であり、有権者にのみ開示されます。これは、候補者が当該政党から指名されたり支援を受けている、あるいは当該政党と候補者間に所属関係があることを意味するものではありません。また、有権者によって指名された候補者は、政党から公式に指名されたと思なされるものではありません。政党は、郡の投票用紙サンプル小冊子に政党が公式に支援する有権者指名公職の候補者の一覧表を載せることができます。

有権者は、有権者指名公職に投票する資格があれば、その公職のどの候補者にも投票できます。予備選挙の上位得票者二名が有権者指名公職の総選挙に進めます。これは両候補者が同じ政党を特定した場合でも適用されます。候補者が予備選挙における上位得票者二名でない限り、総選挙に進む党指名の候補者として当該候補者を指名することはできません。

無党派の公職

政党は予備選挙において無党派公職の候補者を指名できません。予備選挙の候補者は総選挙における特定公職の政党の公式指名候補者ではありません。無党派公職の候補者は、投票用紙に支持政党を表明したり、支持政党なしと表記することはできません。予備選挙の上位二位の得票者は、無党派公職の総選挙に進めます。

教育資金提供のための暫定税。 地方自治体の公共安全のための資金保証。 州民発案による憲法改正。

公式投票名称と要約

司法長官作成

教育資金提供のための暫定税。地方自治体の公共安全のための資金保証。州民発案による憲法改正。

- 七年間にわたり250,000ドルを超える年収の個人所得税を増税する。
- 四年間にわたり売上・使用税を¼セント増税する。
- 暫定税からの歳入の89%をK-12学校に、11%を地域短期大学に割り当てる。
- 資金を管理費に使用することを禁止するが、公開会議において、資金用途を決定する自由裁量を地域の学校理事会に委ね、この資金用途は毎年監査の対象となる。
- 州政府から地方自治体に再編された公共安全サービスのための資金を保証する。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 2012～13年度から2016～17年度まで毎年約60億ドルの州税収を追加。追加税収の少額の方は2011～12年度、2017～18年度、および2018～19年度に利用可能となる。
- これらの追加税収は州予算内の諸プログラムへの資金提供に利用可能となるであろう。主に教育プログラムに対する2012～13年度内の約60億ドルの歳出削減は実施されないであろう。

立法分析者による分析

概要

本法案は、全納税者の州消費税率および高所得納税者の個人所得税(PIT)率を暫定的に引き上げるものである。この暫定増税による追加歳入は、州予算内の諸プログラム費用支払いに充当できる。州議会および州知事により2012年6月に承認された2012-13年度州予算案は、本法案の承認を前提とするものである。ただし

同予算案には、本法案が投票で拒否された場合に備え、歳出削減(いわゆる「自動削減」)を規定する代替案も用意されている。また本法案は、州憲法に、先頃の州から地方政府への一部プログラム責任委譲に関連する要件を追加する。図1は本提案の主要条項をまとめたものであり、その詳細については以下で順次説明する。

図1

提案第30号の概要

収税および歳入

- 4年間にわたる消費税率の引き上げ(1ドルにつき4分の1セント)。
- 7年間にわたる個人所得税率の引き上げ(高所得納税者対象)。
- 2012-13年度から2016-17年度まで年間約60億ドルの州歳入を追加創出(2011-12年度および2017-18、2018-19年度においてはこれよりも小規模)。

州歳出

- 投票で承認された場合、2018-19年度にかけて追加歳入を州予算の均衡化に活用可能。
- 投票で拒否された場合、2012-13年度予算は60億ドル削減。2018-19年度までの州歳入は承認された場合よりも少額。

地方政府プログラム

- 2011年の州プログラム責任委譲に伴う費用をまかなうための資金を地方政府が州税収から受領し続けることを保証。

立法分析者による分析

続き

収税および歳入

背景

一般財源は州の事業管理を行う主要口座に当たり、2010-11会計年度(2010年7月1日から2011年6月30日まで)における一般財源総歳入は930億ドル。一般財源の三大歳入源となるのが、PIT、消費税、そして法人税である。

消費税。California州の消費税率は地方によって異なり、平均消費税率は現在8%強程度。消費税収の一部は州政府に、残りは地方政府に配分される。2010-11会計年度は、消費税収のうち270億ドルが州一般財源に回された。

個人所得税(PIT)。PITは、賃金や事業、投資、その他の個人および世帯の所得に課される税である。州のPIT税率は、各所得区分に応じ納税者所得の1から9.3%(これらを限界税率と称する)で、高所得者ほど高い限界税率を課される。この税からの税収(2010-11会計年度は計494億ドル)は一般財源に入金される。年収が100万ドルを超える場合はさらに1%が追加で課税される(これによる歳入は精神衛生サービス専用資金となる)。

提案

2013年から2016年にかけて消費税率を引き上げる。本法案は、州全体における消費税率を物品購入額1ドルにつき4分の1セント、暫定的に引き上げるものである。この増税は、2013年1月1日から2016年末までの4年間適用される。

2012年から2018年にかけて個人所得税率を引き上げる。図2に示すように、本法案では高所得者に対するPIT税率を現行の9.3%から引き上げる。課税所得が多いほど、限界税率の引き上げ幅も大きくなる。たとえば合算申告者については、年間所得50万ドルから60万ドルの場合限界税率が1%引き上げられ、合計税率10.3%が適用される。同様に、所得60万ドルから100万ドルの場合は2%、100万ドル超の場合は3%の限界税率が追加で課され、各所得区分における合計税率はそれぞれ11.3%、12.3%となる。この新税率の影響を受けるのは、California州のPIT申告者の1%程度である(これに該当する納税者が現在、州個人所得税の約40%を支払っている)。同税率は、2012課税年度に始ま

図2
現行および提案第30号が提案する個人所得税率

独身申告者の課税所得 ^a	合算申告者の課税所得 ^a	世帯主の課税所得 ^a	現行の限界税率 ^b	提案された追加限界税率 ^b
\$0-\$7,316	\$0-\$14,632	\$0-\$14,642	1.0%	—
7,316-17,346	14,632-34,692	14,642-34,692	2.0	—
17,346-27,377	34,692-54,754	34,692-44,721	4.0	—
27,377-38,004	54,754-76,008	44,721-55,348	6.0	—
38,004-48,029	76,008-96,058	55,348-65,376	8.0	—
48,029-250,000	96,058-500,000	65,376-340,000	9.3	—
250,000-300,000	500,000-600,000	340,000-408,000	9.3	1.0%
300,000-500,000	600,000-1,000,000	408,000-680,000	9.3	2.0
500,000 超	1,000,000 超	680,000 超	9.3	3.0

^a 図中の所得区分は2011年度に適用されたものであり、今後インフレ率の変動に基づき調整される。独身申告者には、個別申告を行う夫婦および事実婚同棲パートナー(RDP)も含まれる。合算申告者には、合算申告を行う夫婦およびRDPカップルのほか、児童を扶養する寡婦または寡夫として認定を受けた者が含まれる。

^b 限界税率は各所得区分の課税所得に対して適用される。提案された追加税率は2012年度に始まり2018年度まで有効となる。図中の現行税率には、100万ドル超の課税所得に課される精神衛生税率1%は含まれない。

立法分析者による分析

続き

り2018課税年度末までの7年間適用される(税率の引き上げは2012年1月1日から適用されるため、増税対象となる納税者は、通年の増税分を消化するため今後数か月間特に高額な税金を支払う必要がある)。精神衛生サービス用の追加課税1%は、100万ドル超の所得者に引き続き適用される。つまりこれに該当する納税者のPIT限界税率は、提案第30号による税率変更によって10.3%から13.3%に引き上げられる。また、今回の投票に含まれる提案第38号もPIT税率を引き上げるものである。これらの法案が両方とも承認された場合どうなるかについては、以下のボックスを参照のこと。

投票により提案第30号および第38号の両方が承認された場合

州憲法では、2つの法案間に矛盾がある場合の措置について明確に規定。州憲法の規定によると、同じ州全域投票で承認された2つの法案の条項が矛盾する場合、より多数の賛成票を得た法案の条項が優先される。本州全域投票における提案第30号および第38号はいずれも個人所得税(PIT)率を引き上げるものであるため、両提案間には矛盾が生じると見なされる。

両法案では、いずれか一方の増税のみが適用される旨を明確に規定。提案第30号および第38号はいずれも、これらの法案両方が承認された場合どちらの条項が発効するかを明記する項を含む。

- **提案第30号がより多数の賛成票を得た場合。**提案第30号に含まれる項には、同提案の条項が全面的に優先され、他の法案(この場合提案第38号)のPIT税率引き上げに関する条項はすべて無効となる旨が記載されている。
- **提案第38号がより多数の賛成票を得た場合。**提案第38号に含まれる項には、同提案の条項が優先され、他の法案(この場合提案第30号)の消費税率またはPIT税率に関する条項はすべて無効となる旨が記載されている。また、この場合、提案第30号の増税が適用されないことにより、「自動削減」と称される歳出削減が発効する。

財政的影響

2018-19年度までの州歳入の増加。消費税およびPITの増税がともに適用される5会計年度(2012-13から2016-17)において、本法案の増税による州歳入の年間平均増加額は60億ドルと見込まれる。2011-12年度および2017-18、2018-19年度における歳入増加は、増税の段階的導入および段階的撤廃により比較的小規模になることが予想される。

歳入額は年度ごとに大幅に異なる可能性。本法案により増加する歳入額は、上記の歳入推定額に対し上下数十億ドル単位の誤差を伴う可能性がある。これは、本法案による追加歳入の大半が高所得納税者のPIT税率引き上げから創出されるためである。高所得納税者が申告する所得の多くは賃金や給与でなく投資や事業に関連するものであるが、高所得納税者の賃金や給与の若干の変動と比較して、投資所得には株式市場の動向や住宅価格、経済状況により年度ごとに大幅な変動が考えられる。たとえば、100万ドル超の所得者に課される現行の精神衛生税は2009-10年度に7億3000万ドルを創出したが、前年度以前にはこの2倍以上の税収が記録されている。これらの納税者所得の変動、ならびに税率引き上げに対する反応の不確実性のため、本法案による歳入増加額を予想するのは困難である。

州歳出

背景

州一般財源は多くの公共プログラムを支援している。一般財源に入金された歳入は、公立学校、公立大学、保健衛生プログラム、社会福祉、刑務所など、さまざまなプログラムに充当されている。中でも学校関連の支出は州予算において最大の位置を占め、過去の投票によりすでに承認済みの提案において、州政府は学校(幼稚園から高等学校まで)およびコミュニティカレッジ(これらをK-14教育と総称)に年間最低資金(一般に、提案第98号の最低保証額と称される)を支給するよう規定されている。この最低保証額は、州一般財源と地方不動産税収を組み合わせたまかなわれている。多くの年度において、算出される最低保証額は州一般財源歳入の変動に大きく左右される。一般財源歳入が大きく増加した年度においては、最低保証額も大幅に増額される可能性が高い。なお、学校およびコミュニティカレッジに配分された州または地方からの資金の大部分は「無制限」、つまり教育上のあらゆる用途に充当可能である。

提案

追加税収により学校への資金提供および予算の均衡化を図る。本法案の暫定的増税によって創出された歳入は提案第98号の最低保証額の計算に組み込まれ、その結果保証額は毎年数十億ドル単位で引き上げられる。この新たな歳入の一部は学校資金の増加に、その残余额は州予算の均衡化に役立てられる。会計処理の面では、追加歳入は新たに開設された教育保護口座(EPA)と呼ばれる州の口座に入金される。同口座の資金のうち89%は学校に、11%はコミュニティカレッジに提供される。学校およびコミュニティカレッジは、この資金を教育上のあらゆる用途に充当できる。この資金は既存の無制限生徒数割資金と同様に配分されるが、

立法分析者による分析

続き

すべての学区が生徒一人当たり200ドル以上、またすべてのコミュニティカレッジ区が生徒一人当たり100ドル以上のEPA資金を必ず受給するという点が異なる。

本法案が承認された場合の財政的影響

2012-13年度予算案は投票による本法案の承認に依存。州議会および州知事が6月に採択した予算案は、予想される2012-13会計年度の大幅な財政赤字、ならびに以降数年にわたり予想される財政赤字への対応を念頭に入れたものである。2012-13年度予算案は、(1)本法案が投票で承認されることを前提とし、(2)結果的に創出される歳入を州のさまざまなプログラムに使用するものである。本法案によって創出される歳入の大部分は、学校およびコミュニティカレッジに配分される。2012-13年度における学校およびコミュニティカレッジ向け資金の大幅な増額(2011-12年度に対し66億ドル、つまり14%増)はこの追加歳入を前提とするものであり、この増額分ほぼ全額が前年度K-14支出の支払いと、州のK-14関連の支払い遅延緩和に充てられる。同予算案には、予想される大幅財政赤字を念頭に置き、保健衛生・社会福祉サービスプログラムの支出抑制、州政府職員の減給、一時資金の使用、州のその他の口座からの借り入れなどの措置が盛り込まれている。

2018-19年度までの予算に対する影響。本法案による追加歳入は、2018-19年度にかけて州予算の均衡化に活用できる。本法案により2018-19年度まで毎年数十億ドルの追加歳入が創出され、既存の州プログラム向け資金、K-14教育における支払い遅延の緩和、その他の州負債の返済など、広範な用途に充当可能となる。なお、これらの資金の用途は、州議会および州知事による今後の措置に左右される。また、高所得納税者の所得の変動、ならびに本法案による州歳入の変動の可能性により、年度によっては州予算に困難が生じることも考えられる。提案された増税期間の終了後は、これに伴う歳入の減少により、以降数年間にわたり予算がさらなる圧迫を受ける可能性がある。

本法案が拒否された場合の財政的影響

本法案が投票で拒否された場合の代替予算案による歳出削減。本法案が成立しなかった場合、州が本提案の増税により創出される追加歳入を受領することもなくなる。この場合、2012-13年度予算案には60億ドルの歳出削減が盛り込まれるよう規定されている。現在州法で計画されているこの自動削減は、図3に示した通りである。削減項目のほとんどが教育プログラムであり、K-14教育では54億ドル、公立大学では5億ドルの削減が規定されている。なお、K-14における削減額のうち約30億ドルは無制限資金を対象とするものである。この削減措置に対する学校およびコミュニティカレッジの対応として、準備金の引き下げ、また学校の場合は学年度の短縮、コミュニティカレッジでは生徒数の削減などが考えられる。残りの24億ドル削減により、学校およびコミュニティカレッジへの支払い遅延額が増加し2011-12年度水準に戻ることも予想される。これは会計年度後半になって学校およびコミュニティカレッジのキャッシュフローニーズに影響を及ぼし、結果的に短期借入れを助長する可能性がある。

2018-19年度までの予算に対する影響。本法案が投票で拒否された場合、2018-19年度までの州歳入は同法案が承認された場合よりも年間何十億ドルも少なくなる。この低水準の歳入でいかに州予算の均衡化を図るかは、州議会および州知事により今後決定される。今後の州予算の均衡化措置としては、学校またはその他のプログラムの資金削減や新たな歳入、各種一時措置などが考えられる。

図3
提案第30号が投票で拒否された場合の
2012-13年度歳出削減

(単位:100万)

学校およびコミュニティカレッジ	\$5,354
California大学	250
California州立大学	250
発達障害局	50
市警助成金	20
消防防災局 (CalFire)	10
DWR洪水制御プログラム	7
地方水上安全パトロール助成金	5
漁業狩猟局	4
公園・レクリエーション局	2
DOJ法執行プログラム	1
合計	\$5,951

DWR = 水資源管理局 (Department of Water Resources)、
DOJ = 法務省 (Department of Justice)

地方政府プログラム

背景

2011年に、一部のプログラムの管理および資金提供責任が州政府から地方(主に郡)政府へと委譲された。責任委譲の対象プログラムには、特定の成人犯罪者の収監、仮出所者の監督、薬物乱用治療サービスの提供などが含まれる。これらの新たな義務に伴って生じる支払いのため、州議会は州税収から毎年約60億ドルを地方政府に送金する法案を可決した。この資金の大半は、消費税収の一部を州から地方政府へと振り替えることによりまかなわれる。

提案

本法案は州憲法に、2011年の州プログラム責任委譲に関連するいくつかの条項を追加する。

地方政府に対し継続的な歳入を保証する。本法案では、プログラムの責任委譲に伴う費用をまかなうため、2011年に振り替えられた税収(またはそれと同等の資金)を州が地方政府に提供し続けるよう規定する。また本法案では、学校およびコミュニティカレッジ向け資金の最低保証額の計算から地方政府に振り替えられた消費税収を永久に除外するよう規定する。

州当局によるプログラム要件の拡大を制限する。地方政府は、2011年に委譲されたプログラムに対する責任の履行費用を増加させるいかなる州法についても、州政府が費用増加分をまかなう追加資金を提供しない限り、これを施行する義務を負わない。

州政府に不測のプログラム費用の一部負担を義務付ける。本法案では、プログラムの責任委譲に関連する連邦法規または規制の改正や特定の裁判上の措置によって地方政府に新たに生じた費用の一部を州政府が支払うよう規定する。

資金提供に対する潜在的な委託責任を排除する。州憲法の規定により、地方政府に新たな責任を課し、あるいは「委託」した場合、州政府はこれに関する費用を払い戻す必要がある。現行法では、プログラムの責任委譲に伴う費用の一部をまかなうため、場合により州が地方政府への追加資金提供(委託に伴う費用の払い戻し)を求められる。本法案は、州政府にこのような委託に伴う費用の払い戻し義務がない旨を規定するものである。

公開会議法による費用の州による払い戻しを廃止する。ブラウン法では、地方立法府のすべての会議を一般に公開するよう規定している。これまで、ブラウン法の特定の条項(公開会議の議題作成および公表要件など)によって地方政府に生じた費用を州政府が払い戻してきた。本法案では、州政府にはブラウン法に規定された手順に従い公開会議を行うための費用を地方機関に支払う義務はない旨を規定する。

立法分析者による分析

続き

財政的影響

州政府。プログラムの責任委譲に伴い、州歳出は通常よりも増加する可能性がある。これは、本法案が(1)かかるプログラムの費用をまかなうための州政府による地方政府への資金提供継続を保証するとともに、(2)将来起こりうる連邦法の改訂や訴訟によって発生する費用の一部を州が負担するよう規定し、さらに(3)地方政府にとっての負担増を意味する新たな州の法律または規制について、地方政府に対し、州政府が追加資金を提供しない限りその施行を拒否する権限を与えているためである。発生しうるこれらの費用の一部は、2011年のプログラム委譲およびブラウン法の措置から州の潜在的な委託責任を排除する本法案の条項によって相殺される。これらの条項による実際の財政的影響を正確に見積もることは不可能であり、当選した公職者および裁判所による今後の措置に左右される。

地方政府。上記の要因は、地方政府に対しては逆の財政的影響を及ぼすと考えられる。つまり、地方政府の歳入は通常よりも増加する可能性がある。これは、州政府が(1)2011年のプログラムの責任委譲に伴う費用をまかなうため地方政府への資金提供を継続し、(2)将来起こりうる州法および連邦法の改訂や訴訟によって発生する費用の全部または一部を負担するよう義務付けられることによる。この地方歳入増加分の一部は、2011年のプログラム委譲およびブラウン法の措置から委託に伴う費用の払い戻しを受ける地方政府の権

限を排除する本法案の条項によって相殺される。これらの条項による実際の財政的影響を正確に見積もることは不可能であり、当選した公職者および裁判所による今後の措置に左右される。

要約

本法案が投票で承認された場合、4年間にわたる州消費税率引き上げ、ならびに7年間にわたるPIT税率引き上げにより、2012-13年度から2016-17年度まで毎年推定平均60億ドルの追加州歳入が創出される(これに対し2011-12年度および2017-18、2018-19会計年度における歳入増加は比較的小規模になることが予想される)。この追加歳入は州の2012-13年度予算案に資金として盛り込まれるとともに、今後7年間にわたり予算の均衡化に活用できる。また本法案では、地方政府への州プログラム責任委譲に伴う費用をまかなうため2011年に行われた一部州税収の振り替えを、地方政府が毎年継続して受領することを保証する。

本法案が投票で拒否された場合、州消費税率およびPIT税率の引き上げは行われない。この場合、州の2012-13年度予算案に対する追加資金が創出されないため、2012-13年度の州歳出は約60億ドル削減され、そのほとんどは教育関連支出の抑制によるものとなる。従って、今後数年間の州歳入は本法案が承認された場合よりも何十億ドルも少なくなる。

提案 30 教育資金提供のための暫定税。地方自治体の公共安全のための資金保証。州民発案による憲法改正。

★ 提案30の賛成意見 ★

以下は、California州女性投票者連盟、ならびにCalifornia州の教員、法執行官からのメッセージです。

California州民の皆様、
過去数年に及ぶ資金削減を経て、California州の公立学校や大学、公共安全サービスはもはや限界に達しています。

この4年間だけを見ても、学校予算は200億ドル削減、教員は3万人以上減員され、クラスあたりの生徒数は全国最大という有様です。これ以上子供たちの価値を軽んじてはいけません。

今こそ、断固たる姿勢でCalifornia州の軌道を修正する必要があります。

提案30、すなわち学校および地方自治体の公共安全保護に関する法令は、州知事Jerry Brown、女性投票者連盟、そして教育や法執行、ビジネスの現場を代表する州規模の連合組織から支持を得ています。

提案30は、学校および公共安全のための資金を保護し、州が抱える慢性的な予算問題に取り組む唯一の州民発案として幅広い支持を集めています。

- 学校資金の大幅な削減を防止。提案30が成立しなければ、学校やカレッジは今年さらに60億ドルの大規模な資金削減に見舞われます。提案30はこのような資金削減を防止するとともに、何十億ドルもの新たな資金を今年から提供し、クラス規模の縮小や時代に合った教科書の採用、教員の再雇用を可能にする唯一の州民発案です。
- 地方自治体の公共安全のための資金を保証。提案30は、公共安全のための資金を州憲法で保証し、投票者の承認なしに変更できないよう保護する唯一の法案です。提案30は公共の警備を確実に強化します。
- 予算の均衡化を実現。提案30は、予算の均衡化を図り、長年にわたる巧妙な策略や借り入れによって山積した州債務の返済を促進します。これは、California州を悩ませる予算不足に歯止めをかけるために不可欠な措置です。

学校および公共安全を保護するため、提案30は高所得者（年収50万ドル超の夫婦）の個人所得税を暫定的に引き上げ、消費税については昨年よりもむしろ低い税率に抑えます。

提案30による増税は暫定的かつ均衡のとれたものであり、学校と公共安全を保護するものです。

- 所得税の増税対象となるのは高所得者のみ：提案30は、最も高額の所得を得ている納税者に、暫定的により多くの所得税負担を課すものです。年収50万ドル未満の夫婦に対しては、所得税の増税は一切行われません。
- 新たな歳入はすべて暫定的：提案30による増税は暫定的なものであり、本州民発案は州民が投票で承認しない限り変更できません。最富裕層のみが7年間増税の対象となり、消費税に関する条項は4年間有効となります。
- 資金は州議会の管理範囲外にある専用口座に入金：学校向けに確保された資金は州議会が関与できない特別基金に入金され、州官僚による浪費を許しません。
- 提案30は強制監査を執行：独立機関による年次監査を義務付けることにより、資金が学校と公共安全のためにのみ使用されるよう保証します。

ぜひ女性投票者連盟、およびCalifornia州の教員や公共安全専門家の後押しをお願いします。

提案30に賛成票を投じてください。

学校および公共安全のため、断固主張しましょう。

詳細はYesOnProp30.comをご覧ください。

JENNIFER A. WAGGONER、プレジデント

California州女性投票者連盟

DEAN E. VOGEL、プレジデント

California教員協会

KEITH ROYAL、プレジデント

California州保安官協会

★ 提案30の賛成意見に対する反論 ★

提案30号の支持者は、この大幅な増税を承認しなければ学校予算が削減されると主張しています。

しかし、California州の学校に最高の質を維持してほしいという願いは確かに州民全員のもので、増税以外にも方法はあります。

政治家は概して、州基金でまかなわれている何千というプログラムの合理化や、高額に上るお役所的無駄遣いの排除を実行する代わりに増税に訴えるものです。

これは、彼らが最近取った措置を見れば明らかでしょう。年間3億8000万ドルの税金を費やす「何の便益も生まない新幹線(bullet train to nowhere)」のために50億ドル近くの州債券発行を許可しています。この資金こそ学校に投入されるべきではありませんか。

その代わりに政治家が提示した策はといえば、年間10億ドルの消費税増税および中小企業の所得税増税、それを拒否するなら学校予算を削減するという大変不誠実なものです。

提案30の見かけに騙されてはいけません。これは学校の現場に対し1ドルの追加資金すらも保証するものではありません。

提案30に反対を：教育目的で確保された現行資金を政治家が奪い、他のプログラムに流用することになります。しかも

税金が実際にどこに流れていくのか、州民が知ることは決してないでしょう。

提案30に反対を：この提案は、予算や年金制度、学校制度の改革を一切約束しない州政府の政治家に白紙の小切手を渡すようなものです。

提案30に反対を：この提案は中小企業に損害を与え、雇用を削減します。

提案30に反対を：この提案は、州政府の政治家による浪費を助長します。

提案30の見かけに騙されてはいけません。これは州政府の政治家が我々からさらに税金を巻き上げるための口実に過ぎず、教育支援には何の役にも立たないばかりか、経済までも悪化させるものです。

California州民を甘く見てはいけなさと、思い知らせてやりましょう。提案30に反対票を投じてください。

JOEL FOX、プレジデント

Small Business Action Committee

JOHN KABATECK、エグゼクティブディレクター

National Federation of Independent Business/California

KENNETH PAYNE、プレジデント

Sacramento納税者協会

★ 提案30への反対意見 ★

提案30に反対を。これは500億ドルを要求する政治家の畏に過ぎず、学校への追加資金を保証するものではありません。

提案30を擁護する政治家は、7年間にわたるこの大幅な増税を承認すれば学校の現場に新たな資金がもたらされると投票者に信じ込ませようとしています。しかしこれは真実とはかけ離れています。

提案30は、学校への追加資金提供を無視して政治家にペテンを許すものです。

- この提案を承認すれば、学校向けの現行資金を他の目的に充当し、その資金を今度は増税による税収でまかなうことが可能になってしまいます。一方で資金を奪い、もう一方で補充するというのが政治家の策略です。提案30はどう大目に見積もっても、学校への追加資金を一銭たりとも保証するものではありません。
- 多くの教職者がこの不備を指摘しており、California州教育委員会協会までもが「州知事の発案は学校に追加資金をもたらすものではない」とコメントしています(2012年5月20日)。
- Wall Street Journalでもこの提案の欠陥が指摘されており、「California州知事Jerry Brownは11月の選挙で、この増税による税収が学校資金になるという建前のもとに票を得ようとしている」との記述が見られます。また、同紙は「誰も声高には言わないが、この追加歳入には破綻した教員年金基金の穴埋めが期待されているというのが真相だ」とも述べています(Wall Street Journal、2012年4月22日社説)。
- 提案30の公式投票名称と要約にも、実はこの資金が「その他必要とされる支出の支払い」に使用されると明記されています。

しかも、提案30は追加資金がいくらかでも教育現場にもたらされることを義務付けたり保証するものではなく、教育制度の改革による無駄遣いの排除や官僚的体質の打破、管理諸経費の削減などを実現しうる条項もありません。

何の改革も約束しない提案30に反対を。

提案30を擁護する政治家や特別利益団体は、際限なく増え続ける自らの支出を埋め合わせたいがために増税を計画し、有意義な改革に乗り出す気はまったくありません。

- 政治家とその陰で糸を引く特別利益団体は、年金改革を妨げる決定を下しました。California州の未払年金債務が5000億ドルに上る中、政治家はなお改革案の成立を拒んでいるのです。
- 彼らは予算改革を頓挫させた当事者でもあり、政治家はこれまでの州歳出を上回る浪費を続けるばかりです。提案30は彼らに何十億ドルという追加資金を与え、何の改革も行われず、これが浪費されずに学校の現場にもたらされるという保証もないまま、この危険極まりない動きに拍車をかけるものです。

政治家の脅威に対抗するためにも、提案30に反対を。

提案30を擁護する州知事や政治家、特別利益団体は、「この大幅な増税に賛成しないと学校にしわ寄せが行く」と言って投票者を脅しておきながら、資金を有効活用するための教育・年金制度改革を拒否しています。

今我々がすべきは、中小企業と労働者家族に対する実の不透明で学校への追加資金も保証しない500億ドルの増税を承認することではなく、経済成長を通じて雇用創出と浪費削減を目指すとともにクリーンな政治と予算過程の改革を実現し、政治家の責任を問うことです。

改革と雇用創出を最優先すべき今、増税に終始する提案30に反対を。

JON COUPAL、プレジデント
Howard Jarvis納税者協会

TOM BOGETICH、元エグゼクティブディレクター
California州教育委員会

DOUG BOYD、メンバー
Los Angeles郡教育委員会

★ 提案30の反対意見に対する反論 ★

数年に及ぶ資金削減に甘んじてきた学校および地方自治体の公共安全を保護するため、今ここでけじめをつける必要があります。

提案30は断固たる財政管理を掲げ、資金が学校および公共安全のみに使用されることを保証します。

- 歳入は学校資金として専用口座に入金されることが憲法で保証されるため、州議会は関与できません。
- 資金は毎年監査を受けるため、管理費に充てられたり州官僚組織の浪費にさらされることはありません。
- 提案30は、資金の濫用に対し刑事訴追を認めます。

子供たちがクラス規模全国最大という劣悪な環境に追いやられているのは、まさにあるまじき状況です。提案30は所得に見合った公平な税金を最富裕層に課すことでクラス規模を縮小し、公共の警備を強化するものです。

- 今年予定される学校資金の大幅削減を防止：提案30は、学校および大学に対して今年行われる60億ドルの資金自動削減を防止する唯一の州民発案です。提案30が成立しなければ、学年度の短縮や教員の一時解雇、授業料の大幅な引き上げといった措置を甘受せざるを得ません。

- 学校への新規資金として数十億ドルを確保：提案30は数十億ドルの追加資金を提供し、クラス規模の縮小、ならびに美術や体育などのプログラムの再生を実現します。
- 地方自治体の公共安全を保護：提案30は地方自治体の公共安全のための資金を州憲法で保証し、最終的には刑務所費用を数十億ドル削減します。
- 予算の均衡化を実現：提案30は、州予算の均衡化を図る長期的な措置の一助となります。

教員、法執行や企業の代表者、そして州知事Jerry Brownは、一様に提案30を支持していますが、これは本提案がCalifornia州を復興への軌道に乗せる唯一の法案であるからにほかなりません。

詳細は www.YesOnProp30.com をご覧ください。

JENNIFER A. WAGGONER、プレジデント
California州女性投票者連盟

JOSHUA PECHTHALT、プレジデント
California Federation of Teachers

SCOTT R. SEAMAN、プレジデント
California州警察署長協会

州予算。州政府および地方自治体。州民発案による憲法改正および法令。

- 二年周期の州予算を確立する。
- 相殺歳入または歳出削減を確認しない限り、2,500万ドルを超える支出を行うことを州議会に禁じる。
- 州議会が行動を怠った場合、財政非常事態宣言中、州知事は一方的に予算を削減できる。
- 州の全プログラムの業績審査を義務付ける。
- 州および地方自治体の予算に業績目標を義務付ける。
- 議会投票の少なくとも三日前に議案の発表を義務付ける。
- 州議会または州機関が60日以内に変更を拒否しない限り、州営プログラムを統制する法律の適用方法を地方自治体に変更できるようにする。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 州売上税収が年間約2億ドル減少し、特定の地方自治体への資金提供はそれに対応して増加する。
- 州および地方自治体の収支にその他のさらに大きな潜在的变化があるが、その程度は将来の公職者の決定に左右されるであろう。

立法分析者による分析

概要

本法案は地方政府、州議会、州知事の特定の責務を変更する。また、州政府および地方政府の活動のいくつかの側面も変更する。図1は本提案の主要条項をまとめたものであり、その詳細については以下で順次説明する。

地方政府の計画の承認および資金提供

提案

地方政府による新たな計画の策定を許可する。本法案では、郡および他の地方政府（市、学区、コミュニティカレッジ区、特別地区など）は住民にサービスを提供する方法を調整するための計画を作成することができる。この計画では地方政府が、経済開発や教育、社会福祉、公共安全、公衆衛生といったさまざまな分野でサービスを提供する方法を策定する。各計画は、(1)郡、およ

び(2)郡内学生の大多数が所属する学区、(3)郡人口の大多数を管轄するその他の地方政府の管理機関の承認を受ける必要がある。当該計画を実施するにあたり、地方機関には州から資金提供がある(下記詳細を参照)。

地方政府による州助成プログラム運営方法の変更を許可する。州の法律または規制により計画を実施する能力が制限されると地方政府が判断した場合、地方政府は、既存の州の法律または規制と「機能的に同等」な独自の手順を構築することができる。地方政府は、州基金から資金提供を受けている州プログラムを運営する上で、州の法律または規制ではなく、これらの手順に準拠することができる。州議会(州法律の場合)または関連する官庁(州規制の場合)には、この地方の代替手順を拒否する機会が

立法分析者による分析

続き

与えられる。地方で策定された手順は、同じ手続きを経て更新されない限り、4年後に失効する。

地方の固定資産税の移譲を許可する。
California州の納税者は、年間約500億ドルの固定資産税を地方政府に支払っており、この固定資産税を各郡の地方政府機関に配分する方法は、州の法律により定められている。本法案は、計画に参与する地方政府に配分された固定資産税を、当該地方政府が選択した方法で互いに移譲する権限を与える。本法案の影響を受ける各地方政府は、その変更を管理機関の3分の2の賛成により承認しなければならない。

州消費税歳入の一部を地方政府に移行させる。現在、州の消費税平均は8%強である。2009-10年度の消費税歳入は422億ドルで、州と地方政府にほぼ均等に配分された。本法案は2013-14会計年度より、州の取り分のごく一部を新しい計画を実行する郡に移行させる。納税者が支払う消費税に対する変更はない。この移行により、郡内の計画に参加している地方政府の歳入が、今後数年で年間約2億ドル増加することになる。また、州政府は州プログラムへの充当金からその対等額を失う。消費税は、人口に応じて参加する郡に交付される。本法案は、これら資金と地方の計画の実施を支援するその他の基金の配分方法を計画に規定することを義務付ける。

図1

提案31の主要条項

- ✓ **地方政府の計画の承認および資金提供**
 - ・ 州歳入の一部を、地方政府が公共サービスの連携を図る計画を実施している郡に移行させる。
 - ・ これらの地方政府に、独自の州プログラム運営手順を構築する権限を与える。
 - ・ これらの地方政府に、政府間での地方固定資産税の移譲を許可する。
- ✓ **州議会の特定法案の制定能力の制限**
 - ・ 新たな資金源および/または歳出削減が特定されていない限り、州の歳出を増加または歳入を減少させる特定法案を可決する州議会の能力を制限する。
上記要件からさまざまな種類の法案を免除する。
 - ・ 州議会における承認の最低3日前に、ほぼすべての法案および改正案を一般に公開することを義務付ける。
- ✓ **州の歳出を削減する州知事的能力の拡大**
 - ・ 特定の状況下で、州の財政非常事態に歳出を削減する権限を州知事に与える。
- ✓ **公共予算編成および監視手続きの変更**
 - ・ 州の予算編成過程を1年から2年に変更する。
 - ・ 2年間の議会中に、公共プログラムの行政監査に一定期間を確保することを州議会に義務付ける。
 - ・ 各プログラムの有効性を評価し、予算がいかにさまざまな目的を満たしているか説明する義務を州および地方政府に課す。

立法分析者による分析

財政的影響

31 前述の2億ドルの移行に加え、州政府および地方政府にはその他の財政的影響が生じる。たとえば、地方政府が州助成プログラムの運営手順を独自に構築することを許可することで、プログラムの成果、あるいは州または地方政府の負担費用に変化が生じる可能性がある。地方政府による固定資産税の移行を許可した場合、所定の地方政府に配分される金額は変動する可能性があるが、固定資産税納税者が支払う総額は変わらない。また、地方政府が新しい計画を作成および運営する際に費やす追加支出は、小額に抑えられる見通しである。本法案のこの部分に起因する影響は、(1)計画を作成する郡がいくつあるか、(2)州助成プログラムの運営方法を変更する地方政府がいくつあるか、そして(3)地方政府の活動によりどのような結果が得られるか、の3つの要因に左右される。上記の理由から、本法案により州および地方政府が受ける実際の財政的影響は予測不可能である。一部の郡では、重大な影響が生じる可能性がある。

州議会の特定法案の可決能力を制限

現行の法律

予算案およびその他の法案。州議会および州知事は毎年、州の予算案およびその他の法案を承認する。予算案は一般財源およびその他多数の州勘定からの支出を許可する法案である(一般財源とは教育、健康、福祉、刑務所、その他のプログラムに資金を提供する州の主要な運営勘定)。一般に、予算案およびその他の大多数の法案の承認には、州議会の両院(上院および下院)の過半数の票が必要となる。ただし州税の増額には、両院の3分の2の票が求められる。

続き

新法を審議する際の通常の手続きの一環として、州議会および州知事は、提案された法律が州の収支に及ぼすと思われる影響を検証する。州憲法上、州は新法の資金源の特定を義務付けられていないが、州の総合予算の均衡化を図らなければならない。具体的には毎年、予算を採択する際に、州は一般財源歳入の推定額が承認された一般財源歳出と同等額以上であることを示さなければならない。

提案

州支出を増額する州議会の能力を制限する。本法案は、任意の会計年度に州支出を2500万ドル以上増加させる法案について、歳出削減、歳入拡大、またはその両方の組み合わせにより、どのように資金源を確保するかを示すことを州議会に義務付ける。本要件は、州の官庁またはプログラムを新たに作成する法案、現在の州の官庁またはプログラムを拡張する法案、あるいは州が定める地方プログラムを作成する法案に適用される。例外として、州の官庁またはプログラムに関する一度だけの支出を許可する法案、仕事量や生活費の増加による官庁またはプログラムへの資金提供を増額する法案、連邦法により規定された助成金を提供する法案、団体交渉協定に準拠した州公務員への給与またはその他の支払いを増額する法案にはこの要件は適用されない。また本法案では、2008-09年以降に、州予算の均衡化を推進する目的で削減された州プログラムの資金を回復させる法案も例外となる。

州歳入を減額する州議会の能力を制限する。本法案は、任意の会計年度に州の税収またはその他の歳入を2500万ドル以上減少させる法案について、歳出削減、歳入拡

立法分析者による分析

大、またはその両方の組み合わせにより、どのように資金源を確保するかを示すことを州議会に義務付ける。

州議会における法案の可決条件を変更する。本法案は、州議会における法案の可決に影響を及ぼす可能性があるその他の変更を実施する。たとえば、本法案では州議会に対して、法案およびこれら法案に対する改正案を、議会での採択の少なくとも3日前に一般に公開することを義務付けている（自然災害またはテロ行為に対応するための特定の法案を除く）。

財政的影響

本法案は、州の歳出を増加、または歳入を減少させる一部の法案の州議会における可決を困難にする。このように州議会の能力を制限することで、州基金の公共サービスに対する支出の削減、あるいは税および手数料ではさらに大幅な削減を実現できる可能性がある。本法案のこの部分による財政的影響は州議会の将来の決定に左右されるため、その影響を想定することは困難であるが、長期的に多大なものとなる可能性がある。州は地方政府に多額の資金を提要するため、時間とともに地方政府にも影響が及ぶと思われる。

続き

州の歳出を削減する州知事的能力の拡大

現行の法律

提案58(2004年度)の規定に従い、州知事は予算案の承認後に州が巨額の歳入不足または歳出超過に陥っていると判断した場合、財政非常事態を宣言することができる。財政非常事態を宣言した場合、州知事は特別議会を招集し、財政非常事態への対応を提案しなければならない。州議会はそれに対して、45日以内に回答する必要がある。ただし現状では、州歳出を削減する州知事の権限は、州議会が45日以内に何らかの措置を取らなかった場合でも非常に限られている。

提案

特定の状況での州知事による歳出削減を許可する。本法案により、45日以内に財政非常事態に対処するための法案が州議会を通過しなかった場合、州知事は一部の一般財政歳出を削減することができる。ただし、州憲法または連邦法で義務付けられている歳出は例外とする。これにはほとんどの学校関連費用、債務返済、年金拠出金、健康および福祉プログラム費用などが含まれる（現在、一般財源歳出の大部分をこれらのカテゴリーが占めている）。総減額が、予算の均衡化に必要な金額を超過してはならない。州議会は両院の3分の2の票により、減額の一部または全部を無効にすることができる。

財政的影響

州知事の歳出を削減する能力を拡大することで、州の全体的な歳出を以前より削減できる可能性がある。この変更による財政的影響は予測不可能であるが、数年間で非常に大きな変化をもたらす可能性がある。州歳出の削減により、地方政府の予算にも影響が生じると思われる。

公共予算編成および監視手続きの変更

提案

予算編成過程を1年から2年に変更する。本法案は州の予算編成過程を1年から2年に変更する。州知事は2015年から2年ごとに、次の2会計年度の予算案を提出することになる。たとえば、州知事は2015年7月と2016年7月にそれぞれ始まる会計年度の予算を2015年1月に提案する。また、州知事は2016年から2年ごとに提案した予算の改訂を提出することができる。本法案は、州憲法で定められた州議会の現行の予算案の可決締め切り日を6月15日から変更するものではない。

公共プログラムの行政監査に一定期間を確保する。現在、州議会は2年間の会期中にわたり、さまざまな時期に州および地方プログラムの活動を監督および監査している。本法案では、2年間の議会において、2年目の7月以降の特定の期間を、公共プログラムの監督および監査に確保するよう州議会に義務付ける。具体的には、州議会は本法案に従い、運営機関が州政府または地方政府のいずれかに関係なく、すべての州助成プログラムを監査する手順を作成し、

少なくとも5年に一度実施しなければならない。この監査の実施中、州議会は法案を可決することはできない。ただし、(1)即座に効力を発する法案(通常は両院の3分の2の票を必要とする)、または(2)州知事の拒否を無効にする法案(同様に両院の3分の2の票が必要)は例外とする。

新たな州および地方の予算要件を課す。現在、州および地方政府は、公共プログラムの運営状況を評価する方法を柔軟に決定することができる。本法案は、州および地方政府が予算に新たな項目を含める際に、一般的要件を課す。この法案の下では、各政府はそのプログラムの有効性を評価し、予算がいかにさまざまな目的を満たしているかを説明しなければならない。州および地方政府は、目的に対する進捗状況を報告する義務がある。

財政的影響

州および地方政府に対して、新たな予算要件を施行、および新しい評価要件を管理するシステムの導入費用の増大を招くことになる。金額は州および地方の役人が要件をどのように施行したかにより異なり、州全体で年間100万ドルから数千万ドルに及ぶ可能性があるが、時間とともに減少する。これらの新しい予算および評価要件は、歳出の優先順位の変更、プログラムの有効性、一部プログラム分野への追加投資といったさまざまな事項の決定に影響すると思われる。政府に対する財政的影響は予測できない。

本法案の財政的影響の要約

図2に示したように、本法案は地方計画を実施する郡に州の消費税歳入の一部を移行させる。この移行により、州歳入は年間2億ドルの減少し、これらの郡の地方政府への資金提供はそれに対応して増加する。この法案により州および地方の財政に生じるその他の変化は、一般に役人の将来の決定に左右されるため、予測するのは困難である。長期的には、州および地方の収支におけるこれらの変化は、前述の消費税歳入の2億ドルの移行よりも多大なものとなる可能性がある。

図2

提案31の主要な財政的影響

	州政府	地方政府
地方政府の計画の承認 および資金提供		
計画への資金提供	年間2億ドルの歳入減。	計画を構築した郡の地方政府に対して、年間2億ドルの歳入増。
新しい計画の影響	予測できないが、多大なものとなる可能性がある。	予測できないが、郡によっては多大なものとなる可能性がある。
州議会の特定法案の 制定能力の制限	州議会の今後の対応により、歳出が減少または歳入が増大する可能性がある。	州議会の今後の対応により、地方プログラムへの州の資金提供に変更が生じる可能性がある。
州の歳出を削減する 州知事の能力の拡大	今後数年間で歳出が減少する可能性がある。	今後数年間で地方プログラムへの資金提供が減少する可能性がある。
公共予算編成および 監視手続きの変更		
実施費用	年間100万ドルから数千万ドル(時間とともに減少)。	年間100万ドルから数千万ドル(時間とともに減少)。
新たな要件の影響	予測できない。	予測できない。

★ 提案31の賛成意見 ★

好不況の波は幾度かありましたが、Californiaは長らく財政赤字に悩まされてきました。政治家たちの無駄遣い、乱用、借りすぎにより、州政府の歳出は歳入を大きく超えています。そして、予算はCalifornia州民が望む成果ではなく、特別利益団体の影響を基に決定されることが一般的となっています。提案31は、歳入にあった財政運営を政治家に義務付け、政治家に責任を課す上で重要な情報を投票者と納税者に提供します。

2003年から2010年にかけて、無党派の州監査役によりいくつもの州機関に対して行われた監査では、監査役が提案した政府機能改革案を実行し、効率性を改善していれば、税金の無駄使いを約12億ドルも削減できたであろうと報告されています。最近では、統一訴訟管理システム(Court Case Management System)の構築に向けた取り組みに、予算を2億ドル以上上回る5億ドルの税金が投入されましたが、このプロジェクトは58郡のうちわずか7つを結んだだけで中止されることとなりました。

提案31は真の均衡予算を政府に要求し、州民による審査や監視を受けることなく何十億という予算が投入されることを防止します。提案31を採択しない限り、年間何億ドルという、地方の学校や法執行機関、その他の地域の優先事項に有効活用できるはずの税金を、これからも浪費していくだけです。

提案31により増税や納税者の負担拡大が生じることはなく、新たな官僚組織が形成されることもありません。提案31は、既存の財源を利用してその条項を施行することを明確に規定しており、市と郡に税金を還元することで節約を実現します。

提案31に賛成票を投じると、以下を実現できます。

- 公共の意見を取り入れ、透明性を向上させる—州民の審査なく、予算案が決議されることを防止します。現在、州の予算に透明性はなく、州民への報告要件もありません。提案31は、州議会での可決最低3日前に提案された州の予算案を一般に公開することを政府に義務付けます。

- 財政監視と新たな財政支出に対する制約を課す—提案31は、州が2500万ドルを超える新たな支出または歳入減に対して、財源を定めることなく資金提供することを禁止します。
 - 地方の管理能力と柔軟性の拡大—2012年度の州予算では、地方政府の予算が14億ドルカットされました。提案31は最高2億ドルを地方政府に戻し、地域の優先事項に使用できるようにします。また、市、郡、学区に対して、業績を改善し、地方の要件を充足するサービスをより柔軟に構築する権限を付与します。
 - 予算の業績改善と成果報告を義務付ける—州および地方政府に対して、測定可能な結果の達成を予算の焦点とすることを義務付け、定期的に州民に業績報告を行うこと、ならびに追加支出を決定する前にプログラムの有効性を評価することを州議会および地方政府に求めることで説明責任を課します。
 - 州政府プログラムの業績審査を義務付ける—すべての州政府プログラムに対して州民による業績審査を義務付け、業績を改善、あるいは資金をより効率的かつ効果的なプログラムに移行させる方法を特定します。
 - 二年予算を義務付ける—政治家による短期予算を利用した巧妙な策略を防止します。州議会に長期的な財政ソリューションを構築するように義務付けます。
- 提案31に賛成票を投じて、政府支出を削減、州予算に対する国民の信頼を高めましょう。

HON. CRUZ REYNOSO
California州最高裁判事(退職)

HON. DELAINE A. EASTIN
前公立学校教育長

PROF. JAMES FISHKIN, Ph.D.
Stanford大学

★ 提案31の賛成意見に対する反論 ★

提案31により予算が均衡化されることも、公共の意見が取り入れられることも、業績が向上することもありません。

提案31が本当にその公約を果たすことができるなら、私も支持するでしょう。しかし、実際は違います。この法案はCalifornia州憲法に複雑な規則や規制、要件を新たに加えるだけに過ぎません。政府の手続きは今よりもコストがかかり煩雑となる上、処理速度は遅く、効果も薄くなります。複雑で不明瞭なこの法案を完全に理解するには、法廷で何年も議論を重ねる必要があるでしょう。

提案31は、コストの増大、官僚統制の拡大、公衆保護機能の弱体化を招きます。

この法案が成立すれば、地方の政治家は州民の声を聞くことなく、自分たちに不都合な規則を無効にしたり、変更するようになるでしょう。そうすると、空気の質や公衆衛生、安全な職場環境の保護システムが弱体化することは避けられません。

提案31により、減税や教育基金の増加を実現することはまず不可能です。

この提案では、その他の税を増徴するかプログラムを削

減しない限り、減税をすることも、学校への資金を増額することもできません。

提案31には数々の不備があり、支援団体のメンバーの中には、この提案の提出に抗議して辞職した人もいます。

提案31の支援団体California Forward Action Fundの前役員、Bob Balgenorthは「提案31には重大な不備がある... Californiaにとってさらなる害となるだろう」と発言しました。また、その辞表には「この州民発案の不備を是正することなく、California Forwardが州務長官に署名を提出したことを非常に遺憾に思う」と記載されています。我々は、これ以上、欠陥法案を受け入れるわけにはいきません。提案31に反対票を投じてください。

ANTHONY WRIGHT、エグゼクティブディレクター
Health Access California

LACY BARNES、シニアバイスプレジデント
California Federation of Teachers

LENNY GOLDBERG、エグゼクティブディレクター
California Tax Reform Association

★ 提案31への反対意見 ★

提案31の内容は非常にお粗末で、改革を実現するどころか、訴訟と混乱をもたらすことが目に見えています。

改革は全州民の願いですが、提案31は官僚機構を追加し、新たな問題を生み出すだけです。この法案の結果、制約と不明確な要件が幾重にも課され、減税を許可すべきか、プログラムを変更できるかといった重要な決定は投票で選ばれたわけでもない役人の手に委ねられます。こうした決定は混乱を生み、毎年のように法廷に持ち込まれることになるでしょう。我々が必要としているのは、さらなる訴訟ではなく、真の改革です。

提案31では、2億ドルもの資金が教育をはじめとする重要な分野から郡の試験的なプログラムに移行されます。

日々財政難に苦しむ我々のどこに、そんな余裕があるのでしょうか。また、州予算の大部分が教育に充てられているにもかかわらず、この法案は年間2億ドルの州歳入を郡の試験的プログラム専用口座に移譲するとしています。限られた資金で賭けをする訳にはいきません。資金はすべて、州内の重要な優先事項に活用すべきです。

提案31では、十分な資金がある場合でも税を引き上げるか、その他のプログラムを削減しない限り、教育分野への資金提供を拡大することができません。

また、奇妙なことに提案31では、実際には利用可能な資金がある場合でも、増税やプログラムの削減を実施しない限り、教育などのプログラムに改善を取り入れることも、学校への資金を増額することもできません。この法案が成立すれば、学校への追加資金は何年間も凍結される可能性があります。

提案31では、州の財政が黒字であろうと、増税やプログラム削減を実施しない限り減税は許可されません。

これらの税関連条項の相反する性質から、財政が黒字であろうと、ある税を減税するには別の税を増税しなければならないという奇妙な状況が生まれます。これは減税を防ごうという意図があるか、別のケース、深刻なケースでは条

項の起草時に間違いに気付かなかったかのどちらかに違いありません。そして、提案31はこの不備を州憲法に組み込もうとしています。

重要な州法を無効または変更する権限を郡に与える提案31は、州の公衆衛生、水質、公共安全に対する脅威です。

Californiaは、公衆衛生の保護、空気および水の汚染防止、市民への安全の提供に関して州全体で共通の基準を確立しています。提案31には、地方の政治家が住民投票を行うことなく、そして乱用を防止する有効な方法を定めることなく、これらの法律を変更または無効にすることを許可する条項が含まれています。

提案31により、政府がとうの昔に行うべきであったことを実行するために、余分な手続きや官僚機構が生まれ、年間何億ドルという費用が費やされることとなります。

成果主義の予算編成は単なるスローガンであり、その試みはこれまでも幾度となく繰り返されてきました。その結果として、1つははっきりとしていることは、コストが増大することです。無党派の州議会アナリスト事務所(Legislative Analyst's Office)が実施した公式財政分析では、新たな予算編成過程を取り入れても業績が改善される保証はなく、政府の負担が年間数千万ドル増大すると結論付けています。負担は確実、結果は不確実な法案が必要でしょうか。

California州に改革は必要ですが、提案31は現状を改善するどころか、悪化させるにすぎません。私たちと一緒に提案31に反対票を投じてください。

SARAH ROSE、会長

California League of Conservation Voters

JOSHUA PECHTALT、プレジデント

California Federation of Teachers

RON COTTINGHAM、プレジデント

California州保安官研究協会

★ 提案31の反対意見に対する反論 ★

「提案31は、州および地方政府の透明性を高め、州民による審査と監視を実現します。この政府説明責任法案は、納税者が特別利益団体やロビー組織に利用されない体制を整えながら、環境保全および労働者保護を実現します」

—Hon. Cruz Reynoso, California州最高裁判事(退職)

「今こそ、California州の予算過程に注目する時です。数十億の赤字に右往左往する現状を変えなければなりません。我々に必要なのは、旧態依然とした体制ではなく、実践的な改革です」

—Professor James Fishkin, Stanford大学

「提案31には、お金を借りて使おうとする州の誘惑を弱める効果があります。また提案31により、地方政府や地域の学校の、教育向上と公共安全の強化に重点的に取り組む意欲を高めることができます。提案31に賛成することは、California州の学校と学生を支援することに他なりません」

—Hon. Delaine Eastin, 前公立学校教育長

提案31に賛成票を投じると、以下を実現できます。

- 増税または政府支出の増大を防ぐ。
- 州政府が存在しないお金を使うのを防ぐ。
- 現在、非公開で行われている予算過程の透明性を高める。
- 州政府から市および郡に、さらなる管理権限と柔軟性を移行させる。
- 州および地方政府に、支出を追加する前に業績を州民に報告することを義務付ける。

提案の詳細はwww.sos.ca.govでご覧いただけます。政府支出のさらなる無駄を排除するために、皆様のご支援をお願いします。

提案31は最も厳格な憲法改正要件を満たしています。本法案の内容は慎重に熟考されたもので法的に有効であり、California州の予算過程と運営制度を確実に改善します。

BILL HAUCK、前会長

California Constitution Revision Commission

給与控除される政治献金。候補者への献金。州民発案による法令。

- 政治目的で給与控除された資金を組合が使用することを禁止する。企業または政府請負業者による給与控除がある場合、それに同一の使用禁止を適用する。
- それが正当と認められた場合、社員から雇用者主催の委員会または組合への任意献金を書面により一年間の許可を与える。
- 組合および企業から候補者および候補者が管理する委員会への直接または間接の献金を禁じる。
- 給与控除の禁止で制限されていない利用可能な資産からの企業支出を含む、その他の政治支出は無制限のままになる。
- 政府請負業者から選出役人または役人が管理する委員会への献金を禁止する。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 本投票事項の要件を導入および執行するためには、州政府および地方自治体への費用が増え、毎年100万ドルを超過する可能性がある。

立法分析者による分析

背景

政治改革法。1974年のCalifornia州政治改革法は、投票者により採択された州民発案法令で、州の選挙資金法および情報公開法を確立したものである。本法令は州および地方の候補者、投票法案、公職者に適用されるが、連邦政府の候補者または公職者には適用されない。州の公正政治慣習委員会(FPPC: Fair Political Practices Commission)は、(1)申し立てられた違反行為の調査を含む法令の要件の執行、ならびに(2)FPPCの法令解釈に関する助言および意見の発表を通じた公衆への行政指導の提供を行う。

地方選挙資金法。一部の地方政府は本法令で規定された要件に加え、地方の候補者、投票法案、公職者に対する選挙資金および情報公開要件を制定している。これらの条例は、地方政府により制定および施行される。

政治的支出。多くの個人、グループ、企業が州および地方の候補者または投票法案を支持あるいは反対するために資金を費やしている。このような政治的支出は、候補者や委員会への献金にはじまり、選挙運動への協力、意見を伝達するための広告の作成など、さまざまな形態をとることができる。州の選挙資金法により、政治的支出は次の3種類に分類される。

- 政治献金。**政治「献金」には一般に、金銭または物品、サービスを(1)候補者に直接、(2)候補者の要請に応じて、(3)これらの資金を候補者また

は投票法案の支持または反対に使用する委員会に提供する行為が含まれる。現行の法律は、個人またはグループ、企業が州の候補者(または州の候補者に資金提供を行っている委員会)に提供できる政治献金の金額に制限を設けている。たとえば2012年の時点では、個人、グループ、企業に許可される政治献金上限は、州知事候補者の場合は26,000ドル、州議会候補者の場合は3,900ドルとなっている。さらに現行法は、政治献金を州または地方の選挙担当官に開示することを義務付けています。

- 独立支出。**候補者や投票法案の支持または反対を表明するための支出は、通常、資金が(1)候補者または(2)候補者や投票法案を支持あるいは反対するために設立された委員会と連携することなく使われた場合、独立支出と見なされる。たとえば、投票者に候補者の支持を呼びかけるテレビCMは、このCMが候補者の選挙運動と協調することなく制作された場合には、独立支出となる。現行法では、個人、グループ、法人による独立支出に上限は定められていない。ただし、これらの支出は選挙担当官に開示しなければならない。
- その他の政治的支出。**政治的支出の中には、政治献金にも、独立支出にも当てはまらないものがある。この広範なカテゴリには、組織が政治的支持をそのメンバー、従業員、または株主に伝達するために費やす「メンバーコミュニケーション」が含まれる。この支出に州法は適用されず、選挙担当官に開示する必要もない。

立法分析者による分析

続き

給与控除。特定の条件下で、雇用主が従業員の給与から資金を控除する場合がある。この差し引かれた資金は「給与控除」と呼ばれる。給与控除には一般に、ソーシャルセキュリティ、所得税、医療保険料、任意の寄付金などが含まれる。

組合の会費と手数料。California州では約250万人の労働者が労働組合に所属している。組合は団体交渉プロセスで従業員を代表し、雇用主と雇用条件を交渉する。一般に組合の活動資金は、(1)組合員に課せられた会費、および(2)団体交渉プロセスで組合が代表した非組合員から徴収した公平な割当料金から調達される。多くの場合、雇用主は従業員の給与からこれらの会費と手数料を自動的に差し引き、それを組合に送金している。

政治的支出の資金源として使用される給与控除。組合の多くは、給与控除から得た資金の一部を団体交渉プロセスに直接関係しない活動の支援に使用している。これらの支出には、政治献金と独立支出、そして組合の政治的意見を組合員に伝達するためのメンバーコミュニケーションが含まれる場合がある。非組合員は、政治的支出や団体交渉に関係しないその他の支出への公平な割当料金の使用を拒否することができる。California州では、組合以外の組織が政治的支出の資金源として給与控除を使用しているケースは比較的稀である。

提案

本法案は州の選挙資金法を変更し、以下からの州および地方の選挙運動資金の提供を制限する。

- 公共および民間の労働組合。
- 法人。
- 政府請負業者。

これらの制限は、米国大統領および連邦議会議員といった連邦政府の選挙運動資金には適用されない。

政治目的の支出の資金源として給与控除の使用を禁止する。本法案は、組合、法人、政府請負業者、州および地方政府雇用主に対し、従業員の給与から控除した資金を「政治目的」で使用することを禁止するものである。本法案で「政治目的」には、政治献金、独立支出、選挙運動に関連するメンバーコミュニケーション、および投票者に影響を及ぼすその他の支出が含まれる。本法案は、団体交渉や連邦選挙運動の政治的支出を含む、その他の活動に給与控除を使用する、組合の既存の権限には影響しない。

法人および組合による政治献金を禁止する。本法案は、法人および組合が候補者に政治献金を行うことを禁止する。つまりこの法案の成立により、法人および組合は(1)候補者に直接、または(2)候補者に献金を行う委員会に献金をすることができなくなる。ただし、この制限は法人および組合の独立支出に資金を使用する能力には影響しない。

政府請負業者の当選した公職者に献金する権限を制限する。本法案は政府請負業者(団体交渉契約を締結した公共の労働組合を含む)に対して、契約の発注に関与する当選した公職者に献金を行うことを禁止する。具体的には、政府請負業者は、契約の検討が開始された時点から契約終了日まで、これらの当選した公職者に献金を行うことはできない。

財政的影響

申し立てられた違法行為の調査および助言要請への対応に伴い、州の費用が増加する。さらに、州および地方政府のその他の管理費が増大すると思われる。これらを合わせた追加費用は、年間100万ドルを超える可能性がある。

★ 提案32の賛成意見 ★

提案32に賛成を。特別利益団体と政治家のカネの繋がりを断ちましょう。

政治家は企業や政府系組合から多額の選挙運動献金を受け取り、これらの特別利益団体の意向に沿った政治を行っています。つまり、政治家は有権者ではなく、特別利益団体のために活動をしているのです。

その結果が、現在の大幅な赤字と、贅沢な年金制度や解雇できない粗悪な教師といった税金の無駄遣いです。

提案32は、法人と組合から政治家に流れ込む特別利益献金を禁止します。抜け道や例外は一切ありません。特別利益団体からの献金は排除され、個人献金だけが認められます！投票者の皆さん、反対者の言葉に惑わされないでください。

政治家との金銭的繋がりを断たれては困る特別利益団体が、この提案32を阻止しようと何千万ドルもの大金を投入しています。現在の利権を守るためなら何でも言うでしょう。これらの団体の反対意見はすべて、論点のずれた、誤った情報ばかりです。

特別利益団体は、提案32には抜け穴があり、独立PACに出資する富裕層や企業に利益が生まれるようになっていると主張しています。しかし、実際には組合と企業の両方が、州憲法で保護された適用対象外の独立政治委員会に出資しています。

「提案32はCalifornia州の政治家への法人および組合献金を廃絶します。例外は一切認めません。米国憲法で認められる範囲に置いて、特別利益団体による州政府への影響を排除することが目標です。提案32に賛成票をお願いします。」

—John Arguelles, California州最高裁判所元判事

提案32が実現する、シンプルかつストレートな3つの変革

- 法人および組合から政治家への献金を禁止する
- 請負業者から契約を承認する政治家への献金を断つ
- 政治献金を任意のものとし、政治目的での給与控除を禁止する

特別利益団体と政治家とのカネの繋がりを断つ

政治家はカントリークラブやワインの試飲会、葉巻愛好会など、さまざまなイベントを利用して大規模な資金調達パーティーを開催し、裕福なロビイストから何千万ドルという選

挙資金を集めています。こうしたパーティーは多数の法案が採決に持ちこまれたときに開催されることが多く、政治家と特別利益団体の便宜供与の温床となっています。

- 大手開発業者や裕福な映画制作者、州外の企業に対して、数百万ドルもの税金の抜け穴を作る
- 支援者に対して州の環境保護規制を免除する
- 政府職員に有利な年金制度を提供する
- 増税を提案し、学校や法執行機関への資金を削減する一方で、不要な高速鉄道の建設計画など無駄なプログラムへの出資を保護する

特別利益団体による政治目的での給与控除を廃絶し、従業員の献金がすべて任意で行われることを保証する

最近、最高裁判所は、California州の大手組合による政治資金調達慣行を「弁解の余地がない」とする判断を下しました。(Knox vs SEIU)

提案32はCalifornia州の労働者に、自分のお金を用途を自分で決定する権利を保証するものです。どのような状況であれ、賛同できない政治家や政策への献金を強制されることがあってはなりません。

請負業者から契約を承認する政治家への献金を排除する
現在の法律では、政治家が資金提供者に契約を発注しても違法ではありません。しかし、それにより入札プロセスから中小企業が締め出されるという状況が日常化しています。提案32はこうした特別待遇を排除し、9500万ドルの税金を投入したにもかかわらず、機能しなかった州のコンピュータシステムのような無駄を取り除きます。(CNET, 2002年6月12日)

今行動を起こさなければ、特別利益団体がからむ汚職はなくなりません。提案32に賛成を投じてください！

www.stopspecialinterestmoney.org

GLORIA ROMERO、ステイトディレクター

Democrats for Education Reform

GABRIELLA HOLT、プレジデント

Citizens for California Reform

JOHN KABATECK、エグゼクティブディレクター

National Federation of Independent Business—California

★ 提案32の賛成意見に対する反論 ★

提案32に賛成票を投じる前に、2つの質問に答えてみてください。大企業が自分たちが免除されない場合でも、この法案を投票用紙に載せるためにお金を払うと思いますか。Californiaの特別利益団体が支持する提案に、抜け穴や例外がなかったことがありますか。

うまい話には必ず裏があり、提案32も例外ではありません。

提案32の条項が免除されるグループは、不動産開発業者、保険会社、億単位の資金を持つベンチャー投資家の3つだけで、今後組合が候補者に献金をすることはできなくなります。その一方で、巨大な法人特別利益団体は引き続き、無制限に資金を投入することが許されています。

提案32の支持者らは、労働者が賛同しない政策や理念への献金を強要されていると主張していますが、そんなことはありません。労働者は現在の法律ですでに、組合への強制加入や政治目的での手数料の支払いから保護されています。

それでは、この提案の本当の目的は何なのでしょう。

- 提案32の主な後援者はウォールストリートの元投資家や保険会社役員、ヘッジファンドのマネージャーなどで、皆、提案32で免責される人たちばかりです。どうしてだと思いませんか。

提案32のその他の資金提供者は、地球や身近な地域環境を保護するための法律から逃れようとしている開発業者の経営者たちです。提案32は、こうした企業も適用外としています。どうしてだと思いませんか。

スーパーPACや独立支出委員会は提案32の条項を免除されます。

提案32は無駄なお役所仕事を大量に生み、偽りの改革に何百万ドルという税金を浪費することになります。

女性投票者連盟は提案32に反対します。提案32は、腐敗した州の政治を改革できると投票者に思い込ませる、いつもの欺瞞に過ぎません。改革はおろか、事態を悪化させるだけです。

JO SEIDITA、議長

California Clean Money Campaign

JOHN BURTON、議長

California州民主党

ROBBIE HUNTER、事務局長

Los Angeles/Orange Counties Building and Construction

Trades Council

★ 提案32への反対意見 ★

California州女性投票者連盟、California Common Cause、California Clean Money Campaignなどの団体はすべて、提案32に反対しています。

提案32の見かけに騙されてはいけません。提案32は「政治改革」を謳い文句にしていますが、その実態は特別利益団体が自分たちを守り、競争相手を蹴落とそうとする策略に過ぎません。私たちが反対するのは、そのためです。

政治家からお金を取り上げる効果はありません

- スーパーPACや独立支出委員会は提案32の条項を免除されます。これらは候補者や投票法案を選出または打ち負かすための組織であるにもかかわらず、その選挙活動には同じ献金制限や透明性に関する要件が適用されません。
- 先日最高裁判所により、こうしたグループの政治的支出を無制限とする判断が下されました。提案32にこれを防ぐ効果はありません。
- 提案32が通過した場合、法人特別利益団体が支援する委員会を含むスーパーPACが、選挙資金の主な調達経路となります。これらのグループがCalifornia州の選挙活動に投入した資金は、2004年から現在までで9500万ドルにも上ります。このままでは、テレビはネガティブキャンペーン一色となるでしょう。

真の選挙資金改革ではありません

本当の選挙資金改革であれば、すべての人を平等に扱い、例外を一切設けないはずで、提案32は、ウォールストリートの投資会社やヘッジファンド、開発業者、保険会社などの大企業を意図的に免除するように構成されています。そしてこの法案で免除された企業の1000社以上が、州務長官事務所により大口献金者としてリストアップされているのです。こうした企業は2009年からだけを見ても、選挙活動に1000万ドル以上の献金を行っています。

不均衡かつ不公平

この法案は、給与控除された資金を組合が政治目的に使用することを禁止すると主張しています。これが法人にも適用されていると聞けば、バランスが取れているように思えます。

す。しかし実際には、California州の法人の99%が政治目的での給与控除を行っておらず、制定後も相変わらず収益を利用して選挙に影響を与えることができます。これが公平でバランスの取れた政治といえるのでしょうか。

それでも疑問に思われる方は、公式要約を読んでください。「給与控除の禁止で制限されていない利用可能な資産からの企業支出を含む、その他の政治支出は無制限のままになる」という一文からも、不均衡であることが伺えます。

この提案の裏に隠れているのは誰でしょうか

提案32の主要支援者の多くは保険会社の元役員やウォールストリートの役員、開発業者などの大口献金者で、提案32の特別免除から利益を得ようとしています。

Californiaの政治は党派間の争いにより、膠着状態が続いています。選挙運動への多額の献金は、選挙運動システムに対する州民の不信を招く結果となりました。提案32の支援者は、州民の怒りと不信感を利用して、自分たちの都合の良いように規則を変えようとしています。

提案32は現状を悪化させるにすぎません

「不均衡かもしれないが、前進には違いない」と言う人もいます。しかし、組合とその労働者を制限しても、法人特別利益団体を野放しにしたままでは、特別利益団体の意向が優先される政治システムが生まれるだけです。提案32に反対票を投じて、特別利益団体の支配からきれいな空気や水、消費者の安全性を守りましょう。

<http://www.VoteNoOn32.com>では、なぜ提案32がCalifornia州民にとってマイナスとなるのか、その実態を詳しく説明しています。提案32に反対票を投じてください。

JENNIFER A. WAGGONER、プレジデント

California州女性投票者連盟

DEREK CRESSMAN、地域ディレクター

California Common Cause

DAN STANFORD、前会長

California Fair Political Practices Commission

★ 提案32の反対意見に対する反論 ★

特別利益団体は真実を語っていません。

提案32では「できないこと」に反対すると主張していますが、実際にはこの提案が「できること」を阻止しようとしています。

実際のところ、提案32は最高裁判所が許容する範囲まで効果を発揮します。法人と組合、両方の政治家への献金を排除し、例外や抜け穴を作ります。

提案32はシンプルな3つの変革を実現します。

- 2010年度の選挙活動では、法人と組合の献金は4800万ドルに上りました。このとき提案32が成立していれば、この4800万ドルが候補者の懐に入ることはなかったはずで、
- 請負業者から契約を発注する政治家にお金が渡るのを防止します。
- 法人や組合が従業員の給与から政治目的で資金を控除することも二度とありません。提案32では、雇用主および組合は従業員の許可を求める必要があり、従業員には拒否をする権利があります。

いくつもの特別利益団体が提案32を阻止するために巨額の資金を費やしています。政治への影響力を維持しようと必死なのが明らかです。

ここで、いくつかの例をご紹介します。

ロサンゼルス市の学区が生徒に性的虐待を行った教師を解雇しようとしたが、複雑な手続きが必要でした。そこで、このプロセスを容易にする法案の可決を、州議会に依頼しました。しかし、州最大の教員組合が2年間にわたり100万ドルの献金を行い、大規模なロビー活動を展開。結局、法案は見送られることになりました。

ロサンゼルス市長のAntonio Villaraigosaはこれを「馬鹿げた政治的操作」と呼び、*San Francisco Chronicle*の取材に「非常に不快である」と答えました。

こうした旧態依然とした慣行が、Californiaの一般市民が苦しめられています。

政治家の手から巨額の献金を取り上げましょう。提案32に賛成を投じてください。

MARIAN BERGESON

前California州教育省長官

JON COUPAL、プレジデント

Howard Jarvis納税者協会

HON. JOHN ARGUELLES

California州最高裁判所元判事

自動車保険会社。ドライバーの保険加入歴に基づく価格。州民発案による法令。

- ドライバーが以前に任意の保険会社の自動車保険に加入していたかどうかに基づき、保険会社が価格を設定できる現行法を改正する。
- 保険会社が以前なんらかの保険加入歴のあったドライバーに対し比例的な割引を提供するよう認める。
- 保険会社が継続加入を維持していないドライバーに対し保険費用を増すことを許可する。
- 軍隊もしくは失業により未加入期間が生じた場合または未加入期間が90日未満である場合、未加入期間のあるドライバーを連続加入者として取扱う。

33

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 保険料による州税収に対する重大な財政的影響は恐らくないであろう。

立法分析者による分析

背景

自動車保険はCalifornia州民が購入する主要な保険のひとつである。その保険料は210億ドルに上り、2011年にCalifornia州の保険会社が受領した合計金額の40%を占める。

自動車保険に関する州規制。1988年にCalifornia州民が承認した提案第103号では、自動車保険を含む特定の保険の保険料率変更にあたり保険コミッショナーによる事前審査・承認が義務付けられている。また提案103では、自動車保険契約における保険料率・保険料を設定する際に次の算定因子の適用を規定している(以下、重要度の高い順)：(1)被保険者の安全運転歴、(2)年間走行距離(マイル数)、(3)運転年数。

保険コミッショナーは自動車保険料率・保険料の決定にあたり、その他の算定因子を採用することができる。このような算定因子には現

在16のオプションがあり、保険会社が加入状態を維持している顧客に割引を提供できるというのもその例である。ただし保険会社は、他の保険会社から切り替えて新たに加入した顧客にはこのような割引を提供できない。

保険料税。California州で営業する保険会社は現在、州法人税の代わりに保険料税を支払っている。この保険料税は、州内で自動車保険やその他の保険から得られた年間総保険料に基づいて決定される。2011年にCalifornia州の自動車保険契約に対し保険会社が支払った保険料税は約5億ドル。この税収は州一般財源に入金される。

提案

本法案は、保険会社が自動車保険契約において他の保険会社から切り替えて新たに加入した顧客に「継続加入」割引を提供することを

立法分析者による分析

続き

認めるものである。本法案において継続加入とは通常、任意の保険会社における連続した自動車保険加入歴を意味する。ただし、未加入期間がある消費者にも以下を条件として割引が適用される。

- 未加入期間が理由を問わず過去5年間のうち90日以内である場合。
- 未加入期間が一時解雇や一時帰休による雇用喪失によるもので、過去5年間のうち18か月以内である場合。
- 未加入期間が軍隊勤務によるものである場合。

また、親と同居する子供は、親の資格に基づいて同割引の適用を受けられる。

かかる割引の提供を決定した場合、保険会社は比例方式でこれを提供する。割引率は直前5年間における顧客の加入年数(整数に四

捨五入)に基づいて計算され、たとえば過去5年間のうち3年間にわたる加入を証明できる顧客には、継続加入割引満額の60%相当が適用される。

財政的影響

本法案によりCalifornia州の保険会社が受領する自動車保険料の合計額が変化し、これに伴って保険料税による州税収も影響を受ける可能性がある。たとえば継続加入割引の導入により、割引資格を有する加入者が支払う保険料が低下することが考えられる。ただしこの減収は通常、かかる割引の対象とならない加入者が負担する追加保険料により相殺されるため、本法案は実際には、保険料税による州税収に重大な影響を及ぼすものではないと考えられる。

★ 提案33の賛成意見 ★

法律に準拠して自動車保険を購入することは、それなりの報酬に値します。提案33により、California州の消費者はよりお得な契約を求めて他社の保険も検討できるようになります。

California州法はすべてのドライバーに自動車保険への加入を義務付けており、実際にはCalifornia州のドライバーの約85%が法律を遵守し、保険を購入しています。法律に従って自動車保険の継続加入を維持していれば割引が受けられますが、これは同じ保険会社の保険に加入し続けた場合に限られます。

現行法では、よりお得な保険、条件の良い契約を求めることが継続加入割引の資格喪失につながるため、消費者にとっては大変不利です。

提案33はこの問題を是正し、どの保険会社であれ自動車保険への加入を継続している消費者には割引を提供します。提案33が成立すれば、より有利な条件を求めて他社の保険も検討できるようになります。

民主・共和両党の党首、退役軍人クラブ(VFW)、California州アメリカンGIフォーラム、消防士、中小事業主、個人消費者、商工会議所は提案33を支持しています。法律を遵守する州民が必ず報われるよう、皆様もこの提案33に賛成票を投じてください。

提案33が成立すれば、責任ある行動と法律遵守に対する報酬が保証され、当然の権利を行使して他の保険会社に切り替えた場合もこれを確保できます。一部の保険会社が提案33に賛成し一部が反対しているのは、これによって保険会社間に競争がもたらされるためです。皆様の周囲の保険外交員が提案33を支持しているとしたら、それはこの提案により保険会社が契約獲得のため競争せざるを得なくなるからです。

まずはどうぞ提案33をお読みください。単純明快で道理にかなった内容であることがお分かりいただけるでしょう。

提案33に賛成票を投じてください。この提案が成立すれば、どの保険会社と契約するかによらず、皆様が当然受けるべき報酬である割引が適用されます。

また提案33は、継続加入割引をより簡単に受けられるようにすることで、未加入者に保険加入を促すものでもありません。加入期間1年ごとに漏れなく相応の割引を受けることができ、加入期間が長いほど有利な割引率が適用されます。これは現在未加入のドライバーに保険加入を促し、すべてのドライバーを守ることもつながります。

提案33はこの他にも以下のような措置でドライバーの権利を保護します。

- 提案33は、現職の軍人が割引資格を維持できるような規定を設けています。軍人世帯がアメリカンGIフォーラムや退役軍人クラブ(VFW)の主導のもと提案33を支持しているのはこのためです。
- 一時解雇や一時帰休による失業者も、提案33の下では最大18か月間、継続加入者として取り扱われます。
- 提案33では、運転免許取得年齢を迎えた学生が、親との同居または一人暮らしのいずれの場合も割引を受けられるよう規定しています。
- 提案33は、保険料の未払い期間があるドライバーにも、当該未払い期間が90日以内であればその理由を問わず割引資格を与えます。

提案33が成立すれば、よりお得な契約を求めて他社の保険に切り替えても割引が適用されるため、保険会社間の競争が促進され、消費者に有利な保険料がもたらされます。

California州では、自動車保険への加入が法律で義務付けられており、これを遵守する者には報酬が与えられるべきです。提案33に賛成票を投じてください。

ROBERT T. WOLF、プレジデント

CDF Firefighters

ESTERCITA ALDINGER

中小事業主

DEAN LEE

退役軍人クラブ(VFW)

★ 提案33の賛成意見に対する反論 ★

California州の労働者は、これまで被ってきた不当な扱いに辟易しています。これ以上保険会社の策略によって高額な自動車保険料を支払わされるわけにはいきません。

提案33の99%は保険業界の大富豪が単独で提供する資金によるものであり、ドライバーの自動車保険料負担を軽減したいというのがその大義名分です。

しかし保険会社の一役員が800万ドルもの巨額を投じてまで州民発案を支持し、州民の出費を抑えようとするなど、果たしてそうそうあるでしょうか。

提案33は、申し分のない運転歴を持つ優良ドライバーに対してまで保険料を値上げするものです。本州民発案が成立すれば、大学通学や重大なけがの治療、公共交通機関の利用など正当な理由による未加入期間を経て新たに保険を購入しようという消費者が、運転歴にブランクがあるというだけで不当な扱いを受けることとなります。

California州法は、過去に運転歴がない、あるいは経済的余裕がなくこれまで自家用車を利用できなかったドライバーに対し、自動車保険会社がそれだけを理由に保険料を値上げすることがないよう規定しています。一方提案33は、保険会社が何百万人もCalifornia州民により高額な保険料を課すことを認めるものです。

この大富豪率いるマンモス保険会社が1600万ドルを投

じて同様の発案を支持した2010年の時点で、投票者はすでに反対を表明しているにも関わらず、同社はまた同じことを繰り返しています。

通勤に大量輸送機関を利用し、その後再び自家用車を運転し始めた消費者に対して自動車保険を値上げすべきではありません。

失業後新たな職を得て運転を再開した州民の保険料を値上げすべきではありません。

重病により運転を断念したために未加入期間が生じ、回復後にいざ運転を再開しようというドライバーの保険料を値上げすべきではありません。

提案33は、自動車保険料の値上げをもたらします。マンモス保険会社の思惑に対抗し、自動車保険の規制撤廃は認められないと主張すべきです。

提案33に反対票を投じてください。

DeANN MCEWEN, RN、プレジデント

California州看護師協会

RICHARD HOLOBER、エグゼクティブディレクター

California州消費者連合

JAMIE COURT、プレジデント

Consumer Watchdog

★ 提案33への反対意見 ★

消費者保護団体は提案33に反対します。これは何百万人もの優良ドライバーの自動車保険料を値上げする保険会社の新たな策略です。

2010年にはMercury Insurance社が1600万ドルを投じて同様の発案を支持し、California州民はこれを拒否しました。

同社はまた同じことを繰り返しています。大富豪として知られるMercury InsuranceのGeorge Joseph会長は、提案33への資金としてすでに800万ドルを費やしています。億単位の資金を持つ保険会社がこれほどの巨額をはたいて州民の出費を抑えようとするなど、果たしてそうそうあるでしょうか。

提案33は、正当な理由で一定期間運転を控え、運転再開にあたり新たに保険を必要とするドライバーを不当に扱うものです。司法長官による公式な要約によると、提案33は「保険会社が保険料の割り増しを行うことを許可する」ものですが、これでは申し分のない運転歴を持つ優良ドライバーに対しても値上げが可能になってしまいます。

提案33は巧妙な表現で州民を欺き、言行不一致も甚だしいものです。California州保険局が指摘している通り、いわゆる「継続加入割引」措置はCalifornia州の多くのドライバーにとって「結局は値上げを意味する」策略であるという可能性もあるため、注意が必要です。コンシューマーレポートの政策・擁護部門に当たる消費者同盟が提案33に反対しているのはこのためです。

提案33は、大学を卒業し、就職に伴って車を運転する必要が生じた学生にとっても保険料の値上げを意味します。

また提案33では、重大な病気やけがの治療のため運転を中止し、やむを得ず保険未加入期間が発生した場合にも保険料が値上がりします。

提案33は保険業界の規制を撤廃し、大手保険会社各社の説明責任を曖昧にするものです。これこそが、大富豪に率いられ過剰請求の前歴を持つ保険会社Mercury Insuranceが本法案の資金の99%を提供している理由です。California州保険局はMercury社について、「その評判にたがわず顧客搾取に終始し、傲慢かつ無神経な態度で故意に法を犯している」と述べています。これまで自動車保険を必要としなかった優良ドライバーに不利益をもたらす提案33に反対票を投じてください。

提案33は、保険会社が申し分のない運転歴を持つ顧客に対してまで、過去5年間のうち一定期間自動車保険に加入していなかったというだけで保険料の大幅な値上げを行うことを認めるものです。当時車を所有しておらず保険がまったく不要であったドライバーさえも、この不利益を被ることになります。

California州の中産階級家庭に深刻な影響を与える提案33に反対票を投じてください。

提案33の値上げがすでに合法化されている州では、より高額な保険料が課されています。

- テキサスでは61%増し。
- ネバダでは79%増し。
- フロリダでは103%増し。

保険に加入しないドライバーを増加させ、州民全員にとってマイナスとなる提案33に反対票を投じてください。

California州保険局は、保険会社が課そうとしているこの経済的負担は「人々の保険加入を妨げるものであり、結果的に未加入のドライバーが増え、最終的には加入者が未加入ドライバーの分まで保険料を負担することになる」と述べています。

未加入のドライバーが増えれば、納税者にとっても州にとってもマイナスになります。

提案33に反対票を投じてください。これはCalifornia州民が2010年に拒否した提案とほぼ同じです。強力な特別利益団体に対抗し、断固反対を主張しましょう。

保険会社にこれ以上保険料を吊り上げる権利を与えてはいけません。

提案33に反対を。うまい話には必ず裏があります。

詳細は<http://www.StopTheSurcharge.org>をご覧ください。

HARVEY ROSENFELD、創始者

Consumer Watchdog

ELISA ODABASHIAN、ディレクター

消費者同盟West Coast Office and State Campaigns

(コンシューマーレポート政策・擁護部門)

NAN BRASMER、プレジデント

アメリカ退職者California同盟

★ 提案33の反対意見に対する反論 ★

法律に従って自動車保険に加入しているCalifornia州民は保険料の割引を受けられますが、現行法では保険会社を切り替えた場合、割引資格を失います。

提案33はこの問題を解決し、より有利な他社の契約に切り替えた後もこの報酬を維持できるようにします。

反対派は卑劣な策略で無用に州民の不安感を煽っているだけです。現に提案33の支持者と第二次世界大戦の退役軍人であるGeorge Josephが立ち上げた企業は、優れたカスタマーサービスと安価な保険料を提供し、California州民の支持を集めています。

ぜひ提案33をお読みになり、真実を見極めてください。

消防士やCalifornia州ハイウェイパトロール協会が提案33を支持しているのも、California州のドライバーが漏れなく保険に加入し、誰もがより有利な他社の自動車保険に切り替える機会を得られるよう願ってのことです。

また、不公正な事業慣行の排除を目指す消費者団体Greenlining Instituteが提案33を支持しているのは、この提案が消費者を保護し、法律を遵守する全州民に割引を適用するものだからです。

- 提案33は、保険会社を切り替えたドライバーにも継続加入割引を適用します。

• 提案33は、法律に従って自動車保険に継続加入しているドライバーがどの保険会社を選択するかに関わらず、報酬を提供します。

• 提案33は消費者による保険会社の切り替えを容易にして競争を促進し、保険料の全体的な値下げをもたらします。

• 提案33は消費者の権利を保護し、法律を遵守するすべてのドライバーに継続加入割引を適用します。

• 提案33は軍人世帯ならびに一時解雇や一時帰休による失業者、学生ドライバーを保護し、未加入ドライバーの保険購入意欲を高めます。

退役軍人クラブ(VFW)やGIフォーラムなどの退役軍人団体は、提案33を支持しています。

提案33に賛成票を投じてください。

ROBERT T. WOLF、プレジデント

CDF Firefighters

JULIAN CANETE、プレジデント

California州ヒスパニック商工会議所

SAMUEL KANG、顧問

The Greenlining Institute

死刑。州民発案による法令。

- 殺人で有罪となった者の最高刑としての死刑を廃止し、それを仮釈放なしの終身刑と置き換える。
- 現死刑囚に遡及して適用する。
- 殺人で有罪となった者は、服役中、被害者の損害填補の罰金または命令に適用されるための控除の対象となる賃金で、矯正更正局（Department of Corrections and Rehabilitation）による規定に従い、就労する必要があると明言する。
- 殺人事件および強姦事件の捜査のため法執行機関に1億ドルを提供する。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 最初の二、三年内で州および郡は殺人事件の裁判、死刑判決の上訴、および矯正更生に関し年間約1億ドルを節約し、それがその後は毎年約1億3,000万ドルに増加する。数千万ドル単位でこの推定より上下することがあるが、これは、本投票事項の導入方法と、これが施行されなかった場合に犯罪者が死刑判決を受け将来死刑される割合とによって主に左右される。
- 州には、翌四年間にわたって支払う地方自治体の法執行機関への助成金に一回のみ合計1億ドルの費用がかかる。

立法分析者による分析

背景

殺人および死刑。第一級殺人罪は一般的に、(1)意図的かつ計画的、あるいは(2)誘拐といった別の犯罪行為に伴う非合法的な殺害行為と定義される。これらには終身刑が科されるが、最低25年間の服役期間を経た後、州の仮釈放委員会により仮釈放の許可が下りる可能性がある。しかし現在の州法では、第一級殺人罪は、法定にて犯罪の特定の「特別状況」が起訴および立証された場合に死刑もしくは仮釈放なしの終身刑が科される。現行の州法では、金銭上の利益を目的とした殺人で特に残忍なもの、あるいは別の特定犯罪行為に伴う殺人など、特別状況としての起訴対象となる多数の事例を特定している。特別状況が起訴、立証されると、通常は陪審員が刑罰を決定する。

California州における死刑執行。死刑が求刑される殺人事件の裁判は、2段階に分けられる。最初の段階では、被告が殺人および起訴された特別状況において有罪か否かが判断され、第二段階では、死刑を科すべきかどうか判断される。現行の州法では、死刑判決は自動的にCalifornia州最高裁判所に上訴される。こうした「直接上訴」において、被告側弁護人は、州法もしくは連邦法違反に当たる開廷中の証拠の不当な含有もしくは除外について意義を唱える。California州最高裁判所が有罪判決を

下し、死刑宣告を行った場合、被告は合衆国最高裁判所に再審理を請求できる。死刑案件は、直接上訴に加え、通常、州および連邦裁判所の両方において法的な異議申し立てができる。こうした異議申し立てには、直接上訴で検討されるものとは異なる要因（被告側弁護人が役立たずであるといった申し立てなど）が含まれ、これは一般的に「人身保護令状」の請願と称される。最後に、死刑判決を受けた受刑者は、州知事に減刑を願い出ることも可能である。現在California州では、死刑判決に従った刑の執行が完了するまで、数十年を要している。

州および郡政府の双方は、殺人事件の裁判に関連する費用を負担するが、これには裁判および検察にかかる費用、法的代理人を雇う金銭的余裕のない被告の防御権にかかる費用が含まれる。さらに州は、上訴において死刑判決を支持するために州司法省が雇用する弁護士費用を負担する。そして、個人で法的代理人を雇う金銭的余裕のない死刑判決を受けた被告人の弁護は、州のさまざまな機関（州の公選弁護人事務所、人身保護令状リソースセンターなど）が担当する。

現在の死刑に関するCalifornia州の法律は1978年に成立し、これまでおよそ900人が死刑判決を受けている。そのうち14人に対し刑が執行され、83人は刑の執行を待たずして死亡、75人には減刑が認

立法分析者による分析

続き

められている。2012年7月現在、California州の州刑務所には725人が死刑判決を受けて収監されている。ほとんどの受刑者は直接上訴の異なる段階にいるか、もしくは人身保護令状請求の審議中である。男性の死刑囚は通常San Quentin州立刑務所(死刑囚監房)に収監され、女性の死刑囚はChowchillaにあるCentral California Women's Facilityに収監される。現在、州が制定している多数のセキュリティ規定や手順といった受刑者らにかかるセキュリティ費用が増大している。例えば、死刑判決を受けた受刑者が監房外に出る場合は、手錠を掛けられ1人もしくは2人の看守が常時付き添う。さらに多数の受刑者は雑居房に入れられるが、死刑囚は独房に収監することが義務付けられている。

提案

本法案は、州の現在の死刑判決にかかる法規を廃止する。さらに、殺人犯に収監中の労働を義務付け、地方自治体の法執行機関に州から期限付きで資金提供を行う。

死刑の撤廃。本法案により、州で死刑判決を受ける犯罪者がいなくなる。また、現在死刑判決を受けて服役中の受刑者に対する刑は執行されず、代わりに仮釈放なしの終身刑が再判決として言い渡される。さらに本法案により、California州最高裁判所は既存の死刑判決上訴および人身保護令状請求をすべて州の控訴裁判所や上位裁判所に移行できる。これらの裁判所では、刑が仮釈放なしの終身刑に変更された後でも審議を継続できる。

受刑者の就労義務。現在の州法では、殺人者を含む受刑者に収監中の就労を義務付けている。California州規則では、危険度が高い受刑者は就労プログラムに参加させないという当該就労義務の例外を認めている。さらに、裁判所から犯罪被害者に補償金を支払うよう命じられている受刑者もあり、本法案では、殺人罪で有罪判決を受けたすべての受刑者は服役中の就労義務を負い、その報酬から州規則の対象者となる犯罪被害者への支払い分が差し引かれることを規定している。法案は州規則を変更するものではないため、受刑者の収監中の就労義務に関する現在の慣行になんら変化を与えるものではない。

地方自治体の法執行機関への資金提供。本法案は、殺人および強姦事件の検挙率向上のため警察署や保安官事務所、地区司法局をサポートする資金を提供する、SAFE California基金と称する新たな特別基金を確立する。本法案が規定する基金の使

途には、殺人および性犯罪調査員や検察官の増員を目的とした資金が例として挙げられる。本法案により、4年間に渡り一般財源からSAFE California基金に合計1億ドル(2012-13会計年度に1000万ドル、2013-14会計年度から2015-16会計年度にかけてそれぞれ3000万ドル)を移行する。SAFE California基金の資金は、州の司法長官が決定した公式に基づき各法執行機関に配分される。

財政的影響

本法案は、州および地方自治体の政府機関に多数の財政的影響を与える。本法案による主な財政的影響は、以下で説明する。

殺人事件の裁判

公判。本法案は、現行法で死刑判決が適用される殺人事件の裁判にかかる州および郡の負担を軽減する。死刑撤廃により、こうした案件にかかる財政的負担が軽減されるという主な2つの理由は以下の通り。第一に、裁判で死刑判決を下すか否かを判断する段階が省略されるため、公判にかかる時間が短縮できる。他にも、死刑判決を下したくない陪審員を排除する必要性もなくなるため、陪審員選定にかかる時間など、公判の別の側面における時間短縮も実現できる。第二に、死刑を撤廃することで、死刑が求刑される案件における検察官および公選弁護人にかかる財政的負担、つまり弁護士の採用、関連する調査や当該案件の求刑に向けたその他の準備にかかる郡負担の費用が軽減される。

郡拘置所。本法案は殺人事件の裁判に影響を与えるため、郡拘置所にかかる費用もまた軽減される。殺人罪で裁判にかけられる者、特に死刑判決が下される可能性のある裁判にかけられる者は、通常、裁判が終了し判決が出るまで郡拘置所に収容される。死刑の撤廃により殺人事件の裁判にかかる時間が短縮されるため、殺人罪に問われている者が州刑務所に送られる前に郡拘置所で収監される期間が短縮される。その結果、郡拘置所にかかる財政的負担は軽減され、州刑務所の負担が増大する。

予算の節約。殺人事件の裁判に関連する費用が低減されることで、州および郡は全体で年間数千万ドルの予算節約が可能となる。実際の節約額は、本法案が合意を得られない場合に発生する、死刑が求刑される裁判の数など、さまざまな要因によって左右される。また、州および郡は公判の時

立法分析者による分析

続き

短により余裕が出た財源や要員を別の公判等に充当できる可能性もある。同様に、郡拘置所にかかる節約は、不要となった死刑囚用のベッドを拘置スペース不足で早期釈放を行っているような郡拘置所の受刑者用ベッドとして転用できる範囲に応じて相殺される。

死刑が撤廃されると刑の軽減と引き換えに有罪を認める犯罪者が減り、上述の節約は部分的に相殺される可能性がある。また死刑撤廃により、司法取引を通じて解決される代わりに公判に持ち込まれる案件が増え、裁判所や検察、被告側弁護士、郡拘置所をサポートするための州や郡の追加的費用負担が生じる可能性もある。この負担が発生する範囲は明らかにはなっていない。

抗告訴訟

長期的に見ると、本法案は死刑判決の上訴手続きに関係するCalifornia州最高裁判所および州機関の歳出を低減する。これによる州の財政節約額は年間5000万ドルに達する。しかし上訴にかかる州歳出は、以前に死刑判決を受けた受刑者の審議中のすべての上訴案件が解決するまで継続する可能性があるため、これら節約分は短期で部分的に相殺されるものと予想される。長期的に見ると、仮釈放なしの終身刑を受ける犯罪者からの控訴審にかかる州および地方自治体の財政的負担は些細で、年間合計100万ドル程度である。

州の矯正システム

死刑の撤廃は、別の側面からも州刑務所費用に影響を与える。まず、撤廃により、死刑判決を受けていた受刑者が仮釈放なしの終身刑を受けることで、在監者数および費用が幾分増加する。現在の死刑囚の収監期間を考慮すると、その費用の増加はおそらくそれほど大幅なものではない。その一方で、死刑囚監房の受刑者収監数減による節約分により、そうした増加分の費用は補って余りあるものになる。前述のように、死刑判決を受けた受刑者の収監および監視といったセキュリティ対策には多額の資金がかかるため、仮釈放なしの終身刑は、死刑判決よりも安価であると結論付けられる。

本法案による実際の財政的影響は、州刑務所システムの運営にかかる歳出の純減となり、年間数千万ドルの節約が見込まれる。しかしながら、この節約推定はさまざまな理由により増減する可能性がある。例えば、本法案が合意されないと今後も死刑執行率が増加し、結果として死刑囚の収監にかかる将来的なコストは低減される。よって、本法案の条項が提案する死刑撤廃による、犯罪者の社会統制に関連する節約メリットは低くなる。一方、本法案が合意されないと今後も死刑判決を受ける者が増加し、そうした犯罪者の収監にかかる費用も増大する。このシナリオでは、死刑撤廃はより多額の節約を実現する。

一般財源からSAFE California基金への資金移行

本法案は、2012-13会計年度から2015-16会計年度にかけて、州の一般財源からSAFE California基金に合計1億ドルの資金移行を規定している。結果として、その期間中、一般財源からその他の州プログラムのサポートに充当される資金は少なくなるが、地方自治体の各機関はこの交付金の受け取りにより活用できる資金量を増やすことができる。SAFE California基金から地方自治体の各機関に提供される資金により犯罪検挙率が向上するという点においては、本法案は州および郡の裁判所や拘置所、刑務所の運営にかかる費用を増加させる。

その他の財政的影響

刑務所建設。本法案により、現在増加している死刑囚の収監にかかる将来的な設備費用が節減可能となるため、今後の刑務所建設費用にも影響を与える可能性がある。しかし、当該節約の範囲は、在監死刑囚の将来的な増加、将来的な死刑囚の収監方法に対する州の選択、一般的な在監者数の増加に左右されるものである。

殺人率への影響。死刑撤廃がCalifornia州の殺人事件の発生状況にも影響を与えるという点においては、本法案は州および地方自治体の刑事司法にかかる歳出に影響を与える可能性がある。生じるとすれば、その財政的影響は不明である。

要約

全体として、本法案は州および地方自治体の殺人事件の裁判、抗告訴訟、州の犯罪者の社会統制システムに関連する実際的な節約を実現する。最初の2、3年以内に年間約1億ドルの節約を実現し、その後はこれを毎年約1億3,000万ドルに増加する。実際のこれらの年間節約額は、本法案の導入方法および有権者に承認されなかった場合に犯罪者が死刑判決を受け将来的に死刑に処される割合といった多くの要因により、数千万ドル単位で増減する可能性がある。さらに本法案により、州は今後4年間で合計1億ドルの助成金を地方の法執行機関に付与できる。

★ 提案34の賛成意見 ★

100人を超える無実の人が死刑判決を受けているという証拠があり、実際に刑の執行を受けている人もいます。

提案34は、California州における冤罪による死刑執行を阻止することを意味しています。

Franky Carrilloは、Los Angelesで起きた殺人事件の犯人として16歳の時に誤って逮捕され、有罪判決を受けました。その後、彼の無実を証明するのに20年間もかかったのです。Cameron Willinghamは、2004年にTexas州で放火により子供を殺害した罪で死刑となりましたが、その後の公正な調査により放火犯ではないことが明らかになっています。

「死刑を執行した後で無実だとわかっていても、取り返しがつきません」— LaDoris Cordell元判事, Santa Clara

California州の死刑制度はコストがかかりすぎるうえに、修復できないほど破綻しています。

- 1967以来、死刑の執行を受けた者はわずか13人で、2006年以降はまったく執行されていません。多くの死刑囚は老衰で死亡しています。
- 死刑囚の収監と25年もかかる控訴手続きに公的資金を投入し、何百万ドルという税金を無駄にしています。
- 今日、死刑囚はただ時間が過ぎるのを待っているだけです。

提案34は死刑囚に就労義務を課し、裁判所が命じる被害者に対する補償金を支払うことを規定しています。

凶悪犯罪を犯した殺人者は、死ぬまで刑務所に閉じ込めておきます。

無駄に投入されている公的資金を活用すれば、税を引き上げることなく子供たちの学校や殺人犯や強姦犯の検挙に必要な資金として充当できます。

提案34は資金を節約します。

California州は財政難です。多くの人が死刑は仮釈放なしの終身刑よりコストが安いと思っているようですが、それは事実ではありません。

公正な調査によると、死刑を仮釈放なしの終身刑に置き換えることでCalifornia州は5年間でおよそ10億ドルもの節約ができるのです。節約は弁護士費用や死刑囚監房の費用などが削減されることにより創出されます。

http://media.lls.edu/documents/Executing_the_Will_of_the_Voters.pdfを参照ください。

無駄に使用されている私たちの税金には、法執行や学校に充当するというもっと有用な用途があります。

残忍な殺人犯を司法の手から逃すわけには行きません。毎年、殺人事件の約半数および強姦事件の半数以上が未解決です。犯罪者は自由に街を闊歩し、再度犯罪を犯しているのです。私たちが死刑囚に無駄に税金を使っている一方で、多数の被害者が正義を待ち続けています。

残忍な殺人犯には、直ちに裁きを受けさせ厳罰を与え、永遠に刑務所に閉じ込めておく必要があります。

- 提案34は節税に貢献し、強姦や殺人事件の解決に役立つDNA検査や科学捜査などに1億ドルを充当することができます。
- 提案34は、残忍な犯罪者を二度と外の世界に出すことなく死ぬまで刑務所に閉じ込めます。そして労働に従事させ、被害者への損害賠償金の支払いを義務付けます。
- これぞまさしく、有効な正義の形です。

1977年以後、仮釈放なしの終身刑を科された犯罪者は今だ服役中、もしくは刑務所内で死亡しています。つまり、仮釈放なしの終身刑は十分機能しており、これでCalifornia州で免罪により死刑に処される者はいなくなります。

「死刑は、私たちの生活をより安全にし、犯罪検挙率を向上させるものではありません」— John Van de Kamp, 元司法長官

「Willinghamのように、無実の人が死刑に処されるような事件には胸を痛めています。California州で二度と冤罪で死刑が執行されないよう、提案34に賛成します」— Flores司教, San Diego教区

提案34に賛成してください。

GIL GARCETTI, 地方検事

Los Angeles郡, 1992–2000

JEANNE WOODFORD, 刑務所長

California州死刑監房刑務所, 1999–2004

JENNIFER A. WAGGONER, プレジデント

California州女性投票者連盟

★ 提案34の賛成意見に対する反論 ★

California州の死刑囚監房に無実の在監者などいない (JERRY BROWN)— *San Francisco Chronicle*, (2012年3月7日付)

提案34の賛成派は切羽詰っており、票を獲得するためなら何でも言います。世論調査によると死刑は圧倒的な支持を得ているため、賛成派は意図的に「無実」や「犯罪解決」、「資金の節約」といった誤解を招くような言葉を使用しているのです。

だまされてはいけません。

「提案34はCalifornia州の一般財源から1億ドルを奪うものです。その資金は提案実施により実現する節約分からであるという賛成者の主張は真実ではありません。提案34は納税者の年間負担を増大させ、終身刑の服役囚に住む場所とヘルスケアを保証するにすぎません」— Mike Genest, 2005–2009年度California州財務局長

提案34の支持者は州民発案を擁護するどころか、それを欺く行為です。

提案34が述べる「就労義務」は、殺人者らに運動する機会を与えるに過ぎません。

無罪を勝ち取ったFranky Carrillo . . . 彼が死刑判決を受けたことはありません。

California州には「死刑囚専用の刑務所」など存在しません。あるのはSan Quentin州立刑務所です。

賢い有権者は提案34の支持者が、死刑撤廃のために何十

年にも渡って働きかけていることを知っています。彼らは税金の番人ではなく、逆に司法コストを吊り上げようとしているだけです。

「提案34は死刑囚である殺人者により死に至らしめられた被害者の家族をさらに痛めつけるものです。California州の主要なすべての法執行機関は提案34に反対します」— Scott Seaman, プレジデント, California州警察署長協会。

殺人犯を勝たせるわけには行きません。Scott Petersonは妻のLaciと胎児を無常に殺害した罪で死刑を宣告されています。妻や胎児には何の罪もありません。

43名の警察官を含め、私たちを守るために殺されてしまった被害者を忘れてはいけません。より安全なCalifornia州を目指して立ち上がりましょう。

提案34には反対です。

CARL V. ADAMS, プレジデント

California州地方検事協会

KERMIT ALEXANDER

Los Angelesギャングメンバーにより殺害された被害者家族

RON COTTINGHAM, プレジデント

California州保安官研究協会

★ 提案34への反対意見 ★

California州は財政難であり、死刑が撤廃されると今後4年間で納税者に1億ドル、長期的にはさらなる負担を課すものです。裁きを受ける代わりに、殺人者は住む場所とヘルスケアというメリットを生生涯享受するのです。

提案34は節税にはなりません。公共安全法を弱体化させるACLUの計略であり、犯罪者を司法の手から救うことを正当化させるための苦肉の策です。有権者を納得させるために、節税を謳っているのです。

ACLUの行為に弁解の余地はありません。これは被害者遺族にとっては残酷で、有権者を惑わせる侮辱的な仕打ちであり、California州を危険にさらします。

提案34は、連続殺人犯、警官殺し、子供や老人といった弱者を殺害する犯罪者に正当な裁きを下すものではありません。賛成者は、以前California州で死刑が撤廃された時に、死刑囚が釈放され再度強姦や殺人を犯した過去の事実を認識していません。

有権者は死刑を復活させ、正義を取り戻したのです。

以下に事実を列挙します。非道な殺人を犯した犯罪者で、法律に従う州民である陪審員による満場一致の死刑判決が下されるのは2%以下です。

Richard Allen Davis:12歳のPolly Klaasを誘拐し、強姦、殺害。

Richard Ramirez (異名:ナイト ストーカー):子供や老人を含む14人の誘拐、強姦、拷問、遺体切断および11人に対する威嚇行為。

Ramon Sandoval (ギャングメンバー):警官Daryle Black (元米海兵隊員)およびRick Delfinを待ち伏せし、AK-47小型小銃で狙撃。Black氏は死亡、Delfin氏は頭部を撃たれ、ひとりの妊婦が怪我を負った。

Robert Rhoades (連続殺人者):児童強姦犯、8歳のMichael Lyons誘拐。誘拐した児童を10時間に渡り強姦、拷問し、70回以上も刺したうえ喉を切り裂いて遺体を川に遺棄。

Alexander Hamilton:警官Larry Lasater (退役軍人、元海兵隊戦闘員)殺害。当時Lasaterの妻は妊娠7か月であった。

死刑に値する殺人の被害者:

子供225名
警察官43名

強姦/殺人の被害者235名
拷問/殺人の被害者90名

問題となるACLU:彼らは死刑制度は崩壊しており、コストがかかりすぎると主張していますが、まったくの偽善です。ACLUと支持者は、法の公正な執行を遅延させ、阻害しています。OhioやArizonaといった他州では、犯罪者に完全な権利を与え、公正に死刑を執行しています。California州でもこれが実行できるはずで

す。党利党略:提案34を宣伝するうえで、支持者らは新聞の見出し、ACLUやその他の死刑反対者による「調査」に基づいて費用に関する主張をしています。

矯正更正局のデータは、死刑を廃止すると長期的な費用が増加すると述べていますが、これは単に囚人の収監およびヘルスケアに関するものです。納税者は、ためらいもなく子供や警官、親を殺してしまうような有罪判決を受けた殺人者に、年間少なくとも50,000ドルを投じることになります。

残忍な殺人者らに生涯に渡り住む場所とヘルスケアを提供することが、節税に繋がるのでしょうか。そんなはずはありません。

これが提案34の賛成者が、有権者には知らせたくない事実です。それはお金の問題ではなく...彼らの政治的戦略なのです。

California州の検事、警察官、犯罪被害者、地域リーダーは、提案34への反対を呼びかけています。ACLUの策略を阻止しましょう。死刑制度を維持することは、California州を守ることです。

waitingforjustice.netをご覧ください。私たちと一緒に提案34に反対票を投じてください。

HON. PETE WILSON

元California州知事

MARC KLAAS

12歳の被害者Polly Klaasの父

KEITH ROYAL、プレジデント

California州保安官協会

★ 提案34の反対意見に対する反論 ★

提案34により、California州における冤罪による死刑執行を阻止します。

California州の死刑制度はコストがかかりすぎるうえに、修復できないほど破綻しています。

次の事実を確認ください。

• 本投票者ガイドの公正なコスト分析では、提案34は毎年数百万ドルの節約ができると言っています。ご自身の眼でご確認ください。

• 法執行機関のリーダーおよび検察官はCalifornia州の死刑制度は破綻しており、仮釈放なしの終身刑に比べると数百万ドル以上のコストがかかると述べています。

<http://lccfaj.org/rr-dp-official.html>を一読ください。

• 提案34は、死刑囚専用の収監システムや弁護人、独房にかかる費用を削除します。これらの無駄に使用していた税金を学校に充当する必要があります。

「California州の死刑制度に修正の余地はありません。破綻した制度に無駄に資金を投入するのではなく、教師や警察官、消防士といった、より有用な使途に活用すべきです」—Carlos Moreno, California州最高裁判所元判事

提案34は犯罪者を捕らえ、処罰します。そして次を実現します。

• 残忍な殺人者を、釈放することなく、死ぬまで刑務所に閉じ込める。

• 殺人者に就労義務を負わせ、判決で言い渡された被害者への損害賠償金の支払いを命じる。

• 税金を節約し、強姦および殺人事件の解決に向けた法執行に1億ドルを充当する。殺人事件の46%、強姦事件の56%は未解決であり、一方では服役中の一握りの犯罪者に多額の税金を使っています。

1977年以後、仮釈放なしの終身刑を科された犯罪者は今だ服役中、もしくは刑務所内で死亡しています。

米国では、100人を超える無実の人が死刑判決を受けているという証拠があり、実際に刑の執行を受けている人もいるということを忘れないでください。

提案34により、California州における冤罪による死刑執行を阻止します。

これが正義です。

提案34に賛成してください。

市長、ANTONIO R. VILLARAIGOSA

Los Angeles市

HON. JOHN VAN DE KAMP、司法長官

California州、1983-1991

LADORIS CORDELL

Santa Clara郡上位裁判所元判事

人身売買。刑罰。州民発案による法令。

- 15年から終身までの禁固刑および最高1,500,000ドルの罰金を含む、人身売買に対する刑罰を増大する。
- 収められた罰金は被害者および法執行のために使用する。
- 人身売買の有罪判決を受けた者を性犯罪者として登録するよう義務付ける。
- インターネットへのアクセスおよびオンライン活動で使用する正体についての情報を性犯罪者に提供させるよう義務付ける。
- 被害者が性行為に関わっていたという証拠を公判で被害者に不利になるように使用できないようにする。
- 警察官に人身売買についての訓練を義務付ける。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 人身売買犯の訴追および投獄に関係する刑事司法の諸活動について、州政府および地方自治体に対し費用が増加するが、年間二百万ドルを超える可能性は低い。
- 州全体において地方自治体に一回のみ最高二、三百万ドルの費用を生じる可能性があり、法執行官向けの人身売買に関係する新しい必須訓練要件のために、毎年同金額より少額の費用が別途生じる可能性がある。
- 犯罪に対する新しい罰金からの追加歳入は毎年二、三百万ドルに達する可能性があり、これは人身売買の被害者および人身売買に関係する法執行活動のための諸サービスに資金を提供するであろう。

立法分析者による分析

背景

連邦法。連邦法には人身売買を禁止するさまざまな条項が含まれている。Federal Trafficking Victims Protection Act(人身売買被害者保護法)は次の2種類の人身売買を定義している。

- **性的人身売買**— 商業的な性行為に従事させる目的で人を雇用、移送、購入し、強制的もしくは詐欺により当該行為を実施させる。18歳未満の被害者もおり、こうした性的人身売買の例としては売春の強制が挙げられる。
- **労働人身売買**— 労働もしくはその他のサービスに従事させる目的で人を雇用、移送、購入し、強制的もしくは詐欺により当該行為を実施させる。例としては、外国籍の労働者に国外追放を脅しとして、ただで労働を強いる。

こうした法律は、連邦警察官らが独立して、もしくは州や地方の警察官らと共同で執行する。

州法。現行の州法には、人身売買を禁止する同様の条項が含まれている。特に州法では、人身売買を(1)特定の重罪(売春等)を犯す、もしくは(2)強制労働やサービスに従事させる目的のいずれかによる個人の自由の侵害として定義している。人身売買は、州法では5年以下の懲役が科され、被害者が18歳未満の場合は8年以下の懲役となる。人身売買で有罪判決を受けた犯罪者で、被害者に深刻な身体的損傷を負わせたものは、さらに最長6年の懲役が追加で科せられる場合がある。近年は、人身売買の罪で州刑務所に収監される犯罪者は年に数人である。2012年3月時点では、州刑務所に収監されている人身売買犯罪者は18人だった。

現行の州法では、性犯罪(人身売買が絡む犯罪も含む)で有罪判決を受けたほとんどの犯罪者に、最寄の警察署もしくは保安官事務所で性犯罪者登録を行うよう義務付けている。

提案

本法案は、人身売買に関連する州法にいくつかの改正を施すものである。特に、(1)人身売買の定義の範囲拡張、(2)人身売買犯罪者の懲罰の加重、(3)人身売買被害者向けのサービス基金となる新たな罰金刑、(4)人身売買被害者に不利となる証拠の採用方法の変更、(5)人身売買案件に対応する警察官向けトレーニング要件に関する変更。また本法案は、性犯罪者登録にさらなる要件を追加する。

人身売買の定義の範囲拡張。本法案は、州法における人身売買の定義を改正する。特に本法案は、未成年者に関するわいせつなマテリアルの作成および配布に関連した、より広範囲な犯罪を人身売買として定義している。例えば、わいせつなマテリアルの複製もしくは販売は、たとえ犯罪者がそこに描写されている未成年者と一切接触していなくても、人身売買と見なされる。さらに、未成年者が関与している性的人身売買については、検察側がそれらが無理強いや強制的なものであったという証拠を提示する必要はない。(これは州法と連邦法が類似している点である。)

人身売買に対するより厳しい刑罰。本法案は、現在州法が人身売買の犯罪者に科している刑罰を加重する。例えば、労働人身売買の懲役はその罪ごとに最大12年の加重を受け、成人の性的人身売買の場合は最大20年の加重となる。強制もしくは詐欺による未成年者に対する性的人身売買には、終身刑が下される場合がある。図1では、本法案により加重される、最長懲役期間、判決強化、罰金を提示する。

さらに、本法案は人身売買の前科がある者が人身売買を犯した場合、前科の懲役期間にさらに5年が追加される。また人身売買で有罪判決を受けた犯罪者で、被害者に深刻な身体的損傷を負わせたものは、さらに最長10年の懲役が追加で科せられる場合がある。本法案により、刑事法定は人身売買犯罪者に最大150万ドルの罰金を科すことができる。

人身売買被害者のためのプログラム。本法案は、上述の罰金徴収による基金を人身売買被害者向けサービスの提供のために充当することを規定している。資金の70%は、当該被害者に直接サービスを提供している公的機関および非営利団体に

図1
法案が提案する、より厳しい人身売買の刑事処罰

	現行の法律	提案第35号
懲役^a		
労働人身売買	5年	12年
成人の性的人身売買 (強制)	5年	20年
未成年の性的人身売買 (強制なし)	なし ^b	12年
未成年の性的人身売買 (強制)	8年	終身刑
判決強化^a		
深刻な身体的損傷	6年	10年
人身売買犯罪の前科	なし	前科ごとに5年
罰金	最大100,000ドル 未成年の性的 人身売買	最大150万ドル すべての 人身売買

^a 年数を指定した実刑
^b 法案が強制でない未成年者に対する性的人身売買と見なす行為は、現行法で違法であるが人身売買としては定義されていない。当該犯罪の刑罰は一樣ではない。

立法分析者による分析

続き

配分される。残り30%は、人身売買の防止、証人の保護、救済措置の目的で法執行機関や起訴された管轄区域の法務当局に配分される。

裁判手続きに影響を与える改正。本法案は、人身売買に対する告訴を含む刑事裁判にも影響を与える。本法案は、(売春等の)犯罪となる性行為に加担させられたことが人身売買の被害者となった結果であった場合、当該人物の犯罪への関与を示す証拠の使用を禁じている。また、人身売買被害者による性的な犯罪行為を、被害者の法定における信頼性や人格を攻撃する目的において、証拠として使用することはできない。さらに、本法案は未成年者を含む人身売買案件における特定の抗弁を認めないとしている。例としては、未成年者の年齢を知らなかったという被告側の抗弁は却下される。

法執行担当者のトレーニング。本法案は、警察署および保安官事務所に雇用されているすべての保安官、およびCalifornia州ハイウェイパトロール(CHP)で事件現場での調査や捜査に従事するものは、人身売買訴状の取り扱いに関する最短2時間のトレーニングを受けることを規定している。このトレーニングは2014年7月1日もしくはその職務に任命されてから6か月以内のいずれか遅い日までに完了する必要がある。

性犯罪者登録要件の拡大。本法案は、登録対象となる性犯罪者に使用するインターネットプロバイダ名およびIDを最寄の警察署もしくは保安官事務所に届け出ることを規定している。ここで言うIDには、電子メールアドレスやユーザー名、ハンドル名、その他インターネット通信等で使用する個人のIDが含まれる。登録者がインターネットサービスのアカウントの変更やインターネットIDを追加する場合は、その追加や変更の内容を登録先法執行機関に24時間以内に通知しなければならない。

財政的影響

現在、人身売買案件はCalifornia州法よりむしろ連邦法に基づいて処罰されることが多く、これはCalifornia州の法執行機関が調査に関与していても同様である。こうした種類の犯罪は複数の管轄区にまたがっていることが多いことが理由の一部であり、連邦政府がこうした事件の先導的な役割を担ってきたという歴史もある。人身売買の定義拡張および本法案で提案されるその他の改正内容により、州の人身売買犯罪検挙率および有罪判決が著しく向上するか否か、また、当該案件が連邦警察による主導で今後も取り扱われるかどうかは不明である。下記で言及する本法案が州および地方自治体に与える財政的な影響は、いくつかの不確定要素により左右される。

刑罰の加重による州および地方自治体の刑事司法コストの小幅な増加。本法案により人身売買の刑事処分が増加するため、州および地方自治体の刑事司法にかかる支出もいくらか増える。なかでも法案はより長い懲役期間を科しているため、犯罪者が刑務所に収監される期間が長くなる。さらに、地方の法執行機関への資金の提供が増え、捜査担当者に対するトレーニング要件も追加されたことで、人身売買犯罪者の逮捕、起訴、有罪判決がさらに増加する結果となる。つまり、州および地方自治体の刑事司法コストの増加に繋がる。全体的には、このコスト増加が年間200万ドルを超える可能性は低い。

立法分析者による分析

続き

地方の法執行機関のトレーニング費用増加の可能性。前述の通り、本法案は地方の法執行機関に人身売買に特化したトレーニングの実施を要求している。CHP所属の警察官はすでに当該トレーニングを受けているが、特に追加コストは発生していない。本要件が地方の法執行機関に与える財政的影響は、現在どの職務の者が当該トレーニングを受けているのか、また本法案の要件を満たすために、各機関がどのようなトレーニングを選択するのかによって異なる。各郡および市は、現職の警察官のトレーニングおよびトレーニング中の警察官の補佐スタッフのコストとして1回限り最大数百万ドルを共同で負担する。その後は新規採用の警察官のみにトレーニングを提供すれば良いため、コスト負担は軽くなる。

罰金からの追加歳入を活用した被害者向けサービス。本法案が規定する新たな罰金による追加歳入は、毎年数百万ドル程度になると思われる。実際の歳入額は、人身売買で有罪判決を受ける犯罪者数、裁判所が科す罰金額、有罪判決を受けた犯罪者が実際に支払う額に左右される。支払われた罰金は、主に人身売買被害者向けのサービスに充当され、また人身売買の防止、証人の保護、救済措置の目的に使用される。

★ 提案35の賛成意見 ★

人身売買を終焉させよう。提案35に賛成します。
California州では、社会的弱者である女性や子供らが意思に反して強制的に売春行為に従事させられ、人身売買者が金銭上の利益を得ています。被害者の多くはわずか12歳の少女です。

人身売買は、世界で急速な拡大を見せている犯罪のひとつで、California州の街角やオンラインでも少女が売買されています。

最近の全国調査で、California州の子供の性的人身売買に関する法案は「F」グレードであると判断されました。

ですから、私たちには提案35が必要なのです。

提案35に賛成票を投じると、以下を実現できます。

- 人身売買者により長い懲役を科し、犯罪行為の責任を取らせます。
- 有罪判決を受けた人身売買者に性犯罪者登録の義務を科し、再犯を防止します。
- すべての性犯罪者登録者に、使用するインターネットアカウントの開示を義務付け、オンラインを使った子供の性的搾取を阻止します。
- 有罪判決を受けた人身売買者に対する罰金額を引き上げ、被害者向けサービスに活用する基金とし、被害者の生活再建を支援します。

提案35は、子供を性的搾取から保護します。

性的人身売買の被害者の多くは、社会的弱者である子供です。彼らは生命を脅かされ、性的、身体的、精神的な虐待を受けています。FBIは、California州のLos Angeles, San Francisco, San Diegoの3都市を子供の性的人身売買の発生率が高い地域に指定しています。子供らを性的搾取から守るためにも、私たちには提案35が必要なのです。

提案35は、人身売買者に残忍な犯罪を犯した責任を取らせます。

「性的人身売買者は、社会でもっとも弱者らを餌食にしています。売買者は被害者を売買して富を得ています。提案35は犯罪者に責任を取らせます。提案35を通過させることは、子供の性的虐待を容認せず、恐ろしい犯罪の被

害者を支援するCalifornia州民の意思を表明することです」
—Nancy O'Malley, Alameda郡地方検事、全国被害者権利擁護団体

提案35はオンラインを使った子供の性的搾取を阻止します。人身売買者はインターネットを使って容易に子供と接触します。提案35は、有罪判決を受けた性犯罪者に、インターネットで使用するID等の情報を開示するよう義務付け、子供を保護すると共に人身売買を阻止します。

California州最大の法執行グループが提案35に賛成するよう呼びかけています。

「人身売買犯罪と戦う最前線にいるものとして、我々は、性的人身売買者を検挙して、性的搾取の被害者を保護するために有用な提案35に賛成するよう強く呼びかけています」

—Ron Cottingham, プレジデント、California州保安官研究協会(保安官64,000名の代表)

犯罪被害者および擁護者団体が提案35への賛成を呼びかけています。

「提案35は、街角やオンラインで子供を売買して利益を得ているような人身売買者から子供たちを守ります」

—Marc Klaas, 犯罪被害者の擁護者であり1993年に誘拐・殺害されたPolly Klaasの父

「私が家を出をして人身売買者の魔の手にかかったのは14歳の時でした。その後何年にも渡り人身売買と虐待が繰り返されました。人身売買の生存者として、California州民の皆さんに性的搾取に反対する提案35に賛成票を投じていただくようお願いします」

—Leah Albright-Byrd, 人身売買犯罪の生存者
子供を性的搾取から守り、人身売買を阻止しましょう。
提案35に賛成してください。VoteYeson35.com

LEAH ALBRIGHT-BYRD

人身売買犯罪の生存者

MARC KLAAS, プレジデント

KlaasKids基金

SCOTT R. SEAMAN, プレジデント

California州警察署長協会

★ 提案35の賛成意見に対する反論 ★

本法案は、多くの罪のない人々を人身売買の罪に陥れようとする脅威です。

提案35が可決されれば、成人による合意に基づく一般的な売春による財政的なサポートを受けた者、例えば性産業に従事する者の子供、親、配偶者、内縁者、ルームメイト、家主、その他の関係者が人身売買者として起訴されるかも知れません。そして有罪となれば、生涯性犯罪者としての登録を義務付けられるのです。

「軍人としてこの郡のために働き現在大学に通っている息子をサポートするために、私が性的なサービスに従事して稼いでいたとしたら、彼は人身売買者と見なされたり、性犯罪者として登録義務を課せられる可能性があるのです。」—Maxine Doogan

性産業ではなく、本物の人身売買犯罪者を阻止すべきです。提案35に賛成するのは、極左の性的産業反対派のフェミニストと極右の宗教的保守派であり、彼らは「人身売買」という言葉を耳にした有権者が「世界最古の職業(売春)」に反対するよう仕向け、合意に基づく成人売春の関係者を処罰しようとしています。賛成者のCaliforniaは人身売買が「もっとも集中している地域」とであるという主張は疑わしく、

説得力がありません。http://www.oregonlive.com/portland/index.ssf/2011/01/portland_child_sex_trafficking.htmlのように世界各地でナンセンスな主張が繰り返し広げられています。

提案35は、新たな未払い債務を増やします。California州政府は財政危機に陥っており、多くの市が破産申請をしています。提案35に賛成する運動資金の90%以上はhttp://www.buffingtonpost.com/2012/07/07/californians-against-sexual-exploitation-act_n_1656311.htmlが示す通り、裕福なある会社役員が提供しています。しかし、その資金は法施行には供給されません。犯罪者がその行為に責任を取って罰金を支払うというのは希望的観測であり、「麻薬戦争」で罰金が支払われなかったように、「売春撲滅戦争」においても適切な資金供給がなされるとは思えません。

提案35に反対票を投じてください。

MANUAL JIMENEZ, CFO

Erotic Service Providers Legal,
Education, and Research Project, Inc.

NORMA JEAN ALMODOVAR

STARCHILD

★ 提案35への反対意見 ★

提案35は不十分なので、有権者はこれを白紙に戻してやり直す選択をすべきです。

犯罪化は犯罪防止には繋がりません。

これが通過すれば、California州は今度は提案35の賛成者に空手形を切ることになります。この短絡的な投票対象法案は、大まかな売春あっせんの定義に依存しています。この法案では、売春を行う者の親、子供、ルームメイト、内縁者、家主ですら性犯罪者のレッテルを貼られてしまいます。本法案の真の目的は、人身売買者の財産を没収し、そこから得た資金を法執行機関や非営利団体に提供することです。提案35には、監視や説明責任がありません。これは、薬物取締りにおいて我々が目にした腐敗した慣行をもたらすものです。

http://www.contracostatimes.com/news/ci_20549513/

[defendant-cnet-corruption-scandal-gets-federal-prison-sentence](http://www.contracostatimes.com/news/ci_20549513/defendant-cnet-corruption-scandal-gets-federal-prison-sentence)

提案35が通過すれば、州予算に悪影響を与えます。本法令は、売春のおとり捜査を行い、子供を救うと見せかけて無差別に売春に関わる成人を逮捕して犯罪者に仕立てるものです。<http://www.sfgate.com/default/article/Bay-Area-sweep-nets-child-prostitute-pimp-suspects-3661229.php>

調査によると、売春を行っている十代の若者の大半は売春あっせん者なしであることが分かっており、本法案が効果的であるという根拠を示すものはありません。次の記事「Lost Boys: New research demolishes the stereotype (未成年売春者: その固定概念を打ち砕く調査結果)」(<http://www.riverfronttimes.com/2011-11-03/news/commercial-sexual-exploitation-of-children-john-jay-college-ric-curtis-meredith-dank-underage-prostitution-sex-trafficking-minors/>)を参照してください。

提案35は、「救済」という名の下に未成年者を逮捕する手段として「犯罪化」を利用する間違った政策に依存しています。

UN諮問機関のメンバー Cheryl Oversによる記事「Tackling Child Commercial Sexual Exploitation (子供の商業的性搾取への取り組み)」(<http://www.plri.org/story/tackling-child-commercial-sexual-exploitation>)をご覧ください。これ以上間違った政策を拡大させてはいけません。<http://www.traffickingpolicyresearchproject.org/>

この法案が通過すれば、州は法廷でこの法令を擁護しなくてはなりません。憲法違反が疑われ、違反の可能性があるいくつかの条項により、法的な異議申し立てに直面することが予想さ

れます。例えば、「わいせつな物事を流通させる意図」などの違憲である可能性が高い「人身売買」の曖昧な定義、過剰な服役期間や罰金を含む違憲である可能性が高い「厳しく桁外れの」懲罰、違憲である可能性が高い公判における被告側の証拠提出権利の妨害行為などがその例です。

本法案は州に金額は不特定ながら追加歳出をもたらし、すでに過度の負担を抱えている保護観察部門の仕事量を増加させます。Jaycee Dugard事件および被害者を危険な性的搾取者から守れなかった代償として、California州が彼女に支払った補償金20,000,000ドルについて考えてみてください。法案の範囲が拡大された条項を施行するには、警察官のトレーニングが必要です。<http://www.sfbg.com/politics/2012/06/16/bringing-heat>

この見当違いの提案は、いわれのない恐怖を利用して、将来的な罰金や手数料という財源に賭けてみようとする有権者をおおっており、乏しい州の財源を既存の社会福祉介入プログラムから流用するというリスクをはらんでいます。

法律は施行されています。<http://blog.sfgate.com/incontracostal/2012/06/25/concord-police-assist-with-multi-agency-operation-targeting-child-prostitution/>

提案35の基本となる方針は、被害者を蚊帳の外において作成されています。賛成者は、性産業従事者に「サービスを提供することから収入を得るというメリットを享受することに賛成しています。性産業従事者は、刑法によって仕事を奪われたり、賛成者からの強制的なサービスを受けることを望んではいません。ただ自分たちの意見を聞いて欲しいだけなのです。

はっきりさせましょう。売春が犯罪と見なされるのは、搾取が許容されている場合です。本当の問題から目をそらしてはいけません。

この間違った法案に反対しましょう。

提案35に反対票を投じてください。

MAXINE DOOGAN, プレジデント

Erotic Service Providers Legal,
Education, and Research Project, Inc.

MANUAL JIMENEZ, CFO

Erotic Service Providers Legal,
Education, and Research Project, Inc.

★ 提案35の反対意見に対する反論 ★

「最初に人身売買者による搾取を受けたのはわずか10歳のときでした。その後何年にも渡り、彼らの利益のために働かされました。街角やオンラインで人身売買されている女性や子供たちの味方になってください。提案35に賛成し、人身売買を阻止してください」

—Withelma Ortiz, 人身売買犯罪の生存者

提案35に賛成票を投じ、人身売買および女性や子供からの性的搾取を阻止しましょう。

最近の全国調査で、California州の子供の性的人身売買に関する法案は不十分な「F」グレードであると判断されました。FBIは、California州のLos Angeles, San Francisco, San Diegoの3都市を子供の性的人身売買の発生率が高い地域に指定しています。

被害者が最初に人身売買にあった年齢は平均12歳から14歳で、どうやって性的搾取を生き抜くかではなく、学校の課題について悩んでいるべき年頃でした。

提案35は、人身売買者に対する刑罰を厳しくすることでCalifornia州に住む子供たちを保護します。有罪判決を受けた人身売買者を性犯罪者として登録させ、すべての登録者

には使用するインターネット関連の情報の提出も義務付け、オンラインを使った人身売買を防止します。

提案35は人身売買者に対する罰金を重くし、それらを被害者向けのサービスに充当することで、被害者の生活再建をサポートします。

提案35には、以下のような多くの組織連合が賛同しています。

- KlaasKids基金や犯罪被害者連合のような子供および犯罪被害者擁護団体
- 80,000名以上の一般警察官を擁するCalifornia州警察当局
- 人身売買犯罪の生存者

提案35に賛成して人身売買および子供に対する性的搾取を阻止しましょう。

WITHELMA ORTIZ

人身売買犯罪の生存者

CARISSA PHELPS

人身売買犯罪の生存者

NANCY O'MALLEY

Alameda郡地方検事

三振即アウト法。重罪再犯者。刑罰。州民発案による法令。

- 新しい重罪判決が重いまたは暴力的である場合のみ終身刑を科す三振即アウト法を改正する。
- 三回目の有罪判決が重いまたは暴力的な犯罪によるものでなく、判決が市民の安全に不合理なリスクを与えないと裁判官が判断した場合、終身刑に現在服している犯罪者のために再判決を許可する。
- 三回目の有罪判決が特定の軽い、非暴力的な性犯罪もしくは麻薬犯罪によるもの、または銃器所持に関するものである場合、終身刑を科し続ける。
- 以前の有罪判決が強姦、殺人、または児童性的虐待であった場合、軽い、非暴力的な三回目の犯罪を犯した重罪犯に終身刑を科し続ける。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 州は刑務所および仮釈放に係る運営費を年間7,000万ドル継続的に節約し、翌二十年間にわたり、年間最高9,000万ドルさらに節約する。これらの推定額は将来の州の措置によって数千万ドル単位で上下する可能性がある。
- 特定の犯罪者の再判決に係る裁判所の活動に対し州および郡に翌二年間にわたり一回のみ二、三百万ドルの費用がかかる。

立法分析者による分析

背景

犯罪は、重罪、軽犯罪、違反の3つに分類される。重罪はもっとも深刻な類の犯罪で、重罪で有罪判決を受けた者には特定の状況下で州刑務所において服役する刑が下される。州刑務所における懲役判決ではない場合、郡拘置所での服役か郡の保護観察部の監視下に置かれる、あるいはその両方となる。

既存の法律では、重罪を「凶悪犯罪」もしくは「深刻な犯罪」、あるいはその両方として分類している。現在凶悪犯罪として定義されているものとしては、殺人、強盗、強姦が挙げられる。多くの凶悪犯罪が深刻な犯罪と見なされる一方で、強盗目的の暴行のように単に深刻な犯罪と定義される重罪もある。重窃盗（銃器を使用しない）および規制薬物の所持など、「凶悪犯罪」もしくは「深刻な犯罪」に分類されない重罪もある。

2012年5月時点で、California州の刑務所には137,000人の受刑者が収監されている。2012-13年度の州刑務所の予算はおよそ90億ドルである。

三振即アウト法。提案184（一般的に「三振即アウト」法と称される）は、1994年に投票で承認され、再犯を犯した特定の犯罪者により長期の懲役を科していた。特に、以前にひとつもしくは複数の凶悪あるいは深刻な重罪で有罪判決を受け、州刑務所に服役していた犯罪者で、再度重罪犯罪を犯した者に、本法律は次を要求する。

- **2回目の有罪判決。**深刻もしくは暴力的な重罪判決を受けた前科が1回ある者が、（深刻もしくは暴力的な重罪でなくても）新しい重罪により有罪判決を受けた場合、その判決は法の定めに従い2倍に加重される。この条項により裁判所から判決を下された被告は、「セカンドストライカー（2回目の有罪判決者）」と称される。2012年3月の時点で、33,000人の受刑者がセカンドストライカーである。

- **3回目の有罪判決。** 深刻もしくは暴力的な重罪判決を受けた前科が2回以上ある者が、(深刻もしくは暴力的な重罪でなくても)新しい重罪により有罪判決を受けた場合、25年仮釈放なしの終身刑が科される。この条項により裁判所から判決を下された被告は、「サードストライカー(3回目の有罪判決者)」と称される。2012年3月の時点で、9,000人の受刑者がサードストライカーである。

法の定めにより上述の判決が下される一方、裁判所が前科の重罪を考慮に入れずに判決が下す場合もある。この場合、セカンドもしくはサードストライカーとして判決を下される被告には、三振即アウト法が要求する刑期よりも短い懲役が科される。

釈放の決定。 現行法では、ほとんどのセカンドストライカーは刑期を終了すると自動的に釈放される。逆にサードストライカーは、州の仮釈放委員会による公聴会 (BPH: Board of Parole Hearings)の承認を得てからの釈放となる。サードストライカーが判決が要求する最低年数服役すると、BPHが公聴会を開き、釈放の可能性について討議する。例えば、25年以上の懲役または終身刑を言い渡されたサードストライカーが25年間の服役を終えた時点でBPHがそうした公聴会を開催する。BPHが公聴会においてサードストライカーの釈放を許可しない判断を下した場合は、何年か経過した後にもまた公聴会が開かれる。1994年の三振即アウト法施行以来、公聴会で最初のサードストライカーの釈放が認められたのはここ10年あまりのことである。

釈放後の保護観察期間。 現行法では、すべてのセカンドおよびサードストライカーは、釈放後に保護観察対象となることが定められてい

る。セカンドストライカーの2回目の有罪判決が軽い、非暴力的な罪によるものであった場合、通常その者は郡の保護観察官の監督下に置かれる。それ以外の場合は、州の仮釈放監察官の監督下に置かれる。サードストライカーの場合、釈放後は全員が州の仮釈放監察官の監督下に置かれる。セカンドもしくはサードストライカーが、コミュニティ監視期間中に法に違反したり、新たな犯罪を犯した場合、その者は状況に応じて郡拘置所もしくは州刑務所に収監される。

提案

本法案は、三振即アウト法に基づき、軽い、非暴力的な罪により刑罰が下された特定のサードストライカーの刑期を軽減する。また本法案は、現在特定の軽い、非暴力的な罪により終身刑が科されているサードストライカーに対する再判決を許可する。当該変更点は以下の通りである。

特定のサードストライカーの懲役の短縮。 本法案は、深刻なもしくは暴力的な重罪により有罪判決を受けた前科が2回以上ある被告が、新たに軽い、非暴力的な犯罪を犯した場合、現行法が定める25年以上の懲役もしくは終身刑ではなく、通常2倍の懲役を下すことを規定している。例えば、サードストライカーが通常は2年から4年の懲役刑が科せられる犯罪を犯した場合、25年以上の懲役もしくは終身刑ではなく、4年から8年の懲役が科せられる。

しかし、これらの懲役期間の短縮には例外が定められている。特に被告が新たに犯した犯罪もしくは前科が薬物関連、性犯罪、銃器がからむ重罪であった場合、本法案は三振即アウト法に基づきその者に終身刑を科す。

既存のスリーストライカーに対する再判決。
本法案は、特定のスリーストライカーに対し、裁判所による再判決を適用する。ただし、現在の罪状が軽い非暴力的なものであり、現在および前科において薬物関連、性犯罪、銃器がからむ重罪を犯していないことが条件となる。裁判所はこれらの再判決に関する公聴会を開き、被告のこれまでの罪状が再判決の対象となりうるか否かを判断する。再判決が公共安全に不合理なリスクを与えないと判断した場合に限り、裁判所は当該被告に対する再判決を行う。被告がリスクとなりうるか否かを判断するうえで、裁判所は被告の犯罪歴、服役態度、更正プログラムへの参加状況といった判断材料を考慮する。本法案が規定する再判決は、被告が前に科された判決の代わりに、もっとも最近犯した罪に通常科せられる懲役の2倍にあたる懲役を科す。再判決の要求が裁判所により拒否された被告は、引き続き、元の懲役である終身刑に服役するものとする。

財政的影響

矯正にかかる州予算の節約。 本法案は、州の矯正システムに多様な財政的影響を与える。最も顕著な影響として、以下の2つの方法による州刑務所費用の削減が挙げられる。第一に、本法案はサードストライカーの中でも現在の罪状が深刻もしくは暴力的な者に限り終身刑を要求しているため、三振即アウト法により終身刑に科させる受刑者が減る。これは、今後の重罪犯罪者の刑期の短縮に繋がる。第二に、サードストライカーの再判決により、既存の受刑者の多くがより短期間の懲役を受ける可能性がある。つまり、極めて近い将来、収監者数が低減できる。

また本法案により、州の仮釈放にかかる費用も低減できる。これは、本法案による判決を受けた被告は、現在の判決が軽い非暴力的な犯罪によるものであるため、釈放後は州の仮釈放監察官ではなく郡の保護観察下に置かれることが理由である。さらに、サードストライカーの人数が減ることは、今後のBPHによる仮釈放決定を判断する公聴会の開催数の低減に繋がる。

上記変更点から派生する州の矯正にかかる節約分は、年間およそ7000万ドルが見込まれており、今後数十年の間には年間最大9000万ドルの節約となる。しかしながら当該節約分は、さまざまな要因により数千万ドル単位で増減する可能性がある。特に、実際の節約額は、裁判所が判決を下すサードストライカー数およびBPHが現行法に基づき将来的にサードストライカーの釈放を許可する割合に左右される。

再判決費用。 本法案は州および郡に、再判決条項に関連する一回限りの費用を課す。当該条項は、裁判所の上告案件数を増加させるため、再判決手続きにかかる作業負荷および人員の確保など、地方司法局や警察官、保安官事務所に追加的費用負担を課すことになる。加えて、郡には再判決手続き期間中に被告を収監する郡拘置所にかかる費用も発生し、州全体で数年間で数千万ドルの費用がかかる可能性がある。

立法分析者による分析

その他の財政的影響。州および郡には、他にも裁判所や保護観察、拘置に関連する費用がかかる。これは、本法案により刑務所から釈放される被告が、州の仮釈放監察官ではなく保護観察機関の監督下に置かれることが理由であり、観察期間内に法に違反したり新たな犯罪を犯した場合は、法廷により実刑判決が下される。当該長期的な費用について、その影響は甚大なものではないと予想する。

続き

本法案は、他にも州および地方自治体に多様な財政的影響を与える可能性がある。例えば政府は、刑務所からの釈放者に関し本法案が要求する公的サービス（民間保険を負担する余裕がない者に対する政府負担のヘルスケアなど）や釈放者が再犯に及んだ場合など、追加的費用負担を担う。また本法案の発効により、州および地方自治体に追加で発生する保釈者関連の負担費用がある可能性がある。こうした影響の度合いは不明である。

★ 提案36の賛成意見 ★

三振即アウト法を改正する提案36は、法執行機関リーダー、公民権団体、納税者擁護団体の超党派連合が以下の理由により賛成しています。

- 犯罪に見合う刑罰を与える
貴重な財源および法執行にかかるリソースを非暴力的な犯罪を犯した者に終身刑を科すために不当に投入してはなりません。提案36は確実に危険な重罪再犯者を処罰し、早期に釈放することはありません。

- 毎年、年間1億ドルの予算を節約する
納税者は毎年1億ドル以上の節税が可能となり、節税分は学校や犯罪防止に活用するとともに州の赤字返済に充てられます。三振即アウト法は、深刻な重罪を犯した危険な犯罪歴を持つ者を引き続き処罰し、25年以上の懲役または終身刑を科します。

- 危険な重罪犯を収監する場所を確保する
提案36は、非暴力的な受刑者で満員状態の刑務所の現状を解決し、路上にはびこる危険な犯罪者を収監する場所を確保します。

- 法執行機関のサポート
検察官、判事、警察官は、凶悪犯罪者を刑務所に死ぬまで閉じ込めておく提案36を支持しています。提案36は、凶悪犯罪者を街から一掃します。

- 納税者のサポート
提案36は毎年1億ドルを節約します。全米税制改革協議会のプレジデント、Grover Norquist氏は「三振即アウト法の改革は、納税者に優しく犯罪者に厳しいものです。納税者が苦勞して稼いだお金の無駄使いを阻止し、危険な犯罪から市民を守ります」と述べています。California州監査役は、

この法が改正されなければ三振即アウト法により収監されている、危険度の低い受刑者の住居とヘルスケアを確保するためにさらに税金が費やされると述べています。提案36は税金を節約します。

- 刑罰の厳重化
提案36は、刑事司法の専門家と法執行機関のリーダーにより、改革案により真に危険な犯罪者がいかなる恩恵も受けまいよう注意深く作成されています。深刻なもしくは暴力的な3回目の犯罪を犯した再犯者には、終身刑が科されます。非暴力的な犯罪の再犯者には、通常の2倍以上の刑罰が与えられます。強姦や殺人、子供に対する性的虐待といった極悪な犯罪を犯した者は、たとえ3回目が軽犯罪であっても25年以上の懲役もしくは終身刑が科されます。

共に賛成してください

提案36が成立すれば、California州は三振即アウト法に基づき危険極まりない常習犯を裁き、より公平な判決を下し、重要な本法律をさらに公正に適用することが可能になります。

共に提案36に賛成票を投じてください。
詳細はwww.FixThreeStrikes.orgをご覧ください。

STEVE COOLEY、地方検事
Los Angeles郡

GEORGE GASCON、地方検事
San Francisco市郡

DAVID MILLS、教授
Stanford Law School

★ 提案36の賛成意見に対する反論 ★

これが、提案36の支持者が有権者には知らせたくない事実です。

- 提案36の隠された条項により、危険な犯罪者が刑期を短縮され、早期に釈放されています。Fresno Bee氏からの抜粋をご覧ください。

「提案36が通過すれば、現在三振即アウト法により終身刑で服役中のおよそ3,000人も重罪犯が減刑されます...」

- 州の仮釈放監察官やその他の法執行機関の監督なしに釈放されてしまう、危険な犯罪者もいます。独立した立法分析者によると、

「本法案により再判決を受けるサードストライカーは、釈放後、州の仮釈放監察官ではなく、郡のコミュニティ監視の対象者となります... 中には、コミュニティ監視なしで釈放される犯罪者も存在する可能性があります」

- 提案36はまったく無用です。検察官および判事は、公正に三振即アウト法を適用する権限を有しています。地方検事協会プレジデントの意見をお聞きください。

「判事と警察官は提案36を必要としていません。凶悪な重罪再犯者に三振即アウト法を適用する権限を削がれ、そう

した犯罪者を街に解き放ってしまいます」

- 提案36には、California州警察署長や保安官、検察官、警察官を代表する団体など、すべての主要な法執行機関および被害者権利擁護団体が反対しています。提案36の支持者側には、法執行機関の名前はひとつもありません。

- 提案36は節税には繋がりません。政府は犯罪に対処するために多額の費用を投じてはいません。犯罪対策に投じる資金が不足しており、納税者の負担は増加しています。

我々は三振即アウト法を保持しようと呼びかけています。提案36に反対してください。

CHIEF RICK BRAZIEL、プレジデント
California州保安官協会

HENRY T. NICHOLAS, III, PH.D.
California's Victims Bill of Rightsの著者

CHRISTINE WARD、エグゼクティブディレクター
犯罪被害者対策同盟

★ 提案36への反対意見 ★

1994年、有権者は重罪再犯者の懲役を加重させる三振即アウト法を圧倒的多数で成立させました。そして、それは今も効力を発揮しています。発効後直ちに当州の犯罪発生率は激減し、近年は一時的な増加に転じているものの、犯罪の抑制に成功しています。その理由は簡単です。同じ犯罪者が何度も犯罪を犯し、裁判所と刑務所を行ったり来たりしているのです。有権者はこう宣言します。もう十分だ、三振即アウト!

2004年、ACLUと厳格な刑法の反対者らは三振即アウト法の変更を試みました。しかし、有権者はこれに反対したのです。そして彼らはまた提案36を提示してきました。前回騙されなかった有権者らが、今回騙されるわけがありません。

前回同様、提案36は危険な犯罪者の懲役期間を短縮させ、釈放しようとしています。提案36の対象となるのは以下のような犯罪者です。

- 地方検事が3回目の犯罪を起訴した、社会にとって危険な犯罪者
- 地方判事の起訴に判事も同意した危険な犯罪者
- 陪審員が有罪判決を下した危険な犯罪者
- 判事が25年以上の懲役もしくは終身刑を科した危険な犯罪者
- 上訴が棄却された犯罪者

結局、提案36はこうした同一の犯罪者に、別の判事に自由の身にしてもらおうとする手段を与えるのです。さらに悪いことには、仮保釈監察や保護観察なしで保釈される犯罪者もいるのです。

立法分析者は、提案36により早期に釈放される収監者についてこう述べています。「コミュニティ監視なしで釈放される犯罪者がいる可能性がある。」

以下のようなCalifornia州の警察や保安官、法執行機関グループが提案36に反対するのも当然です。

- California州警察署長協会
- California州保安官協会
- California州地方検事協会

California州保安官研究協会
Los Angeles警察保護連盟

刑務所から自由になった常習犯罪者が再度犯罪を犯す可能性について、どう考えますか。答えは明白です。常習犯らはまた罪を犯します。さらなる無実の被害者が殺傷や殺害の被害に合い、犯罪者は現在の居場所つまり刑務所に逆戻りするでしょう。これは、犯罪者らを刑務所に閉じ込めておくより、はるかに納税者に負担を強いるものです。

以下のような犯罪被害者権利擁護団体が提案36に反対するのも当然です。

California州犯罪被害者連合
犯罪被害者対策同盟

Citizens Against Homicide(殺人行為に反対する市民団体)
Criminal Justice Legal Foundation(刑事司法法律基金)

三振即アウト法が有権者により承認された当時、厳し過ぎるもしくはコストがかかり過ぎるといった意見もありましたが、2004年に有権者はその見解を拒否しています。有権者は三振即アウト法には改正する余地があることを知っていますが、提案36はその答えではありません。刑法への変更は、すべて今後犯される犯罪にのみ適用されるべきもので、刑期を短縮するなど、すでに服役している犯罪者に適用するものではありません。危険な犯罪者らに再判決や早期釈放の機会を与えることは、犯罪被害者にとって公平ではありません。どうか提案36に反対票を投じてください。

www.save3strikes.com

SHERIFF KEITH ROYAL、プレジデント
California州保安官協会
地方検事CARL ADAMS、プレジデント
California州地方検事協会
HARRIET SALERNO、プレジデント
California州犯罪被害者連合

★ 提案36の反対意見に対する反論 ★

提案36の反対者らの不安感を煽る策略に騙されてはいけません。

これが事実です。

- 提案36は、殺人犯、強姦犯、子供に対する性的虐待犯、その他凶悪な犯罪者に刑期の満了を求めています。
- 提案36は、多額の税金を節約します。
- 提案36は、軽犯罪の再犯者に通常の2倍にあたる懲役を科します。

現在、刑務所が社会にとってはリスクがない軽犯罪者で満員状態にあるため、凶悪犯罪者が早期に釈放されています。提案36はこうした凶悪犯罪者の早期釈放を阻止します。小売店から靴下やパン、乳児用のミルクを万引きした軽犯罪者は終身刑には値しません。

提案36は、以下のような法執行機関のリーダーに支持されています。

- Steve Cooley, Los Angeles郡地方検事
- Jeffrey Rosen, Santa Clara郡地方検事

- George Gascon, San Francisco市郡地方検事
- Charlie Beck, Los Angeles警察本部長
- 彼らは提案36が次を実現することを知っています。
- 刑罰:深刻かつ暴力的な犯罪を犯した危険な犯罪者に終身刑を科す。
- 犯罪に見合った処罰:警察および刑務所の貴重なリソースを非暴力的な犯罪者に無駄に費やさない。
- 毎年1億ドル超の節税。

STEVE COOLEY、地方検事
Los Angeles郡
JEFFREY F. ROSEN、地方検事
Santa Clara郡
CHARLIE BECK
Los Angeles警察本部長

遺伝子組換え食品。ラベル表示。州民発案による法令。

- 特定の方法で遺伝子が改変された材料を有する動植物から作られた場合、消費者に販売される生食品または加工食品にラベル表示を義務付ける。
- そのような食品またはその他の加工食品を「自然・天然・ナチュラル」としてラベル表示または宣伝することを禁じる。
- 適用除外食品：認定有機食品；意図せずに遺伝子組換え材料で生産された食品；遺伝子組換え材料で育成または投与された動物から作られた食品で、動物自体は遺伝子組換えされていないもの；少量の遺伝子組換え原料のみで加工された食品またはそのような材料を含有するもの；病状治療のために投与されるもの；レストランなどでその場で消費されるために販売されるもの；またはアルコール飲料。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 遺伝子組換え食品のラベル表示を規制するために、州年間費用が二、三十万ドルから100万ドル超の範囲で増える。
- 著しい費用となる可能性は低いが、本投票項目の要件違反から生じる訴訟のため、州政府および地方自治体に費用がかかる可能性がある。これらの費用の一部は各訴訟事件の関係当事者らが現行法で支払義務のある裁判所申請費用によってまかなわれる。

立法分析者による分析

背景

遺伝子組み換え(GE)食品。遺伝子組み換えとは、生物の特性を有用に変化させることを目的とした生物の遺伝物質を改変する操作である。この操作は、新しい動植物種の開発に用いられることが多く、これらを起源とする食品はGE食品と称される。例えば植物の病害虫耐性の向上、もしくは農薬耐性のある植物を可能にするために用いられることが多い。一般的なGE作物には、トウモロコシや大豆が挙げられる。2011年、米国で生産されたトウモロコシの88%および大豆の94%はGE種を起源としている。その他一般的なGE作物には、アルファルファ、カノーラ、綿、パパイヤ、てん菜、ズッキーニがある。さらに、GE作物は食品の原料(ブドウ糖果糖液糖)や加工食品(農作物ではない食品)によく使用されている。California州の小売店で販売されている食品の40%から70%には、何らかのGE原料が含まれていると推定されている。

連邦規制。連邦法では、GE食品の規制要件を特に定めていない。しかし現在、米国農業省は他の植物に害を与える恐れがあることが分かっているGE作物の使用について、いくつかの規定を設けている。さらに、米食品医薬品局は(それらが遺伝子組み換えによるかどうかに関わらず)

多くの食品および食品添加物が安全であり、適切にラベル表示されているかどうかの責任を負う。

州規制。現行の州法では、California州は特にGE食品を規制する要件を定めていない。しかし、公衆衛生局(DPH)は、多くの食品の安全性および適切なラベル表示を規制する責務を担う。

提案

本法案は、明確なGE食品規制を設定すべく州法を改正するものである。特に、(1)市販されている大半のGE食品に適切なラベル表示を義務付ける、(2)DPHに当該食品のラベル表示を規制するよう義務付ける、(3)本法案のラベル表示に関する条項に違反している食品製造業者に対する個人レベルの訴訟を許可する。

食品のラベル表示。本法案は、州で小売されているGE食品に、それが遺伝子組み換えによるものであることを明確に表示する義務を課す。特に本法案が規定する生鮮食品(果物や野菜)全体もしくは一部に遺伝子組み換え技術が使用されている場合は、包装もしくはラベル前面に「遺伝子組み換え」の文言を明記することを義務付ける。個別の包装やラベル表示がない食品の場合は、小売店の棚ラベルまたはその食品の小売用販売容器の上に表示する。また本法案は加工食

立法分析者による分析

品に対し、食品包装の正面または裏面に明瞭かつ目立つように「遺伝子組み換えによる材料が含まれる」または、「遺伝子組み換えによる材料が含まれている可能性がある」旨を表示することも規定する。

小売業者(食料品店など)は、主に本法案に従い食品に正しくラベル表示がされているかを確認する義務を負う。商品には規定に沿ったGE食品であるというラベル表示を施す。GEとしてラベル表示されていない商品について、小売業者はラベル表示が免除されている理由を立証できなければならない。小売業者がラベル表示の免除を立証するには、(1)商品は故意あるいは意図的に遺伝子組み換えを行ったものでないという商品プロバイダ(卸業者等)による宣誓書を取得する、(2)GE原料を含む商品ではないという独立機関の認証を取得するという主に2通りの方法がある。食品サプライチェーンに属するその他の事業者(農家や食品製造業者等)もまた、こうした記録を保持する責任を担う。本法令ではいくつかの食品を上述のラベル表示要件の例外としている。それらは、アルコール飲料、有機食品、その場で直ちに摂取される飲食店やその他の食品施設で提供、販売される食品である。GE飼料を与えられたか否かは関係なく、それ自体が遺伝子組み換えによらない動物性食品(牛肉や鶏肉等)もまたラベル表示が免除される。

さらに、本法案はGE食品のラベル表示や広告に、「自然」、「自然栽培」、「自然農法」、「天然食品」といった用語を使用することを禁じている。本法案が作成された過程を考慮するなら、遺伝子組み換えによるか否かに関わらず、裁判所によってこれらの制限が適用されると解釈される加工食品が存在する可能性がある。

州規制。本法令が定めるGE食品のラベル表示要件は、食品の安全性および適切なラベル表示を規制する責務の一環としてDPHが規制する。

続き

本法案は、DPHに法案を実施するにあたり必要な規制および手順の設定を許可する。例えば、DPHはGE材料を含む食品であるか否かを判断する、サンプリング手順に関する規定を考案する必要がある。

法案執行にかかる訴訟。本法案の執行違反は、州、地方自治体もしくは民間機関により起訴される可能性がある。裁判所は、調査および訴訟に伴って発生するすべての妥当と思われる費用を提供する。さらに、本法案は消費者に州のConsumer Legal Remedies Act(消費者救済法)に基づき本法案要件に違反している者に対する訴訟を許可する。その際、消費者は違反の結果として発生した損害を提示する必要はない。

財政的影響

州負担の管理費用の増加。本法案は、ラベル表示免除等に関する文書の確認および商品が適切なラベル表示で販売されていることを確認する定期的な検査の実施など、GE食品のラベル表示の規制にかかるDPHの費用といった負担を州に追加する。DPHが規制を実施する方法およびその範囲によって(食料品店の検査をどの位の頻度で行うかなど)この州負担額は、年間数十万ドルから100万ドル単位で増減する。

訴訟関連費用の増加見込み。上述の通り、本法案はラベル表示要件の違反に対し、消費者が訴訟を起こすことを許可している。これにより州裁判所の訴訟数が増加し、州および郡には訴訟に関する手続きや審理にかかる追加的費用負担が生じる。この追加費用は、訴訟数および州や地方自治体による起訴数、それらに対する裁判所の判断により異なる。これらの費用の一部は、各訴訟事件の関係当事者らによる、現行法で支払が義務付けられている裁判所申請費用によってまかなわれる。全体的な裁判にかかる支出は、長期的に見て甚大なものになるとは思われない。

★ 提案37の賛成意見 ★

提案37に賛成です。私たちは、自分が口にする食品が何なのか知る権利を有しています。

提案37に賛成することは、次の3つを意味します。

- 食品に何が含まれているか、それらの食品は遺伝子組み換えにより生産されたかどうかを知る権利を手にします。
- 食品には正確なラベル表示が施されます。食品ラベルは、その製品が遺伝子組み換えにより生産されたものであることを開示する義務を負います。
- 家族の健康をもっと簡単、確実に守ることができます。アレルギーを引き起こす可能性があると言われる、あるいは健康に害を及ぼすと医師や科学者が特定する材料など、食品に関して消費者は知りたい情報を手にすることができます。

現在購入できる商品のラベルには栄養成分に関する情報が記載されています。提案37が通過すれば、消費者は分かりやすい言葉でその食品が遺伝子組み換えによるものであるかどうか、つまり食品にウイルスやバクテリア、その他の動植物由来の遺伝子を使ってラボで人工的に操作されたDNAが含まれているかの情報を得ることができます。

遺伝子組み換え食品については賛否両論であり、食品ラベルに遺伝子組み換え食品である旨を表示することを義務付けている国は世界40か国以上にのぼり、ヨーロッパや日本をはじめ中国やインドにおいてさえ実施されています。米国企業は、他国の国民には開示している情報をなぜ自国民には与えないのでしょうか。

遺伝子組み換え食品が人間にとって安全であることを証明する、健康に関する長期的な研究結果は存在しません。遺伝子組み換え食品を購入するしないにかかわらず、消費者には家族の健康を危険にさらさないためにも、自分が購入するものが何であるかを知る権利があります。ラベル表示が食品に何が含まれるかを開示することで、消費者は購入するか否かの判断ができるようになります。

提案37は単純明快、常識的な法案です。ラベルに情報を記載する以外の費用はかかりません。段階的な導入により、

製造者には食品に何が含まれるかを明記した新しいラベルの作成、もしくは遺伝子組み換えにより製造された食品を販売したくない場合は商品に変更を加える時間的猶予を与えます。

また提案37は、遺伝子組み換え食品に誤解を招くような「自然」といった文言の使用を禁止します。

本法案に反対しているのは、大手食品メーカーや農薬会社、彼らのロビイストです。反対者の多くは、過去に消費者に農薬の影響について偽りを述べ、商品のカロリー表示や脂肪分および塩分の割合を食品ラベルから削除しようと躍起になって戦っていた企業らです。今回は、遺伝子組み換え食品についての情報を消費者から隠そうとしているのです。

遺伝子組み換え食品を摂取するしないに関係なく、提案37は私たちに家族に食べさせる食品を選択する権利を付与します。大手化学薬品会社にその選択をさせてはいけません。

消費者、家族経営の農家、医師、看護師、栄養士、小企業、そしておよそ100万人ものCalifornia州民が、食品について知る権利を手に入れる州民発案請願に署名しています。あなたもぜひ参加してください。

私たちと一緒に賛成票を投じましょう。詳細は www.CARightToKnow.org をご覧ください。

提案37に票を投じる際に、次を自問してみてください。自分が口にし、家族に与える食品に何が含まれるか知る権利を自分は有しているだろうか。その答えは、提案37に賛成することです。

www.CARightToKnow.org

DR. MICHELLE PERRO、小児科医
REBECCA SPECTOR、西海岸部ディレクター
食品安全センター
GRANT LUNDBERG、CEO
Lundberg Family Farms

★ 提案37の賛成意見に対する反論 ★

37

提案37の「知る権利」と呼ばれる規定は、消費者や納税者に隠された費用負担をかける、さまざまな例外をちりばめた見せかけの策略です。

提案37は、牛乳やチーズ、食肉に対するラベル表示を義務付けておらず、ビールやワイン、アルコール飲料、レストランで販売される食品、遺伝子組み換え(GE)材料を含むその他の食品をラベル表示要件の例外としています。

州民が消費する食品の実に3分の2が例外の対象であり、これには提案37に賛成する企業が製造する商品も含まれています。

新たなゆすり訴訟の創出

提案37は企業相手の訴訟を専門とする法廷弁護人が作成しています。これは違反や損害の証拠を提示することなく、農業従事者や食品販売者、食品会社を起訴できるという「ゆすり訴訟」という新たな種類の訴訟を生み出すものです。

消費者に誤解を与える情報

400を超える科学的研究により、GE材料から作られる食品の安全性は証明されています。米国医師会や世界保健機関、全米科学アカデミー、米国食品医薬品局といった主要な機関はもとより、ノーベル賞受賞の科学者24名がこれに賛同しています。

「遺伝子組み換え食品に対する特別なラベル表示に、科学的な妥当性はありません。」—米国医師会

消費者および納税者の負担増

研究によると、提案37により多くの一般食品が再梱包もしくは高価な食材を使っただけの作り直しを強制され、結果、California州に住む一般家庭の年間食費を数百ドル単位で引き上げます。

州財政への影響については、提案37にかかるお役所仕事や訴訟に多額の税金を投じることになるという正式な分析結果が出ています。

提案37の最大の資金提供者でさえ「施行には多額の資金を要する困難さを伴う」と述べています。

提案37は費用のかかる策略に過ぎません。反対票を投じてください。

www.NoProp37.com

JONNALEE HENDERSON
California州農業事務局連合
DR. HENRY I. MILLER、創設者
食品医薬品局バイオテクノロジー規制室
TOM HUDSON、エグゼクティブ ディレクター
California州納税者保護委員会

★ 提案37への反対意見 ★

提案37は、賛成者が述べるように単純な法案ではありません。これは、さまざまな例外を設けた欠点だらけ、偽りの食品ラベル表示戦略であり、新たな官僚組織を形成して納税者の負担を増やします。そして意味の無い訴訟を増やし、食品にかかるコストを何十万ドルも引き上げるだけで、健康上もしくは安全に関するメリットを提供することはありません。

提案37は科学的根拠がありません

バイオテクノロジー、また遺伝子組み換え(GE)とも呼ばれる技術はこれまで約20年間に渡り使用され、病害虫耐性を持ち農薬をほとんど必要としないトウモロコシや大豆、その他農産物の多様な新種を生み出してきました。多数の一般的な食品は、こうしたバイオテク作物由来です。

提案37は、これらの完全に安全な食品に、特別なラベルへの張り替えもしくは高価な食材を使つての作り直しを強制し、これに準じない限りCalifornia州においての販売を禁じています。

米国食品医薬品局は、こうしたラベル表示方針を「本質的に誤解を与えるものである」と述べています。

以下のような有名な科学および医療組織が、遺伝子組み換え食品は安全であると結論付けています。

- 全米科学アカデミー
- 米国保健科学協議会
- 米国栄養食事療法学会
- 世界保健機関

「遺伝子組み換え食品に対する特別なラベル表示に、科学的な妥当性はありません」—米国医師会、2012年6月

提案37は特別利益団体にさまざまな例外や抜け道を与えます

「提案37の根拠のない規制と例外は、特別利益団体のメリットになるものであり、消費者には何の得にもなりません」— Dr. Christine Bruhn、食品科学技術学科(University of California, Davis)

提案37は、荒唐無稽な利害を背景とした例外ばかりです。豆乳には特別なラベル表示を要求していますが、牛乳や乳製品は対象外です。フルーツジュースにはラベルが必要で、アルコール飲料には要りません。肉を原料を含むペットフードにはラベル表示が必要ですが、人が消費する食肉にはラベル表示は義務付けられていません。

中国やその他外国から輸入された食品は、販売者が「GEではない」と主張すればラベル表示の対象外となります。たちの悪い外国企業が、この法案の抜け穴を悪用するかもしれません。

提案37はゆすり訴訟を許可します

これは企業相手の訴訟を専門とする法廷弁護士が利益を得る目的で作成したものです。これは家族経営の農家や食品販売者を被害を受けた証拠を提示することなく訴追することを可能にする、「ヘッドハンター訴訟」という新しい集団訴訟を創出します。

「提案37は家族経営の農家や食品販売者からお金を搾り取るゆすり訴訟に悪用され、Californiaの裁判所、企業、納税者に多額の負担を強いるものです」—California州法律悪用と戦う市民団体

提案37は余分な官僚組織を形成し納税者負担を増加させます。提案37は莫大な数の食品ラベルの監視という複雑な要件に対応する、官僚組織を必要とします。そしてそうした官僚組織やお役所仕事、訴訟に税金をいくら費やすのかについては制限を設けてはいません。

これは空手形で...負担するのは納税者です。

提案37は食費を吊り上げます

提案37は、農家や食品会社にCalifornia州で食品を販売したいなら、新しいラベル表示やより単価の高いGEではない、有機栽培の材料を使った製造というコストのかかる新たな方法へ切り替えるよう強制するものです。

経済的な調査によると、この法案により一般家庭の年間平均食費が数百ドル単位で上昇し、いわゆる隠された食料品税が、払う余裕のない高齢者や低所得家庭に重くのしかかります。

「提案37は家族経営の農家や消費者を苦しめます。これは断固として阻止すべきです」—California州農業事務局連合、80,000人の農業従事者代表

科学者や医学の専門家、家族経営の農家、納税者擁護団体、小企業に賛同してください。

提案37には反対です。

コストがかかる偽りの食品ラベル表示戦略を阻止しよう

www.NoProp37.com

DR. BOB GOLDBERG、会員

全米科学アカデミー

JAMIE JOHANSSON

California州家族経営農家

BETTY JO TOCCOLI、プレジデント

California州小企業協会

★ 提案37の反対意見に対する反論 ★

提案37は、食品に何が含まれているかを知る権利に同意するものです。

提案37は、食品について消費者に知る権利を与えるというシンプルなものです。そのため、正確な食品ラベル表示を要求します。

提案37は消費者に情報を提供します。官僚や政治家、農薬会社は、食品が遺伝子組み換えによるものかどうかを隠すことはできません。法に従わない企業がいるからこそ、本法令を執行する必要があります。消費者に食品に何が含まれるかを開示すべきです。ヨーロッパやオーストラリア、日本をはじめ、すでに世界40か国以上で実施されており、中国やロシアでさえ義務化されています。

提案37は遺伝子組み換え食品を禁止するものではありません。大手の農業関連および農薬会社、そしてそのロビイストらは、住民の不安感を煽っているのです。提案37が施行されれば、消費者は今と同じ食品を買い続けることも、遺伝子組み換え食品を買わない選択もできます。それは州民自身が選択するのです。

提案37が食費や税金を引き上げることはありません。食品会社は定期的にラベルの刷新を行っており、法案の施行は妥当性のある段階的なものであるため、提案37は価格上昇には繋がりません。

提案37は家族の健康を守る一助となります。FDAは「消費者に遺伝子組み換え食品に関する情報をさらに提供することは有用である」と述べています。正確な食品ラベル表示がなければ、アレルギーを起こす食品を口にしてしまう危険性もあります。大手食品会社は、食品の組成を開示すべきです。遺伝子組み換え食品が健康に及ぼす影響は、科学的にも不確定であるため、家族の健康を守るためにラベル表示は重要な役割を果たします。

我々は食品について知る権利を有しています。提案37に賛成票を投じてください。

www.Carighttoknow.org

JAMIE COURT、プレジデント

Consumer Watchdog

JIM COCHRAN、ジェネラルマネージャー

Swanton Berry Farm

DR. MARCIA ISHII-EITEMAN、上級科学者

Pesticide Action Network

教育および乳幼児教育の諸プログラムに資金提供するための税金。州民発案による法令。

- 十二年間にわたり最低個人所得者に対する0.4%から250万ドルを超える個人所得に対する2.2%のスライド制を使用して7,316ドルを超える年収の個人所得税率を増加する。
- 最初の四年間は、税収の60%をK-12学校に、30%を州負債の返済に、10%を乳幼児教育の諸プログラムに割り当てる。その後は、税収の85%をK-12学校に、15%を乳幼児教育の諸プログラムに割り当てる。
- K-12資金を学校固有で、生徒一人当たりを基に提供し、当該資金は地方自治体の管理、監査、および公共の意見を受ける。
- 州が新しい資金を投入することを禁止する。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 2013年から2024年までの間、州個人所得税収を増加する。この増加は2013~14年度で約100億ドルとなり、長期的に増加する傾向にある。2012~13年度の増加はこの額の約半分となるであろう。
- 初期の各年度内で、約60億ドルは学校に、10億ドルは児童保育および保育園、30億ドルは州負債返済の貯蓄金となる。2013~14年度の金額は2012~13年度に集められる資金の追加配分のためさらに高額になる可能性がある。
- 2017~18年度から2024~25年度にわたり、学校、児童保育、および保育園に使用される配分はさらに高くなり、負債返済に使用される配分はさらに低くなるであろう。

立法分析者による分析

概要

本法案は、California州の大部分の納税者の個人所得税を2013年度から2024年度にかけて増税するものである。この増税による税収は、公立学校や児童保育、保育園などの就学前教育プログラム、ならびに州負債返済に充当される。本法案の主要条項の詳細については以下で順次説明する。

収税および歳入

背景

個人所得税率(PIT)。PITは、賃金や事業、投資、その他の個人および世帯の所得に課される税である。州のPIT税率は、各所得区分に応じ納税者所得の1から9.3%(これらを限界税率と称する)で、高所得者ほど高い限界税率を課される。この税からの税収(2010-11会計年度においては計494億ドル)は一般財源に入金される。年間所得が100万ドルを超える納税者にはさらに1%が追加で課税される(これによる歳入は精神衛生サービス専用資金となる)。

提案

PIT税率を引き上げる。本法案は、最低所得区分以外に属するすべての納税者の州PIT税率を2013年度から2024年度までの12年間にわたり引き上げるものである。図1に示すように、より高額所得区分ほど限界税率の引き上げ幅も大きくなる。たとえば合算申告者については、年間所得34,692ドルから54,754ドルの場合限界税率が0.7%引き上げられ、合計税率4.7%が適用される。同様に、年間所得54,754ドルから76,008ドルの場合は限界税率が1.1%引き上げられ、合計税率7.1%が適用される。この増税により、申告される州PITの約60%において税負担が増加する(個人、扶養家族、老齢などの税控除をはじめとするさまざまな要因により、本法案による増税の影響を受ける所得区分に属する納税者のうち所得水準が比較的低い多くの申告者にとっての税負担は今後もすべて抹消される)。精神衛生サービスの追加課税1%は、100万ドル超の所得者に引き続き適用される。つまりこれに該当する納税者のPIT限界税率は、本法案による税率変更によって10.3%から最大12.5%まで引き上げられる。

図1
現行および提案第38号が提案する個人所得税率

独身申告者の課税所得 ^a	合算申告者の課税所得 ^a	世帯主の課税所得 ^a	現行の限界税率 ^b	提案された追加限界税率 ^b
\$0-\$7,316	\$0-\$14,632	\$0-\$14,642	1.0%	—
7,316-17,346	14,632-34,692	14,642-34,692	2.0	0.4%
17,346-27,377	34,692-54,754	34,692-44,721	4.0	0.7
27,377-38,004	54,754-76,008	44,721-55,348	6.0	1.1
38,004-48,029	76,008-96,058	55,348-65,376	8.0	1.4
48,029-100,000	96,058-200,000	65,376-136,118	9.3	1.6
100,000-250,000	200,000-500,000	136,118-340,294	9.3	1.8
250,000-500,000	500,000-1,000,000	340,294-680,589	9.3	1.9
500,000-1,000,000	1,000,000-2,000,000	680,589-1,361,178	9.3	2.0
1,000,000-2,500,000	2,000,000-5,000,000	1,361,178-3,402,944	9.3	2.1
2,500,000超	5,000,000超	3,402,944超	9.3	2.2

^a 図中の所得区分は2011年度に適用されたものであり、今後インフレ率の変動に基づき調整される。独身申告者には、個別申告を行う夫婦および事実婚同棲パートナー(RDP)も含まれる。合算申告者には、合算申告を行う夫婦およびRDPカップルのほか、児童を扶養する寡婦または寡夫として認定を受けた者が含まれる。

^b 限界税率は各所得区分の課税所得に対して適用される。たとえば課税所得15,000ドルの独身申告者の場合、2011年度時点の現行税率に基づく負担税額は227ドル(所得のうち7,316ドルの1%に相当する73ドルと、7,316を超過した所得の2%に相当する154ドルの合計)。この税負担は、個人、扶養家族、老齢などの税控除をはじめとするさまざまな要因により軽減または抹消されうる。提案された追加税率は2013年度に始まり2024年度まで有効となる。図中の現行税率には、100万ドル超の課税所得に課される精神衛生税率1%は含まれない。

また、今回の投票に含まれる提案第30号もPIT税率を引き上げるものである。これらの法案が両方とも承認された場合どうなるかについては、以下のボックスを参照のこと。

公立学校や早期保育・教育(ECE)、および負債返済への資金を提供する。本法案による歳入は、新たに開設されたCalifornia州教育信託基金

(CETF)に入金される。これらの資金には、専用の3つの使途が指定されている。図2に示すように、2013-14年度および2014-15年度においてはCETF資金の60%が学校に、10%がECEプログラムに、30%が州負債返済に配分される。2015-16年度および2016-17年度も基本的には同じ配分方法が適用されるが、州負債返済に使用される

図2
提案38により確保された歳入の配分方法

	2013-14 および 2014-15	2015-16 および 2016-17	2017-18 から 2023-24
学校	60%	60%	85%
早期保育・教育 (ECE)	10	10	15
州負債返済	30	30 ^a	— ^a
合計	100%	100%	100%
学校およびECEプログラム資金増額制限 ^a	なし	あり	あり

^a 州負債返済用に確保された最低の割合を反映。増額制限を超過した歳入も負債返済に充てられる。

立法分析者による分析

続き

資金が若干増額される可能性がある。これは本法案が2015-16年度以降、(1)学校およびECEプログラムに配分される合計資金の増額をCalifornia州の過去5年間の一人当たり個人所得

投票により提案第30号および第38号の両方が承認された場合

州憲法では、2つの法案間に矛盾がある場合の措置について明確に規定。州憲法の規定によると、同じ州全域投票で承認された2つの法案の条項が矛盾する場合、より多数の賛成票を得た法案の条項が優先される。本州全域投票における提案第30号および第38号はいずれも個人所得税(PIT)率を引き上げるものであるため、両提案間には矛盾が生じると見なされる。

両法案では、いずれか一方の増税のみが適用される旨を明確に規定。提案第30号および第38号はいずれも、これらの法案両方が承認された場合どちらの条項が発効するかを明記する項を含む。

- 提案第30号がより多数の賛成票を得た場合。提案第30号に含まれる項には、同提案の条項が全面的に優先され、他の法案(この場合提案第38号)のPIT税率引き上げに関する条項はすべて無効となる旨が記載されている。
- 提案第38号がより多数の賛成票を得た場合。提案第38号に含まれる項には、同提案の条項が優先され、他の法案(この場合提案第30号)の消費税率またはPIT税率に関する条項はすべて無効となる旨が記載されている。また、この場合、提案第30号の増税が適用されないことにより、「自動削減」と称される歳出削減が発効する(自動削減の詳細については、提案30の分析を参照)。

成長率に基づいて制限し、(2)当該成長率を超過した資金を州負債返済に充当するという措置を設けているためである。2017-18年度から2023-24年度にかけてはCETF資金のうち最大85%が学校に、最大15%がECEプログラムに配分され、当該成長率を超過した歳入は引き続き州負債返済に使用される。

州議会による改正を不可能とする。投票で承認された場合、本法案は以降の投票法案によってのみ改正できる。州議会は、投票者の承認なしに本法案に修正を加えることはできない。

財政的影響

年間約100億ドルの州歳入増加。2013-14年度からの初期段階における州の追加歳入は、年間約100億ドルになる(本法案が2012-13年度にもたらす追加歳入はこの半額程度となる)。創出される総歳入には以降も増加傾向が予想される。ただし特定の年度に創出される歳入は、前年度よりも大幅に増加あるいは減少する可能性がある。これは主に、本法案が高所得納税者に対してより大幅な増税を行うためである。高所得者の個人所得は株式市場や住宅価格、その他の投資の動向の影響をより顕著に受けるため、大幅に変動する傾向がある。このような納税者所得の変動、ならびに税率引き上げに対する反応の不確実性のため、本法案による歳入増加額を予想するのは困難である。

学校

背景

公立学校向け資金には通常、州の資金提供公式を適用。California州は公立学校の児童約600万人に教育サービスを提供しており、これらの児童へのサービス提供は、1000以上の地域教育機関、主に学校区を通じて行われる。学校資金の大半は州の学校資金提供公式(一般に、提案第98号の最低保証額と称される)に基づいて提供される(コミュニティカレッジの資金もこの最低保証額を満たすよう提供される)。この最低保証額は、州一般財源と地方不動産税収を組み合わせることでまかなわれている。学校は、この学校資金提供公式に基づき2010-11年度中に430億ドルを受給した。

学校支出は通常、各地の管理理事会が決定。州による学校資金の約70%は、教育上のあらゆる用途に充当できる。通常、学校区の管理理事会がその用途を決定する。管理理事会は一般的に、資金を具体的にどの活動に使用するか、そして学校区内の各学校にどのように配分するかを決定する。資金の残り30%は、給食の提供や生徒の送り迎えなど指定された目的に使用されなければならない。学校区におけるこのような制限付き資金の用途の柔軟性は通常限られている。

提案

学校は本法案に従い、2016-17年度まではこのPIT税率引き上げによる税収の約60%、以降は毎年約85%を受給する。これらのCETF資金は、提案第98号による一般財源からの学校支援に追加され、3つの助成金プログラムを支援する。また、本法案はこれらの資金に関連する支出の制限および報告要件を規定する。これらの主要条項の詳細については以下で順次説明する。

学校資金を3つの助成金プログラムに配分する。
提案38は、学校向けCETF資金の配分方法を以下のように規定している。

- **教育プログラム助成金(資金の70%)。** 学校向けCETF資金総額の70%(3プログラムのうち最大)は、各学校の生徒数に応じて配分される。ただし生徒数割助成金の具体的な金額は生徒の学年によって異なり、高学年の生徒に対しより多くの資金が支給される。教育プログラム助成金は、生徒の指導や学校職員(カウンセラーや図書館員など)、保護者とのコミュニケーションなど、さまざまな活動に幅広く充当できる。
- **低所得児童助成金(資金の18%)。** 本法案は、学校向けCETF資金総額の18%を、全州一律の一人当たり資金に基づき各学校に在籍する低所得世帯の児童数(すなわち給食無料支給対象の生徒数)に応じて配分するよう規定する。低所得児童助成金も教育プログラム助成金と同様、さまざまな教育活動に幅広く充当できる。
- **研修およびテクノロジー、教材向け助成金(資金の12%)。** 資金の残り12%は、全州一律の一人当たり資金に基づき各学校の在籍生徒数に応じて配分される。この資金は、学校職員向けの研修、および最先端の教材やテクノロジーの導入にのみ使用できる。

対象の学校敷地内でのみ資金を使用するよう義務付ける。 本法案により各学区が受給した資金は、当該資金の根拠となる生徒数を有する特定の学校で使用されなければならない。たとえば低所得児童助成金に関しては、ある学区における低所得児童の100%が一校に在籍して

いる場合、低所得児童助成金による資金全額を当該学校において使用する必要がある。ただし、各学校におけるCETF資金の具体的な用途については他の多くの学校資金と同様、各管理理事会が決定する。提案38の資金によりすべての学校において資金の純増加を確実に達成するため、本法案は各学区に対し、CETF以外の財源から各学校に配分される生徒数割資金が2012-13年度の水準を下回らないよう、妥当な努力を払うことを義務付けている。管轄下のいずれかの学校における生徒数割資金が2012-13年度水準よりも減少した場合、学区は学校敷地内またはその近隣で行われる公開会議でその理由を説明しなければならない。

学区区に対し、支出に関する決定を行う前に公共の意見を求めるよう義務付ける。 また、提案38は学区の管理理事会に対し、学校向けCETF資金の用途につき公聴会において生徒および保護者、教員、学校管理者、その他の職員の意見を求めるよう義務付ける。管理理事会は資金の用途を決定する際、CETF資金による学校支出が教育の成果向上にどう貢献するか、ならびにその成果の測定方法を公開会議およびオンラインで説明しなければならない。

各学校に対し、予算報告要件を規定する。 本法案は学区区に対し、いくつかの報告要件も定めている。主な措置として、本法案は2012-13年度よりすべての学区区に対し、管轄下の各学校の予算を作成しオンライン公開するよう義務付ける。かかる予算報告には、各学校が受給する資金(すべての財源を網羅)、ならびに支出とその内訳を記載する必要がある。州の公立学校教育長は予算報告の形式を統一し、過去の年度のデータも含めすべての学校予算を一般に公開しなければならない。また、学区区は、各学年度末より60日以内に管轄下の各学校におけるCETF資金の用途を報告しなければならない。

その他の容認事項および禁止事項。 本法案は、学区区に配分された資金の1%を上限とし、予算の作成・報告、および監査要件遵守のための使用を認める。本法案は、学校向けCETF資金を、CETF以外の資金により同様の職務を担うその他の従業員に提供されている範囲を超えた給与や福利厚生に拡大に使用することを禁止する。また本法案は、CETFによる学校資金を2012

立法分析者による分析

年11月1日時点で提供されている州および地方、連邦資金を置き換える目的で使用することを禁止する条項を設けている。

財政的影響

学校への追加資金の提供。本法案の初期段階において、学校は年間約60億ドル、一生徒当たり1000ドルを受給する。この資金から42億ドルが教育プログラム助成金、11億ドルが低所得児童助成金、7億ドルが研修およびテクノロジー、教材向け助成金に割り当てられる(2013-14年度は、2012-13年度に確保された資金も併せて配分されるためその他の年度よりも資金額が高額になる)。資金額には以降増加傾向が予想される。2017-18年以降は州負債返済に使用するように規定された金額が大幅に減少するため、学校に充当可能な資金額がさらに増加する。

早期保育・教育

背景

ECEプログラムは5歳以下の児童が対象。California州の児童の多くは、幼稚園(通常5歳から通園)入園前に何らかのECEプログラムを利用する。これらのプログラムは、保護者の勤務時間中の児童の監督、社会性や認識能力の発達など、家庭によりさまざまな目的で利用されている。生後すぐから3歳までの児童を対象とするプログラムは通常、乳幼児保育と称される。3歳から5歳の児童を対象とするプログラムは多くの場合就学前教育と呼ばれ、一般的には幼稚園入園準備を支援するという明確な目的に重点を置く。どのプログラムも州の認可を受けるには基本的な安全衛生基準を満たす必要があるが、職員の資格要件や保育者一人当たりの児童数、カリキュラム、家族料金、保育費用などの特徴はプログラムによってさまざまである。

一部の児童は補助金でまかなわれるECEサービスを利用可能。多くの家庭は自ら費用を負担してECEプログラムを利用しているが、一部の児童を対象とし、公共資金による補助でまかなわれるサービスも提供される。これらの補助金は通常、低所得世帯、および生活保護受給者向け就職支援プログラムやその他の就職・訓練活動の参加者、特別支援対象児童を抱える家庭のために確保されている。一般にECE補助金の受給資

続き

格は、所得が平均所得水準の70%(たとえば3人家族の場合、現在月額3518ドルが境界線)に満たない世帯に制限されている。一定の児童数割金額に基づき、各サービス提供者が保有するECE「利用枠」に応じて州が支払いを行う。基準となる資金額は地域ごとに異なり、保育環境によってもさまざまだが、フルタイムの乳幼児保育の場合月額約1000ドル、フルタイムの就学前教育の場合月額700ドルが一般的である。

現在の資金水準は、対象児童全員へのECEプログラム提供には不十分。2010-11年度には州および連邦資金から約26億ドルが投じられ、California州全体の15%程度に相当する約50万人の5歳未満児童に児童保育や就学前教育プログラムが提供された。しかし、補助金でまかなわれるプログラムの所得資格要件を満たす児童は、California州の全児童のうち約半数に上る。これは、補助金支給対象サービスを対象児童全員に提供するには州および連邦のECE資金が不足していることを意味する。

提案

ECEプログラムは先述の通り、2016-17年度まではこのPIT税率引き上げによる税収の約10%、以降は毎年約15%を受給する。本法案は図3に要約される通り、これらの資金の配分方法を明確に規定している。図の上部に示す通り、ECEプログラム向けに確保された資金のうち最大23%は、近年の州予算削減により低下した児童保育の利用枠数やサービス提供者ごとの資金額を回復したり、州のECEシステム支援を目的とする特定の全州規模の活動を実行するために使用される。残りのECE資金は図の下部に示す通り、より多くの低所得児童にサービスを提供するための児童保育および就学前教育プログラム拡大、ならびに一部のECE提供者に対する資金額の増加に充てられる。また、本法案は州政府に対し、ECEプログラムに対する既存の支援の削減を禁止する。具体的には、今後も州一般財源歳入から2012-13年度と同じ割合(約1%)をECEプログラムに使用するように規定している。本法案は、(1)ECEプログラムの評価システム、(2)就学前教育、(3)乳幼児保育のそれぞれに関連する具体的な条項を設けており、その詳細は以下で順次説明する通りである。

立法分析者による分析

続き

個々のECEプログラムの質を査定するため、全州共通の評価システムを構築する。本法案は州政府に対し、個々のECEプログラムの有効性を評価するための「早期学習水準評価・向上システム(QRIS)」の導入を求めるものである。州政府は、すでに着手済みの初期的措置を基盤とし、2014年1月までに児童の社会性や情緒の発達および就学準備に対するプログラムの貢献度を評価するための基準を確立しなければなら

ない。すべてのECEプログラムは任意でこの基準による評価を受けることができ、その結果は一般に公開される。また、州政府は各提供者によるサービス改善や評価向上を支援するトレーニングプログラムを開発する。さらに提案38により、児童数割で支給される既存の補助金に加え、QRISの基準において高い評価を獲得した児童保育および就学前教育プログラムに対し追加資金が提供される。

図 3
提案38における早期保育・教育 (ECE) 関連規定

目的/内容	ECE 資金の割合 ^a
「資金回復およびシステム改善」	
プログラム資金の回復—2008–09年以降削減された既存の補助金支給対象ECEプログラム向け州予算の一部回復。回復措置には、より多くの児童へのサービス提供、利用資格を得られる世帯所得水準の引き上げ、児童一人当たりの州資金額増加などが含まれる。	19.4%
評価システム—児童の社会性/情緒発達や就学準備に対する貢献度に基づくECEプログラムの査定および公開評価システムの確立。	2.6
ECEデータベース—州助成ECEプログラムを利用する児童に関する情報を収集・維持するための全州共通データベースの構築。児童のECEプログラム利用状況および幼稚園入園準備状況評価の結果詳細が含まれ、州のK–12データベースにリンクされる。	0.6
認可審査—州の認可機関によるECEプログラムの安全衛生審査の頻度増加。	0.3
小計	(23.0%)
「ECEプログラムの強化、拡大」	
3歳から5歳の児童向けサービス—より多くの低所得児童がサービスを受けられるよう、就学前教育を拡大。特に低所得地区におけるサービスの拡充を優先。	51.6%
生後すぐから3歳までの児童向けサービス—California州就学前早期教育プログラムを新たに策定し、低所得世帯の乳幼児に児童保育および家族支援を提供。	16.6
サービス提供者ごとの資金額—新評価基準で高い評価を獲得した州助成ECEプログラムに対する児童一人当たりの資金額を増額し、資金の大半を就学前教育プログラムに充当。また、生後すぐから18か月までの児童を対象とする認可済みの州助成ECEプログラムすべてに対し、児童一人当たりの現行資金額を増額。	8.9
小計	(77.0% ^b)
Total	100.0%
^a 資金回復およびシステム改善用に確保される資金額は3億5500万ドルを上限とするため、本法案による州負債返済が停止される2017–18年度においては、これらの各項目に充当される資金の割合は若干減少し、ECEプログラムの強化・拡大資金は若干増加する。	
^b これらの資金は3%を上限とし、州が負担した管理費に使用できる。ECE提供者に配分された資金は15%を上限とし、設備費用に使用できる。	

立法分析者による分析

続き

より多くの低所得児童に就学前教育を提供する。提案38は、低所得世帯が集中する地区で州補助金により提供される就学前教育プログラムの利用枠を拡大する。この新たな利用枠を提供するための資金は、サービスの質について高い評価を受けた就学前教育提供者にのみ支給される。資金は、指定地区に居住する推定対象児童数に応じて各提供者に配分される(新たな利用枠の少なくとも65%は、全日・通年サービスを提供するプログラムに付与されなければならない)。プログラムの利用資格は、既存の世帯所得基準を満たす児童、または世帯所得に関わらず指定地区に居住する児童に制限され、中でも特定の危機的条件下にある児童(養護施設で生活する児童を含む)が最優先される。

低所得世帯の乳幼児向けの新しいプログラムを策定する。提案38により策定されるCalifornia州就学前早期教育(EHS)プログラムは、連邦政府による同名のプログラムをモデルとするものである。このプログラムの資金のうち最大65%が、生後すぐから3歳までの児童を抱える低所得世帯への児童保育および家族支援の両サービス提供に充てられる(新たな利用枠の少なくとも75%は、全日・通年保育に付与されなければなら

ない)。EHS資金のうち少なくとも35%は、同プログラムによる児童保育サービスを利用していない家族および保育者向け支援サービスの提供に充てられる。いずれの場合も、家族支援サービスにはプログラムスタッフによる自宅訪問や児童の発達状況評価、家族向けリテラシープログラム、保護者および保育者向け訓練などが含まれる。

財政的影響

ECEプログラムの支援、拡大のための追加資金を提供する。本法案の初期段階においては、年間約10億ドルが州のECEシステムに使用される(2013-14年度は、2012-13年度に確保された資金も併せて配分されるためその他の年度よりも資金額が高額になる)。資金の大部分は児童保育および就学前教育の拡大に充てられ、導入初期段階において同サービスの利用者数は乳幼児で1万人増、就学前児童では9万人増と見込まれる。また、資金額には以降増加傾向が予想される。2017-18年以降は州負債返済に使用されるよう規定された金額が大幅に減少するため、ECEプログラムに充当可能な資金額がさらに増加する。

立法分析者による分析

続き

州負債返済

背景

州一般財源債の負債返済。公債融資とは、主に長期的インフラ事業(学校および大学施設やハイウェイ、道路、土地保全、野生生物保護、水資源関連施設など)を目的とする資金調達の際に州が使用する長期借入金の種類のひとつである。州は、公債を投資家に販売することによりこの資金を確保する。その対価として州は、特定のスケジュールに基づきこの資金に利子を上乗せして返済することを保証する。州が発行する債券の大部分は、投票による承認を必要とし、州の一般課税権限で保証される一般財源債である。一般財源債は通常、一般財源からの負債返済費用により返済される。2010-11年度の州一般財源債の負債返済額は47億ドルであり、そのうち32億ドルは学校および大学施設関連の負債返済費用であった。

提案

2016-17年度までの間、歳入のうち少なくとも30%を負債軽減に充てる。2016-17年度末までの間、提案38による歳入のうち少なくとも30%は州の負債返済費用として使用される。本法案は、これらの資金をまず教育関連(未就園児教育から大学までの施設)の負債返済に充当するよう規定する。ただし、各年度における教育関連の負債返済後に残余额が生じた場合、当該残余資金は州のその他一般財源債の負債返済に使用できる。

2015-16年度以降、学校およびECEへの資金増額を制限し、余剰資金を負債返済に使用する。2015-16年度以降、学校およびECEプログラムに配分されるCETF資金合計を、Californiaの過去5年間の一人当たり個人所得成長率を超える割合で増額することはできない。当該成長率を超過したCETF資金もまた、州負債返済に使用できる(本法案は、歳入の配分方法が変更される2017-18年度について例外規定を設けている)。

財政的影響

2016-17年度までの間一般財源に年間約30億ドル追加。2016-17年度末までの間、本法案による歳入のうち少なくとも30%(年間約30億ドル)が一般財源債の負債返済に使用され、一般財源に追加資金が生じる。これにより一般財源歳入に余裕が生まれるため、資金を他の公共プログラムに使用したり、この期間中の予算の均衡化に役立てることができる。

2015-16年以降、一般財源にさらなる資金追加の可能性。本法案の増額制限条項によっても、特定の年度における一般財源への資金追加が可能となる。同資金に追加される金額はPIT税収および一人当たり個人所得の成長率により毎年異なるが、年間数億ドル規模と予想される。

★ 提案38の賛成意見 ★

我々の将来は、州の未来を担う子供たちに対する教育にかかっています。質の良い学校なくしては、州の経済成長や雇用創出に必要な優秀な労働力も育成されません。

政治家は両派とも、学校に投資すべきときにむしろ資金を削減してきました。2008年以來の学校予算削減額は200億ドルに上ります。また、教員のレイオフは4万人以上に達し、California州のクラスあたりの生徒数は全国最大という現状があります。

学校資金の回復および拡大。

提案38は学校に再び重点を置き、資金を保証することで豊かな教育を取り戻すとともに、教育の成果を向上させます。

そのために何十億ドルという資金を在籍者数に基づいて各学校に配分し、合計年間平均100億ドル、12年間にわたる資金提供を保証します。

各学校はこの資金を使用してクラス規模を縮小したり、美術、音楽、数学、科学、職業技術訓練、大学進学などの授業を各学校の固有のニーズに応じて再開することができます。

提案38により皆様の地域にどれだけの追加資金が直接投入されるか、www.moneyforlocalschools.org/restoreでご確認ください。

さらなる削減の防止。

提案38は、2016-17年度まで毎年30億ドルを確保してさらなる予算削減を防止し、州教育債債務の返済により州の赤字を低減します。

子供たちの成功基盤の構築。

提案38は年間11億ドル以上の資金を提供し、予算削減に見舞われた乳幼児教育の資金回復と質の向上、就学前教育の利用枠拡大を図ります。

州民全員による学校への公平な投資。

California州民は全員、学校の改善に何らかの形で貢献すべきです。これは学校の水準向上が州経済や州民の生活にもたらす恩恵に鑑みれば当然のことでしょう。

提案38は、支払い能力に応じて税率を決定するスライド制により全控除後の所得税率を引き上げ、年間100億ドル

を提供して学校資金の回復を図ります。所得250万ドル超の納税者に対する税率を2.2%引き上げることで最富裕層が最も高額な税を負担し、一方、所得2万5000ドル未満の納税者は年間平均7ドルを負担することになります。

納税者の所得状況に応じた提案38の影響については、www.moneyforlocalschools.org/taxcalculatorをご覧ください。

保護者および納税者に対する5つの保証事項:

- 州議会はこの資金の使途に関与不可能。提案38は州議会による資金の転用や借り入れを禁止しており、学校が受給している現行資金を置き換える目的での新たな資金を使用することもできません。
- 学校資金はすべての学校に生徒数割で支払われ、当該学校においてのみ使用可能。資金は監査の対象となり、何らかの不正配分を試みた者は重罪に問われ、場合により懲役が科せられるほか、一切の公職資格を喪失します。
- 資金は学校職員の給与や年金の増額には使用不可能であり、提案38では管理費支出を資金の1%以内と規定しています。
- 資金の使途は、各地域において公共の意見を取り入れた上で決定。学校区は支出に関する決定にあたり各学校において公開会議を行い、保護者や教員、地域住民の意見を求める必要があります。
- 各学校の改善に関する学校区の説明責任。各学校区は毎年各学校の教育改善目標を設定し、支出の内訳および改善目標の達成状況を公表する必要があります。

学校の改善に再び重点を。提案38に賛成票を投じてください。

CAROL KOCIVAR、プレジデント

California州保護者・教員協会

EDWARD JAMES OLMOS、俳優

ARUN RAMANATHAN、エグゼクティブディレクター

Education Trust-West

★ 提案38の賛成意見に対する反論 ★

学校の改善は我々全員に共通する願いです。

しかし、州官僚による無責任な浪費に1200億ドルもの新たな公的資金を投入することは決して質の高い教育を取り戻すことにはつながらず、子供たちにとって何の役にも立ちません。

提案38は、システムを改革し無駄遣いや不正使用を一掃する代わりに増税を行い、無用なお役所仕事にさらなる資金をつぎ込むものです。

- 提案38は、中産階級と中小事業者の所得に対する大幅な増税を意味します。年間課税所得8000ドル以上の納税者にとっては、今後12年間にわたって場合により21%もの増税が行われることとなります。
- 提案38は、所得税を法人ではなく個人として申告し納税している家族経営の事業に対し大幅な増税を行うことで、中小事業者に損害を与えるものです。
- 提案38は、最大の雇用拡大の場である中小および家族経営事業者の雇用を削減します。California州の失業率はすでに全国第3位です。
- 提案38は、不正や浪費が発覚した場合でも12年間は変更できません。

- 提案38は、年間30億ドルの資金を4年間にわたり州政府の政治家に提供し、自由に使わせるものです。
- 提案38は、学校が基本的な資金を受給するために複雑なお役所手続きを踏むことを強要し、新たに高額な浪費を生むものです。また、新しいプログラムを義務化する一方で必要な学校機能を削減します。
- 提案38は、学業成績の向上に対して事実上何の役割も果たしません。

California州の教員、医師、法執行機関職員、納税者団体、中小事業主は提案38に反対しています。

www.StoptheMiddleClassTaxHike.comをご覧ください。反対票を投じてください。

ANDREW WONG、メンバー

Pomona統一学校区教育委員会

KEITH ROYAL、プレジデント

California州保安官協会

RICHARD RIDER、会長

San Diego Tax Fighters

★ 提案38への反対意見 ★

提案38に反対を:

大半のCalifornia州民に対する1200億ドルの所得税増税提案38は、年間課税所得17,346ドル以上のCalifornia州民に対し、連邦政府に対する税負担とは別に州所得税率の最大21%引き上げを行うものです。

提案38による増税は2024年度まで継続されるため、現在1年生になるお子様を抱えた家庭では、そのお子様が高校を卒業するまでこの増税による負担を強いられることになります。

経済が上向き州民の再就職率が向上しても、この増税は続きます。教育システムに必要とされる改革が実現せず、劣悪な教員を解雇できなくても、この増税は続きます。提案38は州民を今後12年間にわたり無条件に拘束し、増税の負担を強いるものです。

政治家や官僚はこの新たな税収により何十億ドルという資金を手に入れ、その用途や実際に教育現場にもたらされる資金額に関する説明責任が問われることは事実上ありません。

中小事業に対する損害および雇用の削減

California州では約380万の中小事業が、その売り上げに対する税金を法人税ではなく個人税として支払っています。つまり、中小事業は年間所得が3万ドル、4万ドル程度と少額であってもこの増税により壊滅的打撃を受けることになります。

提案38は、雇用創出や経済回復を図る代わりに、家族経営事業者に雇用削減を強要し、あるいはこれらの事業者を州外に締め出したり廃業に追いやりします。何とか持ちこたえて事業を継続できた事業者は高額な税金を支払うため商品の値上げを行い、最終的には消費者にそのしわ寄せが及ぶこととなります。

教育の成果向上に関する要件の不在

提案38には、教育の成果向上や劣悪教員の排除に関する要件が規定されていません。これは、管理費やコンサルタント料、年金や福利厚生、その他諸経費に過剰の資金が費

やされ続け、教育の現場に必要な資金は不足するという事態を招きます。現在、California州の児童のうち24%は高等学校を卒業していません。学業成果向上の要件を定めない提案38は、生徒にとって何の役にも立たないシステムにさらなる資金をつぎ込むものです。

不正や浪費が発覚しても12年間に変更不可能

提案38の27ページにわたる細則には、資金の浪費や不正使用、濫用が起きても2024年度までは本法案に対するいかなる変更も認めない(州民の投票によらない限り)という特別条項が密かに記されています。

1200億ドルの追加税収を赤字軽減に活用する規定の不在

提案38は、州政府の政治家による浪費を助長します。提案38には何らかの金額を赤字軽減に充てるよう明記する条項もなく、政治家の浪費を防止する規定もないため、1200億ドルの追加税収にも関わらず現在と同じ惨憺たる財政に逆戻りする可能性も十分あります。

提案38に反対を:

- 27ページに及ぶ細則に潜んだ不備
- 1200億ドルもの増税
- 17,346ドル超の課税所得に対する所得税増税
- 中小事業者に対する損害および雇用削減
- 教育の成果向上に関する要件の不在
- 不正や浪費が起きても投票によらない限り12年間変更不可能

提案38に反対を。これは州民を惑わせ高額な資金を費やす欠陥だらけの法案です。

ALLAN ZAREMBERG、プレジデント

California州商工会議所

KEN WILLIAMS、メンバー

Orange County教育委員会

THOMAS HUDSON、エグゼクティブディレクター

California州納税者保護委員会

★ 提案38の反対意見に対する反論 ★

この州において、学校は困難を強いられています。200億ドルの予算削減に見舞われ、生徒一人当たり支出は50州中47位。教員のレイオフは4万人に上ります。教育を最優先すべきときに、政治家はその予算を削減するばかりです。

提案38はこの問題を解決するものです。反対派は何の対策も提示せず、むやみに批判を煽っています。

- 税金不安を誇張する彼らの策略に騙されてはいけません。提案38による所得税率の引き上げは0.4%から2.2%であり、21%ではありません。
- 所得3万から4万ドルの中小事業は「壊滅的打撃」など受けません。所得が2万5000から5万ドルの場合、提案38による増税は平均54ドルです。
- 提案38による学校資金は生徒数割ですべての学校に配分され、各学校で使用される必要があります。つまり必ず学びの現場に充当され、児童の学業成果向上に役立てられます。州政府の政治家はこの資金の用途に関与できません。
- 提案38は、学校資金を給与や年金、その他福利厚生の拡大に充てることを禁止し、管理費支出は資金の1%以内と規定しています。
- 提案38は、独立機関による監査結果および教育の成果に関する報告を一般に公開する義務を課し、真の透明性を提供します。不正配分を試みた者は重罪に問われます。

- 提案38を改正できるのは投票者であり、政治家はこれを変更できません。これにより、州議会が資金を学校以外の目的に転用しないことを保証する同提案の条項が守られます。

提案38は、学校に年間平均100億ドルの追加資金を12年間保証し、これまでに削減された資金の回復および教育の成果向上を図ります。

子供たちに教育を与え、州内の雇用主に生産性の高い優秀な従業員を提供するには、公立学校の改善が不可欠です。学校に十分な投資を行わなければ、子供たちと州経済が脅かされることとなります。

prop38forlocalschools.orgで提案38をお読みになり、皆さん自身の目でお確かめください。

学校の改善が最優先です。提案38に賛成票を投じてください。

CELIA JAFFE、プレジデント

4th District PTA, Orange County

ALEX KAJITANI

2009 California Teacher of the Year

TINA REPETTI-RENZULLO

2010–2011 Los Angeles County Teacher of the Year

複数州で営業する企業に対する課税措置。クリーンエネルギーおよびエネルギー効率のための資金拠出。州民発案による法令。

- 複数州で営業する企業にカリフォルニア州内の売上高比率に基づきカリフォルニア州法人税債務を計算するよう義務付ける。
- カリフォルニア州外で資産および従業員を有する企業に対し税法上の優遇措置を与える法人税計算方法を、複数州で営業する企業が選択できるオプションを与えている現行法を廃止する。
- カリフォルニア州内でエネルギー効率およびクリーンエネルギー分野の仕事を創出するプロジェクトに、予測される増加歳入から五年間毎年5億5千万ドルを資金提供のために、割り当てる。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 複数州で営業する企業がカリフォルニア州法人税計算方法を選択できる能力をなくすことによって、州歳入が毎年別途約10億ドル入り、それは長期間にわたって増加する。これにより複数州で営業する一部の企業がさらに多額のカリフォルニア州法人税を支払う結果となるであろう。
- 翌五年間にわたり本投票事項によって集められる歳入の内、約半分はエネルギー効率および代替エネルギーのためのプロジェクト専用で使用される。
- 当該歳入の残りの内、かなりの部分を公立学校および地域短期大学に使用する見通し。

立法分析者による分析

背景

州法人税。企業が州法人税として毎年課される金額は、当該企業の課税所得に基づいて算出される。California州と他州または外国にまたがって営業する企業（「複数州で営業する企業」）に対し、州はその所得のうちCalifornia州で発生した金額にのみ課税する。実際には複数州で営業する企業は法人のごく一部だが、かかる企業が州法人税の大部分を負担している。この税収は州の一般財源の第三の歳入源であり、2010-11年度には96億ドルを提供した。

複数州で営業する企業は課税所得の計算方法を選択可能。現行の州法は、複数州で営業する企業の多くに対し、州税の課税対象となるCalifornia州で発生した所得金額の計算方法として2つの選択肢を与えている。

- 「**3要素方式**」による課税所得の計算。1つは企業の売上および資産、従業員の所在地を基準とするもので、この方法を採用した場合、企業がCalifornia州内に売上および資産、従業員をより多く有するほど、所得に占める州税の対象額も大きくなる。

立法分析者による分析

続き

- 「**単一売上要素方式**」による課税所得の計算。もう1つは企業の売上の所在地のみを基準とするもので、この方法を採用した場合、複数州で営業する企業がCalifornia州内で得ている売上がより高額であるほど、所得に占める課税対象額も大きくなる(たとえばある企業が製品の4分の1をCalifornia州内、残りを他州で販売した場合、利益総額の4分の1がCalifornia州税の対象となる)。

複数州で営業する企業は通常、自らにとって最も有利な課税措置を受けられるよう、計算方法を選択できる。

エネルギー効率関連プログラム。現在、エネルギー消費量削減のために州が策定したプログラムが多数存在する。これらの取り組みは、発電所や送電線など新たなエネルギーインフラ構築の必要性を低減し、環境水準に関する基準遵守を支援することを目的としている。たとえば、California州公益企業委員会(CPUC)はエネルギー効率向上のための設備改善や家電リベートなどさまざまなプログラムを監督しており、これらは公共料金収入でまかなわれている。また、California州エネルギー委員会(CEC)は、州のエネルギー消費量削減のため、施設や電化製品に関する基準を確立している。

学校資金提供公式。投票により1988年に承認され、1990年に修正された提案98は、州および地方が公立学校およびコミュニティカレッジ(以下、学校と総称)に提供す

べき年間最低資金額を規定している。この資金水準は一般に、提案第98号の最低保証額として知られる。州議会はこれを見合わせ同保証額よりも少額の資金を提供することができるが、通常は保証額と同等またはより高額の資金提供を決定している。提案第98号の保証額は、州一般財源歳入の増加(州法人税による税収も含む)に伴って増額可能である。したがって、本提案のように追加歳入をもたらす法案は、学校資金の保証額増加の可能性も秘めている。提案98による支出は州予算支出において最大の位置を占め、その総額は州一般財源支出の約40%に及ぶ。

提案

複数州で営業する企業に与えられている課税所得計算方法の選択肢を排除する。本法案により、複数州で営業する企業は2013年以降、自らにとって有利な州法人税の計算方法を選択できなくなり、かかる企業の多くは、California州における課税所得を単一売上要素方式で計算しなければならなくなる。なお、California州内でのみ営業する企業は本法案の影響を受けない。

また本法案は、複数州で営業するすべての企業を対象とし、税制上California州に割り当てられる売上割合の計算方法に関する規則を設けており、これには一部の大手ケーブル会社を対象とする特定の規則も含まれる。

39 提案 複数州で営業する企業に対する課税措置。
 クリーンエネルギーおよびエネルギー効率のための資金拠出。
 州民発案による法令。

立法分析者による分析

続き

エネルギー効率および代替エネルギー関連プロジェクトに資金を提供する。本法案は新たな州基金としてクリーンエネルギー雇用創出基金を設置し、エネルギー効率向上や代替エネルギーの使用拡大を目的とするプロジェクトを支援する。本法案の規定により、同基金の資金は、(1)公立学校およびカレッジ、大学、その他公立施設におけるエネルギー効率向上のための改良や代替エネルギー関連プロジェクト、ならびに(2)エネルギー関連の改良に対する金融・技術支援、(3)エネルギー効率および代替エネルギー関連の職業訓練および労働力開発の支援に充当できる。州議会は同基金からの支出に関する決定を行い、エネルギー関連プロジェクトの管理ノウハウを有する機関によって実行される費用効率の高いプロジェクトにのみ資金を使用するよう

義務付けられる。また、本法案は、(1)資金を受給するすべてのプロジェクトがCECおよびCPUCとの連携の下に運営されるよう規定するとともに、(2)9名のメンバーで構成される監視委員会を新たに設置して同基金からの支出を毎年審査および評価させる。

クリーンエネルギー雇用創出基金は、単一売上要素方式の義務化による追加歳入の一部によってまかなわれる。具体的には、かかる歳入の半分(5億5000万ドルを上限とする)が毎年クリーンエネルギー雇用創出基金に移行される。この資金移行は、2013-14から2017-18までの5会計年度にのみ実施される。

財政的影響

州歳入の増加。図1の最上段に示す通り、本法案により州歳入は2013-14年度以降毎年

図1
 州の収支に対する提案39の影響予測

	2012-13	2013-14 から 2017-18	2018-19 以降
各年度の歳入	5億ドル	10億ドル (以降増加傾向)	10億ドル超
各年度の支出			
エネルギー関連プロジェクト向け資金	なし	5億から5億5000万ドル	なし
学校資金の保証額増加	2億から5億ドル	2億から5億ドル (以降増加傾向)	5億から10億ドル超

立法分析者による分析

年約10億ドル増加する(2012-13年度に関しては約半年分の影響)。この追加歳入は、複数州で営業する企業の一部がより高額
の税金を支払うことによって生じる。なお、
本法案によって創出される資金額には、以
降増加傾向が予想される。

歳入の一部はエネルギー関連プロジェクトに充当。5年間(2013-14年度から2017-18
年度)にわたり、追加歳入の約半分(毎年5
億から5億5000万ドル)がクリーンエネ
ルギー雇用創出基金に移行され、エネル
ギー効率および代替エネルギー関連プロ
ジェクトに役立てられる。

追加資金により学校資金も増加の見通し。本法案による歳入は一般に、州が毎年
提案第98号の最低保証額を計算する際に

考慮される。ただし、クリーンエネルギー雇
用創出基金に移行された資金はこの計算
には使用されない。図1の下部に示す通り、
この追加歳入により2012-13年度から
2017-18年度の間最低保証額は少なくとも
2億ドル増加することが予想される。ただし
この期間に含まれる一部の年度において
は、最低保証額が他の年度よりも大幅に高
くなる可能性がある。また、2018-19年度以
降、保証額は少なくとも5億ドル増加する。
この時期においても当初期間と同様、一部
の年度の保証額が他よりも大幅に高くなる
可能性がある。任意の特定年度において学
校に配分される歳入の正確な割合は、州歳
入の全体的な増加率や学校資金債務残高
の規模など、さまざまな要因に左右される。

続き

提案 39 複数州で営業する企業に対する課税措置。 グリーンエネルギーおよびエネルギー効率のための資金拠出。 州民発案による法令。

★ 提案39の賛成意見 ★

2009年、ある政治的合意により、州外の企業に10億ドルの利得をもたらす税金の抜け穴が生み出されました。

この合意はSacramentoでの2009年度予算折衝の終盤、州議会議員と州外企業のロビイストの間で、公聴会も討論もなく深夜にひっそりと成立したものです。州法に設けられたこの抜け穴は州外の企業に税制操作を許し、毎年California州に対する公正な税金負担を免れさせています。

この抜け穴は、California州に毎年10億ドルの歳入損失という代償を課しています。

提案39に賛成票を投じて、州外企業に有利な抜け穴を封じましょう。

提案39が成立すれば、この抜け穴はいとも簡単に封じることができます。この提案は税制操作を排除し、California州内で事業を行うすべての企業に、その拠点を問わずCalifornia州内での売上に基づいて決定された税額を支払うよう義務付けます。

提案39は公正な企業競争環境を整え、複数州で営業する企業がCalifornia州の雇用主と同じルールに則って事業を行うことを保証します。

提案39に賛成票を投じて抜け穴を封じ、California州の健全な労働市場を維持しましょう。

この抜け穴は、California州内に抱えている従業員数が「少ない」企業により少額の州税を負担させ、州外に雇用を逃がす口実を与えています。

無党派・無所属の立法分析者は、提案39の税務政策がCalifornia州に4万人もの雇用をもたらすという調査結果を引用し、これを理由に抜け穴の排除を訴えています。

提案39に賛成票を投じて、California州の納税者に便益をもたらしましょう。

複数州で営業する企業は州内にほとんど雇用を創出しない上、この抜け穴を利用してCalifornia州に対する公正な税金負担を免れ、California州に毎年10億ドルの歳入損失という代償を課しています。提案39はこの抜け穴を封じてCalifornia州内にこれらの歳入を維持し、公共サービスに必要な

不可欠な資金を提供します。これは追加歳入の半分近くを教育に充当するという法的要件によって実現され、年間何億ドルという資金を学校に提供します。

また、提案39は税金を有効に活用します。提案39は、抜け穴の排除による税収の一部を、学校やその他公共施設のエネルギー効率関連プロジェクト資金として使用します。断熱材の改善、雨漏りする窓や屋根の交換、小規模ソーラーパネルの設置など、エネルギー効率向上に果たす役割が実証されている手段を実行することにより、州のエネルギー費用を削減し、教育や警察、消防といった必要不可欠なサービスの資金を確保できます。

「提案39はエネルギー効率の向上により、喘息や肺疾患の原因となる空気の汚染を低減します。提案39は、施設改修の過程で学校から鉛、アスベスト、カビなどの有毒物質も排除します。」(American Lung Association in Californiaプレジデント、Jane Warner)

提案39に賛成票を投じて、厳格な説明責任を課しましょう。

提案39は財務に関する厳格な説明責任条項を設けており、これには独立機関による年次監査、市民監視委員会による継続的な審査・評価、すべての資金と支出を網羅する会計報告、一般への徹底した情報開示などが規定されています。提案39に賛成票を投じ、常識的な税制を取り戻す必要があります。州外企業に有利な抜け穴を封じ、California州が被っている年間10億ドルの損失を回復しましょう。

<http://www.cleanenergyjobsact.com/>

JANE WARNER、プレジデント

American Lung Association in California

TOM STEYER、会長

Californians for Clean Energy and Jobs

MARY LESLIE、プレジデント

Los Angelesビジネス協議会

★ 提案39の賛成意見に対する反論 ★

提案39の選挙公約を読むにあたり、忘れてはならないことがあります。「抜け穴」や「グリーン分野の雇用」保証など世論向けのキーワードを巧妙に織り込んだこの提案は、CNNが「Californiaのヘッジファンドキング」と紹介したTom Steyerから2000万ドルの融資を受けているのです。

California州はすでに記録的なペースで事業を失い続けています。考えてみてください。何万人ものCalifornia州民を雇用している企業に対し増税を行うことが、一体どうして状況改善につながるのでしょうか。

この発想は大間違いです。

California州はすでに何十億ドルという負債を抱えており、提案39はこれに拍車をかけるものです。

California州は8年連続で全米最悪の事業環境に甘んじ、信用格付けも国内最低、しかも何百万人もの失業者を抱えています。

提案39は決して「抜け穴を埋める」ものではなく、数十年間施行され何十億ドルもの州歳入を創出してきた税法を廃止するものです。無党派の立法分析者と州財務省は、提案39が10億ドル規模の増税であるとの見解で一致しています。

この提案が実際には何を意味するかお教えしましょう。10億ドルの増税はCalifornia州の雇用主に対し、投資や新規雇用を控える口実を与えます。結果的に雇用が削減されれば

歳入の低下につながり、学校や法執行予算のさらなる削減をもたらします。

これが果たしてCalifornia州にとって良いことでしょうか。

提案39は投票による予算編成としてはあまりに低次元であり、学校や道路、インフラ整備、公共安全に使用されるべき州予算から25億ドルもの資金を搾取するものです。

また、提案39は官僚体質をも助長するため、政治家同士の縁故主義により給与や年金に何百万ドルも費やされることになり、説明責任はおろか、納税者を汚職から守る規定も欠落しています。

増税、雇用の減少、お役所仕事と浪費の増大... 説明責任皆無、利益相反に対する納税者保護の不在。それが提案39が我々にもたらす結果です。

民主、共和、無党派を問わず、同提案への反対意見が寄せられています。皆さんも反対票を投じてください。

MIKE SPENCE、プレジデント

California州納税者保護委員会

ROBERT MING、会長

Friends for Saving California Jobs

JACK STEWART、プレジデント

California製造業技術協会

提案 39 複数州で営業する企業に対する課税措置。 グリーンエネルギーおよびエネルギー効率のための資金拠出。 州民発案による法令。

★ 提案39への反対意見 ★

提案39は、California州の事業者に対し10億ドル規模の大幅な増税を行って雇用創出を妨げ、何千人の中産階級労働者の雇用を奪うものです。California州の失業率はすでに全米3位、11%に迫る有様ですが、提案39はこれをさらに悪化させます。

提案39は浪費と汚職を助長し、新たな官僚組織および特別利益団体に2200万ドルもの資金を費やします。この提案は利益相反に対し納税者を保護することなく、十分な説明責任も課さず、州政府の政治家に白紙の小切手を渡して何十億ドルもの支出を許すようなものです。

真相とは言えば、CNNが「Californiaのヘッジファンドキング」と紹介した富豪が2000万ドルを投じて提案39を支援しているのです。つまり有権者を買収して票を左右しようということです。この富豪の政治コンサルタントは「抜け穴を封じる」という言葉を使っていますが、これを真に受けてはいけません。

提案39は、悪徳政治の極みです。California州に必要なのは改革であり、増税や浪費ではありません。今ここで反対票を投じる必要があります。

学校や衛生・福祉、環境保護、公共安全に充てられるべき25億ドルもの資金が、何の説明もなく政府委員の法外な給与に転用されることとなります。州の財政赤字が160億ドルに迫る中、提案39は無用なお役所仕事を増やして浪費を助長し、事態をさらに悪化させるものです。

California州に必要なのは官僚ではなく、教員や警察官の増員です。

提案39は、California州に中産階級労働者の雇用を生み出している企業を攻撃します。多くの世帯を支えるはずの製造業における雇用も衰退の一途をたどり、California州の勤勉な労働者200万人近くが何の職にも就けず苦境に立たされています。提案39による10億ドルの増税は、40年以上施行されてきた税法を改正し、組合および非組合労働者を失業に追い込むものです。

提案39政治家をたらしめ、官僚体質を助長します。皆様ご存知の通り、州政府が雇用創出の計画を掲げるのは初めてではありません。実際には我々の税金は、政治的被任命者によ

る委員会をこしらえ、市民監視委員会などというもったもしい名前を付けて州民の期待を煽るためだけに使われることとなります。彼らに税金を浪費させる白紙の小切手を決して渡してはいけません。

提案39はいわゆる「グリーンエネルギー」プログラムへの契約発注に資金を提供します。このような契約を獲得するのは誰かと言えば、強力な権力を握る選挙活動の献金者です。提案39は請負業者に対し、契約を発注する州政治家への選挙資金提供の禁止すら規定しておらず、実にお粗末としか言いようがありません。

California州に必要なのは改革であり、中産階級労働者の雇用を奪う増税は何の役にも立ちません。提案39はCalifornia州に雇用を創出する企業に対し10億円の増税を行い、その資金を費やして政府の官僚体質を助長し年金太りを招きます。同提案は、今なお深刻な州の財政赤字や高い失業率、長期化する景気後退に何の対策も提供しません。

打算を秘めた富豪が提案39に資金を提供していることを忘れないでください。California州の税金の行方は投票者次第です。提案39に反対票を投じて企業に対する10億ドルの増税を回避し、California州の雇用削減を食い止めましょう。同提案に反対することは、California州の中産階級世帯を支える雇用を守り、州経済を支援することにつながります。州政府の政治家に対しても、特別利益団体や政治家の年金太りへの浪費を許さない断固たる姿勢を示すべきです。

増税と浪費という政治的常套手段を拒否し、政府に説明責任を要求するためにも、提案39に反対票を投じてください。

JACK STEWART、プレジデント
California製造業技術協会

LEW UHLER、プレジデント
全米税制限委員会

PAT FONG KUSHIDA、プレジデント
California州アジア太平洋商工会議所

★ 提案39の反対意見に対する反論 ★

事実1: 提案39に賛成することで、州外の企業に有利な税金の抜け穴を封じることができます。

反対派の主張は偽りに満ち、浅ましいことこの上ないものです。提案39は、California州民に対し一銭たりとも増税を行うものではありません。これは、州外の企業に税額控除を与えてその他の州民に代償を支払わせ不公平をきたしている抜け穴を単純に封じるための提案です。

上記の議論に同意を表明する州外の企業（「製造業団体」を牛耳っているのもまさにこれらの企業です）が提案39に対する欺瞞に満ちた反対運動を主導しているのは、この抜け穴を維持するためにはかなりません。2009年、州議会議員とロビイストが裏交渉でこの抜け穴を設けました。

San Jose Mercury Newsは、企業ロビイストは「California州民をまんまと騙し」、「これは企業に悪評を与え政府の透明性を嘲笑にさらす悪い冗談」であると表現しています。

提案39に賛成票を投じることでこの抜け穴を埋め、州議会による失態の始末をつけることができます。

事実2: 提案39はCalifornia州に雇用を創出します。

雇用主への増税に関する反対派の主張はほとんど茶番です。税金の抜け穴は、州外に雇用を逃がしている企業に便益

をもたらしめるものです。提案39は、California州内での雇用創出に対する障壁を取り除き、グリーンエネルギー分野に数千人規模の雇用を創出します。

事実3: 厳格な説明責任を課します。

官僚的浪費の懸念を謳う反対派の主張は欺瞞に満ち、まったくお話になりません。提案39は市民監視委員会を設置し、独立機関による監査を実施して雇用創出とエネルギー効率向上に割り当てられた資金が適切に使用されることを保証します。この抜け穴を封じることにより、学校は専用資金として何億ドルもの資金を受給できるようになります。

提案39に賛成票を投じて抜け穴を封じ、California州の税金と雇用を守りましょう。

ALAN JOSEPH BANKMAN、税法学教授
Stanford法科大学院

RUBEN GUERRA、CEO
ラテンアメリカビジネス協会

JANE SKEETER
California州中小事業主

管轄区域の変更。州上院議員選挙区。レファレンダム。

- 市民選挙区変更委員会 (Citizens Redistricting Commission) によって画定された新しい州上院議員選挙区を、「はい」の投票は賛成し、「いいえ」の投票は反対する。
- 新選挙区が拒絶された場合、州上院議員選挙区境界線はカリフォルニア州最高裁によって監督される役人によって調整される。
- 州上院議員選挙区は国勢調査後十年ごとに修正される。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 投票者が「はい」に投票し、市民選挙区変更委員会によって認定された州上院議員選挙区地図を承認した場合、州政府または地方自治体に対し財政的影響は一切ないであろう。
- 投票者が「いいえ」に投票し、市民選挙区変更委員会によって認定された州上院議員選挙区地図を拒絶した場合、州には新しい上院議員選挙区を定めるために一回のみ約50万ドルの費用がかかるであろう。州全体で郡には新しい選挙区地図および新しい選挙区のための関係選挙書類を作成するために一回のみ約50万ドルの費用がかかるであろう。

立法分析者による分析

背景

California州議会：上院および下院。 California州は40の州上院議員選挙区に分けられ、1人の上院議員が各選挙区を代表する。またCalifornia州は80の州下院議員選挙区に分けられ、同じく1人の下院議員が各選挙区を代表する。州憲法上、各上院議員選挙区および下院議員選挙区は、他の上院議員選挙区および下院議員選挙区と同程度の住民数を有している必要がある。

選挙区の境界線を決定する。 10年に一度の国勢調査でCalifornia州居住者の人数を確認した上で、州議会上院、州議会下院、州税務当局、連邦議会の各選挙区の境界線を調整する。2008年以前は、こうした選挙区の境界線の調整は州議会が管轄していたが、州有権者の投票により2008年に提案11、2010年に提案20がそれぞれ可決され、この責務は新設された市民選挙区変更委員会 (Citizens Redistricting Commission) に移譲された。

市民選挙区変更委員会。 州憲法上、同委員会の定員は14名とし、5名は州最大政党、5名は州で2番目に大きな政党、残り4名はこれら以外の政党と、3つの登録有権者グループで構成されている必要がある。(1)委員の選定過程、ならびに(2)選挙区の境界線を決定する際に委員が検討する必要がある憲法上の条件の概要は、下記ボックスのとおりである。同委員会が選挙区境界線を採用(または「認定」)するには、9名の委員の承認が必要であり、各グループで少なくとも3名が賛成票を投じる必要がある。

レファレンダム。 有権者には州憲法により、同委員会によって認定された選挙区知事にレファレンダムプロセスを

通じて異議を申し立てる権利が認められている。レファレンダムの承認を得るには、賛成者は指定された人数分の署名を登録有権者から集め、要望書を提出しなければならない。異議を申し立てられた地図は、州投票者

市民選挙区変更委員選出プロセス

下記の3段階のプロセスに従い、10年に一度14名の委員を選出する。

- **申請者プールを構築する。** California州の登録有権者であれば、誰でも申請できる。申請者に利害の抵触が見つかった場合、候補者が過去5年間に政党所属を変更をした場合、あるいは過去3回の総選挙のうち少なくとも2回で投票を行わなかった場合には、その申請者は州監査役によりプールから除外される。
- **申請者プールを狭める。** 3名の州監査役が申請者の分析能力、公平性、Californiaの多様性に対する認識を審査した上で、最適な候補者として60名を選出する。その後、議会指導者により申請者プールからさらに24名が除外される場合がある。
- **委員を選出する。** 州監査役が残りの申請者から最初の8名の委員を無作為に選出する。選出されたこれらの委員により、残り6名の委員が残りのプールから選出される。

選挙区境界線の画定に関する重要な条件

州憲法では委員会において新たな選挙区地図を策定する際の条件として、政党、現職者、または候補者について一切考慮してはならないと定めている。また州憲法は可能な限り、委員会に対して選挙区を画定する際に次の条件を満たすことを義務付けている(優先順位の高い順に掲載)。

1. 人口が合理的に均等である
2. 連邦投票権法に準拠している
3. 地理的に隣接している
4. 関与する市、郡、市郡、自治体、地域社会の区分を最小限にする
5. 地理的に集中している
6. 各州上院議員選挙区は州下院議員選挙に使用される2つの隣接した完全な選挙区で構成されている

の過半数により承認された場合、効力を発する。レファレンダムが州投票者により拒否された場合、当該選挙区地図は発効せず、California州最高裁判所の監督の下、新たな地図が作成される。

認定された選挙区地図。2011年8月、委員会は州議会、州議会下院、州税務当局、連邦議会の各選挙区の境界線を定めた地図を認定した。2011年11月には賛成者により、この認定された州上院議員選挙区地図のレファレンダムを支持する署名が提出された。賛成者はCalifornia州最高裁判所に対して、レファレンダムが承認された場合に6月の予備選挙および11月の総選挙に使用される地図を決定するよう申し立てた。それを受けて裁判所は、認定された州上院議員選挙区地図は「California州憲法により義務付けられているすべての規定を満たしているように思われる」と判断した上で、2012年6月の予備選挙、ならびに2012年11月の総選挙にこの地図を使用するという判決を下した。

提案

本レファレンダムにより、有権者は市民選挙区変更委員会により認定された州上院議員選挙区の境界線を承認または拒否することが可能となる(このレファレンダムは、同委員会により認定された州議会下院および州税務当局、連邦議会の選挙区の境界線には適用されない)。認定済みの州上院議員選挙区地図の写しは、本投票者ガイドに掲載されている。「賛成」票はこれらの選挙区を承認すること、「反対」票は拒否することを意味する。

投票者が「賛成」票を投じた場合。委員会により認定された州上院議員選挙区の境界線は、2020年国勢調査の結果を基に新たな境界線が定められるまで使用される。

投票者が「反対」票を投じた場合。California州最高裁判所により「特別権限者」が任命され、州憲法で規定された選挙区改定条件に従い、州上院議員選挙区の新たな境界線が決定される(過去には裁判所により、特別権限者として元判事が任命された)。新たに決定された境界線は裁判所の認定を受け、2020年国勢調査の結果を基に委員会が新たな境界線を定めるまで、以降の選挙に使用されることになる。

財政的影響

投票者が「賛成」票を投じ、委員会によって認定された州上院議員選挙区地図を承認した場合、州政府または地方自治体に対する影響は一切ないと思われる。

投票者が「反対」票を投じ、委員会によって認定された州上院議員選挙区地図を拒否した場合、California州最高裁判所は特別権限者を任命し、新たな州上院議員選挙区の境界線を確定する。この結果、州には一回限り約**50万ドル**の費用がかかる。さらに、州全体で郡には新しい選挙区地図および新しい選挙区のための関係選挙書類を作成するために一回のみ**50万ドル**の費用がかかるであろう。

★ 提案40の賛成意見 ★

提案40に賛成して、有権者により承認された独立した市民選挙区変更委員会を保護しましょう

提案40に賛成すると、有権者承認済みの独立した市民選挙区変更委員会により作成された州上院議員選挙区地図が引き続き使用されます。

提案40に反対すると、独立した委員会により作成された公平な選挙区を覆す機会を政治家に与えることになり、そのプロセスに多額の税金が投入されることが予想されます。

提案40は有権者に承認された市民委員会と利己的な政治家のどちらに信を置くかというシンプルな問いかけです

2008年にCaliforniaの有権者により提案11が承認され、州議会上院と下院の選挙区地図を作成する機関として独立した市民選挙区変更委員会が設立されました。提案11の成立以前は、州議会の政治家により、候補者の競合がない、事実上再当選を保証する選挙区が策定されていました。

最近、州政府の一部の政治家から、この独立委員会が作成した州上院議員選挙区地図に対する不満の声が上がっています。これらの政治家は今回のレファレンダムを利用して、自分たちに都合の良い選挙区を取り戻そうとしているのです。

政治家はすでに法廷で敗訴しています

前述の政治家が州上院議員選挙区地図に対する訴訟を起こしたところ、California州最高裁判所は全員一致でこの訴えを退けました。

「... 委員会認定の州上院議員選挙区は、California州憲法第XXI条に規定されたすべての条件を満たしているように見受けられるだけでなく、第XXI条の現行の条項で定められた開放的かつ超党的であり、透明性が高いと思われるプロセスを通じて作成されている」 *Vandermost v. Bowen* (2012年)

判決文全文は www.courts.ca.gov/opinions/archive/S198387.PDF でご覧いただけます。

提案40はCalifornia州有権者の意思を支持します

California州の有権者は過去4年間に3度の投票で、政治家ではなく、独立した委員会が作成した選挙区地図を支持するという意思を表明しました。

- 提案11への賛成(2008年): 州議会上院と下院の選挙区地図を作成する機関として独立した市民選挙区変更委員会を設立
- 提案20への賛成(2010年): 提案11の適用範囲をCalifornia州連邦議員選挙区に拡張

- 提案27への反対(2010): 独立委員会を排除し、州議会選挙区の策定権限を自分たちの手に戻そうとする政治家の試みを拒絶

提案40に賛成をすると、政治家に説明責任を課すことができます

提案11と20の成立、提案27の破棄により、州政府が関与しない公平な選挙区改定プロセスが確立されました。

有権者により承認されたこれらの変革を受けて、2012年の選挙より、過去数十年で初めて独立委員会により制定された公正な選挙区が州議会および連邦議会に対して適用されるようになりました。

この改革により、州民に開かれた透明性の高い選挙区改定プロセスが誕生し、政治家の密室政治は終わりを告げました。現在、政治家は再当選の保証を失い、反対に有権者に対する説明責任と有権者のニーズに応える責任を課されています。

「委員会は政治家をプロセスから排除し、政治を変える力を有権者に戻した」—John Kabateck, エグゼクティブディレクター、National Federation of Independent Business/California

提案40に賛成して、有権者承認済みの選挙制度改革を無効化しようとする政治家の試みを阻止しましょう

www.HoldPoliticiansAccountable.org

JENNIFER A. WAGGONER、プレジデント

California州女性投票者連盟

DAVID PACHECO、プレジデント

AARP California

ALLAN ZAREMBERG、プレジデント

カリフォルニア州商工会議所

★ 提案40の賛成意見に対する反論

提案40を支持しますが、反対派の意図は2012年度の委員会決定の州上院議員選挙区を覆すことでした。しかし、2012年も選挙区を維持するという州最高裁判所の判決も下されており、もはや反対票を求めることはありません。

JULIE VANDERMOST、支持者

提案第40号

★ 提案40への反対意見 ★

提案40の公式支持者として、私たちの意図は、この法案により現行の州上院議員選挙区が2012年度の投票に導入されることを阻止することでした。しかし、最高裁はプロセスを見直した上で、この選挙区を維持するという判断を下しています。この裁判所の判決により、本法案は不要となったため、もはや反対票を求めることはありません。

JULIE VANDERMOST、支持者
提案第40号

★ 提案40の反対意見に対する反論 ★

有権者承認の独立した市民選挙区変更委員会を保護するには、提案40に賛成票を投じる必要があります

上記のように、レファレンダムの支持者はもはや反対票を求めないとしていますが、有権者承認の独立した市民選挙区変更委員会が作成した州上院議員選挙区地図を確実に導入するには、やはり提案40への賛成票が必要です。

レファレンダムが投票用紙に記載されてしまうと、支持者が法案を放棄したといえども、これを排除することはできません。

コストの高い代替プロセスを採用するか、有権者が承認した市民委員会を支持するか。提案40の問いはシンプルです。提案40に賛成すると、次のことを実現できます。

- 有権者承認の独立した市民選挙区変更委員会が作成した州上院議員選挙区地図を保護する
- 多額の税金を節約する
- 政治家に説明責任を課す：独立した市民委員会により選挙区が策定されるため、政治家たちは再当選の保証を失い、反対に有権者に対する説明責任と有権者のニーズに応える責任を課されます。

- 有権者の意思を支持する：California州の有権者は過去4年間に3度の投票で、政治家ではなく、独立した委員会が作成した選挙区地図を支持するという意思を表明しました。

提案40に反対をすると、独立した委員会が策定した公平な選挙区が覆され、自分たちの利益のために選挙区改定プロセスに影響力を及ぼす機会を政治家に与えることとなります。

提案40に賛成を
良識ある政府、企業、高齢者支援団体、公民権団体とともに、提案40に賛成票を投じてください。

www.HoldPoliticiansAccountable.org

KATHAY FENG、エグゼクティブディレクター

California Common Cause

JOHN KABATECK、エグゼクティブディレクター

National Federation of Independent Business/California

GARY TOEBBEN、プレジデント

Los Angeles地区商工会議所

米国大統領候補者

California州選挙法第9084項はCalifornia州務長官ウェブサイト到大統領候補者の情報を載せることを要請します。詳細はwww.voterguide.sos.ca.govをご覧ください。

地区レベルおよび連邦議会上院議員候補者

本投票者ガイドには州全域選挙投票法案および連邦議会上院議員立候補者に関する情報が記載されています。有権者に関連する州議会上院、州議会下院、および連邦議会下院の各公職はひとつの郡あるいは数郡のみです。それらの郡の公職の候補者声明は当該郡の投票用紙見本冊子に載っています。

California州法は、州議会に立候補する候補者の任意による選挙資金制限を含んでいます(連邦議会下院および連邦議会上院は含まれません)。州議会議員候補者で、選挙資金を決められた額以下にすることを選擇する候補者は、郡投票用紙見本冊子の250語以内の候補者声明のスペースを購入できます。

州議会上院議員候補者で選挙運動支出を任意に制限する候補者は総選挙に1,169,000ドル以上支出できません。州議会下院議員候補者で選挙運動支出を任意に制限する候補者は、総選挙に909,000ドル以上支出できません。

州議会議員の候補者でCalifornia州の任意選挙運動資金制限を適用する候補者の一覧を見るにはwww.sos.ca.gov/elections/elections_cand_stat.htmをご覧ください。

連邦議会下院議員の全候補者は郡投票用紙見本冊子の候補者声明のスペースを購入するオプションがあります(連邦議会下院議員の候補者の中には候補者声明のスペースを購入しない候補者もいます)。

California州自発的選挙運動支出限度は、連邦議会上院議員などの連邦議会議員には適用されません。したがって、連邦議会上院議員の全候補者は本投票ガイドの候補者声明のスペースを購入するオプションがあります(連邦議会上院議員の候補者の中には候補者声明のスペースを購入しない候補者もいます)。

連邦議会上院議員の候補者:

- Dianne Feinstein
- Elizabeth Emken

有資格候補者の一覧はwww.sos.ca.gov/elections/elections_cand.htmをご覧ください

連邦議会上院議員候補者の声明

連邦議会上院議員：

- 連邦議会上院でCaliforniaの関心事を代表する二名の上院議員のうち一名。
- 新しい国内法に提案および投票。
- 連邦裁判官、連邦最高裁判所裁判官、高位の大統領指名職、市民および軍隊職務に投票。

DIANNE FEINSTEIN

支持政党：
民主党

1801 Avenue of the Stars, Suite 829
Los Angeles, CA 90067

(310) 203-1012
www.diannefeinstein2012.com

今日、私たちの州と国は困難な時代を迎えています。まだ回復の初期ではありますが、経済は米国史上の最悪といわれる不景気から浮かび上がろうとしています。米国は世界各地で深刻な経済と国家安全の挑戦に直面しています。Californiaは連邦議会上院でそれらのチャレンジに立ち向かうことができる、実績のあるリーダーシップを必要としています。私の第一の優先事項はCaliforniaと国の経済を安定させることです。私は、給与税削減、再融資計画による住宅ローン利用者の支援と増加の一途を辿る住宅差し押さえ物件の抑制、基幹施設計画による雇用創出、教職員やファーストレスポnderの給与支援、失業退役軍人や長期の失業者を雇用する雇用主への税控除といった、経済を発展させる賢明な法案を支援します。また、高齢者にとって重要なソーシャルセキュリティとメディケアプログラムの保護にも粉骨砕身して努力します。私が議長を務める上院諜報委員会は、現在、無党派方式で運営されており、国家安全の保護を効果的にし、テロリスト行為を妨害し、諜報委員会の16団体の重要な監視を提供しています。司法委員会の委員として、私は全市民の市民権の安全性に気を配り、揺るぎない信念を持って女性の全暴力に対する選択の権利を守ります。私が連邦議会上院に立候補しているのは、私にはノウハウと経験があり、Californiaを変えることができると確信しているからです。皆様のご支援に深く感謝いたします。

ELIZABETH EMKEN

支持政党：
共和党

P.O. Box 81
Danville, CA 94526

(925) 395-4475
info@emken2012.com
www.emken2012.com

政府内の人を変えずに、政府を変えることはできません。連邦議会の連日の膠着により、苦しむのはCalifornia州民です。Californiaの失業率は全国平均を大幅に上回っており、雇用拡大は依然緩慢としています。つまり、Californiaの勤勉な労働者には極めて限られた機会しか与えられていません。国内の失業率ワースト10都市の内、Californiaの都市が9つを占めています。連邦議会上院でのCaliforniaの議席数は過去20年近く変わっていないにもかかわらず、Californiaが抱える問題は悪化しています。議会が重要な法案を制定できなければ、雇用創出が不可欠な小規模ビジネスに、増税、さらには厳格な規制という形で返ってくるのです。Central Valleyの農家は、水を必要としています。私たちのハイテクセクターは、仕事の流出を防止する税制改革を必要としています。国家安全保障・防衛業界は重大な脅威にさらされており、現状は機能不全に陥っています。私たちが今必要としているのは、連邦議会上院における新しいリーダーシップ、新しいエネルギー、そして新たなスタートです。現状を打開しなければ、3人の子を持つ母として、子供たちの未来が心配でなりません。私は、海外ではなくCaliforniaに仕事を創出する環境を整えること、それぞれの家庭に適した教育とヘルスケアを選べるようにすることで政府を機能させ、本当に支援を必要としている人々をサポートできるよう尽力します。皆様からのご支援をどうぞ宜しくお願いいたします。詳細はwww.Emken2012.comをご覧ください。

候補者声明の記載順序は、アルファベットを無作為に抽出し決定されました。
このページの声明は候補者によって提供されたものであり、その正確性については調査されていません。
各声明は候補者が任意に提出し、候補者の費用で印刷されています。

提案第30号

30

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、California州憲法に項を追加する。したがって、新規部分が明確となるよう、追加が提案されている条項は斜体で表記されている。

提案された法律

2012年学校および地方自治体の
公共安全保護に関する法令

第1項 表題

本法案は「2012年学校および地方自治体の公共安全保護に関する法令」と称され、引用されるものとする。

第2項 認定

(a) 過去4年間にわたり、California州は教育および警察、消防、ヘルスケアなど、州および地方政府の重要なサービスから56億ドル以上の資金を削減してきた。こうした資金削減により、教員の一時解雇、クラスあたりの生徒数増加、カレッジ授業料の引き上げ、警察による保護の低減、火災発生時の消防車応答時間の増大、刑務所の過密状態の悪化、仮出所者の監督機能の大幅な低下といった問題が発生している。

(b) これらの重要なサービスに対する資金削減、California州に居住する高齢者、中産階級家庭、子供、大学生、中小事業に特に深刻な影響を与えており、教育やその他の必要なサービスをこれ以上削減することは不可能である。

(c) 資金削減と厳しい選択を余儀なくされたこの数年を無駄にしないためにも、我々は直ちにCalifornia州を立て直す必要がある。新たな税収の拡大は、California州の軌道を修正し、成長と成功を可能にするための将来への投資となるものである。

(d) 2012年学校および地方自治体の公共安全保護に関する法令は、California州の税制の公平化を目指すものである。現在、労働者家庭が生活難に苦しむ一方、富裕層はかつてない所得上昇を享受している。したがって、所得に見合う公平な税金を支払うよう富裕層に求めることは当然のことである。

(e) 2012年学校および地方自治体の公共安全保護に関する法令では、税金を支払う余裕が最もある高所得者の所得税を引き上げる。また、昨年実施された一部消費税の徴収を一時的に中止し、全体的な所得税率を2011年初頭よりも低く維持する。

(f) 本法案の新税は一時的なものである。California州憲法の下、0.25セントの消費税増税は4年間、富裕層の所得税増税は7年間実施される。

(g) 新税収は地域の学校区およびコミュニティカレッジに直接充当されることがCalifornia州憲法で保証されている。市および郡は、地域の警察や児童保護サービスといった公共安全プログラムへの継続的な資金提

供が保証されている。これにより州の財政に余裕が生まれ、予算の均衡に用いたり、高齢者や労働者家族、中小企業向けサービスに対するより大規模な資金削減を防止することができるようになる。つまり、全住民がその効果を楽しむことができるものである。

(h) 投票者の意図どおりに資金が使用されることを保証するため、資金は州議会の管理下でない専用口座に入金される。これらの新しい税収が州の官僚組織または管理組織に充当されることは一切ない。

(i) これらの資金に対しては、学校および公共の安全にのみ使用されていることを確認するため、独立機関による年次監査が実施される。資金を不正使用した公職者は犯罪訴追の対象となり、懲罰が科される。

第3項 目的と意図

(a) 本法案の主な目的は、富裕層の所得税率を引き上げ公平化することにより、学校および地方自治体の公共安全を保護することである。本法案により、資金は州の管理から切り離され、州憲法の下で学校および地方自治体の公共安全に特化した専用口座に入金される。

(b) 本法案は、数十億ドルという恒久的な支出削減をもたらした州予算案を基にしている。

(c) 本法案は、予算の均衡を図り、高齢者や労働者家族、中小企業向けサービスに対するより大規模な資金削減を防止する一方で、学校およびコミュニティカレッジ、公共安全に対して確実な資金を保証するものである。

(d) 本法案は、地方自治体の公共安全プログラムの管理、ならびにこれらプログラムの財源を州から地方自治体へと移行させる上で、憲法上の保護を付与する。また、学校に対しては移行前の金額よりも多くの資金を提供することで、学校に不利益が生じないことを保証する。

(e) 本法案は、新たな歳入が管理費ではなく授業の支出に充当されるよう、学校区に直接送金されることを保証する。州予算にどのような変更があろうとも、この学校資金を停止または凍結することはできない。

(f) 本法案によりもたらされた歳入は、地域機関および独立した機関による年次監査を実施することで、学校および地方自治体の公共安全にのみ使用されていることを保証する。

第4項 California州憲法第XIII条に第36項を以下の通り追加する。

第36項 (a) 本項の目的において、

(1) 「公共安全サービス」には以下が含まれる。

(A) 法執行機関職員、刑事訴訟を専門とする弁護士、法廷警備員を含む公共保安職員の採用および研修。

(B) 地方の刑務所の管理、ならびに少年および成人犯罪者に対する住居、医療、サービスの提供、これら犯罪者の監督。

(C) 児童虐待または放置、児童労働搾取の防止、児童虐待または放置、児童労働搾取の対象となった、あるいは対象となる可能性がある子供および青少年、その家族へのサービスの提供、養子縁組サービスの提供、成人保護サービスの提供。

(D) 学校中退、自己および他者に対する暴力行動、予防可能な投獄または収容の削減を目的とした、子供および成人への精神衛生サービスの提供。

(E) 薬物乱用の防止、薬物乱用者への対応およびリカバリサービスの提供。

(2) 「2011年再編法」とは、公共安全サービスの責任を地方の機関に割り当てることを意図した、2011年度再編という表題の州予算案を執行するために、2012年9月30日以前に制定された法案を意味する。本法案は、連邦法および州議会により制定された財政支援要件に準拠した範囲で、公共安全サービスの策定、管理、実施において最大限の柔軟性と管理権限を地方の機関に付与するものである。ただし、定期的な検診、診断と治療 (EPSDT: early periodic screening, diagnosis, and treatment) プログラムおよび精神衛生管理医療を除き、2012年1月1日以降に地方の機関に割り当てられた新しいプログラムは、2011年再編法に含まないものとする。

(b) (1) 細目(d)に規定されている場合を除き、会計年度2011-12年の発効以降、政府法規第30025項に従い次の金額が2011年度地方歳入基金に以下の通り入金される。

(A) 2011年7月1日時点の歳入課税法規の第6051.15項および第6201.15項で規定された税からのすべての歳入で、返還額を差し引いたもの。

(B) 2011年7月1日時点の歳入課税法規の第11005項で規定された自動車ライセンス手数料からのすべての歳入で、返還額を差し引いたもの。

(2) California州憲法第XVI条第8項の目的に照らし、2011年7月1日以降にパラグラフ(1)に従い入金された歳入は、一般財源歳入または税収とは見なさないものとする。

(c) (1) 2011年度地方歳入基金に入金された資金は引き続き、地方機関が提供する公共安全サービスの引当金にのみ充当される。また、2011年再編法が完全に実施されるまで、資金は地方機関に代わり公共安全サービスを提供する上で州が負担したプログラム関連費用の償還に当てることができる。資金の充当方法は、2011年再編成法で定めるものとする。

(2) 郡出納官、市郡出納官、他の適切な職員は、各郡および市郡の資産部の管理下において、2011年度郡地方歳入基金を創設するものとする。各2011年度郡地方歳入基金内の資金は、2011年再編法の規定に従い、地方機関により公共安全サービスの引当金にのみ使用される。

(3) 第XIII B条第6項または他のすべての憲法条項にかかわらず、2011年再編法により、あるいは本法案を執行するために採用された規制または州知事命令、行

政指導により義務付けられた地方機関への新しいプログラムまたはより高いレベルのサービスの委託は、同項の意義の範囲内で州に助成金の支払いを義務付ける指令を構成するものではない。政府法規の第5編第2節第1部の第9章(第54950項以下)に従い、公共安全サービスに関する責任を遂行するために地方機関が遵守すべき要件、あるいはその他の事項は、第XIII B条第6項に基づく払い戻し可能な委託ではない。

(4) (A) 2012年9月30日以降に制定された法案で、2011年再編法により委託されたプログラムまたはサービスレベルに関連して地方機関がすでに負担している費用を増加させる効果があるものは、州が経費増大に対して年間財政支援を行う場合に限り、地方機関に適用されるものとする。また地方機関は、本サブパラグラフに示された法案で規定されているプログラムまたはサービスレベルについて、基金の対象となる水準以上のものは提供する義務を負わないものとする。

(B) 2011年10月9日以降に執行された規制または州知事命令、行政指導で、2011年再編法案の実施に必要でなく、2011年再編法により委託されたプログラムまたはサービスレベルに関連して地方機関がすでに負担している費用を増加させる効果があるものは、州が経費増大に対して年間財政支援を行う場合に限り、地方機関に適用されるものとする。また地方機関は、本サブパラグラフに示された新規規制または規制または州知事命令、行政指導で要求されているプログラムまたはサービスレベルについて、基金の対象となる水準以上のものは、提供する義務を負わないものとする。

(C) サブパラグラフ(A)および(B)に示された地方機関が提供する新しいプログラムまたはより高いレベルのサービスで、基金の対象となる水準以上のものは州による助成金を必要とせず、第XIII B条第6項も適用されない。本パラグラフは、2011年1月2日時点で第XIII B条第6項の細目(a)、パラグラフ(2)により現在助成金の対象外とされている法案には適用されないものとする。

(D) 州は連邦政府に、2011年再編法により義務付けられたプログラムまたはサービスレベルに関連して地方機関がすでに負担している費用を増加させる効果がある計画または権利放棄、あるいは当該計画または権利放棄に対する改正案は一切提出しないものとする。ただし、当該計画、権利放棄、改正案の提出が連邦法で定められている場合、または州が経費増大に対して年間財政支援を行う場合は例外とする。

(E) 州は本パラグラフに従い、地方機関の要請に応じてもまたは連邦法に準拠するために州が課した指令に対して、助成金を支払う必要はない。本パラグラフで義務付けられている州基金の財源は、細目(b)および(d)に示された財源、不動産従価税、地方歳入基金の消費税勘定ソーシャルサービス科目以外でまかなうものとする。

(5) (A) 細目(a)、パラグラフ(1)のサブパラグラフ(C)から(E)で説明されている、および2011年再編法に含まれているプログラムに関して、連邦法規または規制に2011年再編法規定の連邦マッチングファンドが提供される条件に影響する変更があり、地方機関がすでに負担している費用を増加させる効果がある場合、州は、州

が決定したこれら費用の非連邦分担分の少なくとも50%を毎年提供するものとする。

(B) 州は、州が連邦司法手続きまたは行政手続きに持ち込まれた苦情で、細目(a)パラグラフ(1)のサブパラグラフ(C)から(E)で説明されている、および2011年再編法に含まれているプログラムの1つまたは複数に関係する事例に関与している場合で、課徴金として費用の負担を定めた、あるいは2011年再編法により義務付けられているプログラムまたはサービスレベルに関連して地方機関がすでに負担している費用を増加させる効果がある調停あるいは司法命令または行政命令が下されている場合、州が決定したこれら費用の非連邦分担分の少なくとも50%を毎年提供するものとする。ただし、当該調停または命令が1つまたは複数の地方機関による行政上の職務または法律上の誠実義務の不履行、あるいは怠慢または無謀な行動に関連すると州が判断した場合、州による支払いは不要となる。

(C) 本パラグラフに記載の州基金の財源は、細目(b)および(d)に示された財源、不動産従価税、地方歳入基金の消費税勘定ソーシャルサービス科目以外でまかなうものとする。

(6) 州または地方機関が、本項または2011年再編法に定められた責務または義務を履行しなかった場合、適切な当事者が法的救済を求めることができる。これらの手続きは、他のすべての民事問題に優先するものとする。

(7) 2011年度郡地方歳入基金に入金された資金は、連邦マッチングファンドに対する州の受給資格を維持し、州の公共安全サービスに関する条項に適用される基準に対する州の準拠を促進する方法で使用されるものとする。

(8) 地方機関は、2011年度郡地方歳入基金に入金された資金を公共安全サービス向けの他の基金の代替として使用することはできない。

(d) 細目(b)に示された税の減率または停止が発効された場合、州はこの措置がなければ細目(b)に記載の税から得られていたであろう歳入の総額に等しい、あるいはそれ以上の資金を2011年度地方歳入基金に毎年提供するものとする。金額の決定方法は2011年再編法で定めるものとし、州は地元機関が2011年再編法で定められた公共安全サービスに関する責任を遂行するために必要とする限り、その金額を提供する義務を負う。州がこの金額の充当を怠った場合、監査官は月次負担額と比例して一般財源から当該金額を差し引き、2011年地方歳入基金に送金するものとする。その後、監査官は2011年再編法の規定に従い、当該資金を地方機関に分配する。本細目に示された州の義務は、第XVI条第8項で事前に確保しておくべき資金が第一に、第XVI条第1項に記載の投票者により承認された負債および法的責任が第二に優先され、一般財源資金の請求には低い優先順位を置くものとする。

(e) (1) 地方自治体の公共安全サービスを保護する過程で公共教育に害が生じないよう、細目(f)の規定に従い、本項により課される税の段階的な増率からの歳入を受領および配分するために、ここに一般財源内に

教育保護口座を開設する。

(2) (A) 財務局長は2013年6月30日、および2014年から2018年の毎年6月30日までに、細目(f)により実施された税率の段階的な引き上げによる追加歳入から返還額を差し引いた合計額で、翌会計年度に教育保護口座に充当できる金額を見積るものとする。また、財務局長は2012-13会計年度末までにもたらされるであろう追加歳入から返還額を差し引いた金額について、2013年1月10日までに同じ見積りを行う。

(B) サブパラグラフ(D)による金額の調整が必要な場合を除き、監査官は2013-14会計年度から2018-19会計年度にかけて毎年、第1から第3四半期までの各四半期の最終10日間に、当該会計年度の資金として、サブパラグラフ(A)に従い算出された推定総額の4分の1の金額を教育保護口座に充当する。

(C) 財務局長は2012-13会計年度から2020-21会計年度にかけて毎会計年度に、規定に従い以下の金額を合計することでサブパラグラフ(D)に指定された教育保護口座への調整を算出する。

(i) 財務局長は2012-13会計年度から2018-19会計年度にかけて毎会計年度の最終四半期に、サブパラグラフ(A)に従い算出した当該会計年度の推定額を再計算し、更新された推定額から当該会計年度分として教育保護口座に充当済みの金額を差し引く。

(ii) 財務局長は2015年6月および2016年から2021年にかけての毎年6月に、2年前の会計年度について細目(f)に従い実施した税率の段階的な引き上げによる追加歳入から返還額を差し引いた総額に関する最終決定を行う。その上で、(i)に従い更新された2年前の会計年度の推定額をこの最終決定額から差し引くものとする。

(D) サブパラグラフ(C)に従い導かれた総額が正の場合、監査官は当該会計年度の最終10日間以内にこの総額に等しい金額を教育保護口座に入金する。総額が負の場合、監査官は総減額が負の金額と同額になるまで、教育保護口座への以降の四半期ごとの入金を差し止める、または減額する。サブパラグラフ(C)の(i)に規定された計算の目的に照らし、本サブパラグラフに従い行われ入金金の差し止めまたは減額を反映するために、各四半期の入金額を調整してはならないものとする。

(3) 教育保護口座内のすべての資金は、本パラグラフで示したとおり、学校区、郡教育事務局、チャータースクール、コミュニティカレッジ区を支援する目的で引き続き使用する。

(A) 本パラグラフに従い充当された資金の11%は、本項に対する投票者の承認に教育法規第84750.5項も含まれるものと見なし、当法規の当項目に従い算出された金額に比例して、Californiaコミュニティカレッジの理事会により四半期ごとにコミュニティカレッジ区の一一般目的資金としてコミュニティカレッジ区に配当される。コミュニティカレッジ区が受け取る金額がフルタイムの学生一人当たり100ドル未満の場合、本サブパラグラフに従い算出された充当金額は、本項に対する投票者の承認に教育法規第84751項も含まれるものと見

なし、前述の第84751項の細目(a)、(c)および(d)で指定された金額で相殺するものとする。この金額は、本項に対する投票者の承認に教育法規第84750.5項も含まれるものと見なし、前述の第84750.5項に従い算出された金額の超過分である。

(B) 本パラグラフに従い充当された資金の89%は、本項に対する投票者の承認に教育法規第2558項および第42238項、第47633項も含まれるものと見なし、郡教育事務局および学校区、チャータースクールに関してそれぞれ前述の第2558項および第42238項に従い算出された歳入制限、ならびに第47633項に従い算出された金額と比例して、公立学校教育長により四半期ごとに学校区および郡教育事務局に一般目的資金として、そしてチャータースクールに州の一般目的資金として配分される。学校区、郡教育事務局、チャータースクールが受け取る金額が平均の日次出席者数一ユニット当たり200ドル未満の場合、ここで算出された金額は、本項に対する投票者の承認に教育法規第2558項および第42238項、第42238項が包含されるものと見なし、郡教育事務局、学校区、チャータースクールに関してそれぞれ前述の第2558項細目(c)、第42238項細目(h)のパラグラフ(1)から(7)、第47635項に指定された金額で相殺するものとする。この金額は、本項に対する投票者の承認に教育法規第2558項および第42238項、第42238項が包含されるものと見なし、郡教育事務局、学校区、チャータースクールに関してそれぞれ前述の第2558項、第42238項、第42238項に従い算出された金額の超過分である。

(4) 本細目は自動発効し、法的措置の発効を必要としない。Californiaコミュニティカレッジ理事会および公立学校教育長による教育保護口座内の資金の配分は、遅延することがあってはならない。あるいは、州議会または州知事による第XVI条第8項のパラグラフ(h)の実施、あるいは他の措置や何らかの不作为により、州議会または州知事が第IV条第12項に従い年間予算案を制定できなかったとしても、その影響を受けることがあってはならない。

(5) 法律の他のいかなる条項にもかかわらず、教育保護口座に入金された資金は州議会または州知事、州政府の機関が負担した費用の支払いに使用することはできない。

(6) コミュニティカレッジ区、郡教育事務局、学校区、またはチャータースクールは、管轄区域内の学校に対する教育保護口座から充当された資金の用途決定について単独の権限を有するものである。ただし、適切な管理理事会または管理機関が、管理理事会または管理機関が主催する市民集会の公開会議で当該支出を決定する場合は、この限りでない。また、コミュニティカレッジ区、郡教育事務局、学校区、またはチャータースクールは、事務官やその他の給与や福利厚生、または他の管理費に教育保護口座からの資金を一切使用してはならない。コミュニティカレッジ区、郡教育事務局、学校区、またはチャータースクールは毎年、教育保護口座から充当された金額とその用途に関する情報を各自のインターネットウェブサイトに掲示するものとする。

(7) コミュニティカレッジ区、郡教育事務局、学校区、

またはチャータースクールは、教育保護口座からの資金が適切に配分され、本項の規定に従い使用されていることを確認および検証するため、法律のその他すべての要件に加え、年に一度の独立した機関による財政監査および遵守監査が義務付けられている。本項の追加監査要件に準拠するために前述の組織が負担した費用は、本項において管理費とは見なさず、教育保護口座の資金から支払うものとする。

(8) 教育保護口座への充当金として、細目(f)に従い返還額を差し引いた歳入は、第XVI条第8項の目的に照らし「一般財源歳入」、「一般財源税収」、「学校区およびコミュニティカレッジ区を支援するために州が適用する資金」と見なされる。

(f) (1) (A) 歳入課税法規の第2節、第1部(第6001項以下)により有形動産を小売する特権に課された税金に加え、2013年1月1日以降および2017年1月1日以前に同州内で小売されたすべての有形動産の売上から得られた総収益の4分の1がすべての小売業者に対して課税される。

(B) 歳入課税法規の第2節、第1部(第6001項以下)により課された税金に加え、2013年1月1日以降および2017年1月1日以前に任意の小売業者から同州内での保管、使用、または他の消費を目的として購入した有形動産の同州内での保管、使用、または他の消費に対して、その資産の売値の0.25パーセントが物品税として課税される。

(C) 本パラグラフに従い課された税金には、本項の発効日以降に制定されたすべての改正案を含む販売および使用税法が適用される。

(D) 本パラグラフは2017年1月1日に効力を失うものである。

(2) 2012年1月1日以降、2019年1月1日以前の課税年度における歳入課税法規の第17041項に準拠した課税に関しては、次の事項に従い、歳入課税法規の第17041項、細目(a)のパラグラフ(1)で規定された所得区分および9.3%の税率に対して修正を加えるものとする。

(A) (i) 250万ドル以上300万ドル未満の課税所得分については、250万ドルの超過分に対して10.3%の税率が適用される。

(ii) 300万ドル以上500万ドル未満の課税所得分については、300万ドルの超過分に対して11.3%の税率が適用される。

(iii) 500万ドル以上の課税所得分については、500万ドルの超過分に対して12.3%の税率が適用される。

(B) サブパラグラフ(A)の(i)、(ii)、(iii)で指定された所得区分は、歳入課税法規の第17041項、細目(h)に特に定めのない限り、2013年1月1日以降の課税年度に関してのみ再計算するものとする。

(C) (i) 歳入課税法規の第19136項、細目(g)の目的に照らし、本パラグラフはその発効日をもって完全に法律の一部と見なされる。

30

(ii) 歳入課税法規の第2節、第10部(第17001項以下)および第10.2部(第18401項以下)の目的に照らし、本パラグラフにより制定および課された修正後の所得区分および税率は、歳入課税法規の第17041項に従い制定および課されたものと見なす。

(D) 本パラグラフは2019年12月1日に効力を失うものである。

(3) 2012年1月1日以降、2019年1月1日以前の課税年度における歳入課税法規の第17041項に準拠した課税に関しては、次の事項に従い、歳入課税法規の第17041項、細目(c)パラグラフ(1)で規定された所得区分および9.3%の税率に対して修正を加えるものとする。

(A) (i) 340万ドル以上408万ドル未満の課税所得分については、340万ドルの超過分に対して10.3%の税率が適用される。

(ii) 408万ドル以上680万ドル未満の課税所得分については、408万ドルの超過分に対して11.3%の税率が適用される。

(iii) 680万ドル以上の課税所得分については、680万ドルの超過分に対して12.3%の税率が適用される。

(B) サブパラグラフ(A)の(i)、(ii)、(iii)で指定された所得区分は、歳入課税法規の第17041項、細目(h)に特に定めのない限り、2013年1月1日以降の課税年度に関してのみ再計算するものとする。

(C) (i) 歳入課税法規の第19136項、細目(g)の目的に照らし、本パラグラフはその発効日をもって完全に法律の一部と見なされる。

(ii) 歳入課税法規の第2節、第10部(第17001項以下)および第10.2部(第18401項以下)の目的に照らし、本パラグラフにより制定および課された修正後の所得区分および税率は、歳入課税法規の第17041項に従い制定および課されたものと見なす。

(D) 本パラグラフは2019年12月1日に効力を失うものである。

(g) (1) 監査官はその法的権限に従い、2011年度地方歳入基金および2011年度郡地方歳入基金からの支出に対して監査を行うことができる。また、監査官は教育保護口座の監査を行い、これらの資金が本項に準拠した方法で使用および支出報告されていることを確認するものとする。

(2) 司法長官または地方の地区司法長官は、2011年度郡地方歳入基金または教育保護口座の資金用途について迅速に調査し、資金の濫用があった場合には民事上または刑事上の処罰を求めることができる。

第5項発効日

本法案により追加されるCalifornia州憲法第XIII条第36項細目(b)は、2011年7月1日より効力を発するものとする。本法案により追加されるCalifornia州憲法第XIII条第36項細目(f)のパラグラフ(2)および(3)は、2012年1月1日より効力を発するものとする。本法案のその他すべての条項は、投票者の大多数が提起された法案

に賛成票を投じることで承認されたと見なし、投票日の翌日に効力を発する。

第6項相反する法案

本法案と個人所得税率の段階的引き上げを定めた他の法案が、同じ州全域投票用紙に記載されている場合、その他の法案の条項は本法案に相反すると見なされる。本法案が本法案に相反すると考えられる法案よりも多くの賛成票を得た場合、本法案の全条項が優先され、その他の法案の全条項は無効となる。

第7項 本法案は、2011年度制定法第43章に基づき歳入課税法規の第6051.15項および第6201.15項に従って入金された歳入がCalifornia州憲法第XVI条第8項の目的に照らし「一般財源歳入」または「一般財源税収」と見なされる場合に提供されたであろう資金と同等額以上の資金を学校区およびコミュニティカレッジ区に提供するものである。

提案第31号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいてCalifornia州の州民に提出される。

本州民発案法案は、California州憲法の項を改正および追加し、教育法規および政府法規に項を追加する。従って、既存の条項からの削除が提案されるものは消し線で表記され、追加が提案されている新規の条項は、新規の部分に明確になるよう斜体で表記される。

提案された法律

行政評価および政府説明責任法

第1項認定と宣言

California州の州民は、ここに以下の政府の責務を認定し、宣言するものとする。

1. 信頼。California州政府は市民の信頼を失っており、州民のニーズを満たしていない。納税者はより高い投資収益を得る権利があり、州民はより良い政府サービスを利用できるべきである。

2. 成果に関する説明責任。失われた信頼を取り戻すため、政府はあらゆるレベルで成果に関する責任説明を果たさなければならない。州民は税金の使途と政府の業績を知る権利がある。州政府および地方政府の機関は、すべての支出に関して測定可能な目標を定め、当該目標の進捗状況に関する報告書を定期的に公表する必要がある。

3. 費用効率。California州はその乏しい公共財源を有効投資し、世界経済における競争力を高めなければならない。それには、州民に不可欠な公共サービスを今まで以上に効果的かつ効率的に提供する必要がある。

4. 透明性。州民に関連する情報は州民に公開するこ

31

とが不可欠である。誠実性と開放性が、民主主義の健全性、そして州民と州政府の信頼関係を促進および維持するための鍵となる。

5. 成果志向。より良い業績を実現するには、公的機関が公共の目的について明確な共通認識を持つ必要がある。本法案では、州民は州政府および地方政府の目的が、力強い経済、質の高い環境、公平な地域社会の推進にあることを宣言している。これらの目的は少なくとも、雇用拡大および教育改善、貧困撲滅、犯罪撲滅、保健衛生の改善といった目標を達成することで、進展が可能となる。

6. 協力。税金を無駄にしないためにも、公共機関が互いに協力することで、事務的な仕事を削減し、重複をなくして対立を解決する必要がある。公共機関はそれぞれのサービスを統合すると同時に、有効性が実証されており、California州民の生活に変化をもたらすことができる戦略を採用しなければならない。

7. 住民主体。政府サービスの多くは、地域社会と住民が当選した公職者にアプローチする手段を役人が把握している地方レベルで提供することが最も望ましい。地方政府には、地域住民のニーズに合わせてプログラムを調整する柔軟性が求められる。

8. 地域雇用創出の支援。California州は数々の地域経済から成り立っている。そのため経済的活力の多くの要素は、地域規模で考えることが最も有効である。州は地方政府間の協力を実現、奨励し、給与の良い雇用を創出するために地域経済に資本投資を呼び込む能力を強化する必要に迫られている。

9. 州民の声を聞く。州民の参加は、活力があり応答性が高い民主主義、そして応答性と信頼性に優れた政府を実現するために不可欠である。政府が州民の声に耳を傾ければ、より多くの州民が地域社会や政府の取り組みに対して積極的な姿勢を示すはずである。

10. 賢明な節約の実践。現在、州政府および地方政府は、成果の不透明な予算編成過程に多額の税金を費やしている。この資金の使い道を改め、公共予算の第一の目的である、投入した資金を目標に結びつけ、目標に対する進捗状況を明確に示すことができる予算の編成に使用すべきである。

第2項目的と意図

本法案の制定において、California州民は以下の事項を意図している。

1. 州政府および地方政府の既存財源を有効活用し、予算過程を改善することで、行政の成果、ならびに納税者および州民に対する説明責任を改善する。

2. 以下のような州予算過程を通じて、州政府の効率性、有効性、透明性を高める。

a. プログラムの目標とその進捗状況に予算決定の焦

点を当てる。

b. 二年予算の編成、および予算が有効に使用されていることを確認するため各プログラムに対する少なくとも5年に1回の見直しを義務付ける。

c. 新しい主要プログラムと税金削減の実施を義務付け、制定前に明確な資金財源を確保する。

d. 法律（予算法を含む）を立法者が投票を開始する3日前に州民に公開する。

3. 以下を通じて、資金の節約、業績の改善、州民からの信頼の回復を実現するために地方政府が協力できる環境を整え、こうした協力を推奨することで、州民に身近な行政を実現する。

a. プログラムの目標とその進捗状況に地方政府の予算決定の焦点を当てる。

b. 郡および市、学校に、独自に達成できない地域の優先事項を進捗させることができるよう、公的なプロセスを通じて地域戦略行動計画を構築する権限を与える。

c. 地方政府に、公共プログラムの成果改善を目的とした州基金の用途について、行動計画に柔軟性を付与する権限を与える。

d. 地方政府に、行動計画の進展と州の要件を満たすために必要な地方の規則を構築するプロセスを妨げる州の法令または規制を特定する能力を行動計画に付与する権限を与える。

e. 地域規模で対応することがより効果的な目標を達成するために、地方政府間の協力を奨励する。

f. 行動計画の構築を促進するため、州基金を地方政府に提供する。

g. 引き続き柔軟性を享受する条件として、毎年進捗状況を報告し、4年ごとにその成果を評価するように地方政府に義務付ける。これにより、当選した公職者に対する地方の投票者および納税者の信頼を回復する。

4. 優先事項の特定、目標の設定、成果を測定する方法の確立、予算のリソース配分、進捗状況のモニタリングに対する州民の関与を拡充する。

5. 多額の追加資金を投入することなく、現在、州およびその行政的小区域の予算過程に使用されている既存のリソースを活用することで、ここに予算改革を実施する。さらに、既存の税基盤および税収から行政評価および政府説明責任信託基金を設立する。本法案のいかなる条項も、増税や税率または税基盤の変更を要しないものとする。

第3項 California州憲法第IV条第8項を以下の通り改正する。

第8項 (a) 通常議会において、予算案以外の法案が提出から31日以内に、委員会または上院・下院いずれかの議会により聴取または制定されることはない。ただ

し、議会議事録に記録される指名点呼投票で4分の3の議員の賛成をもって議会在当該要件を免除した場合はこの限りでない。

(b) 州議会は、制定法によらない限り法律を策定することはできず、法案によらない限り制定法を成立させることはできない。法案は両院で3回の読会を完了しない限り、制定されることはない。ただし、議会議事録に記録される指名点呼投票で3分の2の議員の賛成をもって議会在当該要件を免除した場合はこの限りでない。州知事により宣言された自然災害またはテロ行為に起因する緊急事態に対応するために、州知事が招集した特別議会で通過した緊急条項が含まれる法案を除き、改正を含む法案が印刷され活字になり、議員に配布され、州民に少なくとも3日間公開された後でなければ、いかなる法案も議会を通過することはない。また、議会議事録に記録される指名点呼投票で、上院下院の過半数の議員が賛成票を投じない限り、法案が成立することはない。

(c) (1) 本細目のパラグラフ(2)および(3)に規定される場合を除き、通常議会で成立した制定法は当該法案の制定日から90日間の猶予期間を経て、翌年の1月1日に発効する。特別議会で成立した制定法は、当該法案が制定された特別議会の休会から91日目に発効する。

(2) 州議会、連邦議会、あるいはその他選挙区の境界線を決定あるいは変更する制定法を除き、2年間の州議会で、2年目の再招集のために、上下両院休会に伴い州議会在休会となる日、またはそれまでに州議会在通過し、その後州知事の所有となった法案により成立された制定法は、制定日の翌年1月1日に発効するものとする。ただし、第II条第10項細目(d)に従い、1月1日以前に当該制定法に関連する住民直接投票要請の写しが司法長官に提出された場合は、当該要請が第II条第9項細目(b)に従い州務長官に提出された場合を除き、当該制定法は制定日から91日後に発効する。

(3) 選挙を召集する制定法、課税あるいは現在の州通常支出のための歳出予算を規定する制定法、および緊急制定法は、その制定と同時に発効する。

(d) 緊急制定法とは、公共の治安、健康または安全の緊急維持に必要なものを指す。その必要性を説明した陳述書は法案内に1つの項として記載され、当該項と法案は議会議事録に記録される指名点呼投票により3分の2の議員の賛成をもって各議会で個別に可決される。緊急制定法により、公職の設立または廃止、公職の給与または任期、義務の変更、特権または特別優遇の付与、既得の権利または利益の作成を行うことはできない。

第4項 California州憲法第IV条に第9.5項を以下の通り追加する。

第9.5項 州議会で通過した法案のうち、(1)第XIII B条第6項に記載された州が定める地方プログラムを含む新しい州プログラムまたは新しい機関を設立する、あるいは既存の州プログラムまたは機関の範囲を拡充するもので、資金援助をした場合に当該会計年度または

はそれ以降の会計年度の州負担金に2500万ドル以上の純増加をもたらす法案、または(2)収税またはその他の州歳入源を削減するもので、当該会計年度またはそれ以降の会計年度の州歳入に2500万ドル以上の純減少をもたらす法案は、当該法案または別の法案で、州プログラムの削減または追加歳入、あるいはこれらの組み合わせを、州経費の純増加額または州歳入の純減少額に等しい、またはこれを超える金額で相殺しない限り、無効とされる。本項で示した2500万ドルの限界基準は、California州消費者物価指数に従い、インフレ率の変動に基づき毎年調整される。

第5項California州憲法第IV条第10項を以下の通り改正する。

第10項 (a) 州議会在通過した各法案は州知事に提出され、州知事の署名を得て制定法となる。州知事は反対理由と共に法案を通過させた議会在差し戻すことにより、この法案を拒否でき、議会在議会議事録に反対理由を記入して再審議に入る。その後、上下両院が議会議事録に記録される氏名点呼投票によりこの法案を通過させた場合、3分の2の議員の賛成により、この法案は制定法となる。

(b) (1) 州議会、連邦議会、あるいはその他選挙区の境界線を決定あるいは変更する法案を除き、2年間の州議会在、2年目の再招集のために、上下両院休会に伴い州議会在休会となる日、またはそれまでに州議会在通過し、その後州知事の所有となり、その日から30日以内に差し戻されない法案は、制定法となる。

(2) 2年間の州議会在において2年目の6月30日以前に州議会在通過し、6月30日以降に州知事の所有となり、その年の7月31日までに差し戻されない法案は、制定法となる。さらに、2年間の州議会在において2年目の9月1日以前に州議会在通過し、9月1日以降に州知事の所有となり、その年の9月30日までに差し戻されない法案は、制定法となる。

(3) 州知事に提出されたその他の法案は、12日以内に差し戻されない限り、制定法となる。

(4) 州議会在が特別議会在休会して法案の差し戻しと拒否のメッセージを阻止する場合、州知事がその法案が提示されてから12日以内に、その法案と拒否のメッセージを州務長官事務所に届けることによって拒否しない限り、その法案は制定法となる。

(5) 本細目のパラグラフ(3)または(4)に従って、州知事が行動を取るべき期間の12日目が土曜日、日曜日、あるいは祝日に当たる場合、この期間は、土曜日、日曜日、あるいは祝日に当たらない次の日にまで延長される。

(c) (1) 2年間の州議会在の初年度に提案された法案が2年目の1月31日までに提案した議会在で通過されなければ、その法案は当該議会在では以後討議されない。選挙を召集する制定法、課税あるいは現在の週通常支出のための歳出予算を規定する制定法、および緊急制定法直ちに発効する法案、ならびに州知事が拒否した後に通過した法案を除き、偶数年の9月1日2年間の州議会在において2年目の6月30日以降はいかなる法案も上下両院を通過しないものである。

(2) パラグラフ(1)で規定された2年目の1月31日までに提案された議会を通過しなかった法案またはその改訂版と実質的に同じ法案および同じ効果を持つ法案は、2年目に提案または検討されることはない。

(d) (1) 州議会は、2年間の州議会において2年目の11月15日を過ぎると、州知事に法案を提出しない。州議会は2年目の7月4日以降の最初の月曜日にプログラムの監督および審査を実施するため、通常議会の一環として、議会を招集する。また州議会は、制定法および2年制の予算法に規定された業績基準を基にプログラムの成果を評価および改善する監督プロセスを確立する。このプロセスは州、または州の代理として州助成プログラムを運営する地方機関により実施されるものである。本法案の発効日から1年以内に、州、または州の代理として州助成プログラムを運営する地方機関のどちらが管理しているかに関係なく、すべての州プログラムに対して審査の実施予定日を設定する。類似したプログラムの審査は、プログラムの目標の関係を特定および審査できるよう、連続した予定を組む。審査プロセスでは最終的に、立法案の形式でプログラムの改善または終了を勧告する必要がある。各プログラムは、最低でも5年に1度審査を受けなければならない。

(2) パラグラフ(1)に従い構築したプログラム監視プロセスには、第XI A条に従い承認された地域戦略行動計画の審査を含めるものとする。これは、最低3年間の実施状況を検証し、行動計画に関与する地域政府の機関により業績改善の障害になると特定された州の制定法または規制を、これら機関の要請に従い改正または撤回する必要があるかどうかを判断することを目的としている。この審査では、行動計画で特定された地域全体を対象に、行動計画によりサービスの実施状況および有効性が改善されたかどうかを評価する。

(e) 州知事は、法案のその他の部分を承認する一方で、歳出予算の1つまたは複数の項目を削減または除外することができる。州知事は、その理由とともに削減または除外した項目の声明を法案に付加し、その法案を起案した議会に声明と理由の写しを送付するものとする。削減または除外された項目は個別に審議され、法案と同じように州知事の拒否を無効にすることができる。

(f) (1) 2004-05会計年度またはその後の会計年度の予算案の制定後に、州知事がその会計年度について一般財源歳入が、制定されたその会計年度の予算案の基準となった一般財源歳入の推定額を大幅に下回る、あるいは一般財源歳出が一般財源歳入の想定額を大幅に上回る、またはその両方が生じると判断した場合、州知事は財政非常事態を布告する宣言書を発行し、州議会にこの目的で特別議会を招集させることができる。宣言書は財政非常事態の原因を明らかにするもので、財政非常事態への対応を提案する法案とともに州知事から州議会に提出される。州知事の宣言書に対して、州議会は財政非常事態に対応するための法案を州知事に提出することができる。

(2) 州議会が宣言書の発行後45日以内に財政非常事態に財政非常事態に対応する法案を通過させて州知事に提出することができなかった場合、州議会はその

州案を通過させ州知事に提出するまで、他のいかなる法案も討議することができず、両院を休会することもできない。

(3) 本項に従い宣言された財政非常事態に対応する法案には、その旨を明記した声明を含める。パラグラフ(2) および(4)の目的において、本声明の包含は本法案が財政非常事態に対応するものであることを明確に意味すると見なされる。その趣旨を記した声明を含み、本項に従い宣言された財政非常事態に対応する法案で、財政非常事態を布告する宣言書の発行から45日以内に議会を通過し州知事に提出された法案は、制定と同時に効力を発する。

(4) (A) 州議会が宣言書の発行後45日以内に財政非常事態に対応する法案を通過させて州知事に提出しなかった場合、州知事は州知事命令により、本州憲法または連邦法により義務付けられているものでない限り、その会計年度の既存の一般財源歳出予算を削減または除外することができる。州知事により削除または除外される歳出予算の総額は、問題の会計年度の一般財源歳入が、パラグラフ(1)に従い算出された直近の一般財源歳入の推定額を超過しなくなる時点の額を上限とする。

(B) 州議会が開会中の場合、州知事がサブパラグラフ(A)に従い州知事命令を発行してから20日以内であれば、州議会は各議会の3分の2の議員の賛成をもって、議会議事録に記録される氏名点呼投票により州知事命令の一部または全部を無効にすることができる。州知事命令が発行されたときに議会が休会中であれば、州議会は30日以内に再招集し、前述の投票による決議をもって州知事命令の一部または全部を無効にすることができる。州議会により無効にされた州知事命令またはその一部は、州知事命令を無効にするための指定期間が終了した翌日に効力を発する。財政非常事態を公布する宣言書の発行後45日以降、パラグラフ(2)に規定された禁止事項は(i)本パラグラフに従い発行された1つまたは複数の州知事命令が発効したとき、または(ii)州議会が財政非常事態に対応する法案を通過させ州知事に提出したときに適用されなくなる。

(C) サブパラグラフ(B)に従い予算の均衡を回復させる法案は、議会議事録に記録される氏名点呼投票によって過半数の議員の賛成が得られた場合、各議会を通過し、州知事が署名した時点または法案で指定された日に発効する。ただし、新税の課税または既存税の増徴を伴う法案を通過させるには、州議会の各議会で3分の2の議員の賛成を得なければならない。

第6項California州憲法第IV条第12項を以下の通り改正する。

第12項 (a) (1) 各奇数会計年度の最初の10日以内に、州知事は州議会に対し、説明書とともに州歳出の提案およびこれら歳出に充当可能な予想される州歳入の総財源の項目毎の明細を含む二会計年度年度の予算案を提出する。本細目に従って提出された、提案され

た歳出に充当可能な予想される州の総財源に関する項目毎の明細では、一回限りの財源になると予想される財源の額を特定するものとする。その会計年度と翌会計年度を含む2年間の予算は、二年予算と総称される。各偶数年の最初の10日以内に、州知事は制定された二年予算を改正または補強する補正予算を提出することができる。

(b) 二年予算には、行政および政府説明責任を改善するため、次のすべての要素を含める。

(1) その会計年度および翌会計年度の提案された歳出に充当可能な、予想される総財源。

(2) 当該会計年度の翌会計年度から3会計年度間の予想される歳出と予想される歳入の予測。

(3) 雇用拡大および教育改善、貧困撲滅、犯罪撲滅、保健衛生の改善といった目標の達成を通じて力強い経済、質の高い環境、公正な地域社会を実現するという目標を推進する上で、当該予算が発揮する効果に関する声明。

(4) 進捗状況の評価と州民への成果の報告に使用される成果測定基準の説明、ならびに州の機関およびプログラムの業績基準の説明。

(5) 予算内で公共財源の充当が提案されている州政府の主要な各歳出の成果測定基準、ならびにパラグラフ(3)に規定された全体的な目的および目標との関係に関する声明。

(6) パラグラフ(3)に規定された目的と目標を実現するために、どのようにして州の歳出と公共財源の投資を、州の代理として州の行政機能およびプログラムを運営するその他の政府機関の歳入と公共財源の投資と連携させるかに関する声明。

(7) パラグラフ(3)に規定された目的と目標に対する進捗状況の州民への報告、ならびに前年の予算に規定された成果測定基準に準じた、目的および目標の実現効果の評価。

(c) 当該会計年度と翌会計年度の両年に、提案した歳出が予想される歳入を上回る場合は、知事は歳出の削減または追加の歳入、またはその両方を提供する資金源を提案しなければならない。この提案には実行可能な範囲で、歳出の削減または追加の歳入が州経済に及ぼす長期的影響に関する分析を含めるものとする。二年予算に加え、州知事は州議会に対して、二年予算に規定された充当の実施に必要なすべての法案を、制定法に規定された5年資本基盤および戦略成長計画とともに提出する。

(d) 州知事が提案した予算が、(1)第XIII B条第6項に記載された州が定める地方プログラムを含む新しい州プログラムまたは新しい機関を設立する、あるいは既存の州プログラムまたは機関の範囲を拡充し、資金援助をした場合に当該会計年度またはそれ以降の会計年度の州負担金に2500万ドル以上の純増加をもたらす場合、または(2)収税またはその他の州歳入源を削減し、当該会計年度またはそれ以降の会計年度の州歳入に2500万ドル以上の純減少をもたらす場合、当該予算において、州プログラムの削減または追加歳入、あるい

はその組み合わせを、州経費の純増加額または州歳入の純減少額に等しい、またはこれらを超える金額で相殺することを提案するものとする。本細目で示した2500万ドルの限界基準は、California州消費者物価指数に従い、インフレ率の変動に基づき毎年調整される。

(b) (e) 州知事および次期知事は、州の機関、担当官、職員に二年予算および補正予算に必要と判断される情報の提供を要求する場合がある。

(c) (f) (1) 二年予算および補正予算には、提案する支出項目を記載した当該会計年度および翌会計年度の予算案を添付するものとする。また補正予算案には、補正予算を提案する法案を添付する。

(2) 予算案および予算案または補正予算案に関係する充実に必要なその他の法案は、予算担当の委員会の委員長によって即時に上院、および下院に提出するものとする。

(3) 毎年5月1日以降に州議会の上院下院の該当する委員会が予算案を審議した後、各議会は両院協議会を含む州議会の合同委員会に当該予算案を諮問する。諮問された委員会は予算案および予算案に関連する充実に必要なその他の法案を審議し、毎年6月1日以前にその勧告を各議会に報告する。これは、両院協議会を含む政策委員会へのこれら法案の諮問を妨げるものではない。

(3) (4) 州議会は毎年、6月15日の深夜までに予算案および予算案に関連する充実に必要なその他の法案を通過させるものとする。予算案、または予算案に関連する充実に必要なその他の法案で規定された翌会計年度の充当は、当該会計年度には使用できない。

(4) (5) 予算案が成立するまで、州議会は、その予算案が採択される予定の会計年度または翌会計年度内の支出に対し資金を充当する別の法案を、検討事項として州知事に送付することはできない。ただし、知事に勧告された非常事態法案、もしくは、州議会の俸給や支出に対する歳出予算は例外とする。

(d) (g) 予算案または補正予算案以外の法案はすべて、複数の歳出予算項目を含むことはできず、また、特定の明確な1つの目的のためのものでなければならない。州の一般財源からの歳出予算は、公立学校への歳出予算、ならびに予算、補正予算案、および予算案に関連する充実に必要なその他の法案における歳出予算を除き、議会議事録に記録される指名点呼投票で議員の3分の2の賛成を獲得して上院下院を通過しない場合には無効となる。

(e) (h) (1) 他のいかなる法律または本憲法の条項にもかわらず、予算案、補正予算案、および予算案に関連する充実に必要なその他の法案は、議会議事録に記録される指名点呼投票で、上院下院の過半数の議員の賛成により議会を通過し、州知事が署名した時点または法案で指定された日に発効する。本細目のいかなる内容も、本項の細目(d)(g)および本条の第8項細目(b)に記載される公立学校への歳出予算に関する投票要件に影響を及ぼすものではない。

(2) 本項の目的において、「予算案または補正予算案に関連する充実に必要なその他の法案」には、州議会を通過した予算案または補正予算案内の予算に関連すると特定された法案のみを含むものとする。

(3) 本項の目的において、「予算案」とはその会計年度および翌会計年度の予算を含む法案を意味する。

(f) (i) 州議会は、予算の提出、承認、執行、およびすべての州政府機関の要求の申請手続きを管理する。

(g) (j) 2004-05会計年度あるいはその後の会計年度では、当該二年予算の各会計年度に一般財源から充当する当該会計年度または翌会計年度の予算案で、その予算案の通過日時点の当該会計年度の一般財源からのすべての歳出予算と、第XVI条第20項に従い当該会計年度に一般財源から予算均衡勘定に振り替えられた額を足した場合の総額が、予算案通過日時点での当該年度の一般財源収入予算額、振り替え額、および前会計年度から利用可能な残高を超える場合、州議会は知事への検討項目としてこれを送付せず、州知事も法制定に署名しない。一般財源の収入予算額、振り替え額、および残高は、州議会が通過させる予算案に示される。また、州議会が通過させる予算案には、本細目に記載された二年予算の各会計年度の一般財源総債務に関する声明とともに、当該会計年度の一般財源歳入と直前の会計年度の一般財源歳入の差額に関する州議会の予測の説明を含む、一般財源歳入の予測基準の説明を含めるものとする。

(h) (k) 他のいかなる法律の条項、または本項の細目(e) (f)、本条の第4項、および第III条の第8項を含む本憲法のいかなる条項にもかかわらず、州議会が6月15日の深夜までに予算案を通過させなかった年には、6月15日の深夜から州知事による予算案提出日にかけて通常または特別議会の会期中に、州議会議員の給与の支払い、または旅費や生活費の払い戻しに現在または今後の予算を使用することはできない。本細目に従い放棄された給与、または旅費や生活費の払い戻し金の遡及的支払いも一切行われない。

第7項 California州憲法に第XI A条を以下の通り追加する。

第XI A条 地域戦略行動計画

第1項 (a) California州民は、予算の用途および目標の進捗状況に関する州民への説明を地方政府機関に期待および要求している。そこで、各地方政府機関の採択予算には、本憲法のその他の条項の要件に加え、当該機関の権限および責任に適用される以下のすべての項目を含めるものとする。

(1) 地方政府機関の機能、役割、地域で特定された優先事項に該当する、雇用拡大および教育改善、貧困撲滅、犯罪撲滅、保健衛生の改善、その他の地域の優先事項の達成といった目標に示された、力強い経済、質の高い環境、公正な地域社会の推進に対する予算の効果に関する声明。

(2) パラグラフ(1)に従い地方政府機関が設定した目標に対する、地域全体における進捗状況の評価に使用

される成果測定基準の説明。

(3) 予算内で公共財源が充当される政府の主要な各歳出の成果測定基準、ならびにパラグラフ(1)に従い地方政府機関が設定した全体的な目標との関係に関する声明。

(4) パラグラフ(1)に従い地方政府機関が設定した目標を実現するために、どのようにして地方政府機関の歳出と公共財源の投資を調整するかに関する声明。

(5) パラグラフ(1)に従い地方政府機関が設定した目標の進捗状況の州民への報告、ならびに前年の予算に規定された成果測定基準に準じた、目標実現効果の評価。

(b) 各地方政府機関は、細目(a)のパラグラフ(1)に規定された地域の優先事項の特定を含む予算案編成への地域社会のあらゆるレベルの関与を促す、開かれた透明なプロセスを構築および実施する。

(c) 本項は2014年以降の地方政府機関の会計年度に効力を発する。

(d) 本項の条項は自動発効し、地方機関が権限を行使する活動にのみ適用されると解釈される。

第2項 (a) 郡は監督委員の活動により、地域戦略行動計画（以下「行動計画」）の構築を開始することができる。郡は、その既存の機能またはサービスが行動計画の予想範囲に該当する、郡内のその他すべての地方政府機関の参加を招請する。郡内の地方政府機関は、監督委員に行動計画の開始、計画段階での関与、または行動計画の改正を請願することができる。

(b) 行動計画に参加する地方政府機関は、近隣地区の責任者を含む、地域社会のあらゆるレベルの関与を促す、開かれた透明なプロセスを通じて行動計画を起草するものとする。行動計画には以下のすべての項目を含める。

(1) (A)行動計画が本条第1項のパラグラフ(1)から(5)までに規定された目的および目標をいかに達成するかを概説する、(B)行動計画の施行により提供される公共サービス、および参加機関の役割と責任について説明する、(C)行動計画の施行により、これらのサービスがより効果的かつ効率的に提供される理由を説明する、(D)行政評価および政府説明責任法からの潜在的な資金を含む、行動計画を支援する財源配分を示す、(E)行動計画の対象となる地域内の格差を検討する、(F)行動計画と参加地域政府機関により採択された予算との一貫性について説明する声明。

(2) 参加する地方政府機関が期待する成果と成果の測定方法。

(3) 州民および州政府に対する成果の定期報告方法。

(c) (1) 行動計画は、郡内の参加する地域政府機関それぞれの管理機関に提出する。最低限の協力が得られるように、行動計画は、郡、行動計画に従って郡住民の過半数以上に市のサービスを提供する地域政府機関、ならびに郡の公立学校児童の過半数以上にサービ

スを提供している1つまたは複数の学校区による承認を得なければならない。

(2) 郡を含む地方政府機関による行動計画の承認または改正は、当該機関の管理機関において過半数の賛成票をもって実施される。行動計画は、本パラグラフの規定に従い行動計画を承認しない地方政府機関には適用されない。

(d) 行動計画が採用された場合、郡は各参加機関の責務と義務を特定し、割り当てる協定を締結することができる。ただしこれは、このような協定が行動計画の実施に必要であり、契約の当事者である各地域政府機関の管理機関において過半数の票をもって承認された場合に限定される。

(e) 本項に従い行動計画を採用し、本条第3項の要件を満たしている地方政府機関は、適用可能な場合、行動計画の目標を推進する方法で行動計画で指定されたサービスを提供するために充当された州または地方の資金を統合することができる。

第3項 (a) 本条第2項に従い行動計画を採用した当事者が、支出を制限する制定法または規制を含む州の制定法または規制が行動計画の目標推進を妨げる、あるいは行動計画を実行する上で追加の法的権限が必要であると判断した場合、地方政府機関は行動計画に適用される制定法または規制の目的に相当する条項を盛り込むことができる。当該条項には、意図される目的、現在の規則が目標推進の障害となる理由、提案されている地域規則、この地域規則が力強い経済、質の高い環境、公正な地域社会の実現を推進しながら成果の改善に貢献できると信じる理由に関する説明を含めるものとする。本項の目的において、この条項が制定法または規制の方針および目的に実質的に準拠する場合、この条項は制定法または規制の目的に対して同等となる。

(b) 当事者は、通常または特別議会の会期中に州議会に対して、1つまたは複数の制定法について、細目(a)に記載の機能的に同等な条項を含む行動計画を提出する。州議会が行動計画の受領から60日以内に、決議案などにより、条項への不同意を示す同時発生的な措置を取らない場合、当該条項は有効と見なされ、法律において当該条項の遵守は州制定法への遵守と見なされる。

(c) 本条第2項に従い行動計画を採用した当事者が、規制が行動計画の目標を妨げると判断した場合、本項の細目(a)の手順に従い、規制を發布または施行する機関または部局に提案書を提出することができる。受領した機関または部局は当該提案を60日以内に審議するものとする。機関または部局が行動計画の受領から60日以内に、条項への不同意を示す措置を取らない場合、当該条項は有効と見なされ、法律において当該条項の遵守は州制定法への遵守と見なされる。条項への不同意を示す措置には、その理由を記した声明を含める。

(d) 本項は、部分的または完全に州基金を財源とする州プログラムの運営を直接管理する制定法または規制にのみ適用される。

(e) 本項に従い付与された権限は、本項に従い更新されない限り、発効日から4年後に自動的に失効する。

第4項 (a) 本項に従い策定された地域戦略行動計画に含まれる統合サービスの実施に州の財源を提供するため、行政評価および政府説明責任信託基金をここに設置し、州財務省の管理下に置く。政府法規第13340項にかかわらず、基金の資金は引き続き本項に規定された目的にのみ充当される。第XVI条第8項の目的において、本条に追加された法令に従い行政評価および政府説明責任信託基金に移譲された歳入は、第XIII B条に従い充当される一般財源税収と見なされる。

(b) 行政評価および政府説明責任信託基金の資金は制定法に従い、行動計画に本条の第1項および第2項を満たす支出予算が含まれる郡へと配分される。

(c) 行動計画に従い学校区に充当される基金は、行政評価および政府説明責任信託基金から支払うことはできず、行動計画の参加機関により定められたその他の財源から支払うことができる。行動計画に従い学校区が受給した充当金は、第XVI条第8項の目的において、一般財源税収または地方交付税収とは見なされないものとする。

第5項 本条第2項に従い行動計画を採用した郡は、行動計画の有効性を4年に1度評価する。評価プロセスには意見公募の機会を設け、提出された意見は最終報告に含めるものとする。この評価は参加機関により行動計画の改善に利用されるほか、政府業績の評価基準として州民に使用される。評価では、行動計画が第1項細目(a)のパラグラフ(1)から(5)までに規定された目的および目標をどの程度達成できたかを検証する。これには、参加機関の該当する政府サービスの実施および有効性に関する成果の向上、地域社会の格差削減の推進、当該サービスを利用する個人または地域住民の意見が行動計画の策定および実施に反映されていたか、といった項目が含まれる。

第6項 (a) 州は、第2項に従い採用された行動計画を通じてサービスをより効果的かつ効率的に実施するために、地方政府機関を支援する方法を検討する。州または部局、機関はこの目標に沿って、協定当事者が定めた、地域レベルで実施した方が効果的かつ効率的である機能を実行するために、行動計画の当事者である1つまたは複数の地方政府機関と協定を締結することができる。本項に従い締結された協定は、第2項の要件に従い採用された行動計画に適合するものとする。

(b) 州は、地方政府機関および州民の代表者が、力強い経済、質の高い環境、公正な地域社会を推進する上で地域の地理的スケールで対応することが最も得策であると地域政府機関が自発的かつ共同的に特定した課題および問題に協力して対応しようとする取り組みに対して、奨励金や規制などのインセンティブを通じてどのような支援を実施するかを検討し決定する。また、州は地域経済の活力と国際競争力を奨励すると同時に、地域共同計画を自発的に開発し、第1項細目(a)のパラグラフ(1)から(5)までに規定された目標と目的を組み込んだ、自らの計画の目的および目標に向けて前進をして

いる参加地方政府機関に対して、インフラおよび福祉サービスの州運営基金を優先的に考慮することで地域における地方政府間のさらなる協力を推進する。

第7項 本条項は、地方政府機関が享受する既存の権限を無効または停止したり、地方政府機関が政府サービスの実施および有効性の改善を目的とした地域プログラムまたは計画を構築またはこれらに参加することを阻止または禁止するものではない。

第8項 本条の目的において、「地方政府機関」とは郡、市、市郡、ならびに学区や郡教育事務局、コミュニティカレッジ区を含むその他の地方政府機関を意味する。

第8項 California州憲法第XIII条第29項を以下の通り改正する。

第29項 (a) 州議会は郡、市郡、市に対して、これらによって課され、州が代わりに徴収した消費税または使用税からの歳入を分配する協定を締結することを許可することができる。当該協定は発効前に、各司法管轄区内の総選挙または直接予備選挙において、投票者の過半数をもって承認するものとする。

(b) 細目(a)にかかわらず、本細目の発効日以降、郡および市郡、市は、Bradley-Burns均一地方売上・使用税法、または後継条項に準じ課され、州が代わりに徴収した消費税または使用税からの歳入を分配する協定を締結することができる。ただし、各協定を提案する条例または決議案が、協定の当事者である各司法管轄区の管理機関において3分の2の賛成をもって承認された場合に限る。

(c) 細目(a)にかかわらず、郡、市郡、市、ならびに学区や郡教育事務局、コミュニティカレッジ区を含むその他の地方政府機関で、第XI A条に従い地域戦略行動計画を採用した当事者は、充当された不動産従価税からの歳入を当事者間で分配する協定を締結することができる。ただし、各協定を提案する条例または決議案が、協定の当事者である各司法管轄区の管理機関において3分の2の賛成をもって承認された場合に限る。また、本項に準じ締結された協定は、第XI A条第1項に従い採用された各当事者機関の予算に合致しているものとする。

第9項 政府法規の第5編、第2節第2部に第6章(第55750項以下)を以下の通り追加する。

第6章 地域戦略行動計画

55750. (a) 歳入課税法規第7101項、または本法令のいかなる条項にかかわらず、2013-14会計年度以降、歳入課税法規第6051項に従い、0.035の税率により徴収された歳入額(返還額抜き)は、California州憲法の第XI A条第4項に従い設置された行政評価および政府説明責任信託基金に貸記するよう州財務省に入金され、当該基金が設置された目的にのみ使用されるものとする。

(b) 州議会が使用税基盤を低減し、その結果行政評価および政府説明責任信託基金の歳入が2013-14会計年度の歳入を下回った場合、監査官は一般財源から行政評価および政府説明責任信託基金に、2013-14会計年度に行政評価および政府説明責任信託基金が受領した額から、当該基金がその会計年度に受領した金額を差し引いた額を補填する。

55751. (a) 歳入課税法規第7101項、または本法令のいかなる条項にかかわらず、2013-14会計年度以降、歳入課税法規第6201項に従い、0.035の税率により徴収された歳入額(返還額抜き)は、California州憲法の第XI A条第4項に従い設置された行政評価および政府説明責任信託基金に貸記するよう州財務省に入金され、当該基金が設置された目的にのみ使用されるものとする。

(b) 州議会が使用税基盤を低減し、その結果行政評価および政府説明責任信託基金の歳入が2013-14会計年度の歳入を下回った場合、監査官は一般財源から行政評価および政府説明責任信託基金に、2013-14会計年度に行政評価および政府説明責任信託基金が受領した額から、当該基金がその会計年度に受領した金額を差し引いた額を補填する。

55752. (a) 2014-15会計年度およびその後の会計年度については、監査官は州憲法の第XI A条第4項に従って設置された行政評価および政府説明責任信託基金の資金を、前会計年度の6月30日に発効した地域戦略行動計画を採用しており、本項に規定された資金援助を要請する目的でその行動計画を監査官に提出した各郡に配分する。基金の配分は、会計年度の第1四半期に行われるものとする。監査官はさらに、一会計年度に行政評価および政府説明責任信託基金から配分可能な総額から、行動計画の資金調達用に設置された各郡の行政評価および政府説明責任信託基金に対して、細目(c)に準じ算出された、その郡の配分比率に相当する額を配分する。

(b) 本項で使用する「地域戦略行動計画の対象となる人口」とは、すべての参加地方政府機関の人口を合わせた地理的地域の人口であり、複数の地方政府機関のサービスを利用している住民は一度だけ算入される。行動計画には、州財務省の最新の人口統計データに基づく、行動計画の対象となる地理的地域の人口の計算を含めるものとする。

(c) 監査官は各郡の行動計画の対象となる人口を、細目(a)に規定された助成金受給資格を持つすべての行動計画から算出した総人口に対する割合として特定する。

(d) California州憲法第XI A条第4項および本章に従い提供された基金の一部は、2011年度の再編および本項に追加された法案により州が獲得した、進行中の節約の取り組みから生じた資金である。立法分析者事務所(Legislative Analyst's Office)は、本項に従い実施された基金の初回充当後4年間について、行動計画の財政的影響、行動計画によりサービスの効率性および有効性がどの程度改善されたか、州助成サービスに対する需要をどの程度削減できたかを評価する。

第10項 教育法規に第42246項を以下の通り追加する。

42246. California州憲法第XI A条で承認された地域戦略行動計画への参加の対価として学校区に寄与または提供された基金は、第42238項または後継制定法に定められた、学校区の歳入制限における州の負担額の計算には含まないものとする。

第11項 政府法規に第9145項を以下の通り追加する。

9145. California州憲法第IV条の第9.5項および第12項の目的において、以下の定義が適用される。

(a) 「既存の州プログラムまたは機関の範囲拡充」には、以下は含まれない。

(1) 2008-09会計年度以降に予算の均衡化または赤字予測への対応として削減または除外された、機関またはプログラムへの助成金の回復。

(2) 生活費または仕事量の増加、州議会により承認された了解事項覚書で許可された任意の増加を含む、プログラムまたは機関の既存の法定責任に対する州の資金提供の増加。

(3) 連邦法または本項に追加される法案の発効日と同日に効力を発する法律により義務付けられているプログラムまたは機関への州の資金提供の拡大。

(4) 資金充当を規定した制定法で特定されている、州プログラムまたは機関の一次的歳出をまかなうための資金提供。

(5) 州憲法第XIII B条第6項、細目(b)の Paragraph (5) に記されている要件に対する資金提供。

(b) 「州経費」には、州一般財源債の元本または利息により発生した経費は含まれない。

(c) 「追加歳入」には、連邦法または州法により加えられた特定の変更により発生した、および歳入を徴収する州機関が定量化し、持続的に増加すると判断された州への歳入が含まれるが、これに限られるものではない。

第12項 政府法規に第11802項を以下の通り追加する。

11802. 2013年6月30日以降、州知事は州公務員およびその他の利害関係者との協議の上、California州憲法第IV条第12項の成果に基づく予算編成に関する条項の実施計画を州議会に提出する。当該計画は、2015-16会計年度およびその後の会計年度に完全に実施される。

第13項 政府法規に第13308.03項を以下の通り追加する。

13308.03. 第13308項に規定の要件に加え、財務局長は以下を行う。

(a) 毎年5月15日までに、州議会のいずれかまたは両方の院で審理中の予算案で提案として、または成立した予算案で充当として、当該会計年度およびそれ以降の会計年度の州歳入および州歳出の最新予測を州議会に提出し、州民に公開する。

(b) 州議会で二年予算または補正予算が成立する直前に、予算案に組み込む当該会計年度およびそれ以降の会計年度の総歳入および総歳出を州議会に提出する。

(c) 毎年11月30日までに、当該会計年度の実際の年初来の歳入および歳出と採択された予算で規定された歳入および歳出を比較した財務最新状況を州議会に提出する。この要件は、立法分析者事務所の「財政見通しに関する報告 (Fiscal Outlook Report)」の出版により満たすことができる。

第14項 改正

本法案の法定条項は、本法案の目的を推進する目的でのみ、州議会の両院で3分の2の議員が賛成し、州知事の署名をもって承認された法案により改正することができる。

第15項 可分性

本法の条項またはそれらの適用がある人物または状況に対し違憲または無効であると見なされる場合、その無効性が他の人物または状況に対する残りの条項または適用に影響することなく、当該範囲において本法令の条項は分離可能である。

第16項 発効日

本法令の第4項、第5項、および第6項は、2014年12月の第一月曜日に発効する。本法令に特に規定のない限り、法令の他の条項は本法令が採決された選挙の翌日に発効するものとする。

第17項 法律顧問

(a) 州民は、本法案により提案されたCalifornia州憲法第IV条第12項に対する改正案が、2014年11月4日の

州全域投票用紙に記載される、2009-10年度の通常議会で採択された議会憲法改正案No. 4 (Res. Ch. 174, Stats. 2010) (以下「ACA 4」: Assembly Constitutional Amendment No. 4) により提案されたCalifornia州憲法第IV条第12項に対する改正案と同一であると認め、宣言している。

(b) 法律顧問が選挙法規第9086項および第9091項、ならびに政府法規第88002項および第88005.5項に従いACA4の本文を草稿および校正する目的において、California州憲法第IV条第12項の既存の条項は、本法案により改正された当該項目の条項と見なされる。法律顧問はACA 4により提案されたCalifornia州憲法第IV条第12項の変更点と本法案により改正されたCalifornia州憲法第IV条第12項の条項を区別するため、適宜、ACA 4の本文を草稿、校正するものとする。州務長官は、本項に従い法律顧問が草稿および校正したACA 4の全文を、2014年11月4日の州全域選挙投票の投票パンフレットに記載する。

提案第32号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、政府法規に項を追加する。したがって、新規部分が明確となるよう、追加が提案されている条項は斜体で表記されている。

提案された法律

第1項 表題、認定、目的の宣言

A. 特別利益団体の政府に対する影響力は甚大であり、法人や組合は毎年、政治家に対して数千万ドルという献金を行っている。その結果、特別利益団体に対して多額の助成金が支給される一方で、公共の利益が軽んじられている。

B. California州政府は長年にわたり住民に負担を強いてきた。California州は何十億ドルという負債を抱えており、多くの地方政府が破産寸前にある。政治家は往々にして、住民の要求を無視し、選挙運動に貢献している法人や労働組合、政府請負業者といった一部の偏った特別利益を優先しがちである。

C. こうした特別利益団体の貢献の結果、特別税額控除や大規模な公共事業契約、民間労働組合に利益をもたらす高コストな政府プログラム、公務員組合員向けの持続不可能な年金、福利厚生、給与システムといった、公共の利益に関係しないものがCalifornia州納税者の負担で生み出されている。

D. 一部の司法管轄区では選挙資金上限を定めているが、企業や組合から政治過程に流れる資金の動きを鈍化させるには至っていない。California州の政治に流れ込む資金の多くは、労働者の給与からの自動天引きという形で収集されている。法人経営者および組合は、時には遠まわしに時にはあからさまに、法人または組合の政治的目的に給与の一部を献金するよう従業員に

圧力をかけることが多くある。その目的は資金を提供した従業員の政治的意見を考慮することなく、数千万ドルの献金を収集し、当選した公職者に対する影響力を高めることにある。

E. 前述の理由に加え、企業および労働組合からの政治献金に関連する、California州政府の汚職および汚職と思われる行為を防止するため、California州の州民はここに特別利益団体による政治献金防止法案を制定する。本法令は以下を目的としている。

1. 企業および労働組合双方からの候補者への献金を禁止する。
2. 政府請負業者からの契約を発注する政府役人への献金を禁止する。
3. 法人および労働組合が、給与控除などの本質的に強制的な方法で、政治資金を従業員および組合員から収集することを禁止する。
4. 全従業員の政治献金はその他の方法によりまったくの任意とする。

第2項 特別利益団体による政治献金防止法案

政府法規の第9編第5章に第1.5条(第85150項以下)を以下の通り追加する。

第1.5項 特別利益団体による政治献金防止法案

85150. (a) その他の法律および本編のいかなる条項にもかかわらず、法人または労働組合、公務員労働組合は、候補者または候補者が管理する委員会に対して献金を行ってはならない。また、資金が候補者または候補者が管理する委員会への献金として使用される場合には、政党委員会などのその他の委員会に対する献金も禁止される。

(b) その他の法律および本編のいかなる条項にもかかわらず、政府請負業者または政府請負業者が後援する委員会は、当選した役人が公共事業契約の付与、委託、発注に関する決定期間および契約期間中に、政府請負業者への公共事業契約の付与、委託、発注に影響を及ぼすために、自らの公的立場を利用する、利用に関与する、何らかの方法で利用しようと試みる場合、当選した役人または当選した役人が管理する委員会に対して献金を行ってはならない。

85151. (a) その他の法律および本編のいかなる条項にもかかわらず、法人または労働組合、公務員労働組合、政府請負業者、政府雇用者は、いかなる金額であれ政治的に使用する資金を従業員の賃金、収入、給与から控除してはならない。

(b) 本項は、細目(a)で禁止されている事項を除き、雇用主または労働組合、公務員労働組合が後援する委員会に対して従業員が任意の献金を行うことを禁止するものではない。ただし、当該献金は従業員の書面による同意の下に行うものとし、かかる同意の有効期間は一年以内とする。

31

32

(c) 本項は退職年金または健康保険、生命保険、死亡保険、身体傷害保険、あるいはその他の類似した福利厚生には適用されず、合衆国法典第26編第501(c)(3)項に従い組織された慈善団体の利益のために従業員が任意控除したのものには適用されない。

85152. 本条項の目的において、以下の定義が適用される。

(a) 「法人」とはCalifornia州または米国内の他州、コロンビア特別区の法律、あるいは合衆国議会の法令に従い組織されたすべての法人を意味する。

(b) 「政府請負業者」とは政府雇用者の従業員を除く人物で、当該人物と政府雇用者の間で締結される物品や不動産、サービスを政府雇用者に提供するための契約の関係者を意味する。政府請負業者には、政府雇用者との契約に関係する公務員労働組合が含まれる。

(c) 「政府雇用者」とは、郡、市、チャーター郡、チャーター市、チャーター市郡、学校区、California大学、特別地区、理事会、委員会、機関を含むがこれらに限定されず、米政府を除く、California州またはその行政的小区域を意味する。

(d) 「労働組合」とは従業員が参加し、雇用者に関する不満、労働争議、賃金、報酬率、雇用時間、労働条件に対処することを全体または部分的な目的とする、あらゆる種類の組織、または機関または従業員を代表する委員会または計画を意味する。

(e) 「政治的目的」とは、候補者の指名または選挙、あるいは法案の認定または成立に関する賛否の裁決について、投票者の行動に影響を及ぼすため、または影響を及ぼそうと試みるために行われる支払い、あるいは候補者または管理委員会、政治的目的を主として設立された、または存在する組織（州中央委員会や郡中央委員会、または会員、組織、労働組合、公務員労働組合、法人により設立された政治活動委員会を含むがこれに限定されない）を含む政党の委員会の依頼により受領または実行された支払いを意味する。

(f) 「公務員労働組合」とは労働組合に加入している従業員が政府雇用者の従業員である労働組合を意味する。

(g) 本条項で使用されるその他の用語で、1974年度政治改革法とその後の改正（第9編（第81000項以下））、または公正政治慣習委員会により制定された規制で定義されたものは、2011年1月1日時点のこれらの規定と同じ意味を持つものである。

第3項 実施

(a) 本法案の条項のいずれか、または一部、あるいはかかる条項または部分の人物、組織、状況への適用が、理由の如何にかかわらず無効または違憲であると見なされる場合、無効な条項または部分、適用がなくとも残りの条項および部分、適用は効力を保持する。

(b) 本法案は既存の契約または団体交渉協定を妨げることは意図していない。全国労働関係法により規定されている場合を除き、新規または修正後の契約または団体交渉協定が本法案に違反する場合、かかる契約

または団体交渉協定は効力を有しないものとする。

(c) 本法案は、その目的を推進するために自由に解釈されるものとする。本法令の条項を施行するために従業員または組合員により提起された訴訟においては、ここに記された条項の遵守を立証する責任は雇用者または行動組合が負う。

(d) 政府法規第81012項にかかわらず、本法案の条項を州議会が改正することはできない。本法案はその後の州民発案法案により、あるいはCalifornia州憲法第II条第10項の細目(c)に従い、改正または撤回することができる。

提案第33号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、保険法に項を追加する。したがって、新規部分が明確となるよう、追加が提案されている条項は斜体で表記されている。

提案された法律

第1項 表題

本法案は2012年自動車保険割引法と称されるものとする。

第2項 California州の州民は、ここに以下の事項を認定し、宣言するものとする。

(a) California州法では、保険コミッショナーが保険料金を規制し、自動車保険会社がドライバーに提供できる割引率を決定する。

(b) これはCalifornia州保険消費者の利益を最優先にしており、保険消費者は加入先の保険会社に関係なく、州の強制保険法に準拠し続ける限り保険料率の割引を受けることができる。

(c) 自動車保険に継続加入している消費者に対する割引は責任ある行動に対する報酬であり、割引は保険会社ではなく、消費者に対して適用されるべきである。

(d) 継続加入に対する割引は保険会社間に競争をもたらし、より多くの消費者に自動車保険の購入および維持を促す要因となる。

第3項 目的

本法案の目的は、California州の保険消費者が強制保険法に継続的に準拠している場合、保険料率の割引を受けられるようにすることである。

第4項 保険法に第1861.023項を以下の通り追加する。

1861.023. (a) 第1861.02項細目(a)のパラグラフ(4)にかかわらず、保険会社は第1861.02項に該当する保険契約に対して、継続加入を自動車保険料率の任意の算定因子として使用することができる。

(b) 本項の目的において、「継続加入」とは任意の保険会社における連続した自動車保険加入歴を意味し、これにはCalifornia州自動車アサインドリスクプランまたはCalifornia州低額自動車保険プログラムに従い提供されている保険適用範囲も含まれる。

(1) 軍隊勤務により加入者に未加入期間が生じた場合でも、継続加入と見なされるものとする。

(2) 一時解雇や一時帰休による雇用喪失により未加入期間が生じた場合、過去5年間に18か月を超えない限り、継続加入と見なされるものとする。

(3) その他の理由によって未加入期間が生じた場合、過去5年間に90日を超えない限り、継続加入と見なされるものとする。

(4) 親と同居する子供は、親の継続加入割引資格に基づき、当該割引資格を獲得できる。

(c) 継続加入の事実を証明できない消費者に対しては、加入期間に比例した割引が提供される。この際の割引は、消費者が継続加入の事実を証明できた場合に適用された割引額の割合となる。この割合は、過去5年間のうち消費者が保険に加入していた年数を反映している。

第5項 相反する選挙投票法案

本法案と継続加入に関する他の法案が、同じ州全域投票用紙に記載されている場合、その他の法案の条項は本法案に相反すると見なされる。本法案がその他の法案よりも多くの賛成票を得た場合、本法案の全条項が優先され、その他の法案の全条項は無効となる。

第6項 改正

3分の2の議員が賛成し、議会議事録に記録される指名点呼投票によって上院下院を通過する制定法によるこの目的を助長する場合以外、本法令の条項は州議会によって改正されないものとする。

第7項 可分性

本法令の条項は分離可能であり、本法令の条項または個人あるいは状況へのその適用が無効とされる場合、当該無効性は無効な条項またはその条項の適用なしに実施可能なその他の条項またはその適用に影響しないものとするが、州民の意図である。

提案第34号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、刑法規の項を改正および廃止し、政府法規に項を追加する。従って、既存の条項からの削除が提案されるものには消し線が引かれ、追加が提案されている新規の条項は、新規の部分明確になるよう斜体で表記される。

提案された法律

SAFE California法

第1項 表題

本州民発案法案は、「The Savings, Accountability, and Full Enforcement for California Act」もしくは「SAFE California法」と称され、引用されるものとする。

第2項 認定と宣言

California州の州民は、ここに以下の事項を認定し、宣言するものとする。

1. 殺人および強姦は阻止されるべきであり、これらの犯罪は法の下に裁かれ、処罰されなければならない。しかしながら、驚くべきことに、殺人事件の46%および強姦事件の56%が毎年未解決である。さらに多くの犯罪を解決し、我々の住環境からひとりでも多くの犯罪者を追放し家族を守るために、法執行にかけられる限られたられた財源・要員を活用しなければならない。

2. 警察官、保安官、地区司法長官は、現在、強姦および殺人事件の証拠を迅速に検証するために必要な資金不足の問題を抱えており、これにはDNA検査といった現代的な科学捜査の使用、殺人および性犯罪調査官の十分な人員確保にかかる費用が含まれる。法律を全面的に執行するためには、財源・要員が不可欠である。より多くの強姦および殺人事件を解決し、より多くの犯罪者を法に基づき処罰することで、我々の家族および地域の安全が確保される。

3. 多くの人が死刑は仮釈放なしの終身刑に比べてより安価であると考えているが、これは真実ではない。California州では、1978年以来、死刑に40億ドルを費やしてきた。死刑判決で検察官および判事を務めた経験を有するArthur Alarconおよび法律学教授のPaula Mitchellの研究によると、死刑判決にかかる費用は仮釈放なしの終身刑判決の20倍以上となる。死刑を仮釈放なしの終身刑に置き換えることで、California州納税者の負担を毎年1億ドル以上軽減できる。この節約分は、犯罪防止および起訴の必要経費として活用できる。

4. 多数の殺人犯および強姦犯が自由に街を徘徊し、我々の安全性を脅かす一方で、我々が支払う多額の税金が死刑囚監房に拘置されているわずか一握りの犯罪者に投じられている。こうした資金は、家族の安全を守るための犯罪防止や教育に使用されるべきである。

5. 死刑を仮釈放なしの終身刑に置き換えることで、一人も釈放せずに五年間で公費10億ドルが節約でき、この10億ドルを地域社会の安全を維持するための法執行、学校、高齢者および身体障害者向けのサービスに充当させることが可能となる。仮釈放なしの終身刑は、極悪犯罪者を永久に服役させ、費用の節約に繋がる。

6. 本国では、100名以上の罪のない人が死刑を求刑されており、実際にそのうち数名が死刑執行により命を落としている。3人の子供を放火によって殺した罪で死罪になったCameron Todd Willingham事件は、複数の専門家によって冤罪だったと結論付けられている。死刑は、無実の人を誤って死に至らしめる危険性を常に伴っている。

7. 複数の専門家が、California州でも無実の人に対して死刑を執行しているリスクが存在することを指摘し

33

34

ている。目撃者による誤った人物同一性の証言、時代遅れの科学捜査、行き過ぎた追訴が原因で無実の人が誤って有罪判決を受けている。我々は無実の人を守るためにやるべきことをやっていない。州法では、意図的に無実の人を刑務所に送ったとしても、その検察官は擁護され、納税者や被害者への説明義務もない。死刑を仮釈放なしの終身刑に置き換えると、少なくとも無実の人に対して死刑を執行するような事態を回避できる。

8. 有罪判決を受けた殺人犯は、犯した罪に対する責任を負い、被害者に損害填補の罰金を支払う必要がある。現在、これを行っているのは死刑囚監房にいる受刑者の1%未満に留まっており、被害者にはほとんど損害填補の罰金が支払われていない。殺人で有罪判決を受けた犯罪者は、セキュリティが最も厳格な刑務所において労働に従事すべきで、そこから得た資金は犯罪被害者補償基金を通じて被害者支援に使用される必要がある。これはMarsy's Lawにより保証されている被害者の権利に一致する。

9. California州の死刑は単なる空約束で、いくつもの死刑判決事例が数十年に渡り続行中である。仮釈放なしの終身刑には、悲しみにくれる関係者家族にとって迅速な解決方法であり、より確実な刑罰である。

10. 本法令を遡及適用させることで、費用がかかり非効率的な慣行を終焉させ、法執行にかかる財源・要員を殺人や強姦事件に投入して検挙率を向上させるとともに、公平かつ平等で一貫性のある量刑手続きが実現される。

第3項 目的と意図

以下を実現する法令を制定することが、California州の州民の目的であり意図するところである。

1. 我々の住環境からひとりでも多くの殺人犯および強姦犯を追放し家族を守る。

2. 五年間で公費10億ドルを節約し、この資金を地域社会における法執行、学校、高齢者および身体障害者向けのサービスに充当する。

3. 死刑を終身刑に置き換えることで節約できた資金でSAFE California基金を設立し、特に警察署や保安官事務所、地区司法局といった地域の法執行機関に資金を提供し、殺人や強姦事件の検挙率を向上させる。

4. 無実の人が冤罪によって死刑執行されるリスクを低減する。

5. 特別状況の殺人で終身刑を受け収監される犯罪者は、セキュリティが最も厳格な刑務所において労働に従事する義務を負い、そこから得た資金は犯罪被害者補償基金を通じて被害者支援に使用する。

6. 何十回も公判および延期を繰り返してきた、25年以上に渡り審議継続中の死刑案件を終焉させ、悲しみにくれる家族にとって必要な迅速な解決を促す。

7. 費用がかかり非効率的な慣行を終焉させ、その法執行にかかる財源・要員を解放し、家族の安全確保に活用する。

8. 死刑を仮釈放なしの終身刑に置き換えるという本法令を遡及適用させることで、公平かつ平等で一貫性のある量刑手続きを実現する。

第4項 刑法第190項を以下の通り改正する。

190. (a) 第一級殺人罪で有罪判決を受けた者は死

刑あるいは仮釈放なしの終身刑、25年以上の懲役または終身刑に処されるものとする。刑罰は第190.1項、190.2項、190.3項、190.4項、190.5項の規定により決定されるものとする。

細目(b)、(c)、(d)に規定されている場合を除き、第二級殺人罪で有罪判決を受けた者は、15年以上の懲役または終身刑に処されるものとする。

(b) 細目(c)に規定されている場合を除き、第二級殺人罪で有罪判決を受けたすべての者は、第830.1項の細目(a)、第830.2項の細目(a)、(b)、(c)、第830.33項の細目(a)、第830.5項に規定されている通り、被害者が保安官の地位にあり、職務執行中に殺害された、および被告が被害者が保安官であり、職務執行中であることを認識していた、もしくは認識していたと思われる合理的な理由が存在する場合、25年間の懲役または終身刑に処されるものとする。

(c) 第二級殺人罪で有罪判決を受けたすべての者は、第830.1項の細目(a)、第830.2項の細目(a)、(b)、(c)、第830.33項の細目(a)、第830.5項に規定されている通り、被害者が保安官の地位にあり、職務執行中に殺害された、および被告が被害者が保安官であり、職務執行中であることを認識していた、もしくは認識していたと思われる合理的な理由が存在する場合、および次のいずれかの事実により起訴され、それが真実であることが判明した場合、仮釈放なしの終身刑に処されるものとする。

(1) 被告に保安官を殺害する意思があった。

(2) 被告に、第12022.7項で定義されているような、深刻な肉体的損傷を保安官に負わせようとする意思があった。

(3) 被告は罪を犯す際に、第12022項の細目(b)に違反する、危険もしくは致死能力のある武器を使用した。

(4) 被告は罪を犯す際に、第12022.5項に違反する銃器を使用した。

(d) 第二級殺人罪で有罪判決を受けたすべての者は、車両から意図的に車両外にいる人物に深刻な身体的損傷を負わせようとする意思を持って銃器を発砲して殺人を犯した場合、20年の懲役または終身刑に処されるものとする。

(e) 第3部の第1編第7章第2.5条(第2930項以下)は、本項に従い下された判決の最短期間の処罰を軽減するためには適用されない。本項の規定に従い判決を受けた者は、本項で規定した最短の監禁期間を経過する以前に仮釈放されるものではない。

(f) 殺人罪で有罪となり本項に従い下された判決を受けた者は、第2700項に準じて矯正更正局

(Department of Corrections and Rehabilitation)の規則および規制に従い、服役中、セキュリティが最も厳格な刑務所において毎日多くの時間を忠実な労働者として就労する義務を負うものとする。受刑者が損害填補の罰金支払いもしくは損害填補命令を受けている場合、第2085.5項および第2717.8項に準じて、矯正更正局は受刑者の賃金および信託勘定残高からその分を差し引き、矯正更正局の規則および規定に従いCalifornia州犯罪被害者補償基金(California Victim Compensation)および政府請求役員会(Government

Claims Board) に送金するものとする。

第5項 刑法第190.1項を以下の通り廃止する。

190.1. 本章に従い適用された死刑判決の案件は、以下の様に個別の段階により裁かれるものとする。

(a) 被告が有罪であるか否かが最初に判断される。事実認定者が被告を第一級殺人罪で有罪だと認めた場合、同時に第190.2項で列举された問責事項すべての特別状況の真実を判断する。但し、被告が第一級もしくは第二級殺人罪の過去の訴訟手続きで有罪判決を受けていたとされる、第190.2項の細目(a)のパラグラフ(2)に従い起訴された特別状況を除く。

(b) 被告が第一級殺人罪で有罪が確定しており、特別状況のひとつが被告が第一級もしくは第二級殺人罪の過去の訴訟手続きで有罪判決を受けていたとされる第190.2項の細目(a)、パラグラフ(2)に従い起訴されている場合、当該特別状況の真実性を問うさらなる審議が行われるものとする。

(c) 被告は第一級殺人罪での有罪が確定しており、第190.2項で列举されているひとつもしくは複数の特別状況が訴訟され、真実であることが判明している場合、第1026項に基づく精神異常を理由とした無罪主張が正当であるかは、第190.4項の規定により判断されるものとする。被告が正常であると判明した場合、適用される処罰に関するさらなる審議が行われるものとする。当該審議は、第190.3項および第190.4項の条項に従い実施されるものとする。

第6項 刑法第190.2項を以下の通り改正する。

190.2. (a) 第一級殺人罪で有罪判決を受けた被告の処罰は、第190.4項における以下のひとつもしくは複数の特別状況が真実であることが判明した場合、死刑もしくは仮釈放なしの終身刑とする。

(1) 殺人が意図的かつ金銭上の利益を目的に行われた。

(2) 被告に第一級もしくは第二級殺人罪で有罪判決を受けた前科がある。本パラグラフにより、別の司法管轄区で引き起こされた犯罪であっても、California州における第一級もしくは第二級殺人罪に値する犯罪である場合は、これらは第一級もしくは第二級殺人罪と見なされる。

(3) 被告が本審議中に、第一級もしくは第二級殺人罪で複数回に渡り有罪判決を受けている。

(4) 殺人が、地域や住居、建物、構造物の人目につかないところなどに置かれた、もしくは隠された破壊装置や爆弾、仕掛けられた爆発物によって行われ、被告は自身の行為により、ひとりもしくは複数の人間を高い死亡リスクにさらすことを認識していた、もしくは認識していたと思われる合理的な理由が存在する。

(5) 殺人が、合法的な逮捕を回避するもしくは阻むために、あるいは合法的な拘置からの完全に逃走するもしくはこれを試みる目的で行われた。

(6) 殺人が、被告が郵送もしくは配達した、あるいは郵送や配達を試みた、もしくは郵送や配達をさせた破壊装置や爆弾、仕掛けられた爆発物によって行われ、被告は自身の行為により、ひとりもしくは複数の人間を

高い死亡リスクにさらすことを認識していた、もしくは認識していたと思われる合理的な理由が存在する。

(7) 被害者が、第830.1項、第830.2項、第830.3項、第830.31項、第830.32項、第830.33項、第830.34項、第830.35項、第830.36項、第830.37項、第830.4項、第830.5項、第830.6項、第830.10項、第830.11項、第830.12項で定義されている職務遂行中の保安官であり、意図的に殺害され、被告が被害者が保安官であり職務執行中であることを認識していた、もしくは認識していたと思われる合理的な理由が存在する。もしくは被害者が上記列举の各項で定義された保安官もしくは項のいずれかに該当する元保安官であり、職務遂行中に報復を目的に意図的に殺害された。

(8) 被害者が職務執行中の州連邦警察の職員もしくは調査官で、意図的に殺害され、被告は被害者が職務執行中の州連邦警察の職員もしくは調査官であることを認識していた、あるいは認識していたと思われる合理的な理由が存在する。もしくは被害者が職務執行中の州連邦警察の職員あるいは調査官で、報復を目的に意図的に殺害された。

(9) 被害者が第245.1項で定義されている消防士であり、職務遂行中に意図的に殺害され、被告は被害者が消防士であることを認識していた、もしくは認識していたと思われる合理的な理由が存在する。

(10) 被害者が刑事事件の証人であり、刑事訴訟や少年審判における被害者の証言を妨害する目的で意図的に殺害され、その殺人が被害者が証人となった事件の際に犯された、もしくは犯されようとしたものではない。あるいは被害者が刑事事件の証人であり、刑事訴訟や少年審判における被害者の証言に対する報復として意図的に殺害された。本パラグラフで使用される「少年審判」は、福祉施設法(Welfare and Institutions Code)の第602項もしくは第707項に従う審判を指す。

(11) 被害者が本州もしくは他州の地方や州、連邦の検察官あるいは副検察官、元検察官、元副検察官であり、殺人が意図的に報復を目的として、あるいは被害者の公務を妨害する目的で行われた。

(12) 被害者が本州もしくは他州の地方や州、連邦制度の記録裁判所の判事もしくは元判事で、殺人が意図的に報復を目的として、あるいは被害者の公務を妨害する目的で行われた。

(13) 被害者が連邦政府や本州、他州の地方自治体や州政府の選出役人や指名役人、元役人であり、殺人が意図的に報復を目的として、あるいは被害者の公務を妨害する目的で行われた。

(14) 殺人が特に凶悪、残忍、残虐、桁外れに卑劣に行われた。本項で使用される「特に凶悪、残忍、残虐、桁外れに卑劣」という言葉は、被害者に不必要な酷い苦痛を与える非良心的あるいは無慈悲な犯罪を意味する。

(15) 被告が意図的に被害者を待ち伏せて殺害した。

(16) 被害者がその人種、肌の色、宗教、国籍、出身国が原因で意図的に殺害された。

(17) 殺人が、被告が関与もしくは共犯として、次の重罪を犯した、犯そうと試みた、犯行後の逃走時、逃走を試みている最中に行われた。

(A) 第211項もしくは第212.5項に違反する強盗。

(B) 第207項もしくは第209項、第209.5項に違反する誘拐。

(C) 第261項に違反する強姦。

(D) 第286項に違反する反自然的性交。

(E) 第288項に違反する14歳未満の子供に対するわいせつもしくはみだらな行為。

(F) 第288a項に違反する口性交。

(G) 第460項に違反する第一級もしくは第二級住居侵入窃盗。

(H) 第451項の細目(b)に違反する放火。

(I) 第219項に違反する列車転覆。

(J) 第203項に違反する傷害。

(K) 第289項に違反する器具を使った強姦。

(L) 第215項に違反するカージャック。

(M) サブパラグラフ(B)の誘拐もしくはサブパラグラフ(H)の放火の特別状況の立証にあたり、重罪の要素を証明するために唯一必要とされるのは、殺人の意図が存在していたか否かである。その証明ができれば、誘拐や放火の重罪が殺人を主なあるいは唯一の目的として行われたものであっても、誘拐・放火および殺人という2つの特別状況において起訴される。

(18) 殺人が意図的で、拷問の苦痛を伴うものであった。

(19) 被告は意図的に被害者を毒物投与によって殺害した。

(20) 被害者が本州もしくは他州の地方や州、連邦制度の記録裁判所の陪審員で、殺人が意図的に報復を目的として、あるいは被害者の公務を妨害する目的で行われた。

(21) 殺人が意図的に、車両から意図的に別の人物や車両外にいる人物を殺害する意思を持って銃器を発砲して行われた。本パラグラフの「車両」は、交通法

(Vehicle Code) 第415項で定義されたすべての車両を意味する。

(22) 被告は第186.22項の細目(f)で定義された違法なストリートギャング行為に加担中、意図的に被害者を殺害し、殺人は違法なストリートギャング行為の延長として行われた。

(b) ここに列挙された特別状況に細目(a)で特に要求される殺害の意図がある場合を除き、第190.4項における特別状況が真実であることが判明した直接的な殺人犯は、犯罪実行時における殺害の意図を有しているか否かに関係なく、死刑もしくは仮釈放なしの終身刑とする。

(c) 実際に殺人を犯してはいないが、第一級殺人罪を犯した関係者を殺害の意図を持って、補助、教唆、助言、命令、誘導、懇願、要求、援助したすべての人物は、第190.4項における細目(a)に列挙されたひとつもしくは複数の特別状況が真実であることが判明した場合、死刑もしくは州刑務所における仮釈放なしの終身刑とする。

(d) 細目(c)にかかわらず、実際に殺人を犯してはいないが人命に対する未必の無関心な態度を持って、主要な参加者として細目(a)のパラグラフ(17)に列挙されている重罪を犯すために、補助、教唆、助言、命令、誘導、懇願、要求、援助を行い、ひとりあるいは複数の人物を死に至らしめ、第一級殺人罪として有罪であると判断されたすべての人物は、第190.4項における細目(a)のパ

ラグラフ(17)に列挙された特別状況が真実であることが判明した場合、死刑もしくは州刑務所における仮釈放なしの終身刑とする。

刑罰は本項および第190.1項、第190.3項、第190.4項、第190.5項の規定により決定されるものとする。

第7項 刑法第190.3項を以下の通り廃止する。

190.3. 被告が第一級殺人罪で有罪判決を受け、特別状況が起訴されそれが事実であることが判明した場合、もしくは被告が軍人及び退役軍人法規 (Military and Veterans Code) 第1672項の細目(a)、あるいは本法令の第37項、第128項、第219項、第4500項に違反する有罪であることが判明し、死刑判決を受ける可能性ある場合、事実認定者が処罰が死刑もしくは州刑務所における仮釈放なしの終身刑のいずれかを判断するものとする。刑罰に関する審議の際、刑罰の加重や軽減、長さに関連する事象に関する証拠は、検察および被告の両方から提示される可能性がある。これには、現在の犯罪の性質と状況、重罪の前科もしくは前科が暴力犯罪に関連していたか否か、同被告による他の犯罪行為の有無、およびそれらに武力行使や暴力行為、あるいはその試みが含まれていたか、また武力行使や暴力行為的な表現や暗黙の脅しが含まれていたか、被告の人格や背景、歴史、精神状態、健康状態が含まれるがこれらに限定されるものではない。

しかし、被告によるその他の犯罪行為に、武力行使や暴力行為、あるいはその試みが含まれていなかった、また武力行使や暴力行為的な表現や暗黙の脅しが含まれていなかった場合、それらの証拠は認められない。本項でいう犯罪行為は、必ずしも有罪判決が伴うものではない。

しかしいかなる場合においても、被告が起訴され無罪となった前の犯罪行為の証拠は採用されない。本証拠の使用にかかる制限は、本項に従う審議にのみ適用されることを意図しており、当該証拠が他の審議に使用されることを許可する制定法や判例法に影響を与えることは意図していない。

被告が死刑判決を受ける可能性のある犯罪や特別状況を証明する証拠を除き、法廷で採用される証拠の通知が審理の前に裁判所が決定したしかるべき期間内に被告に提示されない限り、罪を加重するために検察側から提示される証拠はない。当該通知なしに、被告側から罪の軽減を求めて反論として証拠が提出される可能性はある。

事実認定者は、将来的に州刑務所における仮釈放なしの終身刑は、刑罰が科せられた後にCalifornia州政府により仮釈放も含め減刑もしくは変更される可能性があることを告知される。

刑罰の決定において事実認定者は、適切であれば次の要因を考慮に入れるものとする。

(a) 第190.1項に準じて真実であることが判明した、被告が犯した現在審理中の犯罪の状況および確認された特別状況の存在。

(b) 被告による、武力行使や暴力行為、あるいはその試みが含まれていなかった、また武力行使や暴力行為的な表現や暗黙の脅しが含まれていなかった犯罪行為の有無。

- (c) 重罪の前科の有無。
- (d) 犯罪を犯した時点で被告が極度の精神障害もしくは情緒不安定な状態にあったか否か。
- (e) 被害者が被告の殺人計画に参加していたか否か、もしくは殺人行為に同意していたか否か。
- (f) 被告が犯罪を犯した状況に、行為の倫理的正当性や情状酌量の余地があると思われるしかるべき理由があったか否か。
- (g) 被告の行為が極度の脅迫もしくは別の人物による実質的な支配によるものだったか否か。
- (h) 犯罪発生時に、被告に自らの犯罪行為を理解する能力があったか否か、また法を犯さないという正常な判断能力の低下させるような精神疾病や障害、薬物等の中毒の影響があったかどうか。
- (i) 犯罪発生時の被告の年齢。
- (j) 被告は犯罪の共犯であり、犯罪への加担度合いは比較的些細なものであったかどうか。
- (k) 犯罪を犯す正当な理由はないものの、罪の軽重を判断する他の状況。

事実認定者はすべての証拠を聴取および受理し、弁護人による弁論を検討した後で、本項で言及されている罪を加重もしくは軽減させるような状況を考慮および参照するものとし、また事実認定者がそうした加重状況が軽減状況をしのぐと判断した場合は死刑を科すものとする。事実認定者が軽減状況が加重状況をしのぐと判断した場合、事実認定者は州刑務所における仮釈放なしの終身刑を科すものとする。

第8項 刑法第190.4項を以下の通り改正する。

190.4. (a) 第190.2項に列挙されている特別状況が事実であり、事実認定者が被告が第一級殺人罪で有罪だと判断した場合、事実認定者は主張されるそれぞれの特別状況の真実性について特別な事実認定を行うものとする。すべてのもしくは特別状況すべての事実認定は、法廷に提示された証拠あるいは第190.1項の細目(b)に準じた審理に基づき事実認定者が行うものとする。

特別状況が真実であるか否かを疑う合理的な理由がある場合、被告は事実は真実ではないと述べる権利を有する。事実認定者は、起訴されているそれぞれの特別状況が真実であるか否かの特別な事実認定を行うものとする。犯行もしくは犯行未遂の証拠を必要とする特別状況の場合、当該犯罪は審理に適用される一般法および有罪判決に従い起訴および立証されるものとする。

被告が陪審員なしで開廷された法廷にて判決を受けた場合、刑罰を決定する事実認定者は陪審員とし、陪審員が被告もしくは検察側により放棄されている場合は、事実認定者は法廷となる。被告が有罪の申立てにより有罪判決を受けた場合、陪審員が被告もしくは検察側により放棄されている場合を除き、事実認定者は陪審員となる。

事実認定者が起訴されている第190.2項で列挙されているひとつあるいは複数の特別状況が事実であることを確認した場合、個別の刑罰審理が行われ、被告は州刑務所における仮釈放なしの終身刑を科せられるものとし、起訴されている残りの特別状況が事実ではなく、

事実認定者が陪審員でない場合、陪審員に起訴されている残りの特別状況の真実性に関しそれが事実であるか否かについて合意する能力はなく、個別の刑罰審理は開催されないものとする。

被告が陪審員によって有罪判決を受けた場合、陪審員が起訴されたひとつあるいは複数の特別状況が事実であるが満場一致の評決を出せない、および起訴されたすべての特別状況が事実ではなく満場一致の評決を出せない場合、法廷が現行の陪審員を解散し、新たに選出した陪審員に問題を審理させる命令を出すものとするが、有罪か無罪であるかは当該陪審員により審議されるものではなく、また当該陪審員が前任の陪審員が事実でないために満場一致の評決に至った特別状況の真実性を再度審議することもない。新たに任命された陪審員が、審理中のひとつあるいは複数の真実である特別状況に関して満場一致の評決に至ることができない場合、法廷は陪審員を解散し、法廷の裁量において新たな陪審員を選定し、前任の陪審員が満場一致の評決に至らなかった問題の審理を命令するか、州刑務所における懲役25年の刑を科す。

(b) 被告が陪審員なしで開廷された法廷にて判決を受けた場合、刑罰を決定する事実認定者は陪審員とし、陪審員が被告もしくは検察側により放棄されている場合は、事実認定者は法廷となる。被告が有罪の申立てにより有罪判決を受けた場合、陪審員が被告もしくは検察側により放棄されている場合を除き、事実認定者は陪審員となる。

事実認定者が陪審員であり、刑罰に関して満場一致の評決に至らない場合、法廷は陪審員を解散し、新たに陪審員を任命してどのような刑罰を与えるかについて審理する命令を出すものとする。新たに任命された陪審員が、与える刑罰について満場一致の評決に至ることができない場合、法廷の裁量において新たな陪審員を選定するか、州刑務所における仮釈放なしの終身刑を科す。

(c) (b) 犯罪を犯した被告に州刑務所における仮釈放なしの終身刑死刑判決を下した事実認定者が陪審員であった場合、法廷に同陪審員を罷免し、新しい陪審員を選出する正当な理由が提示されない限り、同陪審員は第1026項に準じた精神異常を理由とする無罪の申立てならびに申し立てられた特別状況の真実性を考慮するものとする。法廷は、公表を前提とした正当な理由の事実を裏付ける事実を述べ、議事録に記録するものとする。

(d) 被告が死刑判決を受ける可能性がある場合、審理の前の段階で提出された第1026項に準じた精神異常を理由とする無罪の申立ての審理も含む証拠は、前の倫理段階における事実認定者が後続段階の事実認定者と同一であれば、継続審理のすべての段階においても考慮されるものとする。

(e) 事実認定者が死刑であるとの評決を出す、もしくは死刑を科すことを認定したすべての事例において、被告は第11項の細目7に準じて、当該判決や認定を修正する申立てを行う権限を有するものとする。申立ての決定において、判事は証拠を再検証、検討、考慮し、ならびに第190.3項において罪を加重もしくは軽減させるような状況を参照するものとし、加重状況が軽減状況を上回るのという陪審員の認定や評決が法や提出された

証拠に反していないかを判断するものとする。判事は、自身の認定の理由を記録する。

判事は、申立ておよび評決に対する自身の判決を明確に示し、それらは法廷書記官による議事録に記載される。第1181項の細目(7)に準じた死刑判決の変更の拒否は、第1239項の細目(b)により自動的に上訴として検討されるものとする。申立ての承諾はパラグラフ(6)により、検察側で検討される。

第9項 政府法規の第1編第7節に第33章(第7599項以下)を以下の通り追加する。

第33章 未解決の強姦および殺人事件調査のためのSAFE CALIFORNIA基金

第1条 SAFE California基金の設置

7599. 「SAFE California基金」として知られる特別基金を州財務省の管理下に設置し、継続的に目的遂行に充てる

第2条 基金の充当および配分

7599.1. 基金充当

2013年1月1日、1000万ドル(\$10,000,000)を一般財源から2012~13会計年度のSAFE California基金に移行し、継続的に本章に追加された目的遂行のために充てるものとする。2013~14会計年度および2014~15会計年度、2015~16会計年度の毎年7月1日に、追加で3000万ドル(\$30,000,000)を一般財源からSAFE California基金に移行するものとし、継続的に本章に追加された目的遂行のために充てるものとする。SAFE California基金に移行された資金は、本章に追加された目的のみ使用され、州議会によりその他の目的のために充当されたり、移行されないものとする。SAFE California基金の資金は、会計年度を問わず使用することができる。

7599.2. SAFE California基金からの資金配分

(a) 司法長官の指示に従い、殺人および強姦事件の検挙率向上のため、監査官はSAFE California基金の資金を警察署や保安官事務所、地区司法局に配分する。資金を受け取る対象となるプロジェクトおよび活動には、強姦事件で採取された物的証拠の迅速な分析処理、DNA分析や照合を含む科学捜査処理能力の向上、殺人および性犯罪調査員や検察官の増員、目撃者の保護が含まれるがこれらに限定されるものではない。SAFE California基金からの資金は、司法長官が決定した公正かつ公平な配分式により警察署や保安官事務所、地区司法局に配分されるものとする。

(b) 資金の充当や配分にかかる費用は、SAFE California基金から差し引かれる。司法長官および監査官は、充当や配分にかかる費用をゼロにするもしくはゼロに近づけ、基金が殺人および強姦事件の検挙率向上のためのプログラムや活動に最大限振り分けられるようあらゆる努力をするものとする。

第10項 法令の遡及適用

(a) 第3項に記載された本法令の目的を達成し、公平かつ平等で一貫した量刑手続きを実現させるために、本法令は遡及的に適用されるものとする。

(b) 本法令が発効する以前に死刑を宣告された被告もしくは受刑者の事例においては、本法令の条項のもと、刑罰は州刑務所における仮釈放なしの終身刑に自動的に変更されるものとする。California州は、本法令の発効にともないすべての死刑執行を取りやめる。

(c) 本法令の発効日以降、最高裁判所はすべての死刑判決の上訴および保留中の人身保護請願を最高裁判所から地方の控訴裁判所や上位裁判所に最高裁判所の裁量において移行させることができる。

第11項 発効日

本法令は、California州憲法第II条第10項細目(a)に準じた選挙投票日の翌日から効力を発するものとする。

第12項 可分性

本法令の条項は分離可能である。本法令もしくはその適用が無効と見なされる場合、これには第10項が含まれるがこれに限定されるものではない、その無効性は無効な条項または適用がなくとも効力を持つ他の条項および適用に影響しないものとする。

提案第35号

本州民提案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいてCalifornia州の州民に提出される。

本州民提案法案は、証拠法に項を追加し、刑法規の章見出しと項を改正および追加する。従って、既存の条項からの削除が提案されるものには消し線が引かれ、追加が提案されている新規の条項は、新規の部分が明確になるよう斜体で表記される。

提案された法律

CALIFORNIA州性的搾取防止法(「CASE法」)

第1項 表題

本法案は「California州性的搾取防止法(「Case法」)と称され、引用されるものとする。

第2項 認定と宣言

California州の州民は、ここに以下の事項を認定し、宣言するものとする。

1. 州民すべて、特に子供をあらゆる形態の性的搾取から保護することは最重要事項である。

2. 人身売買は人間の尊厳に反する犯罪であり、重大な人権および公民権の侵害である。人身売買は現代の奴隷制度であり、他者の脆弱性搾取の現れである。

3. 米国司法省の調査によると、300,000人を上回るアメリカ人の子供が商業的な性的搾取のリスクにさらされている。その大半は12~14歳で性産業に従事させられており、中には4歳児が売買されている事例もある。未成年者は合法的に性的活動に同意する能力がな

34

35

いたため、暴力行為のあるなしにかかわらず、そうした未成年者が人身売買の被害者となる。

4. インターネットの普及はCalifornia州に大いなるメリットを提供しているが、一方では人身売買者や性犯罪者がこの技術を悪用し、州に居住する社会的弱者である未成年をたくみに誘いこんだり、餌食にする方法として活用している。

5. 人身売買者や性的搾取を目的にネットを悪用して女性や子供を探す性犯罪者による脅威に対抗するために、さらに厳格な法律を必要としている。

6. 性犯罪者による人身売買や性的搾取を目的としたインターネットの利用を防止するために、性犯罪者の登録要件を強化する必要がある。

第3項 目的と意図

以下を実現するCASE法を制定することが、California州の州民の目的であり意図するところである。

1. 人身売買犯罪に対抗し、人身売買犯罪を働きかけたり従事する人物を公正かつ効果的に罰する。

2. 犯罪者のみならず売買された個人の被害者を特定し、その権利を保護する。

3. 性犯罪者の登録要件の強化、ネットを使用する性犯罪者および人身売買者の追跡および防止のための法的処置の許可を含む、性的搾取に関する法律を強化する。

第4項 証拠法に第1161項を以下の通り追加する。

1161. (a) 刑法第236.1項が定義する商業的な性的行為に従事した結果として人身売買の被害者となった場合の証拠は、そうした行為に関連する被害者の行動における法的責任を証明するためには使用できない。

(b) 刑法第236.1項が定義する人身売買の被害者としての性遍歴もしくは商業的な性的行為の履歴の証拠は、いかなる民事もしくは刑事訴訟においても、信頼性の攻撃や被害者の人格を弾劾するための証拠としては認められない。

第5項 刑法第1部第8編第8章(第236項以下)の見出しを以下のように改正する。

第8章 不法監禁および人身売買

第6項 刑法第236.1項を以下の通り改正する。

236.1. (a) 他者の個人的自由を剥奪もしくは侵害する者で意図的に第266項、第266h項、第266i項、第267項、第311.4項、第518項に対する重大な違反を犯すあるいは継続的に違反する、もしくは強制的な労働やサービスに従事させるすべての者は、人身売買の罪で有罪であり州刑務所における5年、8年、あるいは12年の懲役および50万ドル以下の(\$500,000)罰金が科される。

(b) 細目(c)で規定されている場合を除き、本項に対する違反は州刑務所における3年、4年、5年の懲役が科せられる。

(c) 本項への違反において、人身売買の被害者の犯罪当時の年齢が18歳未満であった場合は、州刑務所における4年、6年、8年の懲役が科せられる。

(d) (1) 本項の目的において、他者の個人的自由の違法な剥脱や侵害には、詐欺や偽り、強制、暴力、脅迫、強迫、被害者もしくは他者を不法に損傷させるといった脅し、そしてそうした脅しを受けたもしくはそれを懸念する人物が、それが実行される可能性があると信じる相当な理由がある状況下において、他者の自由を相当かつ持続的に制限する行為が含まれる。

(2) 脅迫には、被害者の実際のもしくは所持していたとされるパスポートや移民関連文書の意図的な破壊や隠匿、削除、没収、保有が含まれる。

(e) 本項の目的において、「強制的な労働とサービス」とは、無理強い、詐欺、強制によって、あるいはその人物の意思をはるかに超えた威圧的な行為により、その人物に実施もしくは提供させる、あるいは保持もしくは維持させる労働やサービスを意味する。

(b) 他者の個人的自由を剥奪もしくは侵害する者で、意図的に第266項、第266h項、第266i項、第266j項、第267項、第311.1項、第311.2項、第311.3項、第311.4項、第311.5項、第311.6項、第518項に違反するものは、人身売買の罪で有罪であり、州刑務所における8年、14年、20年の懲役および50万ドル以下の(\$500,000)罰金が科される。

(c) 犯罪発生時に、未成年者であった人物に対し商業的な性的行為をするよう強制、勧誘、説得、あるいは強制、勧誘、説得未遂を犯し、意図的に第266項、第266h項、第266i項、第266j項、第267項、第311.1項、第311.2項、第311.3項、第311.4項、第311.5項、第311.6項、第518項違反を犯すあるいは継続的に違反するものは、人身売買の罪で有罪である。本細目に違反するものは、州刑務所における以下の懲役に科せられる。

(1) 5年、8年、12年の懲役および50万ドル以下の(\$500,000)罰金。

(2) 無理強いや恐怖、詐欺、偽り、強制、暴力、脅迫、強迫、被害者もしくは他者を不法に損傷させるといった脅しが含まれている場合は15年の懲役および懲役および50万ドル以下の(\$500,000)罰金。

(d) 未成年者が商業的な性的行為をするよう強制、勧誘、説得されていたか否かを判断する上で、被害者の年齢や被害者と人身売買者や人身売買者の代理人との関係、被害者のハンディキャップや身体障害の有無を含む、全体的な状況を考慮するものとする。

(e) 犯罪発生時に未成年であった人身売買被害者による同意は、本項における刑事訴追の抗弁とは認められない。

(f) 犯罪発生時に未成年であった人身売買被害者の年齢の事実誤認は、本項における刑事訴追の抗弁とは認められない。

(f) (g) 州議会は、本項の人身売買の定義が合衆国法典第22編第7102(8)項で規定された最も重い人身売買の罪の定義と同等であることを認定する。

(g) (l) 細目(c)の処罰に加え、商業的な性行為が含まれる人身売買の罪を犯し、その犯罪発生時の人身売買被害者の年齢が18歳未満であった場合、10万ドル以下(\$100,000)の罰金が科される。

(2) 本細目で使用する「商業的な性行為」とは、金銭的に価値のあるものの授受が関連するすべての性的行為を意味する。

(h) 本項に準じて科せられたもしくは徴収されたすべての罰金は、被害者・証人援助基金 (Victim-Witness-Assistance Fund) に預け入れられ、人身売買被害者のためのサービスの基金として充当される。本項に準じて徴収および預け入れられた罰金の少なくとも50%は、人身売買被害者のケアを行う地域的組織に助成金として交付されるものとする。

(h) 本章の目的において、以下の定義が適用される。

(1) 「強制」には、ある行為を怠る結果として誰かに深刻な害や身体的拘束を与えると信じ込ませる目的を持つ意図的な陰謀や計画、パターン、法的手続きの悪用もしくは悪用の脅迫、借金による束縛、その人物の判断力を意図的に弱めるような規制薬物の提供や保持誘導が含まれる。

(2) 「商業的な性行為」とは、金銭的に価値のあるものの授受が関連するすべての性的行為を意味する。

(3) 「他者の個人的自由の違法な剥脱や侵害」には、無理強いや恐怖、詐欺、偽り、強制、暴力、脅迫、強迫、被害者もしくは他者を不法に損傷させるといった脅し、そしてそうした脅しを受けたもしくはそれを懸念する人物が、それが実行される可能性があると信じる相当な理由がある状況下において、他者の自由を相当かつ持続的に制限する行為が含まれる。

(4) 「脅迫」には、一般人にある行為への加担もしくは実施を黙諾させるために、不履行の場合には強制、暴力、脅威、困窮、報復が生じるという直接的もしくは暗示的な脅し、被害者の実際のもしくは所持していたとされるパスポートや移民関連文書の破壊や隠匿、削除、没収、保有をするという直接的もしくは暗示的な脅し、被害者の実際のもしくは所持していたとされるパスポートや移民関連文書の意図的な破壊や隠匿、削除、没収、保有が含まれる。

(5) 「強制的な労働とサービス」とは、無理強い、詐欺、脅迫、強制によって、あるいはその人物の意思をはるかに超えた威圧的な行為により、その人物に実施もしくは提供させる、あるいは保持もしくは維持させる労働やサービスを意味する。

(6) 「深刻な身体的損傷」とは、著しいあるいは相当な肉体的損傷を意味する。

(7) 「未成年者」とは18歳未満の人物を意味する。

(8) 「深刻な害」には、同じ背景を有する一般人を不履行により害が生じると脅迫し、労働やサービス、商業的な性行為の実施もしくは継続的な実施を強制する、

あらゆる状況下における身体的・非身体的を問わず著しく深刻な精神的、金銭的、評判を傷つけるような害を含む、すべての被害・損害が含まれる。

(i) 被害者の年齢や被害者と人身売買者や人身売買者の代理人との関係、被害者のハンディキャップや身体障害の有無を含む、全体的な状況は、本項が規定する「個人的自由の違法な剥脱や侵害」、「脅迫」、「強制」の存在を判断する上で考慮される要因とする。

第7項 刑法第236.2項を以下の通り改正する。

236.2. 法執行機関は人身売買のすべての被害者の身元を明らかにするために、その人物の市民権にかかわらず、相当な注意を払うものとする。保安官が個人的自由を剥奪された人物、商業的な性行為に従事させられている未成年、第647項細目(a)もしくは(b)の違反が疑われる者、もしくは家庭内暴力や強姦性的暴力の被害者と接触する場合、保安官は人身売買の存在を示す次の要因の有無を考慮する。

(a) トラウマや疲労、損傷、ケア不足を示すその他の兆候。

(b) 殻に閉じこもったり、話すことを恐れている素振り、あるいはコミュニケーションが誰かに監視されている。

(c) 行動の自由がない。

(d) 一箇所で生活および仕事をしている。

(e) 雇用主に借金がある。

(f) その人物への接触を管理するためのセキュリティ対策が講じられている。

(g) 政府発行のIDや移民関連の文書を自分で管理していない。

第8項 刑法に第236.4項を以下の通り追加する。

236.4. (a) 第236.1項違反を犯した者に対し、裁判所は他の懲罰、罰金、賠償金に加え、被告に100万ドル以下(\$1,000,000)の追加罰金の支払いを命ずることができる。罰金額を設定する場合、裁判所は罪の深刻度と重要さ、犯罪を犯した状況および期間、犯罪の結果として被告が得た経済的利益の額、犯罪の結果として被害者がどれくらいの損失を被ったかについて、あらゆる関連事項を考慮するものとするが、これらに限定されるものではない。

(b) 第236.1項に違反する犯罪もしくは犯罪未遂において被告に重大な身体的損傷を負わせた者は、さらなる懲罰として州刑務所における5年、7年、10年の継続的な期間における懲役が科せられる。

(c) 以前、第236.1項で特定されている犯罪を犯したものは、個別に訴訟を起こされ審議されたそれぞれの追加罪状に対しさらに州刑務所における5年の懲役が科せられる。

(d) 第236.1項に準じて科せられたもしくは徴収され

たすべての罰金は、被害者・証人援助基金 (Victim-Witness Assistance Fund) に預け入れられ、California 緊急事態管理庁 (Cal EMA: California Emergency Management Agency) が管理し、人身売買被害者のためのサービスの基金として充当されるものとする。徴収および預け入れられた罰金の70%は人身売買被害者のシェルターやカウンセリング、その他直接的なサービスを提供する公的機関や非営利法人に交付される。徴収および預け入れられた罰金の残りの30%は、人身売買の防止、証人の保護、救済措置の目的で法執行機関や起訴された管轄区域の法務当局に交付される。

第9項 刑法第290項を以下の通り改正する。

290. (a) 第290項から第290.023項 第290.024項は、包括的に性犯罪者登録法と称され、引用されるものとする。本項における「本法令」とは、この性犯罪者登録法を指す。

(b) 細目(c)が規定するすべての者は、今後California州に居住している間もしくはCalifornia州で就学あるいは就労する間、第290.002項および第290.01項の規定に従い、居住区域の市警察署長、あるいは警察署のない地方自治体や市以外の地域に居住している場合は郡の保安官事務所への登録を義務付けるものとし、さらにCalifornia大学、California州立大学、コミュニティカレッジのキャンパスやその施設に居住、入学、勤務する者は、転入後もしくは市、郡、市郡、キャンパスの一時的な居住場所からの移転後5日以内に、本法令に従い大学警察署への登録を義務付けるものとする。

(c) 次の者は登録を必要とする。

1944年7月1日以降に以下の犯罪を犯し、本州の裁判所もしくは連邦裁判所や軍事裁判所において有罪判決を受けている、あるいはその後受けた者。第187項違反、もしくは第286項、第288項、第288a項、第289項、第207項、第209項の規定違反に当たる犯行、犯行未遂、強姦、その他の行為、あるいは第261項および第286項、第288項、第288a項、第289項、第220項への違反を意図した行為、ただし州刑務所における懲役判決を受けた者に対する無理強いや暴力の使用を含む第236.1項細目(b)および(c)、第243.4項、第261項細目(a)の paragraph (1)、(2)、(3)、(4)、(6)、第262項細目(a)の paragraph (1)の傷害を与えるという脅しを除く。第264.1項、第266項、第266c項、第266h項細目(b)、第266i項細目(b)、第266j項、第267項、第269項、第285項、第286項、第288項、第288a項、第288.3項、第288.4項、第288.5項、第288.7項、第289項、第311.1項、第311.2項細目(b)、(c)、(d)、第311.3項、第311.4項、第311.10項、第311.11項、第647.6項、元第647a項、第653f項細目(c)、第314項細目1、2への違反、および第272項規定のわいせつもしくはみだらな行為を含む犯罪、第288.2項、上述犯罪のいずれかの要素を含む以前の規則に違反する重罪を犯した者。上記日付以降に上述のいずれかを犯したあるいは未遂の者。

第10項 刑法第290.012項を以下の通り改正する。

290.012. (a) 第290項細目(b)が規定する要素の登録内容を更新するために、登録者は登録もしくは住所変更を行った後、毎年、最初の生年月日から5営業日以内に、登録情報を更新しなければならない。年次の更新登録の際、登録者は司法省の年次の更新用紙に必要とされる現在の情報を記載するものとし、これには第290.015項細目(a)の paragraph (1)から(3) (5)が規定する情報が包括的に含まれる。登録機関は、登録者に司法省の登録用紙の要件の控えを提供する。

(b) さらに、福祉施設法の第6600項の定義により、凶悪性犯罪者で有罪となっているすべての者は、釈放後少なくとも90日ごとに司法省が定めた方法により住所と雇用主の氏名と住所を含む勤務場所を確認されるものとする。90日ごとに登録内容を証明することを義務付けられた凶悪性犯罪者の判決を受けたすべての者は、次回登録時に必要な増加した登録義務について通知されるものとする。

この通知は登録機関より書面により提供される。本通知の受け取り拒否や不履行は、第290.018項細目(f)が規定する罪状に対する抗弁と受け取られる。

(c) さらに、本法令の対象となるすべての者がCalifornia州に短期滞在する場合、第290.011項に従い少なくとも30日ごとに登録内容の更新を義務付ける。

(d) 本項に従い情報の登録もしくは更新を行う者に、登録機関がその費用の支払いを要求することはない。登録機関は、年次の更新や住所変更を含む登録内容を司法省凶悪犯罪情報ネットワーク (VCIN: Violent Crime Information Network) に提出する。

第11項 刑法第290.014項を以下の通り改正する。

290.014. (a) 本法令に従い登録を義務付けられている者が名前を変更する場合、本人が現在登録先となっている法執行機関に5営業日以内に直接通知するものとする。法執行機関もしくはその代理機関は、本情報の写しを受理から3営業日以内に司法省に転送する。

(b) 本法令に従い登録を義務付けられている者がインターネットサービスプロバイダのアカウントやインターネットIDを変更する場合、現在登録先となっている法執行機関もしくはその代理機関に本人が24時間以内に追加や変更の通知を書面で送付するものとする。法執行機関もしくはその代理機関は、この情報を司法省でも利用可能にする。本細目が発効した時点でこれが適用される者は、本細目が要求する情報を直ちに提供するものとする。

第12項 刑法第290.015項を以下の通り改正する。

290.015. (a) 本法令が定める登録対象者、あるいは前に登録済みの者は、第290項細目(b)に準じて収監、留置、収容からの出所や保護観察期間を解かれた時点で登録義務が発生する。本項は、本法令により登録が要求される者で30日未満の収監者、収監後に最後に登録した住所に戻る者、収監期間の範囲

外で第290.012項細目(a)が規定する最初の生年月日から5営業日以内に年次の登録情報更新が必要な者には適用されない。登録の際は、次の情報すべてを必要とする。

(1) 司法省が要求する情報および、登録者の雇用主の氏名と住所、雇用主の住所と異なる場合は勤務先の住所を記載した、当人が署名した書面による記述。

(2) 登録機関の担当者撮影による登録者の現在の写真ならびに指紋。

(3) 登録者が所有もしくは通常的に運転している、あるいはその名前で登録している車両のナンバープレート番号。

(4) 登録者が設定もしくは使用しているすべてのインターネットIDのリスト。

(5) 登録者が設定もしくは使用しているすべてのインターネットサービスプロバイダのリスト。

(6) 登録者が、本章が規定するパラグラフ(4)および(5)の情報登録、更新が必要な対象者であることを確認した当人が署名した書面による記述。

(4) (7) 本法令の要件に加え、登録者が移住する場合はその他州においても登録義務が課されることの通知。

(5) (8) 適切な住居証明書の写し。これはCalifornia州発行の運転免許証、California州発行の身元証明カード、最近の家賃や公共料金の領収書、登録者の氏名および住所が明記された印刷版の小切手やその他の銀行発行の文書、登録機関が信頼できると認めたその他の情報に限定される。登録者に決まった住居がなく、予測可能な近い未来においても住所が定まる合理的な見通しがない場合、登録者はその事実を登録機関に通知するとともに、当該機関が定める声明用紙に署名するものとする。登録機関に住居証明書を提出、もしくは住所不定であることを署名することで登録を許可されるものとする。住所が定まっているが住居証明書を提出していない場合でも登録が許可されるが、許可された日から30日以内に住居証明書を提出しなければならない。

(b) 登録者からの提出後3日以内に、登録の法執行機関もしくはその代理機関は登録者の声明、指紋、写真、車両のナンバープレート(あれば)を司法省に転送するものとする。

(c) (1) 釈放後、細目(a)に準じて登録を行わない者がいる場合、登録者が仮釈放もしくは保護観察期間を言い渡された管轄区の地区司法長官は、第290.018項の規定に従い、登録者の逮捕令状の申請が可能であり、訴追権限を有するものとする。

(2) 当該人物が仮釈放時中でも保護観察期間でもない場合、以下に適合する管轄区の地区司法長官は第290.018項に従い、当該人物を訴追する権限を有するものとする。

(A) 当該人物が、以前にも登録をしており、それが最後に登録した管轄区である場合。

(B) 登録歴はないが当該人物が居住すると予想され

る管轄区に置いて、司法省の性犯罪者登録要件対象者として指定されている場合。

(C) サブパラグラフ(A)および(B)のいずれも適用されず、管轄区において本法令の定める登録対象者となる犯罪を犯した場合。

第13項 刑法に第290.024項を以下の通り追加する。

290.024. 本章の目的において、以下の定義が適用される。

(a) 「インターネットサービスプロバイダ」とは、消費者に直接コンピュータをインターネットに接続するための手段を提供し、個人のインターネットアクセスを実現するビジネスや組織、その他の事業体を意味する。インターネットサービスプロバイダには、テレコミュニケーションサービスやケーブルサービス、ビデオサービスを単体で提供するビジネスや組織、その他の事業体、および図書館や教育機関が運営・提供するシステムやサービスは含まれない。

(b) 「インターネットID」とは、電子メールアドレスやユーザー名、ハンドル名、インターネットフォーラム掲示板やチャットルーム、インスタントメッセージ、ソーシャルネットワークワーキング、類似するインターネット通信を使用することを目的とした同様のIDを意味する。

第14項 刑法第13519.14項を以下の通り改正する。

13519.14. (a) 委員会は2007年1月1日までに人身売買の訴状に対応するCalifornia州の法執行官のトレーニングに関するコースもしくは導入コースを実施し、人身売買に対応する法執行機関にガイドラインを提供するものとする。コースもしくは導入コースならびにガイドラインは、被害者の特定とコミュニケーション、連邦法が要求する法執行機関 法執行機関(LEA)の要件(LEA) 文書の提供、連邦の法執行機関との連携、治療的かつ適切な調査手法、市民および移民が利用可能な救済措置や地域リソース、被害者の保護を網羅しながら人身売買のダイナミクスと兆候に焦点を当てる。適切な場合は、トレーニング提供者には人身売買の被害者に直接関わった経験を有する専門家が含まれる。これらのコースには、テレコミュニケーション、ビデオによるトレーニング、その他のインストラクションが含まれる。

(b) 本項で使用する「法執行官」とは、第830.2項細目(a)が定義する、地区の警察署もしくは保安官事務所に所属する職員もしくは雇用者、California州ハイウェイパトロール部門の保安官を意味する。

(c) 導入コース、学習および成果目標、トレーニング基準、ガイドラインは、人身売買分野に関心を寄せ、この分野における専門性を有する適正なグループや個人と協議しながら、委員会が開発する。

(d) そうしたグループや個人と協議を行う委員会は、既存のトレーニングプログラムを審査し、実施中のプログラムの一部として人身売買に関するトレーニングをど

のように含めるかを判断する。

(e) コースへの参加は、本項が特定する保安官やその代理人の自主性によるものこの分野の責務を担う、もしくは調査に携わるすべての法執行官は、細目(a)の規定に従い、2014年7月1日もしくはその職務に任命されてから6か月以内のいずれか遅い日までに、人身売買訴状の取り扱いに関する最短2時間のトレーニングもしくは導入等トレーニングを受ける必要がある。

第15項 改正

この法令は、州議会の上下両院の過半数の議員が賛成し、議会議事録に記録される氏名点呼投票によって上下両院で通過される制定法によるこの目的を助長する場合、改正される。

第16項 可分性

本法の条項またはそれらの適用がある人物または状況に対し違憲または無効であると見なされる場合、その無効性が他の人物または状況に対する残りの条項または適用に影響することなく、当該範囲において本法令の条項は分離可能である。

提案第36号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、刑法規の項を改正および追加する。従って、既存の条項からの削除が提案されるものには消し線が引かれ、追加が提案されている新規の条項は、新規の部分が明確になるよう斜体で表記される。

提案された法律

2012年三振即アウト法

第1項 認定と宣言

California州の州民は2012年三振即アウト法を、強姦者、殺人者、児童に対する性的虐待者のような危険な犯罪者に対し終身刑を科すというCalifornia州三振即アウト法の本来の意図を復活させる目的で制定する。

本改正により以下を実現する。

(1) 殺人犯、強姦犯、児童性的虐待犯に3度目の犯罪が軽犯罪であっても終身刑を科し、刑期の満了を要求する。

(2) 被告の現在の有罪判決が危険もしくは深刻な罪状によるものである場合にのみ終身刑を科すという三振即アウト法の原則を復活させる。

(3) 万引きや薬物所有といった非暴力的な軽犯罪常習者に、終身刑の代わりに通常よりも重い刑を科す。

(4) 軽犯罪により終身刑で服役している、老齢、社会的リスクや危険度が低い被収容者にかかる収容や長期

的健康管理の費用を削減し、毎年、少なくとも10年間に渡る大幅な節税を実現する。

(5) 刑務所や拘置所が、軽犯罪により終身刑で服役している社会的リスクや危険度が低い被収容者で飽和状態にあることを理由とする、危険な犯罪者の安易な釈放を防止する。

第2項 刑法第667項を以下の通り改正する。

667. (a) (1) 第1385項細目(b)に準じて、本州において以前に重罪の有罪判決を受けた前科がありまた深刻な重罪を犯した者、もしくは他の管轄区において深刻な重罪の要素を含む罪を犯した者は、現在の罪状に加え、個別に訴訟を起こされ審議されたそれぞれの追加罪状に対しさらに5年の刑罰加重となる。現在の罪状の期間および各加重期間は、連続して科せられる。

(2) 本細目は、他の法的条項に従い長期間の懲役が科された罪状には適用されない。本細目の適用に、以前収監されたもしくは収容されたか否かは関係しない。

(3) 州議会は、上下両院の議員の過半数の賛成を得て通過した本細目に従い、判決強化として期間を延長できる。

(4) 本細目で使用される「深刻な重罪」とは、第1192.7項細目(c)にリストされた重罪を指す。

(5) 本細目は、前科が第1192.7項細目(c)のサブパラグラフ(24)で規定された深刻な重罪でない限り、メタンフェタミン系薬物やメタンフェタミン前駆物質の販売、配給、投与、あるいは販売、配給、投与の勧誘を行った人物には適用されない。

(b) 細目(b)から(i)を包括的に制定し、ひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科がある者が再度重罪を犯した場合、長期に渡る懲役および刑を加重することは州議会が意図するところである。

(c) 他のいかなる法律にもかかわらず、被告が重罪を犯し、細目(d)で定義するように以前にひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪により起訴および立証されていた場合、裁判所は次を行うものとする。

(1) 連続的な量刑手続きによる下される、連続した重罪の有罪判決に対する懲役期間の合計数には制限を設けない。

(2) 現在の罪状における保護観察期間は免除されるものではない。また前科に対して科された保留中の判決もしくは刑罰は実行される。

(3) 前科となる深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪と現在の重罪の間の期間は、判決に影響するものではない。

(4) 収容先は州刑務所であり、それ以外のいかなる施設も対象とはならない。被告のディバーションは認められず、福祉施設法の第3節第1章第2条(第3050以下)で規定するように、California州更正センターへの収容資格も認められない。

35

36

(5) 第3節第1編第7章第2.5条(第2930以下)に準じた未決勾留期間の刑期への算入は、科された懲役期間の5分の1を超えないものとし、被告が州刑務所に物理的に拘置されるまで発生するものではない。

(6) 現在の有罪判決が同じ状況下で犯されたものではない複数の重罪に関するものであり、同じ一連の事実から派生したものでない場合、裁判所は被告に細目(e)に従い、各判決ごとに連続して判決を下すものとする。

(7) 現在の有罪判決がパラグラフ(6)で規定のひとつあるいは複数の深刻なもしくは暴力的な重罪によるものである場合、裁判所はそれぞれの刑罰を連続的に他の刑罰に続けて科し、被告は法律が規定する方法で連続的な懲役を受けるものとする。

(8) 細目(e)に従い科された刑罰は、他の法律で特別の定のある場合を除いて、被告がすでに服役している罪状に加え連続的に科せられる。

(d) 他のいかなる法律にもかかわらず、細目(b)から(i)の目的において、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科は以下のように定義されるものとする。

(1) 第667.5項細目(c)で暴力的な重罪と定義されたすべての犯罪、もしくは第1192.7項細目(c)で深刻な重罪と定義された犯罪。前科が、細目(b)から(i)の包括的な目的における重罪の前科に該当するか否かは、その有罪判決が下された日付により判断され、最初の判決に応じて重罪から軽犯罪に自動的に変更されない限り、科された刑罰により影響を受けるものではない。次のいかなる処分も、前科が細目(b)から(i)の包括的な目的における重罪の前科であるという判断に影響を与えるものではない。

(A) 判断もしくは判決申し渡しの保留。

(B) 執行猶予。

(C) 重罪判決に従う精神障害を有する性犯罪者としての保健福祉省施設への収容。

(D) California州更正センターへの収容、もしくはその他更正を目的とするディバージョンとして州刑務所から他の更正施設へ移転収容。

(2) 異なる管轄区で前の有罪判決として、州刑務所における懲役刑が科されます。その犯罪がCalifornia州内で犯された場合、特に深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪に対する前科であると見なされ、含まれ別のその他の管轄区の前有罪判決は、第667.5項細目(c)が定義する特に暴力的な重罪もしくは第1192.7項細目(c)が定義する深刻な重罪の要素を含む。

(3) 少年審判の前科は、以下の場合、判決強化という目的において、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科であると見なされる。

(A) 前の罪を犯した時点の年齢が16歳以上であった。

(B) 前科が福祉施設法の第707項細目(b)もしくはパラグラフ(1)や(2)の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪としてリストされている。

(C) 少年法の適用を受ける対象者である。

(D) 福祉施設法の第707項細目(b)にリストされている罪状を犯したことを理由に、福祉施設法の第602項の意義の範囲内で少年裁判所の被保護者となる。

(e) 細目(b)から(i)の包括的な目的において、適用される他の判決強化もしくは刑罰にかかわる条項に加え、被告がひとつひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科がある場合は、次が適用される。

(1) 被告に起訴および立証された、細目(d)で定義された深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科がひとつがある場合、確定刑期もしくは不定刑期の短期刑期は、現在の重罪判決の刑罰の通常2倍に延長される。

(2) (A) 仮にパラグラフ(C)で規定される場合を除き被告に起訴および立証された、細目(d)で定義された2つもしくはそれ以上の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪判決を受けた前科がある場合、現在の重罪判決の刑期は、不定刑期の短期刑期を有する終身刑の不定刑期となり、以下を算出しより長い最も長いものを採用する。

(i) 2つもしくはそれ以上の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科に続く現在のそれぞれの重罪判決の罪状として定められた刑期の3倍。

(ii) 州刑務所における25年の懲役。

(iii) 第2部の第7編第4.5章(第1170項以下)に基づき適用される判決強化あるいは第190項もしくは第3046項が規定する期間を含む、第1170項に準じて裁判所が決定した刑期。

(B) サブパラグラフ(A)で規定する不定刑期は、法律により他の罪状に科せられた刑期に連続して服役すべき刑期である。サブパラグラフ(A)が規定するすべての不定刑期の後続として科されたその他の罪状は統合されるものではないが、被告が釈放される時点から開始されるものとする。

(C) 被告に、第667.5項細目(c)もしくは第1192.7項細目(c)が定義する、起訴および立証された深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科が2つもしくはそれ以上あり、現在の罪状が細目(d)が定義する深刻なもしくは暴力的な重罪でない場合、被告は、細目(e)のパラグラフ(1)に従い判決を受けるものとする。ただし、検察側が次のいずれかを起訴、立証する場合はこの限りではない。

(i) 現在の罪状が、衛生安全法規の第11370.4項もしくは第11379.8項に基づく申立てで、それが真実であることが立証されている規制薬物の罪である。

(ii) 現在の罪状が、第261.5項細目(d)もしくは第262項で定義の重罪にあたる性犯罪、あるいは第290項細目(c)に準じる性犯罪者として登録を義務付けられる重罪である。ただし第266項および第285項、第286項の細目(b)パラグラフ(1)および細目(e)、第288a項の細目(b)パラグラフ(1)および細目(e)、第311.11項、第314項の違反は除く。

(iii) 現在の罪状を犯す際に、被告が銃器を使用した、銃器もしくは致死能力のある武器を携帯した、他の人物に重大な身体的損傷を負わせることを意図してい

た。

(iv) 被告に本項細目(d)で定義する、次のような深刻なもしくは暴力的な重罪による前科がある。

(I) A 福祉施設法の第6600項細目(b)が定義する「凶悪性犯罪」。

(II) 第288a項が定義する14歳未満の子供および10歳以上年下の者との口腔性交、第286項が定義する14歳未満の子供および10歳以上年下の者との反自然的性交、第289項が定義する14歳未満の子供および10歳以上年下の者との性的行為。

(III) 第288項に違反する14歳未満の子供に対するわいせつもしくはみだらな行為。

(IV) 第187項から第191.5項で包括的に定義されている未遂も含む殺人罪。

(V) 第653f項が定義する殺人の教唆。

(VI) 第245項細目(d)パラグラフ(3)が定義する、マシンガンを用いた保安官もしくは消防士への暴行。

(VII) 第11418項細目(a)パラグラフ(1)が定義する、多量破壊兵器の所有。

(VIII) California州で終身刑もしくは死刑判決を受けた深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪。

(f) (1) その他の法律にかかわらず、細目(b)から(i)は包括的に細目(d)が定義するひとつひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を有する被告に適用される。検察官は深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を、パラグラフ(2)で定義されている場合を除き、それぞれ起訴・立証するものとする。

(2) 検察官は第1385項に従い正義の増進のため、あるいは深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を立証する十分な証拠がない場合は、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科の訴追の打ち切り、あるいは抹消ができる。深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を立証する証拠が不十分であると裁判所が判断する条件がすべてそろった場合、裁判所は訴追の打ち切りや抹消ができる。本項で改正されるいずれも、第1385項に基づき裁判所権限を変更するものではない。

(g) 深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科は、第1192.7項細目(b)が定義する司法取引には使用されない。検察側は、既知の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科をすべて起訴および立証するものとし、細目(f)パラグラフ(2)で規定されている場合を除き、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科に対する追訴打ち切りやその試みを行ういかなる取引にも応じないものとする。

(h) 細目(c)から(g)に包括的に記載された既存の法令に関するすべての言及は、1993年6月30日 2012年11月7日に発効する法令に関するものである。

(i) 細目(b)から(h)の条項または個人あるいは状況へのその適用が無効とされる場合、当該無効性は無効な条項またはその条項の適用なしに実施可能なその他の条項またはその適用に影響しないものとし、このため本法令の条項は分離可能である。

(j) 本法令の条項は、3分の2の議員が賛成し、議会議事録に記録される指名点呼投票によって上下両院で通過した法令、もしくは有権者による承認を得た場合にのみ有効になる制定法によらない限り、州議会によって改正されないものとする。

第3項 刑法第667.1項を以下の通り改正する。

667.1. 第667項細目(h)にかかわらず、本法令の発効日 2012年11月7日以降に犯されたすべての犯罪の場合、第667項細目(c)から(g)包括的に記載された既存の法令に関するすべての言及は本項で改正された2005-06年度の通常議会で成立した法令への改正を含む本法令の発効日 2012年11月7日に発効する法令に関するものである。

第4項 刑法第1170.12項を以下の通り改正する。

1170.12. (a) 複数の有罪判決における通算刑期および連続刑期。重罪前科。収容、その他の判決強化や刑罰。

(a) 他のいかなる法律の条項にもかかわらず、被告が重罪を犯し、細目(b)が定義するように以前にひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪により起訴および立証されていた場合、裁判所は次を行うものとする。

(1) 連続的な量刑手続きによる下される、連続した重罪の有罪判決に対する懲役期間の合計数には制限を設けない。

(2) 現在の罪状における保護観察期間は免除されるものではない。また前科に対して科された保留中の判決もしくは刑罰は実行される。

(3) 前科となる深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪と現在の重罪の間の期間は、判決に影響するものではない。

(4) 収容先は州刑務所であり、それ以外のいかなる施設も対象とはならない。被告のディバーションは認められず、福祉施設法の第3節第1章第2条(第3050以下)で規定するように、California州更正センターへの収容資格も認められない。

(5) 第3節第1編第7章第2.5条(第2930以下)に準じた未決勾留期間の刑期への算入は、科された懲役期間の5分の1を超えないものとし、被告が州刑務所に物理的に拘置されるまで発生するものではない。

(6) 現在の有罪判決が同じ状況下で犯されたものではない複数の重罪に関するものであり、同じ一連の事実から派生してもでない場合、裁判所は被告に本項に従い、各判決ごとに連続して判決を下すものとする。

(7) 現在の有罪判決が細目(b)パラグラフ(6)で規定のひとつあるいは複数の深刻なもしくは暴力的な重罪によるものである場合、裁判所はそれぞれの刑罰を連続的に他の刑罰に続けて科し、被告は法律が規定する方法で連続的な懲役を受けるものとする。

(8) 本項に従い科された刑罰は、他の法律で特別の

定のある場合を除いて、被告がすでに服役している罪状に加え連続的に科せられる。

(b) 他のいかなる法律の条項にもかかわらず、本項の目的において、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科は以下のように定義されるものとする。

(1) 第667.5項細目(c)で暴力的な重罪と定義されたすべての犯罪、もしくは第1192.7項細目(c)で深刻な重罪と定義された犯罪。前科が深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科であるか否かは、その有罪判決が下された日付により判断され、最初の判決に応じて重罪から軽犯罪に刑罰が自動的に変更されない限り、科された刑罰により影響を受けるものではない。次のいかなる処分も、深刻なおよび/もしくは暴力的な前科が本項の目的における前に犯した深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪であるという判断に影響を与えるものではない。

(A) 判断もしくは判決申し渡しの保留。

(B) 執行猶予。

(C) 重罪判決に従う精神障害を有する性犯罪者としての保健福祉省施設への収容。

(D) California州更正センターへの収容、もしくはその他更正を目的とするディバージョンとして州刑務所から他の更正施設へ移転収容。

(2) 異なる管轄区で前の有罪判決として、州刑務所における懲役刑が科されます。その犯罪がCalifornia州内で犯された場合、特に深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪に対する前科であると見なされ、含まれ別のその他の管轄区の前有罪判決は、第667.5項細目(c)が定義する特に暴力的な重罪もしくは第1192.7項細目(c)が定義する深刻な重罪の要素を含む。

(3) 少年審判の前科は、以下の場合、判決強化という目的において、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪に対する前科であると見なされる。

(A) 前の罪を犯した時点の年齢が16歳以上であった。

(B) 前科が以下の場合

(i) 福祉施設法の第707項細目(b)にリストされている罪状、あるいは

(ii) 本細目で深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪にリストされている罪状

(C) 少年法の適用を受ける対象者である。

(D) 福祉施設法の第707項細目(b)にリストされている罪状を犯したことを理由に、福祉施設法の第602項の意義の範囲内で少年裁判所の被保護者となる。

(c) 本項の目的において、適用される他の判決強化もしくは刑罰にかかわる条項に加え、被告がひとつひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科がある場合は、次が適用される。

(1) 被告に起訴および立証された、細目(b)で定義された深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科がひとつがある場合、確定刑期もしくは不定刑期の短期刑期は、現在の重罪判決の刑罰の通常2倍に延長される。

(2) (A) 仮に パラグラフ(C)で規定される場合を除き被告に起訴および立証された、細目(b)のパラグラフ(1)で定義された2つもしくはそれ以上の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪判決を受けた前科がある場合、現在の重罪判決の刑期は、不定刑期の短期刑期を有する終身刑の不定刑期となり、以下を算出しより長い最も長いものを採用する。

(i) 2つもしくはそれ以上の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科に続く現在のそれぞれの重罪判決の罪状として定められた刑期の3倍。

(ii) 25年の懲役

(iii) 第2部の第7編第4.5章(第1170項以下)に基づき適用される判決強化あるいは第190項もしくは第3046項が規定する期間を含む、第1170項に準じて裁判所が決定した刑期。

(B) 本細目パラグラフ(2)のサブパラグラフ(A)で規定する不定刑期は、法律により他の罪状に科せられた刑期に連続して服役すべき刑期である。本細目パラグラフ(2)のサブパラグラフ(A)が規定するすべての不定刑期の後続として科されたその他の罪状は統合されるものではないが、被告が釈放される時点から開始されるものとする。

(C) 被告に、第667.5項細目(c)もしくは第1192.7項細目(c)が定義する、起訴および立証された深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科が2つもしくはそれ以上あり、現在の罪状が本項細目(b)のパラグラフ(1)が定義する深刻なもしくは暴力的な重罪でない場合、被告は、本項細目(e)のパラグラフ(1)に従い判決を受けるものとする。ただし、検察側が次のいずれかを起訴、立証する場合はこの限りではない。

(i) 現在の罪状が、衛生安全法規の第11370.4項もしくは第11379.8項に基づく申立てで、それが真実であることが立証されている規制薬物の罪である。

(ii) 現在の罪状が、第261.5項細目(d)もしくは第262項で定義の重罪にあたる性犯罪、あるいは第290項細目(c)に準じる性犯罪者として登録を義務付けられる重罪である。ただし第266項および第285項、第286項の細目(b)パラグラフ(1)および細目(e)、第288a項の細目(b)パラグラフ(1)および細目(e)、第314項、第311.11項の違反は除く。

(iii) 現在の罪状を犯す際に、被告が銃器を使用した、銃器もしくは致死能力のある武器を携帯した、他の人物に重大な身体的損傷を負わせることを意図していた。

(iv) 被告に本項細目(b)で定義する、次のような深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪による前科がある。

(I) A 福祉施設法の第6600項細目(b)が定義する「凶悪性犯罪」。

(II) 第288a項が定義する14歳未満の子供および10歳以上年下の者との口腔性交、第286項が定義する14歳未満の子供および10歳以上年下の者との反自然的性交、第289項が定義する14歳未満の子供および10歳以上年下の者との性的行為。

(III) 第288項に違反する14歳未満の子供に対するわいせつもしくはみだらな行為。

(IV) 第187項から第191.5項で包括的に定義されている未遂も含む殺人罪。

(V) 第653f項が定義する殺人の教唆。

(VI) 第245項細目(d)パラグラフ(3)が定義する、マシンガンを用いた保安官もしくは消防士への暴行。

(VII) 第11418項細目(a)パラグラフ(1)が定義する、多量破壊兵器の所有。

(VIII) California州で終身刑もしくは死刑判決を受けた深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪。

(d) (1) その他の法律にかかわらず、本項は本項が定義するひとつひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を有するすべての事例に適用される。検察官は深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を、パラグラフ(2)で定義されている場合を除き、それぞれ起訴・立証するものとする。

(2) 検察官は第1385項に従い正義の増進のため、あるいは深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を立証する十分な証拠がない場合は、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科の訴追の打ち切り、あるいは抹消ができる。深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を立証する証拠が不十分であると裁判所が判断する条件がすべてそろった場合、裁判所は訴追の打ち切りや抹消ができる。本項で改正されるいずれも、第1385項に基づき裁判所権限を変更するものではない。

(e) 深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科は、第1192.7項細目(b)が定義する司法取引には使用されない。検察側は、既知の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科をすべて起訴および立証するものとし、細目(d)パラグラフ(2)で規定されている場合を除き、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科に対する追訴打ち切りやその試みを行ういかなる取引にも応じないものとする。

(f) 細目(a)から(e)の条項または第1170.126項、個人あるいは状況へのその適用が無効とされる場合、当該無効性は無効な条項またはその条項の適用なしに実施可能なその他の条項またはその適用に影響しないものとし、このため本法令の条項は分離可能である。

(g) 本法令の条項は、3分の2の議員が賛成し、議会議事録に記録される指名点呼投票によって上下両院で通過した法令、もしくは有権者による承認を得た場合にみ有効になる制定法によらない限り、州議会によって改正されないものとする。

第5項 刑法第1170.125項を以下の通り改正する。

1170.125. 1994年11月8日の総選挙総選挙で承認された提案第184号第2項にかかわらず、本法令発行日2012年11月7日以降に犯されたすべての犯罪の場合、項第1170.12および第1170.126の各項の既存の法令に関するすべての言及は、本項で改正された2005-06年度の通常議会で成立した法令への改正を含む本法令の発効日2012年11月7日に発効する法令各項に関する

ものである。

第6項 刑法に第1170.126項を以下の通り追加する。

1170.126. (a) 本項における再判決条項および関連法令は、第667項細目(e)のパラグラフ(2)、あるいは第1170.12項細目(c)のパラグラフ(2)に従い、現在不定刑期に服役中の者に排他的に適用されることを意図しており、本法令が定めるその判決は刑期不定の終身刑とはならない。

(b) 第667項細目(e)のパラグラフ(2)、あるいは第1170.12項細目(c)のパラグラフ(2)に従い、不定刑期の終身刑で服役中の者は、審理もしくは答弁により、ひとつあるいは複数の重罪の有罪判決が第667.5項細目(c)あるいは第1192.7項細目(c)に従い深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪ではないと定義された場合、本法令に本項が追加された発効日から2年以内、あるいは正当な理由が示される場合はそれ以降であっても判決の撤回を申し立てることが可能で、第一審裁判所がその事例に判決を下す前に、第667項細目(e)および第1170.12項細目(c)に従い再判決を要求するために、本項を追加した法令によりこれらの法律を改正する。

(c) 第667項細目(e)のパラグラフ(1)あるいは第1170.12項細目(c)のパラグラフ(1)に従い科せられた「2回目の有罪判決」により現在懲役に服している者は、本項の条項における再判決の対象者とはならない。

(d) 細目(b)が規定する判決の撤回申立ては、現在起訴されているすべての重罪で、第667項細目(e)のパラグラフ(2)あるいは第1170.12項細目(c)のパラグラフ(2)、もしくは両方に基づき下された判決を指すものとし、また、第667項細目(d)あるいは第1170.12項細目(b)に基づき主張および立証されたすべての前科を意味するものとする。

(e) 受刑者が再判決の対象となるのは以下の場合である。

(1) 受刑者が第667.5項細目(c)あるいは第1192.7項細目(c)において深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪ではないと定義されたひとつあるいは複数の重罪判決により、第667項細目(e)のパラグラフ(2)あるいは第1170.12項細目(c)に従い不定刑期の終身刑に服役中である。

(2) 受刑者の現在の判決が、第667項細目(e)パラグラフ(2)サブパラグラフ(C)の(i)から(iii)もしくは第1170.12項細目(c)パラグラフ(2)サブパラグラフ(C)の(i)から(iii)に挙げられた犯罪により科されたものではない。

(3) 受刑者に第667項細目(e)パラグラフ(2)サブパラグラフ(C)の(iv)もしくは第1170.12項細目(c)パラグラフ(2)サブパラグラフ(C)の(iv)に挙げられた犯罪による前科がない。

(f) 本項に準じた判決撤回の申立てを受理する際に、裁判所は申立人が細目(e)の条件を満たすか否かを判断するものとする。申立人が細目(e)の条件を満たす場合、裁判所の裁量において申立人の再判決により公共安全に不合理なリスクを与えないと判断した場合に限

り、申立人は第667項細目(e)パラグラフ(1)もしくは第1170.12項細目(c)パラグラフ(1)に従い再判決を受けるものとする。

(g) 細目(f)に記載の裁量権の行使にあたり、裁判所は以下を考慮する。

(1) 犯した犯罪の種類、被害者損傷の度合い、収監期間、犯罪発生の間隔など、申立人の刑事上の有罪判決の履歴。

(2) 申立人の懲罰記録および収監中の更正記録。

(3) 裁量の範囲内で、新たに判決を下すことで公共安全に不合理なリスクを与えないか否かを判断できる適切な証拠。

(h) いかなる状況においても、本法令により下される再判決が元の判決より長期的な刑罰となることはない。

(i) 第977項細目(b)にかかわらず、起訴理由の答弁が再判決時に修正されておらず、当該個人に対する新しい訴訟や再審がないという条件で、再判決の申立てをする被告は再判決の出廷を放棄できる。権利放棄は、被告が署名した書面によるものとする。

(j) 被告に元の判決を下した裁判所が再判決の際に利用できない場合、裁判長は被告の申立てを裁定する別の判事を指定する。

(k) 本項は被告の権利や救済方法を損なうあるいは否定することを意図するものではない。

(l) 本項および関連する項は、本法令の範囲に含まれない事例の最終的な判断を損なうあるいは否定することを意図するものではない。

(m) 本項に従い命じられる再判決の公判は、California州憲法第1条第28項細目(b)のパラグラフ(7) (Marsy's Law)に従い「有罪判決後の救済措置」と見なされるものとする。

第7項 解釈の自由

本法令はCalifornia州民の健康、安全、福祉を守るためにCalifornia州民の公権力を行使するものであり、そうした目的を達成するために自由に解釈できるものとする。

第8項 可分性

本法令の条項、または個人あるいは状況へのその適用が無効とされる場合、当該無効性は無効な条項またはその条項の適用なしに実施可能なその他の条項またはその適用に影響しないものとする。このため本法令の条項は分離可能である。

第9項 相反する法案

本法案が投票者に承認されたものの、同じ選挙で投票者が承認した別の矛盾する投票法案の法令により停止され、かつ、その後その矛盾する法案が無効となった

場合、本法案に完全な法的効力を与えることは投票者が意図とするところである。

第10項 発効日

本法案は、投票者により制定された翌日より発効するものとする。

第11項 改正

法令の本文において別段の定めのある場合を除き、本法令の条項は次のいずれかの場合を以外に変更もしくは改正されないものとする。

(a) 3分の2の議員および州知事が賛成し、議会議事録に記録される指名点呼投票によって上下両院で通過した。

(b) 過半数の議員が賛成し、議会議事録に記録される氏名点呼投票によって上下両院で通過し、次期総選挙の投票にかけられ有権者の過半数により承認される。

(c) 有権者の過半数により承認された場合に有効となる制定法。

提案第37号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、衛生安全法規の項を改正および追加する。従って、新規の部分が明確になるよう、追加が提案されている条項は斜体で表記される。

提案された法律

California州民は以下の通り制定する。
CALIFORNIA州遺伝子組み換え食品
について知る権利法

第1項 認定と宣言

(a) California州の消費者は購入する食品が遺伝子組み換えによって生産されたものかどうかを知る権利がある。植物および動物の遺伝子組み換えはしばしば想定外の結果を引き起こす。遺伝子进行操作し、それを組織に注入することは不明確なプロセスである。その結果は常に予想可能もしくは制御可能なものではなく、健康や環境に悪影響を及ぼす可能性がある。

(b) 政府の科学者は植物にDNAを人工的に注入する遺伝子組み換え特有の手法は、植物性食物にさまざまな重大な問題を引き起こす原因になり得ると述べている。このような遺伝子組み換えは、食物の既知毒性物質のレベルを高め、新たな毒性物質や健康上の懸念を発生させる。

(c) 遺伝子組み換えによって生産された食品の表示を義務化することは、遺伝子組み換え食品摂取による健康への潜在的な影響を追跡するための重要な方法である。

(d) 現在、食品生産者に対し、食品が遺伝子組み換え技術を使って生産されたかどうかの表示を義務化する連邦法またはCalifornia州法は存在しない。同時に、米食品医薬品局では、こうした食品の安全性調査を要求していない。その食品が既知のアレルギー誘発物質を含んでいる場合以外、食品医薬品局は、遺伝子組み換え作物の開発業者が同局に諮問する必要はないとしている。

(e) 国勢調査では、常に、国民の90%以上が遺伝子組み換えによって生産された食品かどうかを知りたいと望んでいるという結果が出ている。

(f) 50か国（EU加盟国、日本、その他、米国の主要貿易相手国を含む）が遺伝子組み換え食品の表示を義務化する法律を立法化している。国際協定で、遺伝子組み換えによって生産された食品の表示義務化を禁止しているものはない。

(g) 開示が行われないと、遺伝子組み換え食品の消費者は、知らずに自らの食事療法や宗教上の制限に違反することになる。

(h) 遺伝子組み換え作物の生産は環境にも重大な影響を及ぼしうる。例えば、遺伝子組み換え作物のほとんどは、除草剤として知られる除草用農薬に対する抗性を持っている。その結果、米国の農場では数億トンに上る農薬が追加使用されることとなった。こうした農薬の大量使用により、農薬に対して抵抗力を持った雑草が増え、結果的に、毒性を持った農薬の使用量がさらに増大している。これらの毒性をもった農薬は農地を荒らし、水を汚染し、農業従事者や消費者に対する健康リスクの原因となっている。California州の消費者はこうした環境に害を及ぼす食品の購入を回避する選択肢を持つべきである。

(i) 有機農業は、California州の農業においてその重要性がますます高まっている。California州には他州に比べより多くの有機農場があり、米国全土の認定有機農業のほぼ4分の1が当州で行われている。California州の有機農業は、毎年20%の割合で成長している。

(j) 有機農家は、遺伝子組み換えの種の使用が禁止されている。にも関わらず、これらの農家の作物は、遺伝子組み換え作物を生産している隣接した農地からの偶発的な汚染の脅威にさらされている。こうした汚染リスクは、California州の有機農作物の信頼性を低下させ、業界に深刻な打撃を与えることになる。California州民は、その生産活動が州の有機農家および有機食品産業に打撃を与えることになる食品の購入を回避する選択肢を持つべきである。

(k) 遺伝子組み換え食品の「自然」、「自然栽培」、「自然農法」、「天然食品」などのラベル、広告、マーケティングはCalifornia州の消費者の誤解を招くものである。

第2項 目的説明

本法案の目的は、California州民が購入・摂取する食品が遺伝子組み換え食品か否か、「自然」といった誤解を招く不正な表示がされていないかといった情報を十分に与えられ、そうした食品を購入・摂取するかどうかを自ら選択するという州民の基本的権利を確立、執行することである。本法案は、その目的を推進するため

に自由に解釈されるものとする。

第3項 衛生安全法規の第104節第5部第5章に、第6.6条（第110808項以下）を以下の通り追加する。

第6.6条 遺伝子組み換え食品について知る 権利に関するCALIFORNIA州法

110808. 定義

以下の定義は、本条の目的のためにのみ適用されるものとする。

(a) 商業的に栽培された。「商業的に栽培された」とは、ビジネスまたは商取引を目的に栽培され、米国内で販売されることを意味する。

(b) 酵素。「酵素」とは、その化学反応によって、それ自体が破壊されたり変化せずに、他の物質の化学反応を触媒するたんぱく質を意味する。

(c) 遺伝子組み換え。(1) 「遺伝子組み換え」とは、遺伝子が以下の方法により変化した有機体から生産された食品を意味する。

(A) 人工核酸技術（DNA組み換え技術および、細胞または、細胞小器官へのDNAの直接的注入を含む）または、

(B) 細胞融合があり、これには、元来の生理的、生殖、または組み換えバリアを取り除く原形質融合、またはハイブリダイゼーション法が含まれ、この場合、ドナー細胞/プロトプラストは同じ分類上の科に属さず、自然の増殖や融合とは異なる。

(2) この細目において、

(A) 「有機体」は複製、繁殖、または遺伝物質を移動することができる生物学的実体を意味する。

(B) 「人工核酸技術」は、有機体の外部で生成された遺伝因子を有機体に直接的に注入する（これには、ミクロインジェクション、マクロインジェクション、ケモポレーション、エレクトロポレーション、ミクロカプセル化、およびリポサムフュージョンを含む）ベクター系システムおよび技術を使用した組み換えDNAまたはRNAを含むがそれに限定されない。

(d) 加工食品。「加工食品」は、生の農産品以外のもので、生の農産品を缶詰、燻製、圧縮、調理、冷凍、乾燥、発酵、製粉などにより加工したものを意味する。

(e) 加工助剤。「加工助剤」は次を意味する。

(1) 食品の加工時にその食品に添加される物質であるが、その食品が最終的に包装される前になんらかの方法でその物質を食品から取り除く処理が行われるもの

(2) 加工時に食品に添加されるもので、その際、その食品に通常含まれる構成物質に変換され、その食品に自然に含まれる構成物質の量を大幅に増やさないもの

(3) 加工時の技術的または機能的役割を果たすために食品に添加される物質で、最終的な食品の中に大量に含まれ、最終食品に対しては技術的あるいは機能的役割を果たさないものを意味する。

(f) 食品施設。「食品施設」は第113789項に定義されている。

110809. 食品の遺伝子組み換えに関する開示

(a) 2014年7月1日より、California州の小売店で販売される食品で、全面的にあるいは部分的に遺伝子組み換えによって生産された、またはその可能性があるものについて、以下のような開示がなされていない場合は不当表示であると見なす。

(1) 農産物の場合は、小売用の包装の正面部分に明瞭かつ目立つように「遺伝子組み換え」と表示する、もしくは個別の包装やラベル表示がない食品の場合は、小売店の棚ラベルまたはその食品の小売用販売容器の上に表示する。

(2) 加工食品の場合は、食品包装の正面または裏面に明瞭かつ目立つように「遺伝子組み換えによる材料が含まれる」または、「遺伝子組み換えによる材料が含まれている可能性がある」旨を表示する。

(b) 本項の細目(a)および第110809.2項の細目(e)は、遺伝子組み換えによるひとつあるいは複数の材料をリストアップあるいは特定することを要求するものと解釈すべきではなく、また「遺伝子組み換え」という言葉をその食品の名前または、主な製品説明の直前に配置することを要求するものとして解釈すべきではない。

110809.1. 遺伝子組み換え食品に対する「自然」の不当表示

第110809項で要求されている開示に加え、食品が第110808項の細目(c)または(d)の定義を満たし、第110809.2項のラベル表示要件を免除されていない場合、California州において、その食品のラベル表示や小売店舗における表示、広告あるいはプロモーション資料で、「自然」、「自然栽培」、「自然農法」、「天然食品」あるいは消費者の誤解を招く同様の言葉を明示的、暗示的に表示してはならない。

110809.2. 遺伝子組み換え食品のラベル — 例外
第110809項は、以下には適用されない。

(a) 遺伝子組み換え食品あるいは遺伝子組み換えによって生産された薬品を飼料として与えられたり、体内に注入されたか否かは関係なく、それ自体が遺伝子組み換えによらない動物から全面的に構成もしくは由来している食品。

(b) 遺伝子組み換え種や食品と知らずに、意図せずして栽培、育成、生産された農産物またはそれに由来する食品。前述の食品に当てはまるものは、通常、農産物または食品に関する第110809項細目(a)の要件順守の責任者が、その人物に商品、食品を販売した者から、その商品あるいは商品が以下の内容のものであるとの宣誓陳述書を取得した場合に限る。(1)故意あるいは意図的に遺伝子組み換えを行ったものでない、(2)ある時点で遺伝子組み換えが行われた可能性がある食品と分離され、故意にもしくは意図的に混蔵されていない。こうした陳述書の提供にあたり、担当者は前文に表記した確約を含むサプライヤからの宣誓陳述書を使用することができる。

(c) ひとつあるいは複数の遺伝子組み換え助剤または酵素を含むという理由から第110809項の対象となる加工食品。

(d) 企業職業法の第9節(第23000項以下)で規定されている酒類管理法の対象となるアルコール飲料。

(e) 2019年7月1日までは、ひとつあるいは複数の遺伝子組み換え助剤または酵素を含むという理由から第110809項の対象となる加工食品で、以下の条件を満た

すもの。(1)いずれの材料も加工された食品重量の0.5%以下であり、(2)その加工食品がそうした材料を10種類以上含まない。

(f) 第三者機関が、故意にあるいは意図的に遺伝子組み換え種や食品から生産されていない、または混蔵された経緯がないと判断した食品。ただし、当該判断が担当官庁が承認した規定に基づくサンプリングおよび試験に準拠して行われた場合に限る。サンプリングがISO(国際標準化機構)やGAFTA(穀物飼料貿易協会)などの国際機関によって推薦されている統計的に有効なサンプリング手法によって実施されたものでない場合は、担当当局によって承認されない。以下の条件を満たさない試験もまた、担当当局によって承認されない。(1)Codex Alimentarius委員会が発行した最新のガイドライン「Guidelines on Performance Criteria and Validation of Methods for Detection, Identification and Quantification of Specific DNA Sequences and Specific Proteins in Foods」(CAC/GL 74 (2010))に合致している、(2)DNAを検出することができない加工食品の試験方法に拠らない。

(g) 1990年の連邦有機食品生産法、およびそれに基づいて米国農業省が公示した規定により「有機」食品としてのラベル表示、マーケティング、販売を法的に許可された食品。

(h) 小売用包装がされておらず、以下のいずれかに当てはまる食品。(1)人による直接消費のために製造、またそれを意図した加工食品、(2)主に直接消費のために製造、またそれを意図した食品の販売に携わる飲食店やその他の食品施設で提供、販売される食品。

(i) 病者用食品。

110809.3. 規定の適用

担当当局は、本条項の執行、解釈の必要に応じて、どのような規定をも採用することができるが、第110809.2項に明記されている規定を逸脱して例外を設ける権限は与えられていない。

110809.4. 執行

第8章第4条(第111900項以下)に基づく行動に加え、第110809項あるいは第110890.1項への違反は、民法第1770項細目(a)のパラグラフ(5)への違反と見なされ、民法第3条第4部第1.5偏(第1750項以下)に基づき起訴されうる。この場合、訴えを行う消費者は申し立てている違反による具体的な損害、またはそれに対する依存を立証する必要はない。第110809項で要求されている開示の不履行または第110809.1項で禁止されている表示を行った場合、違反を犯した各包装または製品の少なくとも実際価格もしくは提示小売価格に相当する損害が発生したものと見なす。

第4項 執行

衛生安全法の第111910項は次のように改正される。

111910. (a) 第111900項の条項またはその他の法規定に関わらず、誰もが本項に従って上級裁判所に申し立てを行うことができ、裁判所は公聴およびそこで示された原因をもとに、いかなる人物に対しても第5章第6.6条(110808項以下)、あるいは第7条(第110810項以下)に違反しないよう、一時的または恒久的な差し止め

命令を下す権限を有する。本項に基づきいかなる法的手続きも、民法訴訟法の第2部第7編第3章(第525項以下)に準拠するものとするが、申し立てを行う人物は、法による十分な救済の欠如を示したり、示すための準備をしたり、また、修復不能な損害を示したり、示す準備をしたり、固有または個人的な損傷、損害を示したり、示す準備をしたりする必要はない。

(b) 細目(a)に規定されている差し止めによる救済に加え、裁判所は、人や組織、事業体に対し、妥当と思われる弁護士費用、および裁判所が適切と判断する調査および訴訟に伴って発生するすべての妥当と思われる費用を提供する。

(c) 本項は、担当省庁およびその認定機関が第111900項の規定、または他の法規に基づいて当項を執行するための権限を制限したり、変更するものと解釈すべきではない。

第5項 不正表示

第110663項が、衛生安全法に次のように追加される。

110663. 第110809項または第110809.1項に準拠していない食品へのラベル表示は、不正表示と見なす。

第6項 可分性

本州民発案の条項またはそれらの適用が、なんらかの理由において無効または違憲される場合、当該無効性は無効なもしくは違憲な条項またはその条項の適用なしに実施可能なその他の条項またはその適用に影響しないものとし、このため本法令の条項は分離可能である。

第7項 他の法律との関係

本州民発案は、連邦もしくはCalifornia州の法的要件や規制が規定するそれほど厳格ではない、もしくは完全さに欠ける本発案条項の対象となる農産品または加工食品に対するラベル表示の基準を補足するもので、それらに優先するとは解釈されない。

第8項 発効日

本法令は、California州憲法第II条第10項細目(a)に準じ、制定と同時に効力を発するものとする。

第9項 相反する法案

本法案と別の法案が同じ州全域投票用紙に記載されており、それが遺伝子組み換え食品の生産、販売および/またはラベル表示に関して追加的な要件を課している場合、投票者により承認された場合、これら他の法案の条項は本法案の条項に調和されるが、他の条項が本法案の要件への準拠を阻んだり、免責することがあってはならない。

他の法案の条項が本法案の条項への準拠を阻んだり免責する場合、および本法案がより多くの賛成票を

得た場合は、本法案の条項が全面的に優先され、他の法案は無効となる。

第10項 改正

本州民発案は、上下両院で3分の2の議員が賛成し通過した法令によるその意図と目的を助長する場合に限り、州議会によって改正することができる。

提案第38号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、教育法規および刑法、歳入課税法規の項を改正および追加する。従って、既存の条項からの削除が提案されるものには消し線が引かれ、追加が提案されている新規の条項は、新規の部分 が明確になるよう斜体で表記される。

提案された法律

子供たちと我々の将来を担う
学校および早期教育への投資
および債券債務削減法

第1項 表題

本法案は「子供たちと我々の将来を担う学校および早期教育への投資および債券債務削減法」と称され、引用されるものとする。

第2項 目的の認定と宣言

(a) California州は、子供たちと州の将来を過小評価している。現在、生徒一人に対する州の教育投資は全国第46位に位置し、クラスあたりの生徒数は全国最大、つまり50州中最下位の50位にとどまっている。

(b) 近年の予算削減は、他州に対する遅れに拍車をかけるものでしかない。California州の学校予算は過去3年間に200億ドル以上削減されており、その結果、子供たちの将来にとって非常に重要なプログラムやサービスが廃止または削減され、教員のレイオフは4万人以上に達している。

(c) 乳幼児教育の諸プログラムは最も効果的な教育投資のひとつであることが多くの調査で証明されているが、この分野も芳しくない。公立の就学前教育プログラムは資金不足に悩み、対象となる3、4歳児のわずか40%にしか提供されていない。また、最も支援を必要とする極低所得世帯の乳幼児のうち、乳幼児教育プログラムを利用できているのはわずか5%である。

(d) 現状の改善は十分可能であり、また必須である。子供たちこそが我々の将来を担うのであり、州内の学校や乳幼児教育プログラムへの投資により子供たちの成功基盤を固めることは、子供たち自身のためのみならず、州民と州経済の将来を支えるための最善策である。質の高い教育なくして子供たちが将来グローバル経済の競争を勝ち抜くことはできず、また優秀な労働力なくして他州を凌ぎ事業機会を獲得するこ

37

38

とも不可能である。従って、子供たちへの教育を改善することは、子供たちと我々自身に対して果たすべき責務である。

(e) 今こそ、その場しのぎの政策を排除し、州民全員の将来を担う学校の役割に抜本的な変革をもたらすだけの意義深い投資を行う必要がある。本法令は、大学進学や就職準備を支援するに足る充実した総合教育を全児童に提供することを目指し、美術、音楽、体育、科学、技術、工学、数学、ならびに職業技術訓練コースにわたる質の高いカリキュラムの導入のほか、クラス規模の縮小、学校図書館および在学看護師、カウンセラーの拡充を念頭に置くものである。

(f) 本法令は、学校改善のための新規資金運用に関する決定が州議会ではなく各自治体単位で下され、かつその過程で保護者や教員その他の学校職員、そして地域住民の声が真摯に受け止められることを要求する。つまり各学校区の教育委員会は、保護者や教員その他の学校職員、地域住民らと討議の上で、個々の学校ごとに最も必要とされる対応を決定していく必要がある。

(g) 州内の学校すべてが変革を実現し全児童がその恩恵を受けられるよう、本法令は、チャータースクールや郡学校、特別支援教育学校を含むすべての学校に新規資金が行き渡り、その配分が公正かつ透明性の高い方法で行われるよう規制する。また、新規資金は生徒数割ですべての学校に配分され、学校区本部ではなく各校の現場で運用される必要がある。

(h) 本法案は各地の教育委員会に、税金による新たな資金の用途に関する説明責任を課す。各教育委員会は、予定支出が教育の成果向上にどう貢献するかを事前に説明するほか、実際の支出の有効性を評価するよう求められる。各教育委員会が達成した成果を報告することで、保護者や教員、地域住民にとっても自らの税金が有効に活用されたかどうか明確になる。

(i) 本法令は、学校が管理費として使用できる金額を新規資金の1%以内に制限し、この新規資金が給与や福利厚生が増加に充当されないよう規制する。

(j) 本法令は、乳幼児教育プログラムの水準を高めるとともにそれを享受できる生徒数を拡大することで、現在不利な条件を強いられている児童が無事に学業を修め、将来の生活を支障なく送れるよう支援する。

(k) California州の学校および早期教育プログラムの改善費用は、州民全員が共同で負担する必要がある。これは、学校の水準向上と十分な教育を受けた労働力が州経済や州民の生活にもたらす恩恵に鑑みれば当然のことである。

(l) California州の学校および乳幼児教育プログラムは、何年もの間不当な扱いを強いられてきた。我々はこれ以上資金削減に甘んじるべきではなく、全児童に成功の機会を与えるためにも資金を増額する必要がある。州民全員が一体となって全児童、全教育現場にリソースを補充し、資金の効果的な運用を導く健全な決定が下されるよう監視することにより、California州の学校がその本分を取り戻し州の経済成長を担うよう促すことができる。

(m) 本法案は、州が必要とする子供たちへの投資資金をスライド制、すなわち納税者の支払い能力を考慮し高額所得者がより多くを負担する方式の所得税増税に

よって調達する。

(n) 本州民発案の当初4年間は後述のとおり、資金の60%をK-12学校、10%を早期教育、30%を州負債の返済に充当し、この新たな教育投資を骨抜きにする不健全な予算削減に歯止めをかける。

2017年以降の残り8年間は、資金の100%がK-12および早期教育に充当される。

歳入の大幅な変動を避け、学校および早期教育施設に必要な投資を確実に継続するため、California州の一人当たり個人所得成長率を超過した歳入についてはこれまでの教育債務の支払い・返済に充当し、州の債券発行能力を確保することで必要に応じた学校および早期教育施設の設立、近代化を図る。

(o) 本州民発案によって確保された新規資金はすべて専用の信託基金に入金され、各地の学校および乳幼児保育・教育、教育債務の返済・償還のみを目的とし、本法令の条項に従って運用される。州議会および州知事はこの資金を他のいかなる目的にも充当してはならず、また、すべての学校に平等に資金が行き渡るよう構築された生徒数割の配分システムを変更してはならない。

(p) 本州民発案は、監視・監査および情報開示を求める厳格かつ有効な責任条項を定めている。これは州の学校予算に初めて透明性をもたらし、各校における公共資金の正確な使途を把握可能にするものである。また、本法令における資金の充当・配分条項を故意に侵害した者は重罪に問われる。

(q) 本州民発案は当該課税に12年という期限を設け、投票によって再度承認されない限り延長不可能とすることで、より高い水準の説明責任を履行する。

これは、新規資金による教育の成果向上を実証するだけの時間を学校に与えるとともに、投票者が継続を希望しない場合にはこの税金を廃止することで納税者を保護するための期間である。

(r) 本州民発案は、California州が史上最悪水準の経済不況からの脱却を目指し苦闘を続ける中で発効する。過酷な環境下でこれを直ちに完全執行した場合、州の財政赤字を解消する取り組みに改善が見られないことを理由に極端な予算削減が継続され、支援が縮小されて学校や児童が本法令に規定される教育投資の効果をもたずして十分享受できなくなる恐れがある。従って、本州民発案は二段階に分けて執行される。当初会計年度4か年(2016-17会計年度末まで)においては資金の30%、つまり約30億ドルを州の教育債その他の債務の返済・償還に充当し、子供たちとその家族、そして地域社会の総合的福祉に不可欠なその他の予算にもほぼ同額を確保する。2017-18会計年度以降、本州民発案は完全執行され、資金の100%が新規資金となり、これを提案第98号またはその他現行のK-12・乳幼児教育プログラム資金の代替として使用することはできない。この段階的アプローチにより、当面は本法令の規定通り資金の70%を学校および早期教育プログラムの資金拡大に費やし、4年経過後には資金の100%、つまり全額を子供たちと我々の将来に対する責務を果たすために使用する。

第3項 目的と意図

California州の州民は、本法令の意図を以下の通りここに宣言する。

(a) 生徒一人当たりの資金増額により学業成績や卒業率を向上させ、就職や大学進学、将来の生活に対する準備を整えることで、チャータースクールを含むCalifornia州の公立学校を強化、支援する。

(b) 早期保育・教育の資金水準を回復させ、不利または危機的な条件下にある子供たちが諸プログラムを利用できるよう質向上および拡大を図ることで、California州の子供たちへの教育を強化、支援する。

(c) 公共教育資金の使途に関する説明責任の徹底と透明性の向上、またその決定過程への地域住民の参加を促す。

(d) 本法令によって創出された歳入が、学校の敷地内で行われるK-12教育活動に使用されることを保証する。また、不利な条件下にある子供たちの早期保育・教育を拡大、強化する。さらに本法令が特に認める特定の状況下では限定的に州財政全般を強化し、教育債務の負担軽減により教育施設への十分な投資を奨励する。

(e) 本法令によって創出された歳入が、既存のK-12教育または早期保育・教育向け資金の代替として使用されないことを保証する。

(f) 州議会が本法令によって創出された歳入を他の目的で借り入れたり転用せず、またその使途について学校関係者に指示しないことを保証する。

第4項 教育法規の第1編第1節に第9.7部（第14800項以下）を以下の通り追加する。

第9.7部 子供たちと我々の将来を担う 学校および早期教育への投資 および債券債務削減法

14800. 本部分は「子供たちと我々の将来を担う学校および早期教育への投資および債券債務削減法」と称され、引用されるものとする。

14800.5. 本部分、ならびに第1編、第1節第6部の第1.8章（第8160項以下）の目的において、以下の定義が適用される。

(a) 「地域教育機関」または「LEA」には、学校区、郡教育事務局、独立した公立チャータースクールの管理理事会、州が直接提供する教育サービス

（California聾学校やCalifornia盲学校を含む）の管理機関が含まれる。

(b) 「K-12学校」または「学校」とは、各LEA管轄区域内の幼稚園から12年生までのいずれかまたはすべての学年の生徒を毎年入学させ、直接教育サービスを提供するチャータースクールや郡学校、特別支援教育学校を含むがこれらに限定されない公立学校を意味する。なお、本部分における「幼稚園」には、予備的幼稚園（TK）も含まれる。

(c) 「早期保育・教育」または「ECE」とは、生後すぐから幼稚園適齢期までの児童の保育および教育推進を目的とした就学前およびその他のプログラムを意味する。これには児童向けの早期保育・教育プログラム

と、保護者や保育者の能力を高め早期保育・教育の改善を目指すプログラムの両方が含まれる。

(d) 2013-14学年度において各校の「在籍者数」とは、2012-13学年度10月の在籍者数として報告された数を、過去3学年度の10月在籍者数の平均増加・減少率に応じて増減させた値である。以降すべての学年度において各校の「在籍者数」とは、第46305項に従って算出された前学年度の月平均有効在籍者数（第46305項に規定されるデータがない場合は前学年度10月の在籍者数）を、過去3学年度の当該在籍者数の平均増加・減少率に応じて増減させた値である。

各LEAの在籍者数は、当該LEA管轄区域内のすべての学校の在籍者数の合計である。また州全体の在籍者数は、すべてのLEAの在籍者数の合計である。

(e) 「教育プログラム」とは、生徒の学業成績や卒業率の向上、就職や大学進学、将来の生活に対する準備を目的とし、当該学校を管轄するLEAの管理理事会が公聴会で承認したK-12学校敷地内での以下のような支出を意味する。

(1) 美術、体育、科学、技術、工学、数学、歴史、公民、財務会計、英語、外国語、および職業技術分野の教育。

(2) クラス規模の縮小。

(3) カウンセラーや図書館員、在学看護師、その他のサポート部門を含む学校職員の拡充。

(4) 授業時間や通学年数の延長、サマースクール、就学前教育プログラム、放課後課外指導プログラム、宿題支援による追加学習。

(5) 英語学習者や低所得世帯の児童、特別支援対象児童に対する社会的支援および学習支援の追加。

(6) 批判的思考能力および創造性を育成する代替教育モデル。

(7) すべての児童の学業成就という目的において、学校にとっての最大のパートナーとなる保護者との緊密なコミュニケーションおよび関係強化。

(f) 「CETF資金」とは、歳入課税法規の第17041.1項に従ってCalifornia州教育信託基金（CETF）に入金された資金、ならびに初期配分保留中の資金から発生したすべての利息、再配分保留中の回収資金から発生したすべての利息を意味する。

(g) 「教育長」とは、公立学校教育長を意味する。

14801. (a) California州教育信託基金（CETF）をここに設置し、州財務省の管理下に置く。CETF資金は同基金に預託・保管され、政府法規の第13340項に関わらず、本法令に規定される目的にのみ、会計年度によらず連続して充当される。

(b) California州教育信託基金に移行または同基金から配分されたCETF資金は、California州憲法第XIII B条の目的において制限対象の充当金の一部とは見なされない。CETF資金は本法令の目的においてのみ預託・保管され、一般財源歳入または税収とは見なされず、従ってCalifornia州憲法第XVI条第8項に規定される計算には含まれず、第IV条第12項および第XVI条第20項の条項にも拘束されない。

(c) CETF資金は本法令の規定に従ってのみ配分および使用され、本法令が明確に承認する以外の管理費の支払いには使用されないものとする。その他のいかなる法的条項にも関わらず、CETF資金は第14813項におい

て明示的に許可された場合を除くいかなる目的または時期においても、一般財源またはその他の基金、人物、組織に送金または融資されないものとする。

(d) CETFからLEAおよび教育長に配分されたCETF資金は、2012年11月1日時点で公立のK-12学校および早期保育・教育向けに確保された州および地方、連邦資金を補完するものである。従って、同日時点で当該目的のために存在し、物価の変化に伴って(連邦資金についてはその全体的な可用性低下に伴って)修正された州および地方、連邦各レベルでの人頭割資金を置き換えまたは代替する目的で使用してはならない。

K-12教育制度および早期保育・教育プログラムの支援目的でCETF以外の基金から充当された金額は、憲法における義務規定の有無を問わず、本法令に従って配分された資金を理由に減額されないものとする。

14802. (a) 財政監視委員会をここに設置し、すべてのCETF資金の配分および使用に対する監視および説明責任を課す。同委員会は、監査官および州監査役、財務長官、司法長官、財務局長で構成される。財政監視委員会は、CETF資金が本部分の規定に厳格に準拠して配分され、また本部分に規定される目的にのみ使用されるよう保証する責任を負う。

(b) その他のいかなる法的条項にも関わらず、財政監視委員会および監査官、教育長がCalifornia州教育信託基金の管理のために負担した実費はCETF資金から支払われる。ただし、かかる費用は同基金によって任意の3年間に徴収された全歳入の1%の10分の3を超過しないものとし、年間平均は1%の10分の1を限度とする。2016-17会計年度末までは、本項で承認された費用の30%が第14802.1項に従って提供された暫定支援基金から差し引かれ、本項で承認された費用の60%が第14803項に従って確保されたK-12資金から差し引かれ、本項で承認された費用の10%が第14803項に従って確保されたECE資金から差し引かれる。以降は、本項で承認された費用の85%が第14803項に従って確保されたK-12資金から差し引かれ、15%が第14803項に従って確保されたECE資金から差し引かれる。

(c) 財政監視委員会は、本法令に定められた義務の履行に必要とされる有事規制を含む規制を採用することができる。

14802.1. (a) 監査官は、2016-17会計年度末までCETF資金の30%を本項の規定に従って配分し、その残余を第14803項および14804項、14805項、14806項、14807項に従って配分する。以降はすべてのCETF資金を第14803項および14804項、14805項、14806項、14807項に従って配分する。

(b) 2016-17会計年度末まで、第14803項における「CETF資金」とは第14803項および14804項、14805項、14806項、14808項に従って配分されるCETF資金の70%を指し、「暫定支援基金」とは本項に従って配分されるCETF資金の30%を指す。

(c) 監査官は2016-17会計年度末まで、四半期ごとにワラントを買い戻し、第14813項により設置された教育債減債基金に暫定支援基金を配分して、同項に基づく資金配分を行う。

14803. (a) 監査官は、本法令の発効日以降最初の

2会計年度中はCETF資金の85%をK-12学校のため地域教育機関向けに、そしてCETF資金の15%を早期保育・教育プログラムのため教育長向けに、それぞれ本法令に規定された金額および方法に従って確保するものとする。

これらの資金から第14802項細目(b)に従い実費を差し引いた金額が、第14804項における「利用可能な歳入」と見なされる。

(b) 資金の大幅な変動を避け安定性を維持するため、本法令の発効日以降最初の2会計年度が経過した後の各会計年度において、CETF資金は以下の通り配分される。

(1) (A) 2015-16会計年度以降、2017-18会計年度以外のすべての会計年度においては、財政監視委員会が会計年度初頭にCalifornia州の過去5年間の一人当たり個人所得平均成長率を決定し、直前の会計年度中にCalifornia州教育信託基金からLEAおよび教育長に配分されたCETF資金に対し当該成長率を適用する。

(B) 2017-18会計年度に限り、第14802.1項細目(a)に規定された暫定支援基金からK-12学校およびECEプログラム向け資金完全執行への移行のため、財政監視委員会が会計年度初頭にCalifornia州の過去5年間の一人当たり個人所得平均成長率を決定し、直前の会計年度中にCalifornia州教育信託基金からLEAおよび教育長に配分されたCETF資金の1.429倍の金額に対し当該成長率を適用する。

(2) パラグラフ(1)に従って決定された金額から第14802項細目(b)に従い実費を差し引いた金額が第14804項における「利用可能な歳入」と見なされ、直後の会計年度においてLEAおよび教育長に対し四半期ごとに配分可能となる。

(c) 利用可能な歳入を超過したCETF資金は、第14813項に従って当該会計年度末に配分される。

(d) LEAに配分されたすべてのCETF資金は、LEAによって受給後1年以内に使用されるものとする。ただし、LEAはこれらの資金の10%を上限として翌学年度に繰り越すことができる。財政監視委員会は、当初の1年間に使用されなかった資金、および繰り越し後翌年中に使用されなかった資金を回収する。回収されたすべての資金は利用可能な歳入と見なされ、その他の利用可能な歳入に組み込まれて、第14804項に従い再配分される。

14804. (a) 監査官は、早期保育・教育プログラムおよびその支援を目的とし、第6部の第1.8章(第8160項以下)に規定された方法および金額に基づき四半期ごとにワラントを買い戻して利用可能な歳入の15%を教育長に配分する。

(b) 監査官は四半期ごとにワラントを買い戻して利用可能な歳入の85%を各LEAに配分し、この資金は第14805項から14807項に従って監査官が算出した金額に基づいて各LEA管轄区域内にある各K-12学校向けに確保される。

(c) 本項および第14802.1項、14803項、14805項、14806項、14807項は自動発効し、その施行にあたり法的措置は不要である。CETF資金および暫定支援基金の配分は遅延してはならず、また、California州憲法第IV条第12項に規定される州議会および州知事による年間予算案の不成立、あるいは州議会および州知

事によるその他何らかの作為または不作為による影響を受けることがあってはならない。

14805. 監査官は、第14804項細目(b)に従い四半期ごとにLEAに配分された利用可能な歳入のうち70%を、生徒数割教育プログラム助成金として配分する。各LEAに配分される教育プログラム助成金の口数と規模、ならびに各LEAの管轄区域内にあるK-12学校向けに確保される教育プログラム助成金の口数と規模は以下の通りである。

(a) 監査官は、州全体に共通する生徒数割助成金を、幼稚園から3年生(「K-3助成金」)、4から8年生(「4-8助成金」)、9から12年生(9-12助成金)の各学年グループに対して設置するものとする。

(b) この統一助成金は、3つの各学年グループにおける州全体の在籍者数に基づくものとし、生徒一人当たりの4-8助成金額は生徒一人当たりのK-3助成金額の120%、生徒一人当たりの9-12助成金額は生徒一人当たりのK-3助成金額の140%とする。

(c) 各LEAは、幼稚園から3年生の在籍者と同口数のK-3助成金、ならびに4から8年生の在籍者と同口数の4-8助成金、9から12年生の在籍者と同口数の9-12助成金を受給する。

(d) これらの生徒数割助成金はそれぞれ、当該LEAの助成金受給資格の根拠となる在籍者数を有する各K-12学校専用確保される。

(e) 細目(a)および(b)に規定される学年グループ間の調整は、各K-12学校の在籍者数に応じ生徒数割で平等に配分される教育プログラム資金における唯一の例外的措置である。

14806. 監査官は、第14804項細目(b)に従い四半期ごとにLEAに配分された利用可能な歳入のうち18%を、低所得層向けの生徒数割助成金として配分する。各助成対象LEAに配分される低所得層向け生徒数割助成金の口数と規模、ならびに各LEAの管轄区域内にあるK-12学校向けに確保される低所得層向け生徒数割助成金の口数と規模は以下の通りである。

(a) 監査官は低所得世帯の児童に教育追加支援を提供すべく、連邦法であるRichard B. Russell全国学校給食法および同じく連邦法である1966年児童栄養法(「給食無料支給対象児童」)を執行するため米国農務省が制定した所得資格ガイドラインに従い、州内の全K-12学校で給食の無料支給対象と見なされた在籍者数の合計に基づき、州規模の生徒数割統一助成金(「低所得層向け生徒数割助成金」)を設置する。

(b) 各LEAは、給食無料支給の対象となる児童の数と同口数の低所得層向け生徒数割助成金を受給する。

(d) これらの低所得層向け生徒数割助成金はそれぞれ、当該LEAの助成金受給資格の根拠となる給食無料支給対象児童数を受け入れた各K-12学校専用確保される。

14807. 監査官は、第14804項細目(b)に従い四半期ごとにLEAに配分された利用可能な歳入のうち12%を、研修およびテクノロジー、教材向け助成金に生徒数割で配分する。各LEAに配分されるこれらの助成金の口数と規模、ならびに各LEAの管轄区域内にあるK-12学校向けに確保される助成金の口数と規模は以下の通りである。

(a) 監査官は、州内の全K-12学校の在籍者数合計に基づいて州全体に共通する生徒数割助成金(「研修およびテクノロジー、教材向け助成金」または「3T助成金」)を設置し、K-12学校職員の指導技能向上および最先端のテクノロジー、教材の導入を支援する。

(b) 各LEAは、その在籍者数と同口数の3T助成金を受給する。

(d) これらの生徒数割3T助成金はそれぞれ、当該LEAの助成金受給資格の根拠となる在籍者数を有する各K-12学校専用確保される。

14808. (a) 細目(c)パラグラフ(2)に規定される限られた例外を除き、LEAが第14805項および14806項、14807項に従って受給する資金は、第14805項細目(d)、ならびに第14806項細目(c)、第14807項細目(c)に従ってそれぞれ確保された同資金の対象である当該K-12学校においてのみ使用または負担できるものとし、本項で承認される目的にのみ使用されるものとする。

(b) 教育プログラムおよび低所得層向けの助成金は、教育プログラムのほか、任意の学校が受給する3T助成金額の200%を限度とし、3T助成金に許可された任意の用途に充当できる。3T助成金は、最先端の教材やテクノロジーの導入、ならびに児童の学業成績・卒業率向上や就職・大学進学・生活準備につながる形での学校職員の技能強化にのみ使用できる。

(c) (1) パラグラフ(2)で明確に規定される場合を除き、第14805項から14807項に従って受給したすべての資金は、K-12学校の敷地内で直接提供されるサービスや資材にのみ使用されるものとし、学校およびその生徒に対し物理的に提供されないサービスや資材、ならびに学校の現場で物理的に業務に参加するかまたは生徒とともに過ごす時間が勤務時間の90%に満たないフルタイムの職員、すべての職員において物理的に学校の現場で業務に参加するかまたは生徒とともに過ごす以外の時間、LEAが負担した直接的または間接的な管理費には使用されないものとする。

(2) (A) 各LEAの管理理事会は、本部分に規定される市民集会および監査、予算、報告に関する要件に従って実費をまかなうのに十分な金額を、受給したすべての生徒数割助成金からそれぞれ同じ割合で留保することができる。このような目的において留保された資金は任意の2年間に受給した助成金額合計の2%を超過しないものとし、年間平均は1%を限度とする。

(B) 学校の敷地外で学校職員に提供される技能向上プログラムの費用は、学校の敷地内においてまたはその生徒に対して提供されるサービスに必要な技能の強化に特化したものである場合、かつかかるプログラムを学校敷地内よりも敷地外で提供した方が費用効率が高い場合において、これらの生徒数割助成金でまかなうことができる。

(d) CETF資金は、職員または職務分野に対する給与や福利厚生を、2012年11月1日時点で当該職員または職務分野に適用される給与や福利厚生を超過する水準へと拡大するために使用されてはならない。ただし、本法令によって部分的または全体的に資金を得ている役職については、管理理事会による承認を経て、同校の同様の職務を担うその他の従業員に適用されているものと同水準の給与や福利厚生の拡大をパートタイム、フ

ルタイムの別に応じて適用し、CETF資金でまかなうことができる。

14809. 財政監視委員会はLEAに対する四半期ごとのCETF資金配分から30日以内に、資金を受給したすべてのLEAのリスト、ならびに各LEA内の各校に対し第14805項および14806項、14807項に明記された資金カテゴリー用に確保された金額のリストを作成する。同委員会はこのリストを然るべき場所でオンライン公開し、教育長はこのオンラインリストへのリンクを教育長インターネットウェブサイトのホームページ上のわかりやすい位置に掲載する。

14810. 学校管轄区域を有するLEAの管理理事会を除き、州議会および州知事、その他の州または地方行政体のいずれも、学校におけるCETF資金の用途を指示することはできない。かかる決定については各LEAの管理理事会が単独の権限を有するが、以下を条件とする。

(a) 管理理事会は毎年、学校敷地内またはその近隣において生徒の保護者および教員、学校管理者、その他の職員、生徒（「学校関係者」）を必要に応じて参加させる市民公開会議を開催し、これに直接参加または適切な代表者を派遣して、当該学校におけるCETF資金の用途およびその理由について意見を求めるものとする。

(b) 同会議を受け、LEAまたはその適切な代表者はCETF資金の用途に関する提案書を作成し、学校敷地内またはその近隣において第2回市民公開会議を開催して、学校管理者がLEAの提案に対し意見を述べる機会を設けるものとする。

(c) 管理理事会は、CETF資金の用途に関する意思決定の過程において、学校関係者全員が書面またはオンラインで意見を提出する機会を与えられることを保証する。

(d) 管理理事会は毎年の資金用途決定の際、同理事会が提案するCETF資金からの支出が教育の成果の向上にどう貢献するか、ならびに成果の達成状況を同理事会がどのように評価するかを市民集会の場およびオンラインで説明するものとする。

14811. (a) CETF資金の受給条件として各LEAは同資金の受給および使用を目的とする専用口座を開設し、同口座はCalifornia州教育信託基金口座として明確に識別されるものとする。また、各LEAは、資金の配当および使用を第14805項から第14808項に従い同口座においてのみ行うものとする。

(b) 学校区には、CETF資金が本部分の規定に従って適切に配分および使用されていることを確認、検証するため、その他すべての法的要件に加え、独立した機関による財政監査および遵守監査が義務付けられている。この要件は、学校区に対する監査指針要件に追加されるとともに、毎年第14504項に従って監査官により審査および監視される監査報告に含まれるものとする。

(c) LEAは、管轄区域内の各校におけるCETF資金の詳細な用途、ならびに第14810項に従って学校関係者に通知された当該支出の目的、当該目的の達成状況について、各学年度末より60日以内に明確かつ透明性の高い報告書を作成し、自らのインターネットウェブサイトに掲載するものとする。教育長は、LEAによる掲載後2週間以内にそのリンクを自らのインターネットウェブサ

イトに掲載し、地域住民や研究者が州内のこれらすべての報告書にアクセスできるようにする。

14812. (a) 2012-13学年度よりCETF資金の受給条件として、本法令に従い資金を受給する各LEAの管理理事会は、当該会計年度の予算上の受給額・支出を前会計年度における同校の実際の受給額・支出と比較できるように、LEAの管轄区域内にあるすべての学校の予算を作成しオンライン公開するものとする。また、教育長のインターネットウェブサイトでは、地域住民や研究者が州内の2012-13学年度以降すべての新旧学校予算にアクセスできるリンクを提供するものとする。同予算には各校で使用されるすべての資金の財源および金額が含まれるものとし、これには本法令に規定された資金および財源ごとの資金の用途が含まれるが、これに限定されるものではない。同予算は教育長が採用および承認した統一形式で作成され、支出の報告は、合計額の生徒数割のほか教員平均給与、ならびに指導、指導支援、管理、維持などの重要項目ごとに行われるものとする。州教育省は、学校区および学校間の支出を統一された方法で比較できるように、各学校区および学校が適切な項目ごとに統一形式で支出を報告することを義務付けている。同予算には学校従業員の人数や種類、年功のほか実際の給与や福利厚生を記した人件費の情報が含まれるが、これには個人を特定する情報は含まれない。California州教育信託基金から資金を受給する各K-12学校は、第64001項細目(d)、(f)、(h)の基準を実質的に満たすよう、個別の学校計画にこれらの資金について扱う項を別途設けるものとする。

(b) California州教育信託基金から配分される資金は、現在州および地方、連邦のその他の財源からまかなわれているものに加え、さらなる支援やプログラムを児童に提供することを意図するものである。2013-14会計年度以降、LEAは、管轄区域内の学校において少なくとも2012-13会計年度の生徒一人当たり支出と同額の生徒一人当たり支出が本法令に規定される以外の資金から確保されるよう妥当な努力を払うものとし、これを「維持努力目標」と称する。細目(a)で各校に義務付けられた統一形式の予算には、本法令に規定される以外のすべての財源によりまかなわれた2012-13会計年度における各校の生徒一人当たり支出、ならびに当該学校が毎年維持努力目標を達成した場合の現在の会計年度における同支出の予測値が明確に記載されるものとする。任意の年度においてLEA管轄区域内のいずれかの学校が維持努力目標を達成できなかった場合、当該LEAは当該学校の予算報告においてその理由を説明するとともに、第14810項に従い学校敷地内またはその近隣において開催される公開会議で議題に挙げるものとする。また、同会議においてLEA担当職員は、当該学校における維持努力目標の不達成理由、ならびに目標不達成による児童およびその家族への悪影響を回避するためのLEAからの提案事項を説明する。

14813. (a) 第14802.1項細目(a)に従って配分された資金、ならびに第14803項に基づく財政監視委員会の判断により利用可能な歳入と同委員会および監査官による払い戻し可能な実費の両方を超過しているとされたCETF資金については、監査官がこれを州財務省の管理下に設置された教育債減債基金に四半期ごとに移行する。教育債減債基金は同基金に預託・保管され、

政府法規の第13340項に関わらず、本項に規定される目的にのみ、会計年度によらず連続して充当される。

(b) 教育債減債基金の資金は、(1)未就園児教育から大学までの学校施設の建設または改築、修繕、建て替え、かかる学校施設への設備や機器の配置、不動産の取得またはリースなどを目的として州が発行する、または発行した債券(「学校債」)、あるいは(2)州が児童病院またはその他の一般財源債として限定的に発行する、または発行した債券(細目(c)が認める範囲)を翌会計年度に償還させるための債務返済または清算、無効化にのみ使用されるものとする。

(c) 監査官は、教育債減債基金に移行された資金から、当該年に財務局長の指示により一般財源からまかなわれた学校債または児童病院その他一般財源債債務の返済費用相殺、あるいは学校債または児童病院その他一般財源債の清算または無効化に必要な金額を支出削減の一環として一般財源に移行する。ただし、教育債減債基金の資金は、監査官が当該年に一般財源からまかなわれた学校債債務残高の返済費用全額を財務局長の指示に基づいて払い戻さない限り、当該年における児童病院その他一般財源債債務の返済費用相殺、あるいは児童病院その他一般財源債の清算または無効化には使用されないものとする。上記に則って移行された資金は、California州憲法第XVI条第8項の目的において、California州憲法第XIII B条に従い充当された一般財源税収の一部とは見なされない。

14814. (a) 財政監視委員会は各会計年度末より6か月以内にCalifornia州教育信託基金に対し独立機関による監査の実施を指示し、監査報告書全文および監査結果を単純明快にまとめた要約の両方を州議会および州知事に提出、ならびに財政監視委員会のインターネットウェブサイトにはわかりやすく掲載するとともに、教育長のホームページに報告書へのリンクを明確に表示する。同報告書には、第14811項の細目(c)に規定された全LEA対象の報告書要件に基づいて各LEAの各校における資金の使途およびLEAの当初の目標と達成された結果が記載され、歳入課税法規の第17041.1項に従って行われた個人所得税増額によるすべての税収に関する情報、ならびに当該税収のCalifornia州教育信託基金への移行の全記録、各LEAおよびその管轄区域内の各校が当該年にCalifornia州教育信託基金から受給した資金額に加え、全体の要約が含まれるものとする。

(b) 教育長は財政監視委員会と協議の上、監査報告書において必要な情報が統一された形式で報告されるよう書式または形式を指定し、各LEAおよびECE提供者に提供する。

(c) 資金が賢明に使用され本法令の趣旨がその使途に反映されるよう、年次監査の実施費用ならびに必要な報告書の作成および配布、収集費用は財政監視委員会によって決定される。かかる費用は、第14802項細目(b)に従いCETF資金から実費が支払われる項目に含まれるものとする。

(d) 年次監査の実施および報告過程において独立監査機関は、財政監視委員会またはその代理人、あるいはLEAによる本法令への違反が疑われる資金の配分または使途について速やかに司法長官および一般に報告するものとする。

(e) 第14803項および14804項、14805項、14806

項、14807項により資金の充当や配分の責任を負う担当職員は、これらの項に明記された通り各LEAおよび各校に対し資金を生徒数割で充当および配分することを故意に怠った場合、刑法第425項の細目(b)に従って重罪に問われ、司法長官による訴追の対象となるか、当該司法長官が速やかに対応しかねる場合は任意の郡の司法長官による訴追の対象となる。司法長官、または当該司法長官が対応しかねる場合任意の郡の司法長官は、第14803項および14804項、14805項、14806項、14807項に反する資金の充当や配分について迅速に調査し、刑事上の処罰および迅速な差し止めによる救済を求めるものとする。

第5項 教育法規第46305項を以下の通り改正する。

46305. 小学校や高等学校統一学校区、ならびに独立のチャータースクール郡教育事務局、州立学校は、教育省が指定する書式に則り、毎月第3水曜日時点の有効在籍者数および毎月第3水曜日における実際の出席者数、また、かかる日が学校の休日に当たる場合はその直前の授業日における有効在籍者数および実際の出席者数を含め、必要とされるすべての出席データを公立学校教育長に報告するものとする。人数計数日における「有効な在籍者数」とは、当該日以降の退学者数合計を差し引いた値である。学年度最初の授業日時点で学校区の通常の授業日に在籍している生徒数にそれ以降すべての在籍者を加え、当該学年度の初日または本項に規定される人数計数日直前の授業日のいずれか遅い方の日付から人数計数日までに1日も出席しなかった生徒数を差し引いた値である。教育長は、本項の執行に伴う地域教育機関の管理業務を低減するため、必要に応じデータ収集日やその方法を修正することができる。

第6項 教育法規の第1編、第1節第6部に第1.8章(第8160項以下)を以下の通り追加する。

第1.8章 乳幼児教育の水準向上 および拡大プログラム

第1条 一般条項

8160. 本章を通じ、以下の定義が適用される。

(a) 「早期保育・教育」または「ECE」とは、州営または州助成による就学前教育や児童保育、また生後すぐから幼稚園適齢期までの児童を対象としたその他の州営または州助成による早期保育・教育プログラムを指し、これにはCalifornia州児童家族信託基金によってその全体または一部がまかなわれるプログラムが含まれるが、これに限定されるものではない。ECEプログラムが州基金のみによって提供される場合以外に言及される「ECEプログラム」とは、当該プログラムの州基金でまかなわれる部分を意味する。

(b) 「ECE提供者」または「提供者」とは、ECEプログラムを提供する法的権限を与えられた人物または機関を指す。

(c) 「承認範囲」とは、ECE提供者が本章の条項に基づいてプログラム資金の申請を行い、受給を認められ

る範囲を意味する。

(d) 「払い戻し単価」とは、ECE提供者がECEサービス提供に伴う費用をまかなうため、受給資格を有する世帯の代理として州基金から受領する児童一人当たりの金額を意味する。

(e) 「ECE資金」とは、第14803項および第14804項に従い早期保育・教育に配分された資金を指す。

(f) 「SAE資金」とは、第8161項細目(b)に従いECEプログラムの強化、拡大のために確保された資金を指す。

(g) 「危機的条件下にある児童」とは、低所得の実家家族または低所得の養育家族、低所得のグループホームの下で生活し、かつ(1)児童保護サービスによる養護または照会を受けている、あるいは(2)その若年保護者自らが養護対象である、(3)その他虐待または放置、児童労働搾取を受けている、あるいは虐待または放置、児童労働搾取のリスクにさらされている可能性がある児童を意味し、その詳細については教育長が定義する。

8161. ECE資金は毎年教育長に配分され、以下の用途が適用される。

(a) ECE資金はその23%を上限とし、以下の通り配分されるものとする。

(1) 既存のECEプログラムに3億ドル(\$300,000,000)を投入。これを2009-10会計年度から2012-13会計年度にかけ各ECEプログラムに適用された削減資金額に比例して配分し、2008-09会計年度の資金水準まで回復させる。ただし、以下を条件とする。

(A) この回復措置は、対象児童数の減少または払い戻し単価の低下、契約金額の低下、貸付契約件数の減少など、その要因が何であるかを問わずすべての減額に対して平等に適用される。

(B) 教育長はこの資金回復に必要とされる限りにおいて、州社会福祉省またはその後継機関に資金を配分するものとする。

(C) 教育長および州社会福祉省が、承認範囲の不足により資金が回復不可能との判断で合意した場合、当該資金を利用して、第8168項細目(b)に従い設定された払い戻し単価基準値が引き上げられる。

(2) 州社会福祉省コミュニティケア審査管理局またはその後継機関に500万ドル(\$5,000,000)を支給し、2013年7月1日までに教育長と州社会福祉省またはその後継機関の間で合意された条件に基づいてECE提供者の認可審査頻度を2011-12会計年度水準以上に引き上げる。

(3) 第8171項に規定されたデータベースの開発、導入に最大1000万ドル(\$10,000,000)を投入し、州のECEプログラムを利用した児童の教育的発達状況を追跡する。

(4) 第4条(第8167項以下)に規定された早期学習水準評価・向上システム(「QRISシステム」)の開発、導入、維持に4000万ドル(\$40,000,000)を投入する。本項に規定される資金は提供者への払い戻し単価またはその他の報酬の引き上げに使用されず、あくまでECE提供者の評価および技能開発、コミュニティカレッジなどの質の高い訓練員が提供するECE技能開発プログラムの改善および拡大、データの管理分析、ECE提供者によって達成された教育水準に関する情報公開といったシステムの構築、導入、評価に使用されるものとする。

(5) パラグラフ(1)から(4)に規定された金額は、本項

の制定日における第42238.1項細目(b)の規定に従って計算されたインフレーション調整に基づき毎年調整される。

(6) ECE資金がパラグラフ(1)、(3)、(4)の要件を満たすのに不十分であった年度においては、これらのパラグラフで規定された金額は比例方式で減額される。

(b) 教育長は、細目(a)に規定された資金回復およびシステム改善資金配分後のECE資金残高(第8160項細目(f)に基づき「SAE資金」と称される)を、本章に規定されたECEプログラムの強化、拡大に使用するものとする。

(c) 教育長に配分されたECE資金は、教育長がこれを受領してから1年以内に本章が規定する目的において使用されるものとする。すべての未使用資金は第14802項に従って設置された財政監視委員会により毎年回収され、ECE資金の一部となって本章の規定に従い再配分される。

8162. (a) 連邦法の規定による場合を除き、本章の規定に従って配分された資金により策定または改善、拡大されたECEプログラムを含むがこれに限定されないあらゆるECEプログラムの利用資格は、毎年各児童によるプログラム利用登録時点で確立される。各児童は登録以降当該年度末までプログラムの利用資格を有すると見なされ、翌年度以降の利用資格については毎年新たに確立することができる。

(b) 2013-14会計年度以降、一般財源から一定の割合で行われるECEプログラムへの年次充当は、本法令に従って配分された資金を理由として、2012-13会計年度における一般財源歳入からECEプログラムへの充当率を下回る水準まで減額されることはないものとする。

8163. 教育長はSAE資金を以下の通り配分するものとする。

(a) SAE資金の25%は、生後すぐから3歳までの児童を対象とし、本細目に従って以下の通り配分される。

(1) SAE資金はその1%を上限とし、18か月未満の児童を対象とする契約グループケアプログラムの払い戻し単価を第8168項細目(b)に従い設定された払い戻し単価基準値まで引き上げるのに使用される。

(2) SAE資金はその2½%を上限とし、払い戻し単価を承認範囲内で2012-13会計年度水準以上に引き上げるのに使用される。この引き上げは生後すぐから3歳までの児童を対象とするECEプログラムおよび提供者に対しQRISシステムによって提供される補完措置を通じて行われ、かかる補完措置とは、QRISシステムに基づき当該プログラムまたは提供者の質的基準を改善する、または当該プログラムまたは提供者が第8168項細目(b)に従い設定された質的基準値を上回るQRIS質的基準をすでに満たしていることを証明するものである。

(3) SAE資金の21と2分の1%は、第2条(第8164項)に従って策定されたCalifornia州就学前早期教育プログラムに配分される。また、本パラグラフに基づいてCalifornia州就学前早期教育プログラムに配分されたSAE資金の35%以上は、第8164項細目(d)に従い保護者や保育者の能力を強化する目的でのみ使用される。

(b) SAE資金の75%は、第3条(第8165項以下)の規定に従い、3歳から5歳の児童を対象とする就学前教育プログラムの拡大、強化に使用される。

(c) SAE資金はその3%を上限とし、州が負担した管理

費に使用される。

(d) SAE資金からECE提供者が受給する金額はその15%を上限とし、適切なプログラム用施設の再利用や改築、増築、維持、賃貸、リース費用に使用される。また、教育長は各施設におけるSAE資金の適切な使用を監視および構造化するため、必要な規制を發布する。

第2章 California州就学前早期教育プログラム

8164. 教育長は第8163項細目(a)の paragraph (3)に従って配分された資金を使用してCalifornia州就学前早期教育プログラムを開発および実施し、生後すぐから3歳までの児童を対象とする保育・教育を以下の通り拡大する。

(a) 本プログラムは教育長による現行の規制・管理に拘束し、かつ合衆国法典第42編第9840a項により策定された連邦就学前早期教育プログラムをモデルとするものである。教育長は第8167項に規定される早期学習諮問委員会(ELAC)と協議の上、California州就学前早期教育プログラムが少なくとも2011年11月時点で連邦就学前早期教育プログラムの内容および質に適用されているすべての基準および要件に準拠したものであることを保証する。また、教育長は、以降新たに定められる連邦就学前早期教育プログラムの基準および要件を自らの裁量において採用することができる。

(b) California州就学前早期教育プログラムに使用されるべき資金は、生後すぐから3歳までの児童を対象とする州または連邦のその他のプログラムに現在充当されている資金を補完する目的で使用されてはならない。

(c) 教育長は、2011年11月時点で連邦就学前早期教育プログラムに適用されているものと同じ利用資格基準を採用するものとする。ただし、利用登録においては第8160項細目(g)の paragraph (1)で定義される危機的条件下にある児童が最優先され、次に第8160項細目(g)の paragraph (2)で定義される危機的条件下にある児童、その次に第8160項細目(g)の paragraph (3)で定義される危機的条件下にある児童が優先されるものとする。

(d) California州就学前早期教育プログラムでは、認可を受けたセンターおよび家族・児童ケア施設における質の高いグループケア提供のほか、California州就学前早期教育グループケアサービスの利用登録をしていない児童のための家族および保育者向けサービスを提供する。これらのサービスは生後すぐから3歳までの児童保育を担う保護者および保育者の能力強化を目的とし、グループケア環境または各家庭における当該乳幼児の保育や教育、保健衛生の改善を図るものである。これには連邦またはCalifornia州の就学前早期教育グループケアの利用登録児童の家族に提供されるサービスが含まれ、具体的には任意自宅訪問や早期発達検査および介入、家族および保育者向けリテラシープログラム、保護者および保育者向け訓練が含まれるがこれらに限定されるものではない。また、本細目に従って提供される保育者向けの各種プログラムのうち、認可を免除されるサービス提供者、すなわち家庭内または友人、隣人を対象とするプログラムが優先される。

(e) 教育長はELACと協議の上、細目(d)に基づいて提供されるサービスに対し、連邦就学前早期教育プログラムの基準および訓練計画を組み込んだ質的基準を

設定する。また教育長は、同様のプログラムを運営するその他の公共機関と連携し、これらのプログラムに共通した統一基準の設定を保証する。

(f) California州就学前早期教育資金を使用して、生後すぐから3歳までの児童を対象とする既存のECEプログラムの利用児童数拡大を図ることも可能である。ただし、当該プログラムが細目(a)および(e)に規定された質的基準を満たし、かつ当該児童が細目(c)の利用資格基準を満たしていることを条件とする。

(g) California州就学前早期教育資金により設置された州内の全グループケアスペースのうち少なくとも75%において、全日・通年ケアを提供するものとする。

第3条 就学前教育プログラムの強化、拡大

8165. (a) 第8163項細目(b)に従って3歳から5歳の児童を対象とする就学前教育プログラムの強化、拡大のために配分されるSAE資金は、以下の通り配分される。

(1) SAE資金はその8%を上限とし、払い戻し単価を承認範囲内で2012-13会計年度水準以上に引き上げるのに使用される。この引き上げは3歳から5歳の児童を対象とするECEプログラムとその提供者に対しQRISシステムによって提供される補完措置を通じて行われ、かかる補完措置とは、QRISシステムに基づき当該プログラムまたは提供者の質的基準を改善する、あるいは当該プログラムまたは提供者が第8168項細目(b)に従い設定された質的基準値を上回るQRIS質的基準をすでに満たしていることを証明するものである。

(2) SAE資金の残余67%以上は、QRISシステムで設定された最高水準の質的評価2つを満たす認可済みまたはK-12制プログラムの一環である、3歳から5歳児向けの質の高い就学前教育プログラムの利用児童数拡大にも使用することができる。

州全体に共通するQRISが設定され有意数のプログラムの質的評価が実現するまでの間、教育長は、本細目が規定する高い質的基準を満たしうると判断されるプログラムにこの拡大資金の使用を承認する暫定規制を發布することができる。かかるプログラムには、地方または地域の既存のQRISシステムにおける上位2段階に該当する評価を受けたプログラム、あるいは全国的に通用する質的認定を受けたプログラム、予備的幼稚園

(TK)に適用される質的基準を満たすプログラムが含まれるが、これに限定されるものではない。QRISプログラム基準は2014年1月1日までに設定および公表されるものとする。また、教育長による暫定規制に基づき有資格と見なされた提供者は、新システムにおける評価を優先的に受けることができる。

暫定規制は2015年1月1日をもって廃止され、暫定的に認可を受けた提供者が資金を維持するには、設定されたQRISプログラム基準に基づいて2017年1月1日までに認可を受ける必要がある。

(3) Paragraph (2)に従って新たに設置された州内の全スペースのうち少なくとも65%において、本章の規定のみに従い、あるいは2つ以上の財源を組み合わせ授業日および放課後、夏期に実施される各種課外指導プログラムを統合することにより、全日・通年サービスを提供する。

(b) 当該プログラムの利用登録を行った学年度の9月

1日時点で3歳または4歳であり幼稚園入園資格が発生していない児童は、「3歳から5歳の児童」と見なされ、細目(a)パラグラフ(2)に従って資金を受給するプログラムの利用資格を有する。

8166. (a) 教育長は米国国勢調査局のデータを使用し、California州全体を網羅する各地区の所得順位に基づいて最低所得地区をはじめとし徐々に所得上位の地区へと、第8165項細目(a)のパラグラフ(2)に従って配分される資金（「就学前教育拡大資金」）全額を以下の通り配分する。

(1) 教育長は、平均世帯所得、ならびに郵便番号またはこれに類する地理的単位によって定義された地区に基づき地区リストを作成する。なお、本項を通じ、「地区」とは地区リストに使用される郵便番号またはこれに類する地理的単位を意味する。教育長はECEの可用性に関する可能な限りのデータを活用し、就学前教育拡大資金の対象年齢にあり、かつECEプログラムまたは予備的幼稚園(TK)プログラムを現在利用できていない児童が居住する地区および学校区を毎年特定する。

(2) 教育長は、各郵便番号またはこれに類する地理的単位について、利用資格を有しながら現在未登録の児童数を特定し、当該郵便番号またはこれに類する地理的単位内の学校区、ならびに認可を受けた家族・児童ケア施設教育ネットワーク（「認可済みネットワーク」）、認可済みセンターを拠点とするECE提供者、連邦就学前早期教育プログラムまたはその他の連邦ECEプログラムの提供者（「連邦プログラム提供者」）に対し、かかる児童にサービスを提供するためのプログラム拡大が認められる旨を通知し、就学前教育拡大資金の申請を募集する。資金の受給資格は、資格通知直後の学年度における対象児童へのサービス提供の意図および能力を有する申請者に認められる。

(3) 同一の郵便番号またはその他の地理的単位内で申請者間の資格が同等である場合は、認可済みネットワーク、および認可済みセンターで提供されるECEプログラム、連邦プログラム提供者が優先される。教育長は共同申請を優遇することにより、対象エリアの学校区や認可済みネットワーク、認可済みセンターを拠点とするECE提供者、連邦プログラム提供者による共同申請を奨励し、すべてのプログラムの長所の最大化および相互対立の最小化を図る。対象となる学校区や認可済みネットワーク、認可済みセンターを拠点とするECE提供者、連邦プログラム提供者のいずれにも対象児童にサービスを提供する能力または意図がない場合、教育長は、利用資格のある児童にサービスを提供する代替機関として、地域内の有資格の教育機関や認可済みネットワークまたは認可済みセンターを拠点とするECE提供者、連邦プログラム提供者に申請を促す。有資格の代替教育機関特定にあたり、教育長は特に利用資格のある児童が居住する郡内の代替資金提供者（これに限定されない）と協働するものとする。

(4) 本章に従って策定または拡大された就学前教育プログラムを含む就学前教育の利用は任意である。各郵便番号またはこれに類する地理的単位内において3年連続で提供され、対象地域全域における効果的なアウトリーチ活動にも関わらず未だ利用されていないスペースは、場合により却下され、地区リストにおける次の低所得地区に提供される。

(5) 教育長は少なくとも5年に1回、却下扱いとなったスペースを確認し、当該スペースが利用される程度に状況が改善される限りにおいて、喪失した資格を任意の地区において回復させる。

(b) 児童は、対象となる郵便番号またはこれに類する地理的単位内に居住すること、あるいは家庭が所得に応じた既存のECEプログラムの所得資格要件を満たすことの証明により、就学前教育拡大資金によるプログラムの利用資格を得る。ただし、利用登録においては第8160項細目(g)のパラグラフ(1)で定義される危機的条件下にある児童が最優先され、次に同細目パラグラフ(2)で定義される危機的条件下にある児童、その次に同細目パラグラフ(3)で定義される危機的条件下にある児童が優先されるものとする。

第4条 California州早期学習水準評価 ・向上システム

8167. 本条における「早期学習諮問委員会(ELAC)」とは、州知事命令S-23-09により設置された早期学習諮問委員会またはその後継機関を意味する。

8168. (a) 教育長はELACと協議の上、California州早期学習水準向上システム諮問委員会により2010年に提示された報告および提案を考慮し、以下のすべてを含む早期学習水準評価・向上システム(QRISシステム)を2014年1月1日までに開発、導入する。

(1) 生後すぐから5歳までの児童（就学年齢前の児童および乳幼児を含む）を対象とする就学前教育を含むすべてのECEプログラムに適用可能な任意の質的評価基準。質的評価基準の最大の重点は、ECEプログラムの特徴のうち乳幼児の社会性や情緒の健全な発達および就学後の円滑な学習準備に最も効果的であることが示された点に置かれる。

(2) ECE提供者がQRISシステムに基づくプログラムの質的評価向上を図る際に役立つ任意評価および技能開発プログラム。

(3) ECEプログラムとその提供者に対して提供される補完措置により、その評価を改善、あるいはQRISシステムにおけるより高い評価基準をすでに満たしていることを証明し、払い戻し単価を2011-12会計年度水準以上に引き上げる手段。

(4) 保護者や保育者が、児童が利用登録しているまたはする予定のプログラムの種類や質に関する正確な情報を入手するための手段。これには、プログラムおよびその提供者に対しQRISシステムに従って実施された質的評価の迅速な公表が含まれる。

(b) 教育長はELACと協議の上、2012年11月1日時点で当該プログラムに適用される法律および規制に基づき、規定の質的基準を満たすECEプログラムの提供費用をまかなうのに十分な払い戻し単価基準値（「払い戻し単価基準値」）を設定する。現在の払い戻し単価が払い戻し単価基準値を下回る場合、教育長は、第8161項細目(a)のパラグラフ(1)、サブパラグラフ(C)に基づく利用可能な資金、ならびに18か月未満の児童向けプログラムについては第8163項細目(a)のパラグラフ(1)に基づく利用可能な資金を使用して、払い戻し単価を引き上げることができる。

8169. (a) ELACと教育長は、各地方の計画評議会、First 5 California協議会、および各郡のFirst 5協

議会との協力のもと、第2条(第8164項以下)、第3条(第8165項以下) および本条に従って策定されたQRISおよびCalifornia州就学前早期教育プログラム、就学前教育拡大プログラムの発展を図り、監視する。これらの人物および機関は互いに連携し、ECEシステムの効率や教育・発達における有効性、地域のニーズへの対応力を向上させる総合的努力の一環として、1998年California州児童および家族法(衛生安全法規の第108節(第130100項以下))に規定されたリソースを含む、地方または州、連邦、民間のリソースを活用する。

(b) ELACは州内の各地域において毎年少なくとも1回、各地域の計画評議会および郡のFirst 5協議会(California州児童家族協議会とも称される)との合同市民集会を開催し、公共の意見を募るとともに本法令に従って策定されたプログラムの成果を報告する。

(c) 第8161項細目(a)の paragraph (4)に基づいて提供された資金は、本項に規定された連携および召集活動に使用できる。

8170. (a) 教育長は、本章に従って受領した資金を別途受領または使用したその他すべての資金と区別してその用途を明確にすべく、各会計年度末から90日以内に年次報告書を作成し、資金を受給したECEプログラムのリストおよびそれらの質的評価、各プログラムに支給された金額、利用児童数、児童に提供されたサービスの種類、児童の発達における成果を入手可能なデータに応じて記載する。教育長は作成した報告書を直ちに教育長のインターネットウェブサイトに掲載し、ホームページにそのリンクを表示する。この報告書は、第8236.1項に従って発行された報告書に含まれるものとする。財政監視委員会は報告書の内容を検証し、第14814項細目(a)に規定される年次監査報告書に含める。

(b) 教育長はまた、以下のすべての役割を果たすものとする。

(1) 契約の発注を監視し、ECE提供者が質的基準を満たしていることを保証する。

(2) 本章に基づいて資金を受給するすべてのECE提供者に関し、統一された形での財務報告、ならびに独立機関による年次監査の実施を徹底する。

(3) 本章に従い策定されたプログラムの何らかの側面に対する苦情を受け付け、調査の上対応する。

8171. (a) 教育長は、ECEプログラムを利用する生後すぐから5歳までのすべての児童に2014年7月1日までに一意のIDが付与され、全州規模の早期教育サービスデータベースの一部として記録、管理されることを保証する。

(b) 早期教育サービスデータベースはCalifornia州長期的教育成果データシステム(CALPADS)またはその後継となる各生徒レベルのデータシステムの一要素として非常に重要な役割を担う。具体的には児童の生後すぐから18歳までの教育履歴を追跡し、当該児童に付与された一意のIDからECEの利用有無を含むすべての教育関連情報への自動アクセスを可能にするものである。

(c) 早期教育サービスデータベースは、各児童に関し少なくとも次のすべての情報を含むものとする。

(1) 各年度における児童の居住地の郵便番号。

(2) 各年度において児童が利用したECEサービス(

全日または定時制プログラムのどちらを利用したかなど)

(3) ECEサービスが提供された環境。

(4) ECEサービスを提供した機関。

(5) ECE提供者に関するQRIS評価およびその他の質的評価。

(6) 児童の幼稚園入園準備状況評価(入手可能な情報に応じ、家庭での主要言語および言語能力レベル、早期介入要否の検査の実施有無を含むがこれらに限定されない)。

(d) CALPADSは、第8161項細目(a)の paragraph (3)により配分された年間資金額を上限とし、本項の執行に要する実費の払い戻しを受けるものとする。

8172. 教育長は本章の執行のため、有事規制を含む規制を發布するものとする。

第7項 刑法第425項を以下の通り改正する。

425. (a) 公的資金の受領および安全管理、使用の責任を負う担当職員は、法律に規定された方法によるその維持または支払いを怠った場合、重罪に問われる。

(b) 教育法規の第14803項および14804項、14805項、14806項、14807項により資金の充当や配分の責任を負う担当職員は、これらの項に明記された通り各地域教育機関および各校に対し資金を生徒数割で充当および配分することを故意に怠った場合、重罪に問われ、司法長官による訴追の対象となるか、当該司法長官が速やかに対応しかねる場合は任意の郡の司法長官による訴追の対象となる。司法長官、または当該司法長官が対応しかねる場合任意の郡の司法長官は、教育法規の第14803項および14804項、14805項、14806項、14807項に反する資金の充当や配分について迅速に調査し、刑事上の処罰および迅速な差し止めによる救済を求めるものとする。本細目に対する違反により有罪となった者は第18項に従って処罰を受け、州のすべての役職に対する資格を喪失する。

第8項 歳入課税法規に第17041.1項を以下の通り追加する。

17041.1. (a) 2013年1月1日以降に始まる課税年度においては、本部分により課されたその他すべての税金に加え、第17041項細目(a)に基づいて課税を受けるすべての納税者の課税所得に対し、California州教育信託基金の支援を目的とした追加課税が行われるものとする。2013年1月1日以降2014年1月1日よりも前に始まる課税年度における当該追加課税は、以下の税率表に基づいて計算される(2011年から2013年にかけてのCalifornia州消費者物価指数の変動に応じ、第17041項細目(h)の規定に従って調整した税率区分を適用)。

課税所得:	課税所得に対する追加課税:
\$7,316以下	0%
\$7,316超、\$17,346以下	\$7,316超過額の0.4%
\$17,346超、\$27,377以下	\$40 + \$17,346超過額の0.7%

\$27,377超、 \$38,004以下	\$110 + \$27,377超過額の 1.1%
\$38,004超、 \$48,029以下	\$227 + \$38,004超過額 の1.4%
\$48,029超、 \$100,000以下	\$368 + \$48,029超過額 の1.6%
\$100,000超、 \$250,000以下	\$1,199 + \$100,000超過 額の1.8%
\$250,000超、 \$500,000以下	\$3,899 + \$250,000超過 額の1.9%
\$500,000超、 \$1,000,000以下	\$8,649 + \$500,000超過 額の2.0%
\$1,000,000超、 \$2,500,000以下	\$18,649 + \$1,000,000 超過額の2.1%
\$2,500,000超	\$50,149 + \$2,500,000 超過額の2.2%

(b) 2013年1月1日以降に始まる課税年度において、本部分により課されたその他すべての税金に加え、第17041項細目(c)に基づいて課税を受けるすべての納税者の課税所得に対し、California州教育信託基金の支援を目的とした追加課税が行われるものとする。2013年1月1日以降2014年1月1日より前に始まる課税年度における当該追加課税は、以下の税率表に基づき計算される(2011年から2013年にかけてのCalifornia州消費者物価指数の変動に応じ、第17041項細目(h)の規定に従って調整した税率区分を適用)。

課税所得:	課税所得に対する追加 課税:
\$14,642以下	0%
\$14,642超、 \$34,692以下	\$14,642超過額の0.4%
\$14,642超、 \$34,692以下	\$80 + \$34,692超過額の 0.7%
\$44,721超、 \$55,348以下	\$150 + \$44,721超過額の 1.1%
\$55,348超、 \$65,376以下	\$267 + \$55,348超過額 の1.4%
\$65,376超、 \$136,118以下	\$408 + \$65,376超過額 の1.6%
\$136,118超、 \$340,294以下	\$1,540 + \$136,118超過 額の1.8%
\$340,294超、\$680,589 以下	\$5,215 + \$340,294超過 額の1.9%
\$680,589超、\$1,361,178 以下	\$11,680 + \$680,589超 過額の2.0%
\$1,361,178 超、\$3,402,944以下	\$25,292 + \$1,361,178超 過額の2.1%
\$3,402,944超	\$68,169 + \$3,402,944 超過額の2.2%

(c) 2014年1月1日以降に始まる課税年度において、本項に基づく追加課税は、細目(a)および(b)に記載の税率表、ならびに2013年1月1日以降2014年1月1日より前に

に始まる課税年度に適用される税率区分(California州消費者物価指数の変動に応じ、第17041項細目(h)に従って毎年調整される)に基づいて計算される。

(d) 本項に基づく追加課税は、細目(e)および(f)に規定される場合を除き、合算申告について定めた第17045項およびその後継条項を含む本法規のその他すべての条項の目的において第17041項に基づく課税と見なされる。

(e) 本項に基づく追加課税による歳入(返還額を差し引いたもの)の推定額は、本法規の第19602.5項に規定されたプロセスに合致し、かつ税務当局の規制により本項に規定される追加課税に基づき2012年12月1日までに確立された方法で、教育法規の第14801項により設置されたCalifornia州教育信託基金に毎月入金されるものとする。また、本項が承認する規制の採用および改正、廃止には、行政手続法(政府法規の第2編、第3節第1部の第3.5章(第11340項以下))の規則作成関連条項は適用されない。

(f) California州教育信託基金は政府法規第13340項に関わらず、子供たちと我々の将来を担う学校および早期教育への投資および債券債務削減法の規定のみを目的とし、会計年度によらず連続して充当される。投資および債券債務削減法」と称され、引用されるものとする。

(g) 子供たちと我々の将来を担う学校および早期教育への投資および債券債務削減法の延長が何らかの法案において規定され、かつ2024年11月の第一月曜日以降第一火曜日よりも前に実施される州選挙で有権者の承認を受けた場合を除き、本項に基づく追加課税は2025年1月1日以降に始まる会計年度には適用されない。

第9項 歳入課税法規第19602項を以下の通り改正する。

19602. 第17935項、17941項、17948項、19532項、19561項のもとで徴収された、または生じた金額、および第19602.5項に従い入金された歳入、第17041.1項に従い徴収された歳入を除き、第10部(第17001項以降)のもとに課された金額、税に追徴される関連罰金、本部分のもとに課される利息として州税務当局により受領されるすべての金銭および送金額は、送金額を除いた後、州の資産部に入金され、個人所得税基金に充当されるものとする。

第10項 可分性

本法令の条項は分離可能であり、本法案の条項またはそれらの適用がある人物または状況に対し違憲または無効であると見なされる場合、その無効性が他の人物または状況に対する残りの条項または適用に影響することはない。

第11項 法律の対立

(a) California州の任意の納税者を対象とする個人所得税率の改正、あるいは有形動産を小売する特権に対する小売業者への課税率の改正、任意の小売業者から同州内での保管、使用、または他の消費を目的として購

入した有形動産の同州内での保管、使用、または他の消費に課される物品税率の改正を行う他の法案が、本法案と同じ州全域投票用紙に記載されている場合、他の法案の税率改正条項、ならびに税率改正条項を財源とするその他すべての条項は本法案に相反すると見なされる。また、上記において本法案がその他の法案よりも多くの賛成票を得た場合、他の法案の税率改正条項、ならびに税率改正条項を財源とするその他すべての条項は無効となり、本法案の条項が優先される。

(b) 上記細目(a)に拘束されないその他の条項間における対立は、California州憲法第II条第10項の細目(b)に従って解決されるものとする。

第12項 改正

本法令は、州総選挙において過半数の賛成を得ない限り改正できないものとする。

第13項 発効日と失効日

(a) 本法案は制定の翌日に発効するものとする。また、本法案の各条項の効力発生日は、本法令に規定される通りである。

(b) 歳入課税法規第17041.1項の細目(a)および(b)により、本法令に従って行われる追加課税は、2024年11月の第一月曜日以降第一火曜日よりも前に実施される州選挙で本法令の延長が過半数の賛成票により承認されない限り、2024年12月31日にその効力を停止し失効する。

提案第39号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、公共財源法規および歳入課税法規の項を改正および廃止、追加する。従って、既存の条項からの削除が提案されるものには消し線が引かれ、追加が提案されている新規の条項は、新規の部分が明確になるよう斜体で表記される。

提案された法律

CALIFORNIA州クリーンエネルギー雇用法

第1項 California州の州民は、以下のすべての事項をここに認め、宣言する。

(1) Californiaにおける壊滅的な景気後退の影響で、州民100万人以上が失業中である。

(2) 現行の税法は、複数州で営業する企業のCalifornia州における事業機会を阻み、かつ雇用を創出すべきCalifornia州内の企業を競争劣位へと追い込むものである。

(3) この問題への対応として他州の多くは、複数州で営業する企業に対し当該州における売上を基準として課税すべく法改正を行った。この課税方法は「単一売上要素(シングルセールスファクター)」方式と称される。

(4) 立法分析者の無所属事務所によると、California

州が単一売上要素方式を採用した場合、年間11億ドルの州歳入増加、およびCalifornia州内に4万人の純雇用創出が見込まれる。

(5) さらに歳入増加分の一部をエネルギー効率およびクリーンエネルギー分野に充当することで直ちに数万人の追加雇用が創出され、California州の失業率低下および経済回復、エネルギー分野における税金の節約を実現できる。

(6) 追加歳入を、現行のCalifornia州法に準拠した範囲で公立学校に配分することも可能である。

第2項 公共財源法規に第16.3節(第26200項以下)を以下の通り追加する。

第16.3節 クリーンエネルギー分野の雇用創出

第1章 一般条項

26200. 本節は「California州クリーンエネルギー雇用法」と称され、引用されるものとする。

26201. 本節は以下を目的とする。

(a) California州内に、エネルギー効率およびクリーンエネルギー関連の高賃金の雇用を創出する。

(b) California州民を雇用して学校や公共建築物の修繕・改築を行い、エネルギー効率向上のほかクリーンエネルギーを活用したその他の改善を実現し、雇用創出、ならびにエネルギーおよび資金の節約を図る。

(c) 住宅および商業建築のエネルギー効率向上につながる民間部門の雇用創出を促進する。

(d) 利用可能な資金でまかなえる最大限の雇用創出およびエネルギー便益を実現する。

(e) California州エネルギー委員会およびCalifornia州公益企業委員会との連携により既存のエネルギー効率およびクリーンエネルギー関連プログラムを補完および強化、活用し、California州にさらなる経済的利益およびエネルギー便益をもたらす。

(f) 支出および創出された雇用・便益に関するすべての情報を含む会計報告により、本節に従って資金配分を受けたプログラムやプロジェクトの評価、見直しを行う。

第2章 クリーンエネルギー雇用創出基金

26205. クリーンエネルギー雇用創出基金をここに設置し、州財務省の管理下に置く。第26208項に規定される場合を除き、2013-14、2014-15、2015-16、2016-17、2017-18会計年度において合計5億5000万ドル(\$550,000,000)が一般財源から雇用創出基金に移行されるものとする。同基金の資金はCalifornia州における雇用創出およびエネルギー効率向上、クリーンエネルギーの生成推進に貢献するプロジェクトに充当され、その配分先には以下のすべてが含まれる。

(a) 学校および公共施設:

(1) 公立学校: エネルギー効率向上のための改良、ならびにクリーンエネルギーの導入、その他公立学校の運用費削減や安全衛生条件改善に貢献する改善・修繕。

(2) 大学およびカレッジ: エネルギー効率向上のための改良、ならびにクリーンエネルギーの導入、その他費用削減やエネルギー・環境関連の便益獲得につながる

エネルギーシステムの改善。

(3) その他の公共建築物および施設: 極度貸付資金や低金利融資、その他公立施設におけるエネルギー効率向上のための改良およびクリーンエネルギーの導入において費用効率を高めるための金融支援および技術支援。

(b) 職業訓練および労働力開発: California自然保護団体や公認コミュニティ自然保護団体、YouthBuild (青少年団体)、その他不利な条件下にある青少年や退役軍人などに訓練を提供しエネルギー効率およびクリーンエネルギー関連プロジェクトのために雇用する既存の労働力開発プログラムへの資金提供。

(c) 官民の連携: 地方政府が各種改良の費用効率向上を目的とし、返済要件を付した資産査定クリーンエネルギー (PACE) プログラムまたはこれに類する金融・技術支援を策定・導入する際の支援。資金配分においては、雇用創出およびエネルギー節約、地理的・経済的公平性を最大化することが最優先される。雇用創出による便益を持続させるため、返済による歳入は可能な限り極度貸付資金またはこれに類する継続的な金融支援プログラムに使用するものとする。

26206. 雇用創出基金からのすべての支出には、以下の条件が適用される。

(a) プロジェクトの選定および監視は、エネルギー関連のプロジェクトおよびプログラム管理に精通した既存の州および地方政府機関が担当する。

(b) すべてのプロジェクトの選定は、各プロジェクトタイプによる州内の雇用創出およびエネルギー便益を考慮して行われる。

(c) すべてのプロジェクトにおいて費用効率を重視するものとする。すなわち長期的に見て、プロジェクトによる総合的便益がその費用を上回る必要がある。プロジェクトの選定においては、エネルギー便益に加え、場合により安全衛生などエネルギー以外の面での便益も考慮される。

(d) すべてのプロジェクトにおいて、プロジェクトの詳細とその費用、予測されるエネルギー節約効果を明記した契約書が必要である。

(e) すべてのプロジェクトが監査の対象となる。

(f) プログラム諸経費は、資金総額の4%を超過しないものとする。

(g) エネルギー関連プロジェクト・プログラムの管理ノウハウが実証されている機関にのみ資金を充当するものとする。

(h) 重複を避け、エネルギー効率およびクリーンエネルギー関連の既存の取り組みを最大限活用するため、すべてのプログラムはCalifornia州エネルギー委員会およびCalifornia州公益企業委員会との連携の下に運営されるものとする。

(i) 技術支援に伴う費用や、プロジェクトの費用削減および遅延回避に伴う費用、たとえば計画または許可、融資費用、ならびにプロジェクト完遂および雇用創出におけるその他の障壁を低減するためのプロセス開発・導入費用などの支出を対象とする。

26208. 州財務省と立法分析者の共同決議により、歳入課税法規第25128項および25128.5項、25128.7

項、25136項の改正または追加、廃止による年間予測歳入増加額が11億ドル (\$1,100,000,000) 未満とされた場合、雇用創出基金に移行される金額は年間予測歳入増加額の半分まで減額される。

第3章 説明責任、独立機関による監査、情報開示

26210. (a) 市民監視委員会をここに設置する。

(b) 同委員会は9名のメンバーで構成され、うち3名は財務長官により、他3名は監査官により、他3名は司法長官により指名される。各指名担当は、次の各条件を満たすメンバーを1名ずつ指名する。

(1) ビル建設や建築設計の知識とノウハウを有するエンジニアまたは建築家、その他専門家。

(2) 財務取引やプログラムの費用効率の評価に関する知識とノウハウを有する会計士または経済学者、その他専門家。

(3) エネルギー効率またはクリーンエネルギー、エネルギーシステム・プログラムの専門技術者。

(c) California州公益企業委員会およびCalifornia州エネルギー委員会が、同委員会において職務上の権限のみを持つメンバーを各1名指名する。

(d) 同委員会は以下のすべての役割を果たすものとする。

(1) 毎年、雇用創出基金からのすべての支出を審査する。

(2) 独立機関による雇用創出基金の年次監査およびプロジェクト選定を委託または審査し、本節の目的達成のための支出の有効性を評価する。

(3) 毎年すべての支出を網羅する会計報告を作成し、一般市民がアクセス可能なインターネットウェブサイトで公表する。

(4) 本節の目的達成に必要な変更点を特定するプログラム評価を州議会に提出する。

第4章 定義

26220. 本節において、以下の定義が適用される。

(a) 「クリーンエネルギー」とは、第26003項の「再生可能エネルギー」の定義に合致する、あるいはエネルギー管理やエネルギー効率の改善に貢献する装置または技術を意味する。

(b) 「委員会」とは、第26210項により設置された市民監視委員会を指す。

(c) 「雇用創出基金」とは、第26205項により設置されたクリーンエネルギー雇用創出基金を指す。

(d) 「プログラム諸経費」には、本節に基づく州機関の要員確保およびプログラムへの資金配分管理が含まれるが、技術的な支援や評価、測定、検証、ならびにプロジェクトの効率・成果向上関連費用、地方ごとの執行関連費用は含まれない。

第3項 歳入課税法規第23101項を以下の通り改正する。

23101. (a) 「事業を行う」とは、財務利益または金銭上の利得を目的として何らかの取引に従事することを意味する。

(b) 2011年1月1日以降に始まる課税年度において以

下のいずれかの条件を満たす場合、納税者は任意の課税年度においてこの州で事業を行っていると思なされる。

(1) 当該納税者が商業目的でこの州内に組織され、あるいは居住している。

(2) 州内における納税者の売上(第25120項細目(e)または(f)の定義に従い各課税年度において適宜決定)が、50万ドル(\$500,000)または当該納税者の売上総額の25%のいずれか少ない方を超過している。なお、本パラグラフの目的において、納税者による売上との言及には、当該納税者の代理人または独立請負業者による売上が含まれる。また、本パラグラフの目的において、州内での売上は、第25135項および第25136項細目(b)に基づく売上の割り当て規則およびこれに基づく規制(第25137項に基づく規制により修正)に従って決定される。

(3) 納税者が州内に所有する不動産および有形動産が、5万ドル(\$50,000)または当該納税者が所有する不動産および有形動産総額の25%のいずれか少ない方を超過している。なお、不動産および有形動産の資産価値およびこれらが州内の資産と思なされるかどうかについては、第25129項から第25131項に規定された規則およびこれに基づく規制(第25137項に基づく規制により修正)に従って決定される。

(4) 第25120項細目(c)に定義される納税者が州内で支払った給与金額が、5万ドル(\$50,000)または当該納税者が支払った給与総額の25%のいずれか少ない方を超過している。なお、州内における給与金額は、第25133項に規定された給与の割り当て規則およびこれに基づく規制(第25137項に基づく規制により修正)に従って決定される。

(c) (1) 州税務当局は、細目(b)のパラグラフ(3)および(4)に規定される金額を第17041項細目(h)に従い毎年改訂する。

(2) パラグラフ(1)に規定される調整の目的においては、第17041項細目(h)の「1988」を「2012」に置き換えて適用する。

(d) 納税者の売上および資産、給与には、当該納税者によるパススルー主体の按分または比例負担額が含まれる。なお、本細目の目的において「パススルー主体」とは、パートナーシップまたはいわゆるSコーポレーションを意味する。

第4項 歳入課税法規第25128項を以下の通り改正する。

25128. (a) 第38006項に関わらず、2013年1月1日より前開始する課税年度において、全事業所得からこの州に分配される金額は細目(b)または(c)に規定される場合を除き、当該事業所得に資産要素、給与要素、売上要素の2倍の和を分子とし4を分母とする分数を乗じて算出される。

(b) 分配対象取引・事業において1つまたは複数の対象事業活動から「総事業収益」の50%以上が生成されている場合、分配対象取引・事業の総事業所得からこの州に分配される金額は当該事業所得に資産要素、給与要素、売上要素の和を分子とし3を分母とする分数を乗じて算出される。

(c) 本項の目的において、「対象事業活動」とは以下を意味する。

(1) 農業関連の事業活動。

(2) 採掘関連の事業活動。

(3) 貯蓄・貸付活動。

(4) 銀行・金融関連の事業活動。

(d) 本項の目的において以下が適用される。

(1) 「総事業収益」とは、第25120項細目(e)または(f)に規定される総収益(第25101項において所得および分配要素を共同で報告するよう規定された同一法人グループのメンバー間で行われた分配対象取引・事業の範囲における販売活動またはその他の取引からの総収益は除外し、適宜第25110項の制限を受ける)を意味し、これらの収益が第25137項の効力により売上要素から除外されているかどうかは影響しない。

(2) 「農業関連の事業活動」とは、家畜や家禽、酪農、果物、毛皮動物、市場向け野菜栽培、大農場、農園、苗床、放牧場に関連する活動を意味する。また、「農業関連の事業活動」には土壌耕作またはあらゆる農産物や園芸品の飼育・栽培や収穫が含まれ、これには農場における動物の飼育、刈毛、給餌、世話、管理、ならびにあらゆる未加工農産物や園芸品の農場における取り扱い、日干、梱包、品種改良、貯蔵が含まれるがこれに限定されるものではない。ただし、農場の所有者または借地人、管理者がかかる商品の半分以上を定期的に生産していることを条件とする。

(3) 「採掘関連の事業活動」とは、石油や天然ガス、鉱石の採掘、精製、加工に関連する活動を意味する。

(4) 「貯蓄・貸付活動」とは、連邦法または州法により認可を受けた貯蓄貸付協会または貯蓄銀行が行う活動を意味する。

(5) 「銀行・金融関連の事業活動」とは、金銭または金融資本の取引に伴い、国法銀行の事業と実質的に競合する活動を意味する。

(6) 「分配対象取引・事業」とは、その事業所得が第25101項および第25120項に基づき、適宜第25110項の制限を受け、適用される給与および資産、売上の各要素を同一の分母で除算して分配されることを特徴とする取引または事業を意味する。

(7) 細目(c)のパラグラフ(4)は、金融機関純利益の統一分配のための複数州における税分配公式案、またはこれと実質的に同等の公式を州税務当局が採用した場合にのみ適用され、採用された公式の発効日当日に発効するものとする。

(8) 2つ以上の貯蓄協会または企業の所得および分配要素を、第25101項に基づき適宜第25110項の制限を受けて共同で報告する必要がある場合は常に、以下の両条件が適用される。

(A) 細目(b)における50%適用の検証は、当該グループ全体における分配対象取引・事業の「総事業収益」に対して行われる。

(B) 当該グループ全体の事業所得は、適宜細目(a)または(b)、あるいは第25128.5項細目(b)第25128.5項または第25128.7項に従って分配される。

第5項 歳入課税法規第25128.5項を以下の通り改正する。

25128.5. (a) 第38006項に関わらず、2011年1月1日以降2013年1月1日より前に始まる課税年度において、第25128項細目(b)に規定される分配対象取引・事業を除くすべての分配対象取引・事業は、時宜にかなった形で提出された当初の申告につき、第25128項でなく本項に従って分配を行うため、州税務当局が規定する方法および形式で取消不能な年次選定を行うことができる。

(b) 第38006項に関わらず、2011年1月1日以降2013年1月1日より前に始まる課税年度においては、細目(a)に規定される選定を行う分配対象取引・事業の全事業所得から、事業所得に売上要素を乗じた金額がこの州に分配される。

(c) 州税務当局は、第25113項に規定される選定規則に準拠した規制を含め、本項に基づく選定を行う上で必要または適切な規制を発布する権限を有する。

(d) 本項は2013年1月1日以降に始まる課税年度には適用されず、2013年12月1日をもって廃止されるものとする。

第6項 歳入課税法規に第25128.7項を以下の通り追加する。

25128.7. 第38006項に関わらず、2013年1月1日以降に始まる課税年度においては、第25128項細目(b)に規定される分配対象取引・事業を除くすべての分配対象取引・事業の全事業所得から、事業所得に売上要素を乗じた金額がこの州に分配される。

第7項 歳入課税法規第25136項を以下の通り改正する。

25136. (a) 2011年1月1日より前に始まる課税年度において、また2011年1月1日以降2013年1月1日より前に始まる課税年度において第25128.5項が有効でありかつ第25128.5項細目(a)に基づく選定が行われなかった場合、有形動産以外の売上は以下の条件において州内の売上と見なされる。

(1) 所得生成活動がこの州内で行われている、または

(2) 所得生成活動がこの州の内外で行われ、州内で行われる所得生成活動がその活動費用において他州で行われるものよりも大きな割合を占める。

(3) 2011年1月1日以降2013年1月1日より前に始まる課税年度において本部分に基づく課税を受けるとの納税者に対しても第25128.5項が有効でない場合は、本細目が適用され、細目(b)は適用されない。

(b) 2011年1月1日以降2013年1月1日より前に始まる課税年度において、下記が適用される。

(1) サービスの売上は、当該サービスの購入者が州内で享受した便益の範囲において、この州内のものと見なされる。

(2) 無形財産の売上は、当該財産が州内で使用される範囲において、州内のものと見なされる。市場性のある証券については、顧客が州内にいる場合に州内のものと見なされる。

(3) 不動産の売却またはリース、賃貸、権利供与による売上は、当該不動産が州内に位置する場合に州内のものと見なされる。

(4) 有形動産の賃貸またはリース、権利供与による売上は、当該有形動産が州内に位置する場合に州内のものと見なされる。

(5) (A) 第25128.5項が有効である場合、第25128.5項細目(a)に基づく選定が行われたすべての課税年度において、細目(a)の代わりに本細目が適用される。

(B) 第25128.5項が有効でない場合、本部分に基づく課税対象となるすべての課税年度において、本細目は適用されず細目(a)が適用される。

(C) サブパラグラフ(A)または(B)に関わらず、第23101項細目(b)のパラグラフ(2)の目的においては本細目が適用される。

(c) 州税務当局は、細目(b)の目的を遂行する上で必要または適切な規制を制定することができる。

(d) 本項は2013年1月1日以降に始まる課税年度には適用されず、2013年12月1日をもって廃止されるものとする。

第8項 歳入課税法規に第25136項を以下の通り追加する。

25136. (a) 第38006項に関わらず、2013年1月1日以降に始まる課税年度において、有形動産以外の売上は以下の条件において州内の売上と見なされる。

(1) サービスの売上は、当該サービスの購入者が州内で享受した便益の範囲において、この州内のものと見なされる。

(2) 無形財産の売上は、当該財産が州内で使用される範囲において、州内のものと見なされる。市場性のある証券については、顧客が州内にいる場合に州内のものと見なされる。

(3) 不動産の売却またはリース、賃貸、権利供与による売上は、当該不動産が州内に位置する場合に州内のものと見なされる。

(4) 有形動産の賃貸またはリース、権利供与による売上は、当該有形動産が州内に位置する場合に州内のものと見なされる。

(b) 州税務当局は、本項の目的を遂行する上で必要または適切な規制を制定することができる。

第9項 歳入課税法規に第25136.1項を以下の通り追加する。

25136.1. (a) 2013年1月1日以降に始まる課税年度において、第25128.7項に基づき事業所得を分配する対象納税者には以下の条項が適用される。

(1) 第25137項に関わらず、この州に割り当てられる売上は、本項によらなければ第25136項に従いこの州に割り当てられるところの売上の50%に等しく、残りの50%はこの州に割り当てられない。

(2) その他すべての売上は、第25136項に従って割り当てられる。

(b) 本項の目的において以下が適用される。

(1) 「対象納税者」とは共同で報告を行う対象グループのメンバーを意味し、その定義は本項を追加する本法令の発効日時点で有効なCalifornia州規則コード第18編第25106.5項の細目(b)パラグラフ(10)に規定される通りである。

(2) 「対象グループ」とは共同で報告を行うグループ

を意味し、その定義は本項を追加する本法令の発効日時点で有効なCalifornia州規則コード第18編第25106.5項の細目(b)パラグラフ(3)に規定される通りであるが、以下を条件とする。

(A) 当該課税年度において最低投資要件を満たしている。

(B) 2006年暦年中に始まる共同報告グループの会計年度において、当該グループが米国内ネットワークにおける総事業収益の50%以上を1つまたは複数のケーブルシステムの運用によって獲得している。

(C) サブパラグラフ(B)の要件を満たす目的において、以下の規則が適用される。

(i) 当該会計年度における共同報告グループの任意のメンバーが2006年暦年中に始まる会計年度においては当該グループのメンバーでなかった場合、当該メンバーの総事業収益は、当該メンバーが2006年暦年中に始まる会計年度においてすでに当該グループのメンバーであった場合と同様、2006年暦年中に始まる共同報告グループの会計年度における当該グループの総事業収益に含まれる。

(ii) 総事業収益には、対象パートナーシップからメンバーが享受する利益の範囲において、当該パートナーシップの総事業収益が含まれる。

(3) 「ケーブルシステム」および「ネットワーク」は、本項を追加する本法令の発効日時点で有効な公益企業法規第5830項と同一の定義を有する。「ネットワークサービス」とは、ビデオまたはケーブル、音声、データのサービスを指す。

(4) 「総事業収益」とは、第25120項細目(f)のパラグラフ(2)に定義される総収益(同一の共同報告グループのメンバー間における売上またはその他の取引による総収益を除き、適宜第25110項の制限を受ける)を意味する。

(5) 「最低投資要件」とは、課税年度初頭を含む暦年中における、共同報告グループによる2億5000万ドル(\$250,000,000)以上の対象支出を意味する。

(6) 「対象支出」とは、共同報告グループのメンバーによりまたはその代理として、有形動産や給与、サービス、フランチャイズ料金、無形財産の配当やその他の権益に対し支払われた、あるいは負担されたこの州に帰属する支出の任意の組み合わせを指す。

(A) 有形動産以外に関する支出は、共同報告グループのメンバーが当該購入または支出による便益を州内で享受した場合に、この州に帰属すると見なされる。

(B) 有形動産の購入またはこれに関する支出は、当該動産が州内で使用されている場合に、この州に帰属すると見なされる。

(C) 対象支出には、独立請負業者により州内で購入または使用、提供された資産やサービスに対する共同報告グループの支出が含まれる。

(D) 対象支出にはさらに、対象パートナーシップからメンバーが享受する利益の範囲において、当該パートナーシップの支出が含まれる。

(7) 「対象パートナーシップ」とは、パートナーシップの所得および分配要素が当該パートナーシップからメンバーが享受する利益の範囲において共同報告グループメンバーの所得および分配要素に含まれる場合の

パートナーシップを指す。

(8) 「対象売上」とは、あらゆるネットワークサービスの提供による総事業収益から顧客施設設備の販売または賃貸による総事業収益を除いたものである。「対象売上」には、対象パートナーシップからメンバーが享受する利益の範囲において、当該パートナーシップによる対象売上が含まれる。

(c) 対象パートナーシップによる対象売上に関する本項の規則は、California州規則コード第18編第25137-1項の細目(f)パラグラフ(3)に定められたパートナーシップに関する規則に準拠することを意図するものである。

提案された法律の本文

提案第40号

2011年8月15日に市民選挙区変更委員会により認定された州上院議員選挙区地図は、California州憲法第XXI条第2項細目(i)の規定に従いレファレンダムとして州民に提出される。

提案された法律

提出先

California州州務長官事務所

決議案

California市民選挙区変更委員会による州上院議員選挙区地図の認証

2011年8月15日

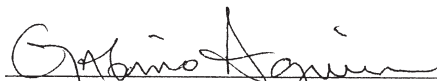
2011年8月15日

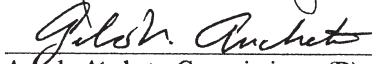
2011年7月29日、California市民選挙区変更委員会(以下、委員会)は公表および意見公募のために、暫定的な州上院議員選挙区地図と称する州上院議員選挙区地図(以下、上院選挙区地図)を承認した。

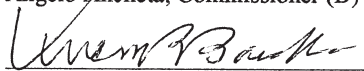
2011年8月15日、委員会はCalifornia州憲法第XXI条第2(c)(5)の規定に従い、「crc_20110815_senate_certified_statewide.zip」およびセキュアハッシュアルゴリズム(SHA-1)番号「14cd4e126ddc5bdce946f67376574918f3082d6b」で識別される最終的な上院選挙区地図の採用を承認した。

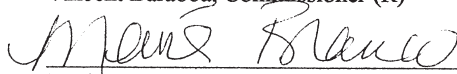
そこで以下のとおり決議する。委員会はCalifornia州憲法第XXI条第2(g)の規定に従い、上記SHA-1で識別される上院選挙区地図を認定し、California州州務長官に速やかに提出するものとする。


委員会の委員各位は、本決議案に署名を添えるものとする。



Gabino Aguirre, Commissioner (D)



Angelo Ancheta, Commissioner (D)


Vincent Barabba, Commissioner (R)



Maria Blanco, Commissioner (D)

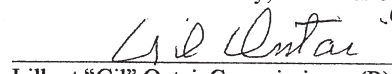

Cynthia Dai, Commissioner (D)


Michelle DiGuilio, Commissioner (DTS)



Jodie Filkins Webber, Commissioner (R)

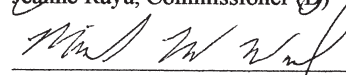

Stanley Forbes, Commissioner (DTS)


Connie Galambos-Malloy, Commissioner (DTS)

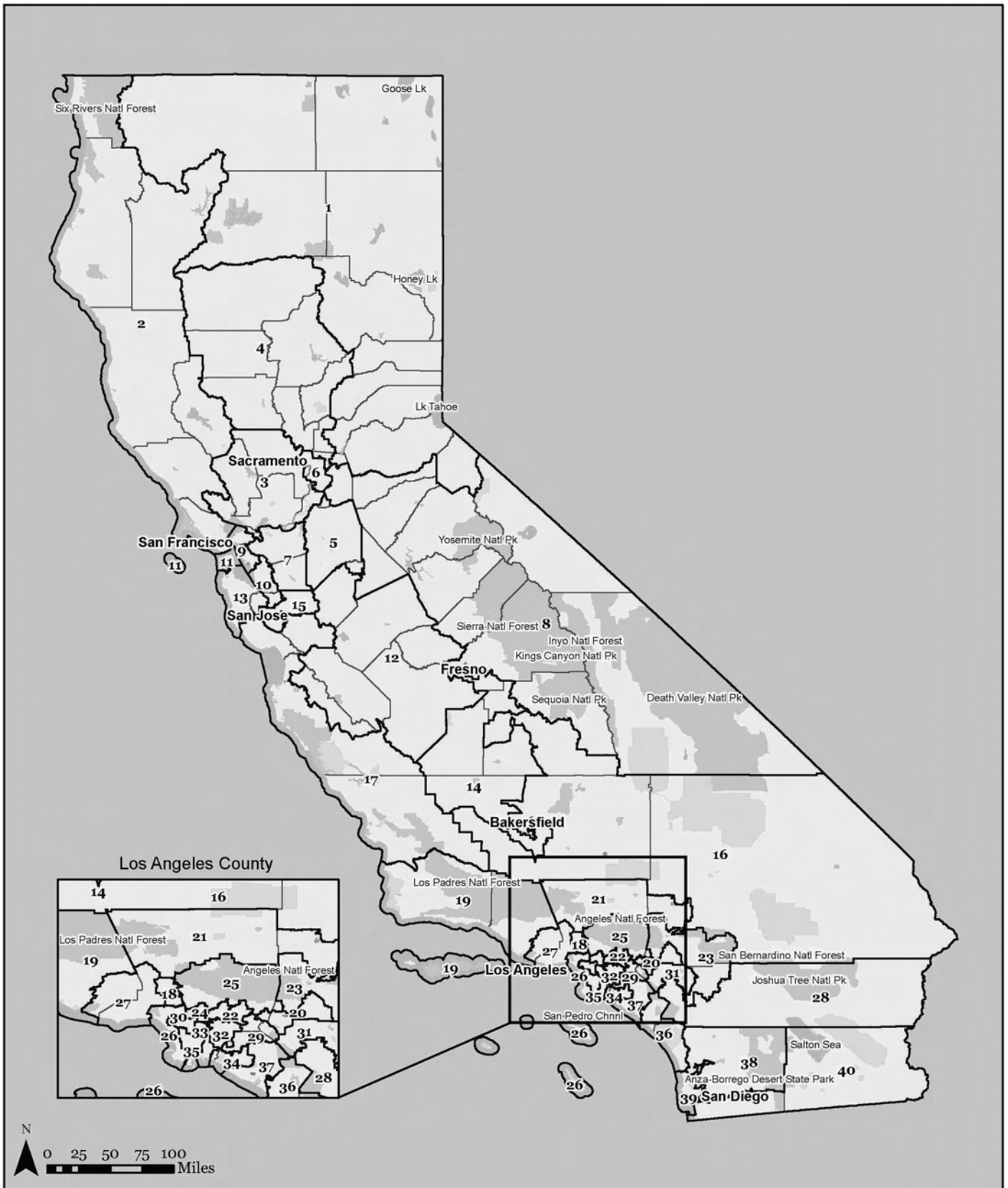

Lilbert "Gil" Ontai, Commissioner (R)


M. Andre Parvenu, Commissioner (DTS)


Jeanne Raya, Commissioner (D)


Michael Ward, Commissioner (R)

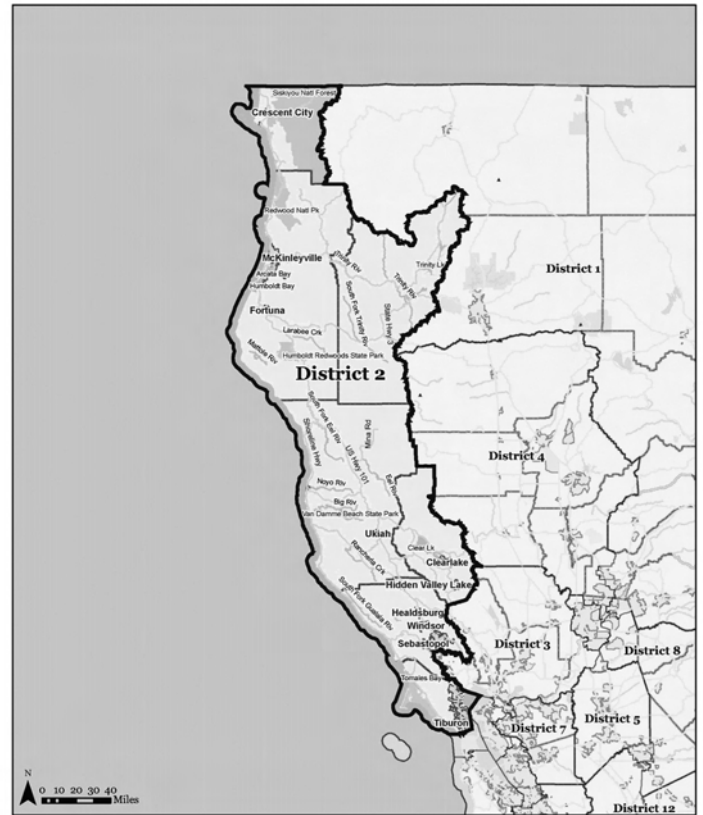

Peter Yao, Commissioner (R)



California州上院議員選挙区



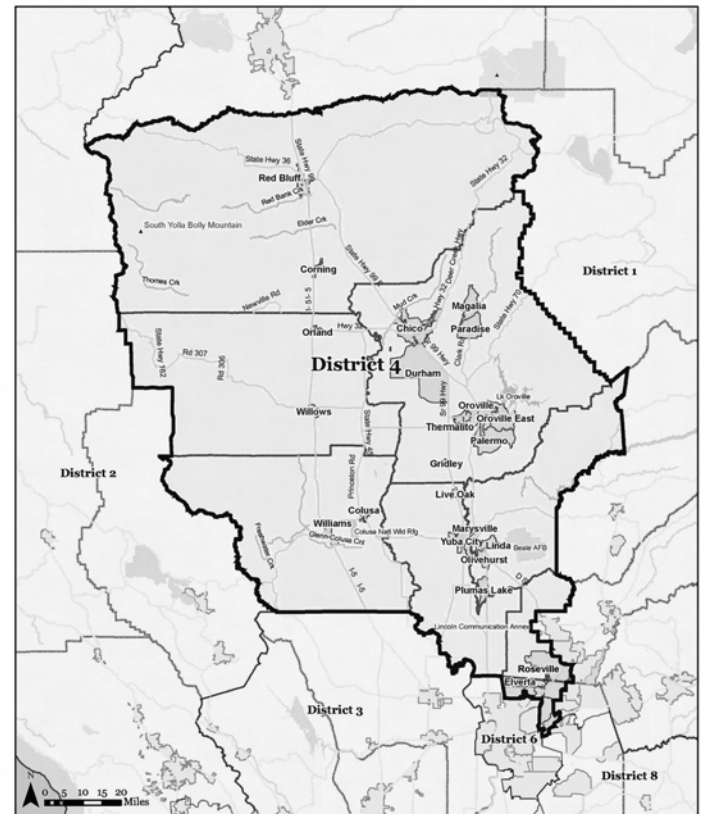
California州上院議員第1選挙区



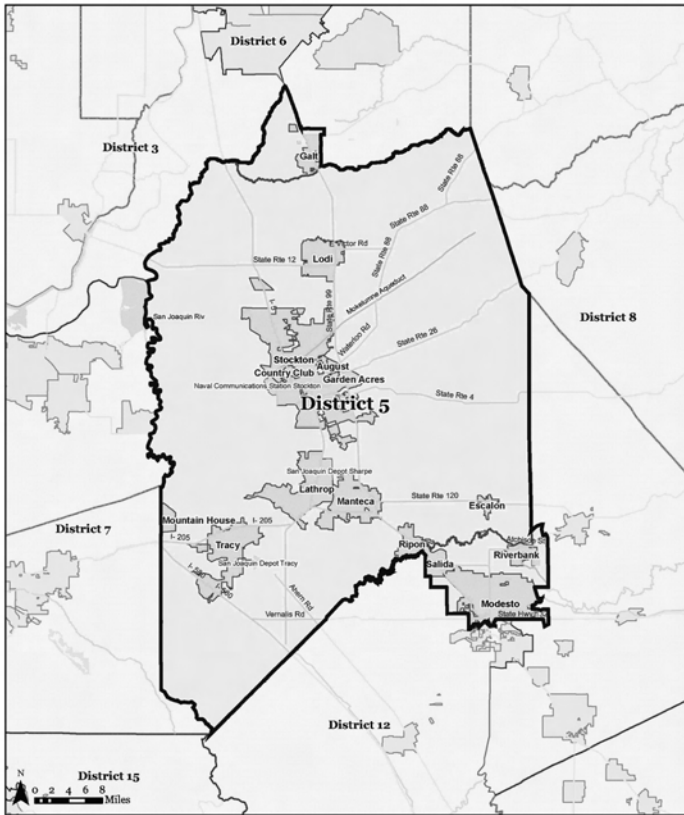
California州上院議員第2選挙区



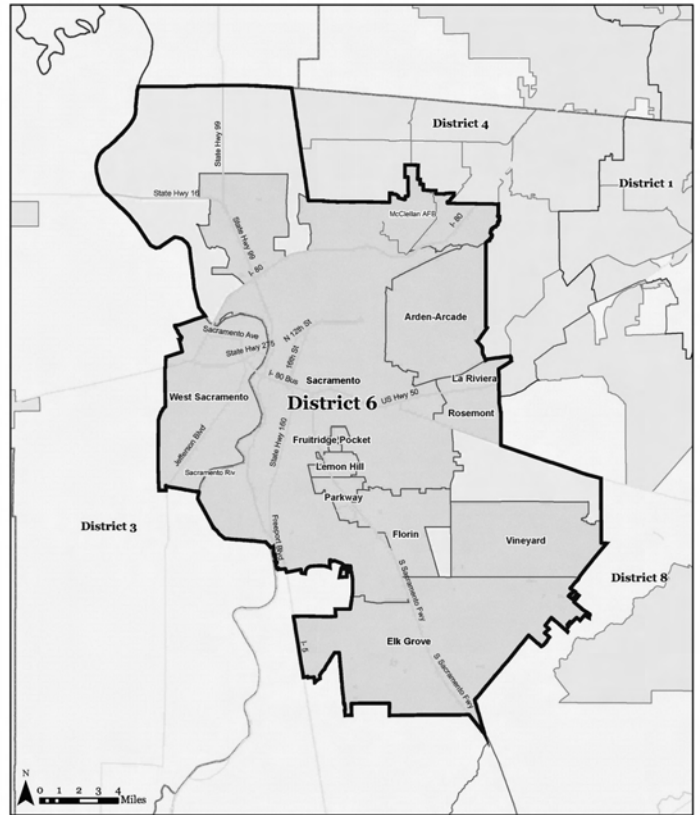
California州上院議員第3選挙区



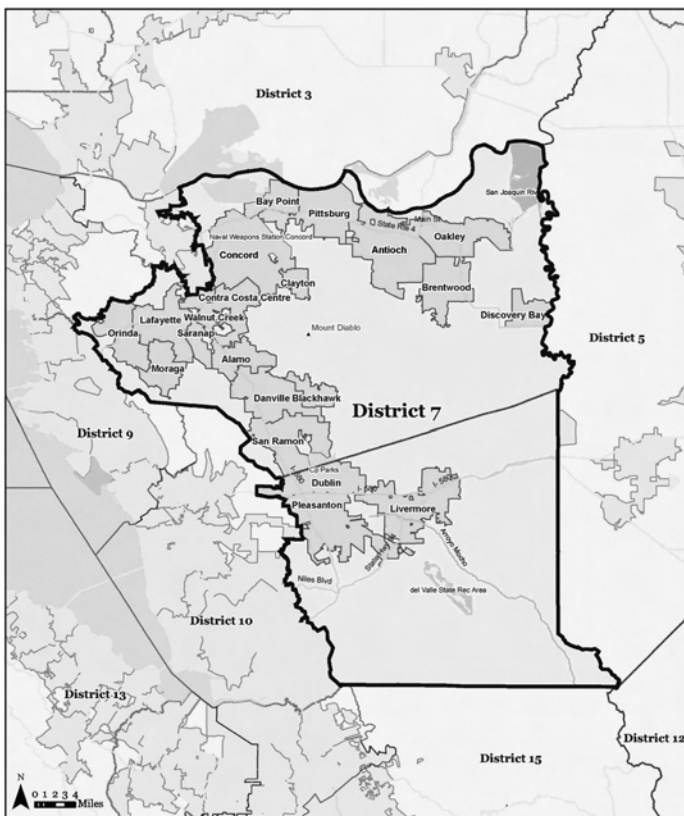
California州上院議員第4選挙区



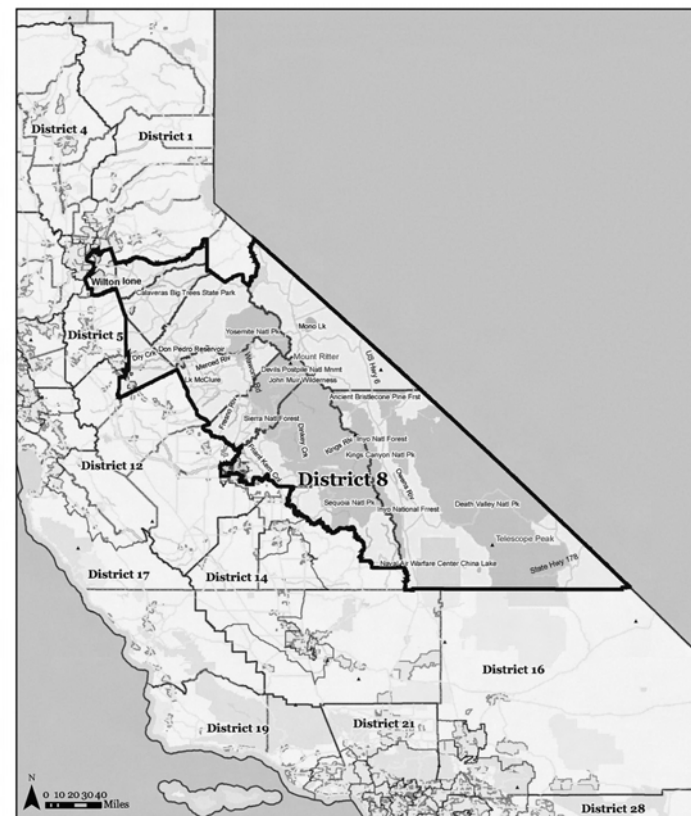
California州上院議員第5選挙区



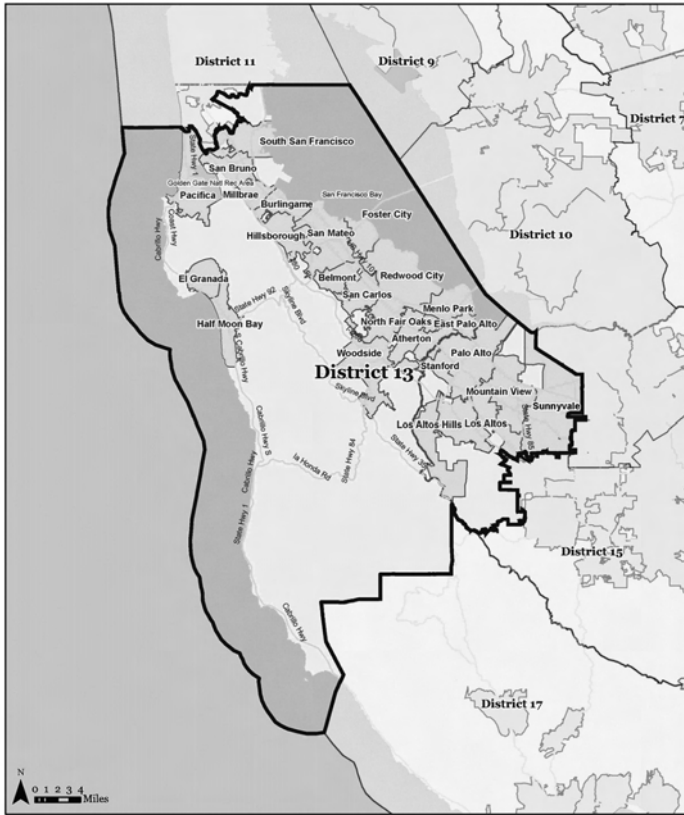
California州上院議員第6選挙区



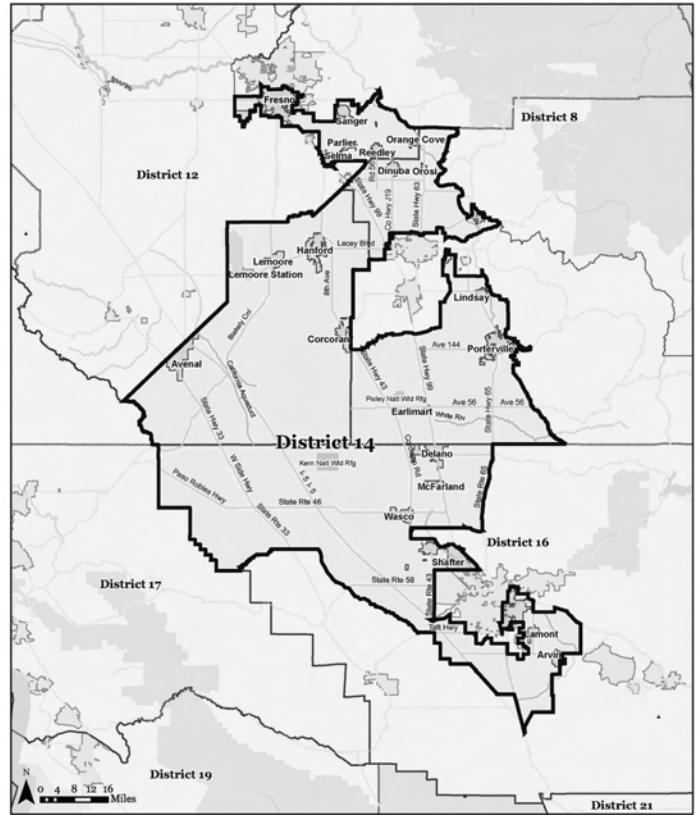
California州上院議員第7選挙区



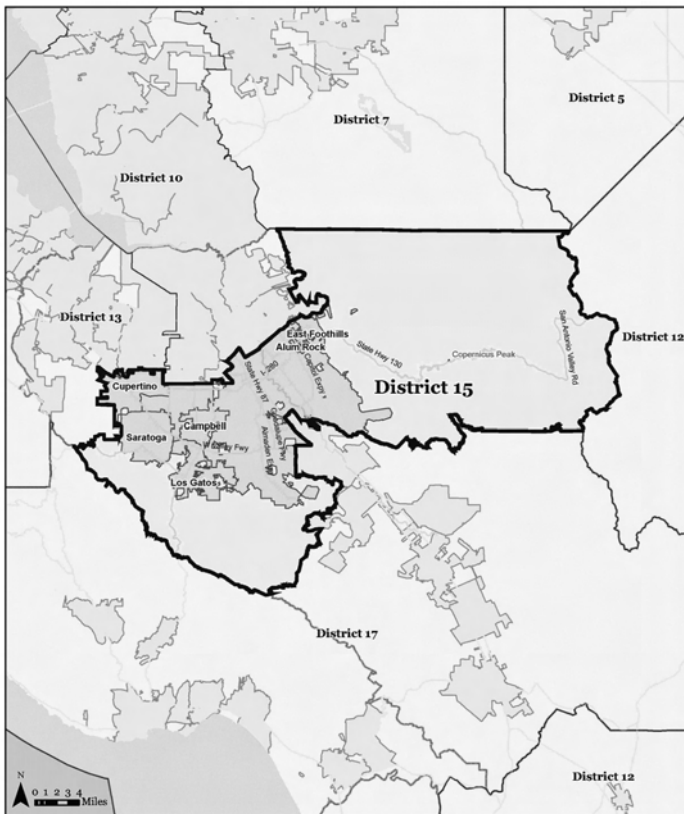
California州上院議員第8選挙区



California州上院議員第13選挙区



California州上院議員第14選挙区



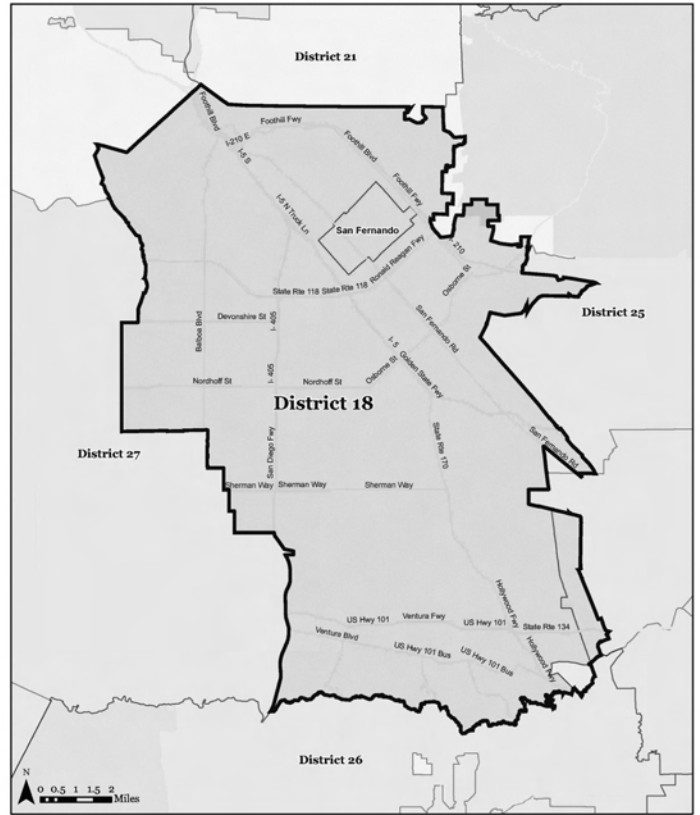
California州上院議員第15選挙区



California州上院議員第16選挙区



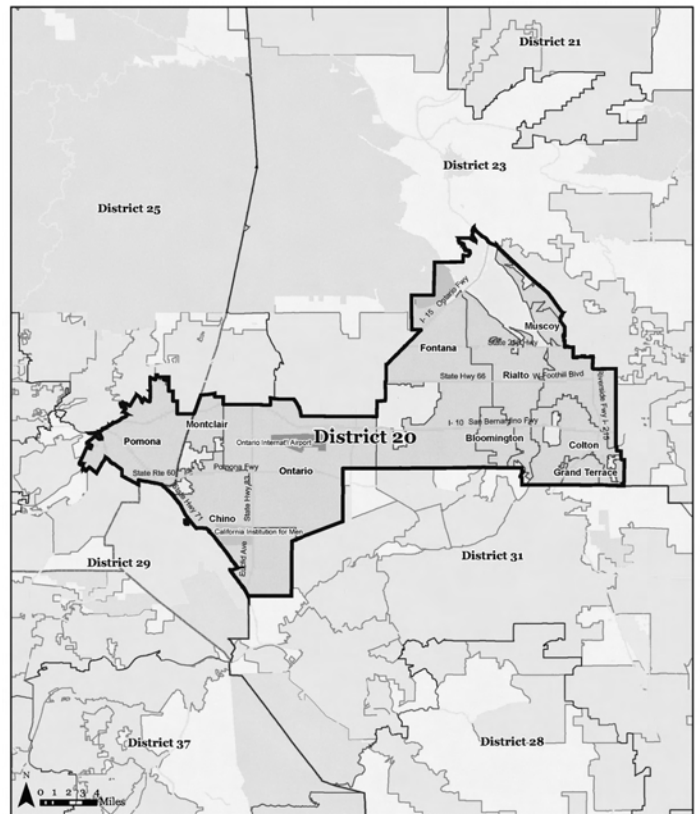
California州上院議員第17選挙区



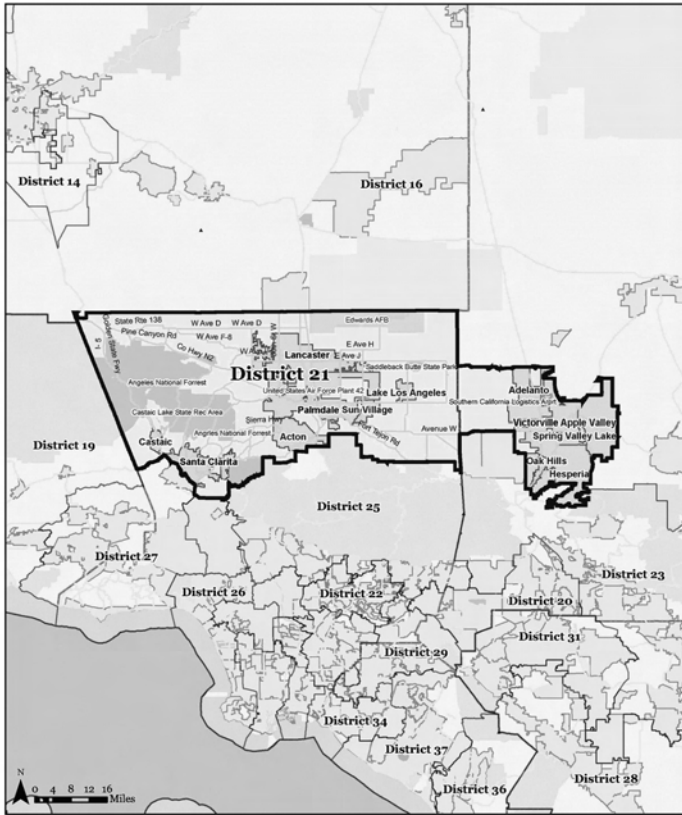
California州上院議員第18選挙区



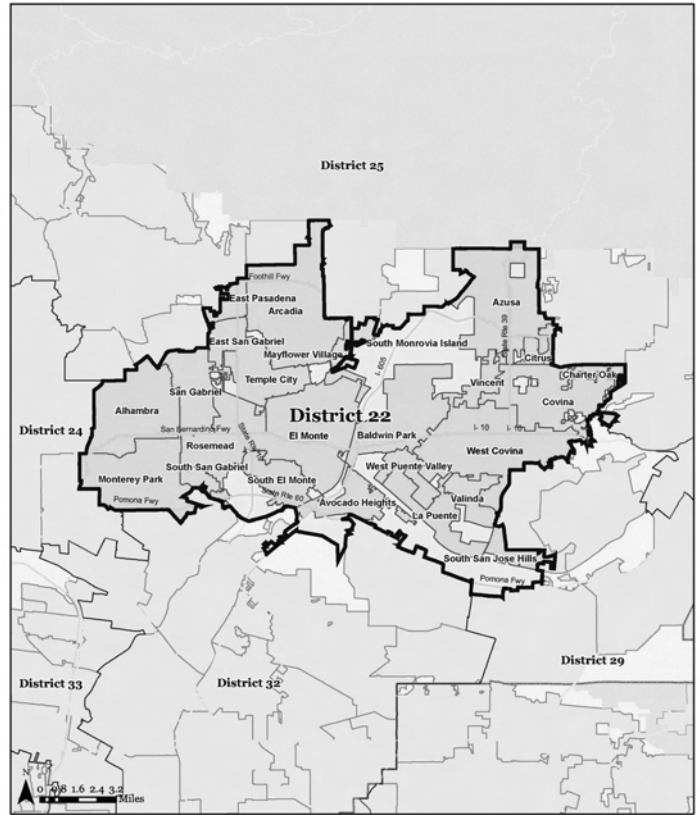
California州上院議員第19選挙区



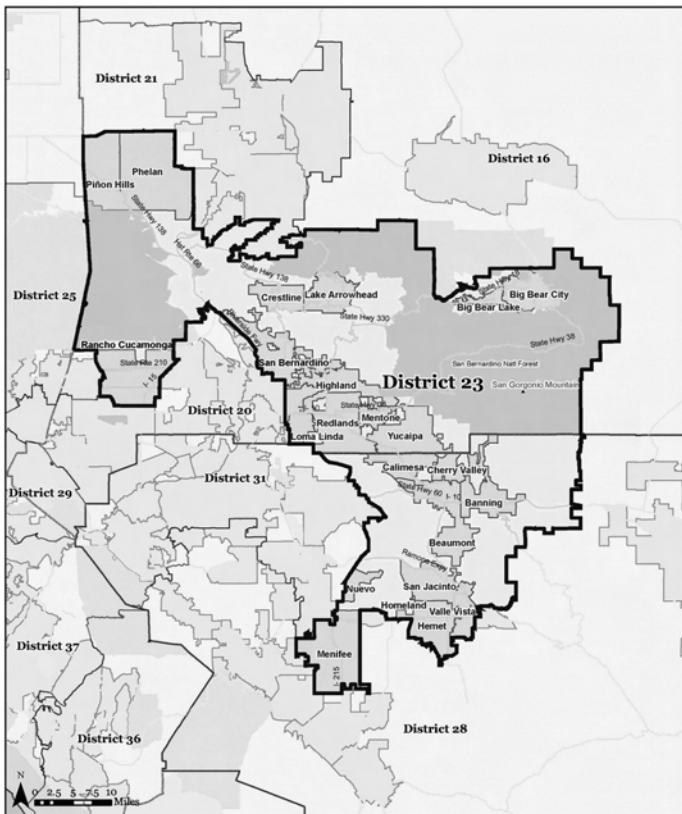
California州上院議員第20選挙区



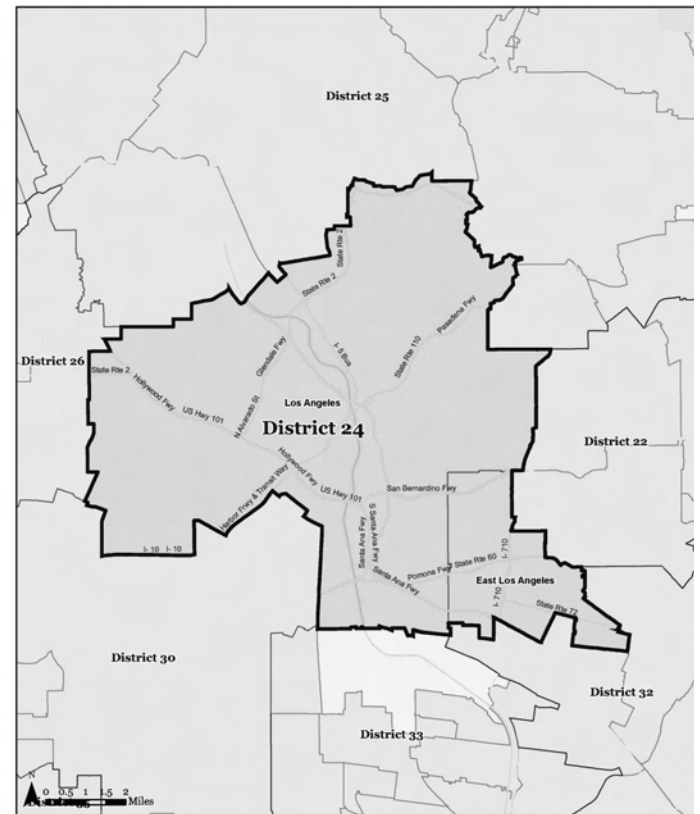
California州上院議員第21選挙区



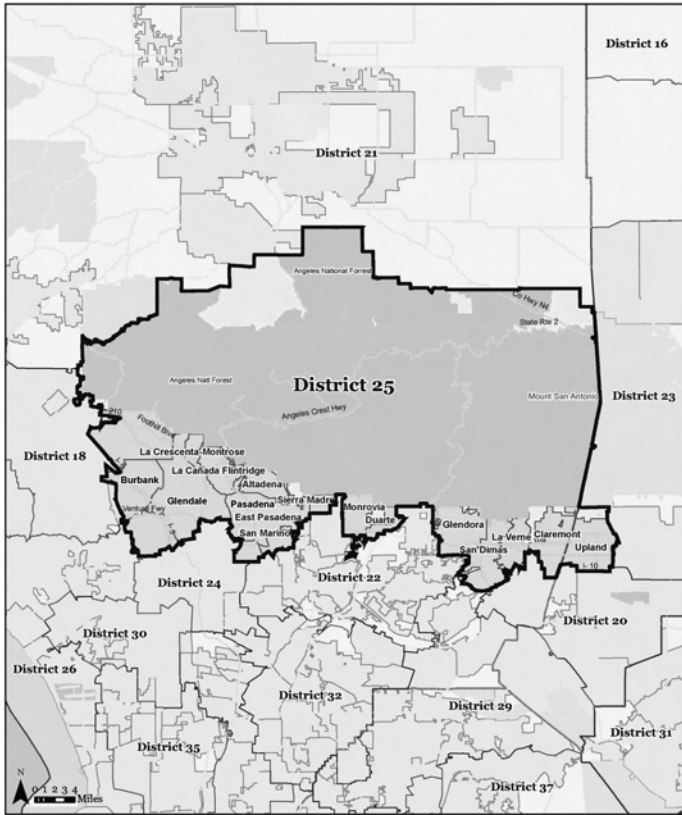
California州上院議員第22選挙区



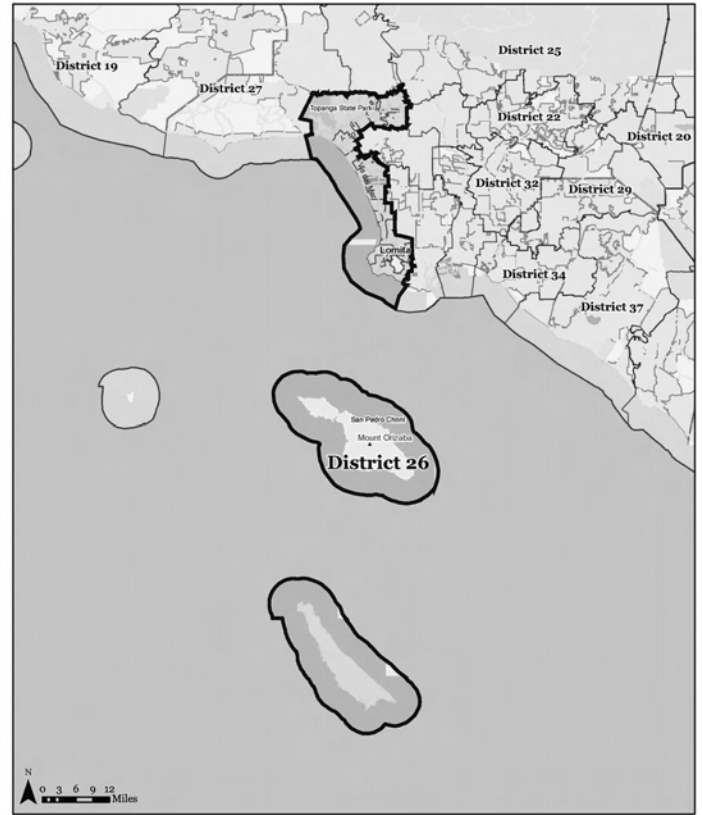
California州上院議員第23選挙区



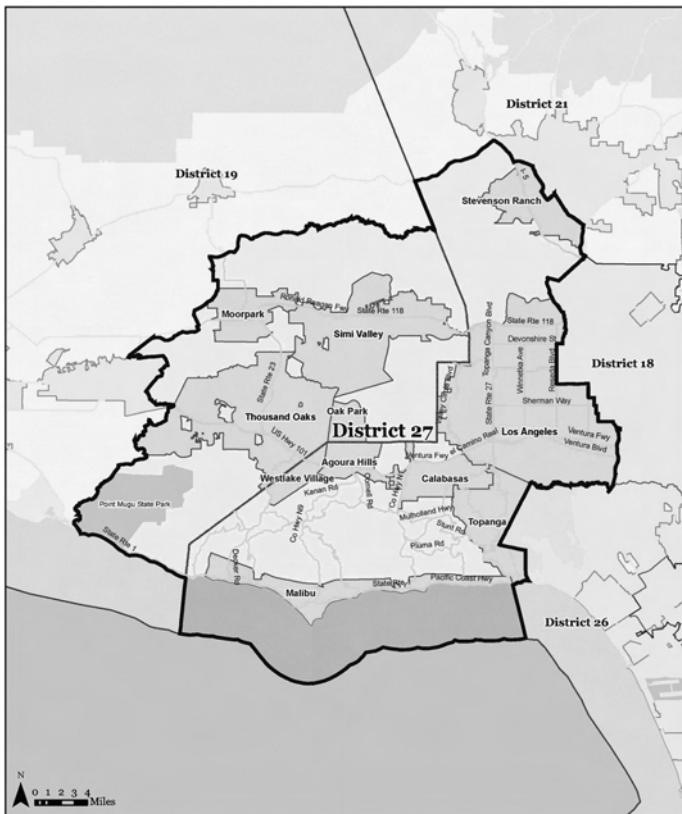
California州上院議員第24選挙区



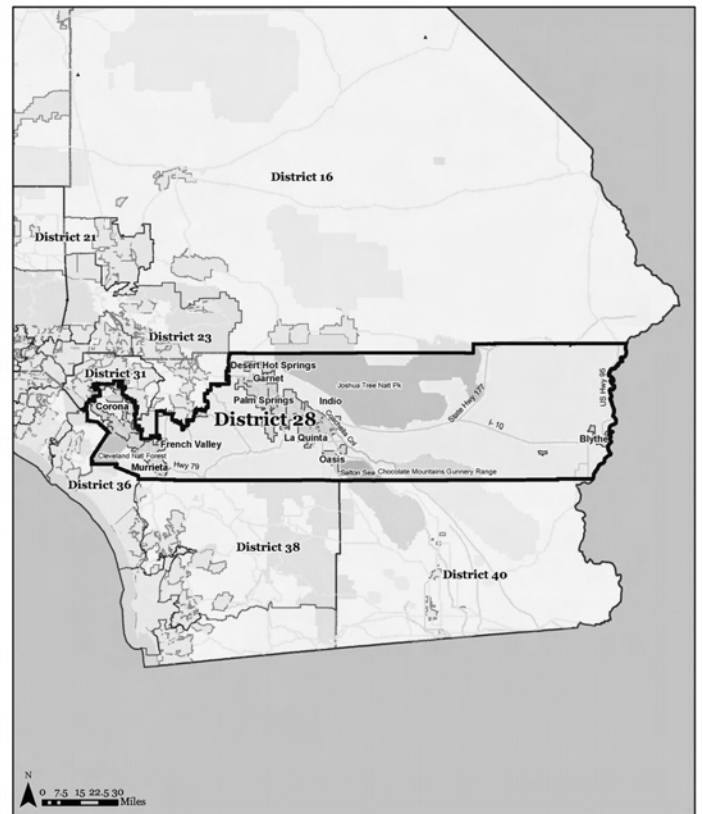
California州上院議員第25選挙区



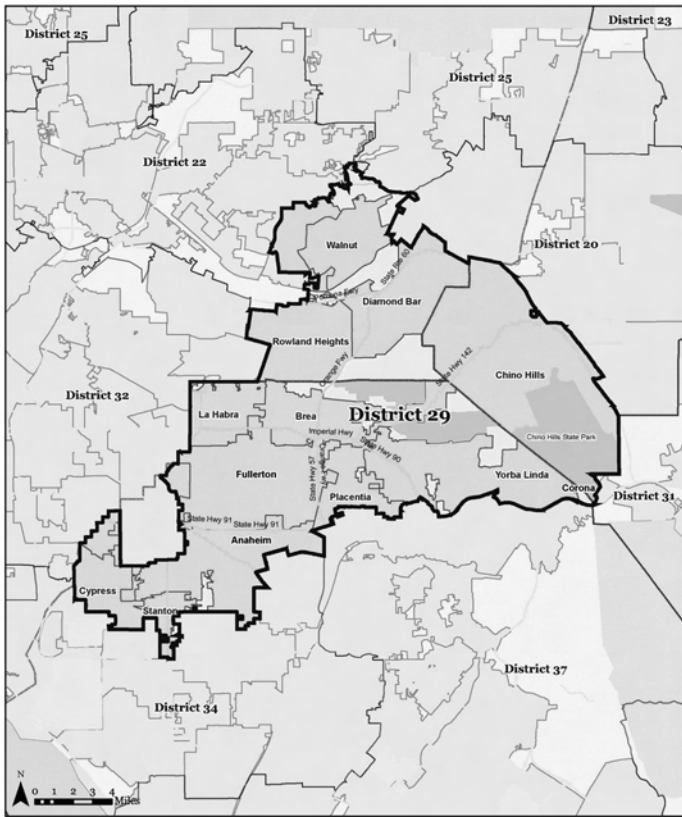
California州上院議員第26選挙区



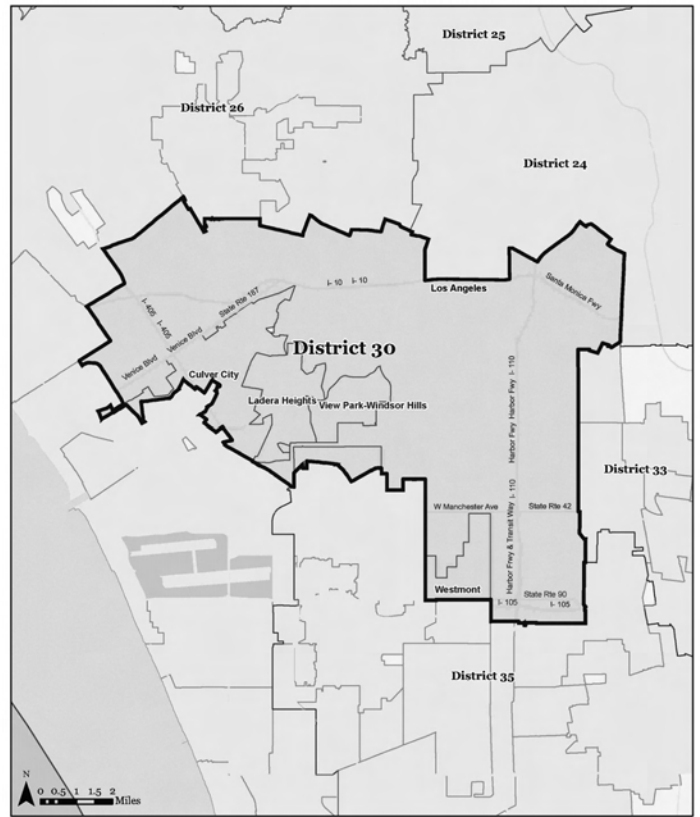
California州上院議員第27選挙区



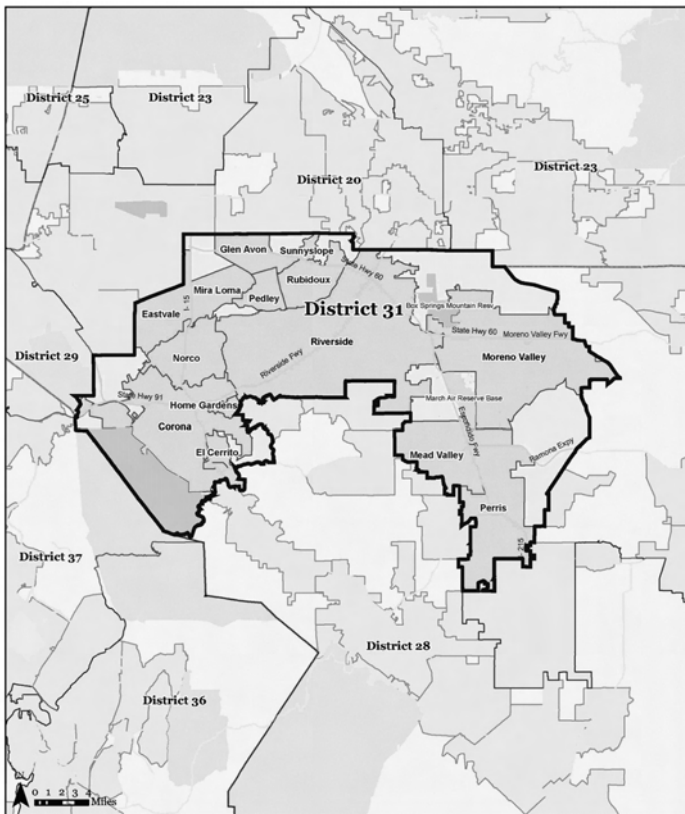
California州上院議員第28選挙区



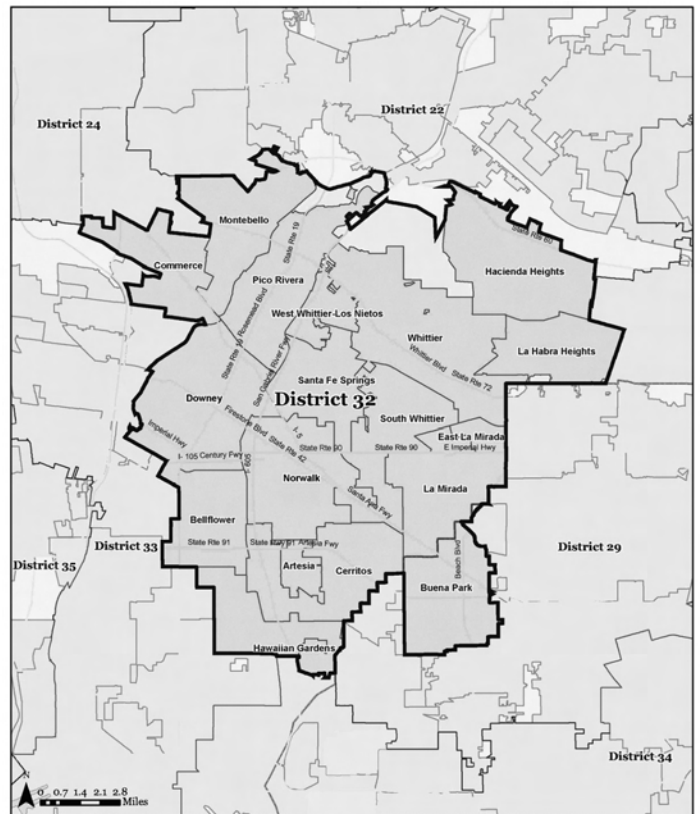
California州上院議員第29選挙区



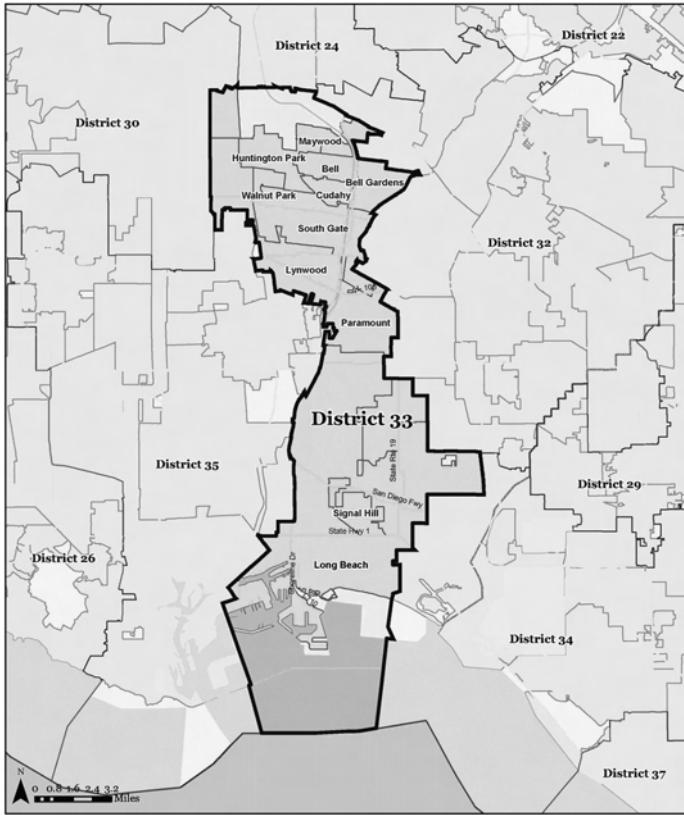
California州上院議員第30選挙区



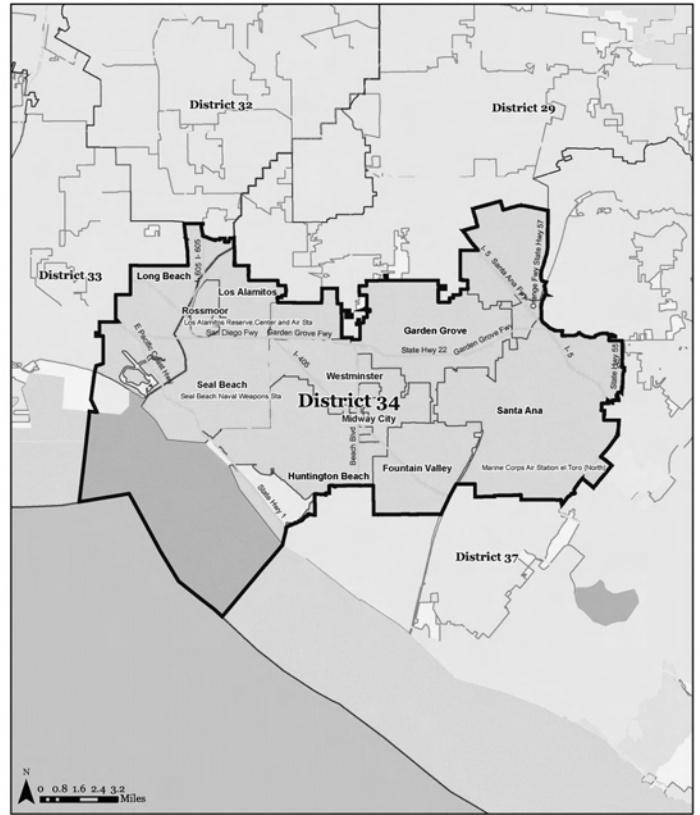
California州上院議員第31選挙区



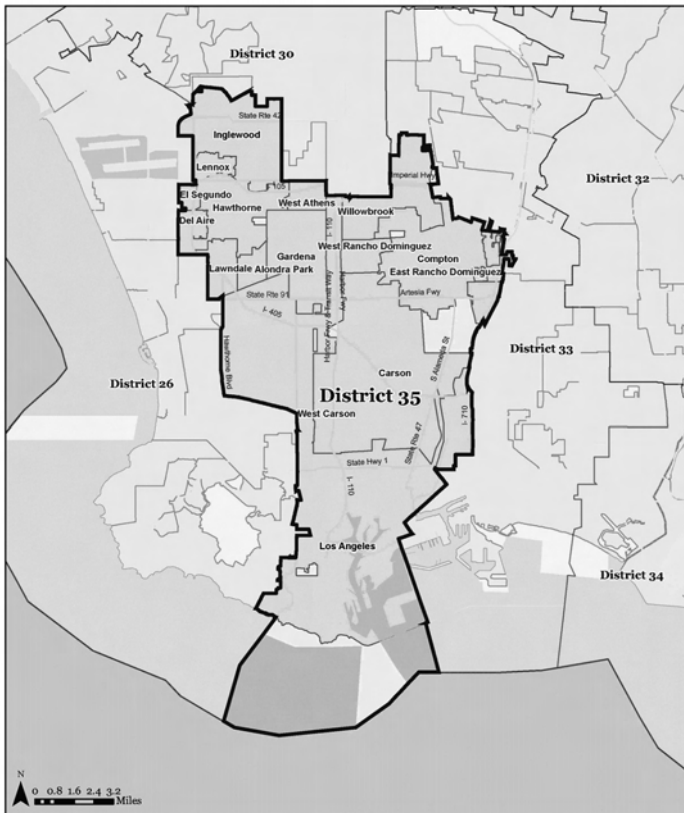
California州上院議員第32選挙区



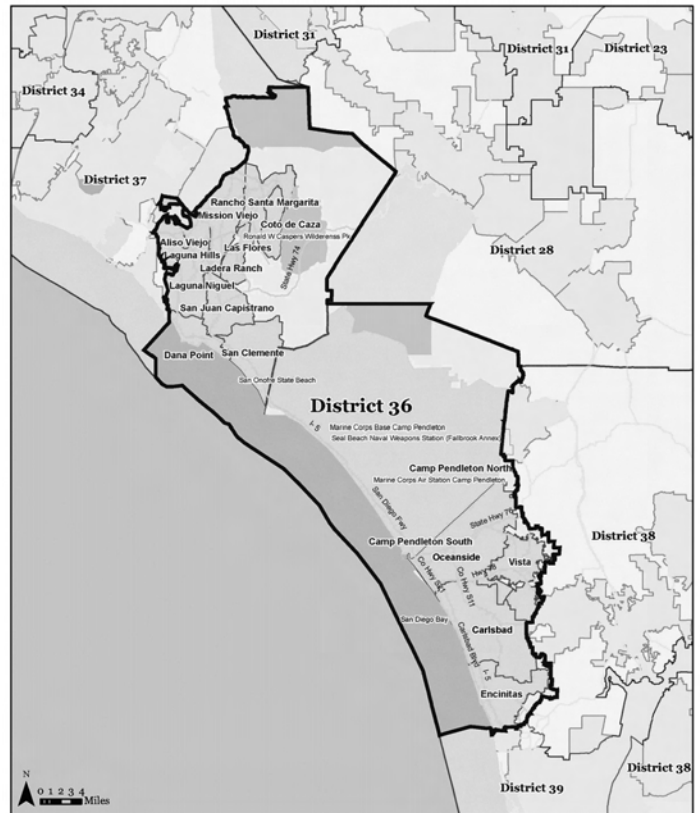
California州上院議員第33選挙区



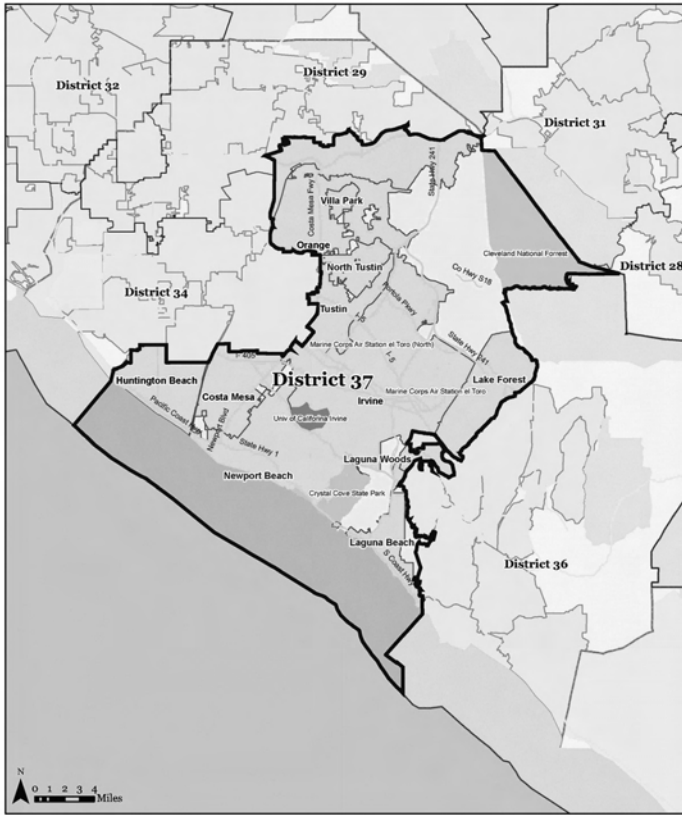
California州上院議員第34選挙区



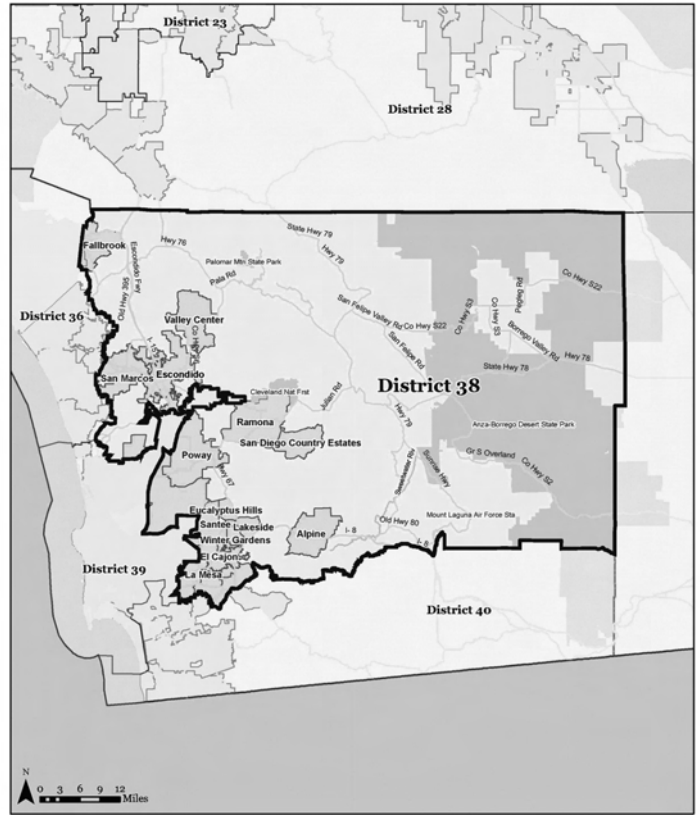
California州上院議員第35選挙区



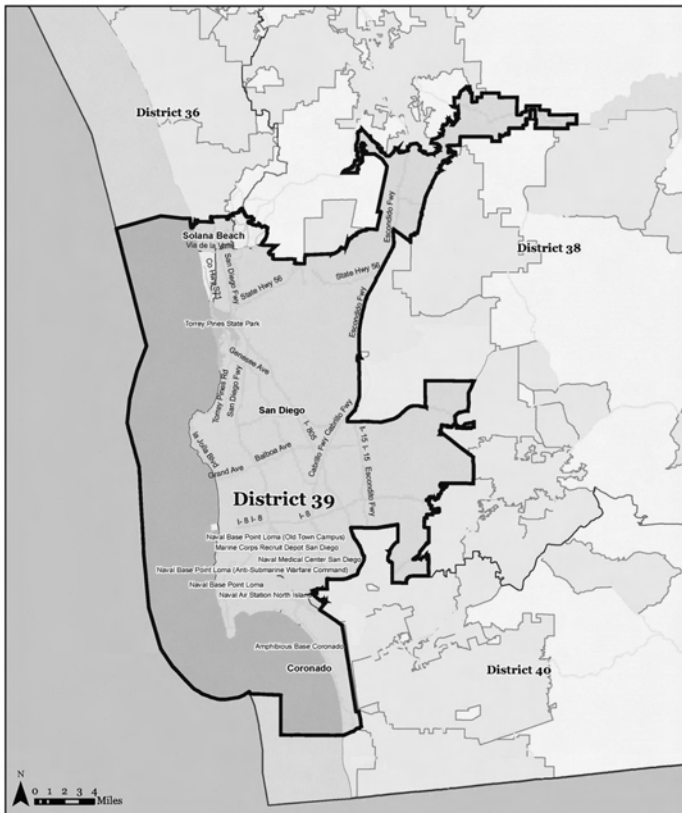
California州上院議員第36選挙区



California州上院議員第37選挙区



California州上院議員第38選挙区



California州上院議員第39選挙区



California州上院議員第40選挙区

大型活字印刷および音声による投票者ガイド

大型活字印刷または音声カセットテープでの公式投票者ガイドをご注文いただくには、ウェブサイト www.voterguide.sos.ca.gov/alt-versions をご覧いただくか、州務長官のフリーダイヤル投票者 ホットライン(800) 339-2865までお電話ください。

MP3音声による公式投票者ガイドは、www.voterguide.sos.ca.gov/audio からダウンロードいただけます。

社会に貢献して、しかも収入を得ませんか... 選挙日に投票立会人になりましょう!

民主主義の手段を利用して投票立会人としての直接の経験が積めるだけでなく、選挙当日の貴重な貢献に対し臨時収入が得られます。投票立会人についての詳細は、最寄の選挙事務所にご連絡いただくか、(800) 339-2865にお電話ください。

有権者登録

投票者は有権者登録を更新する責任があります。現住所、郵送住所、氏名、あるいは支持政党を変更する場合は有権者登録を更新しなければなりません。

2012年10月22日以降に新住所に転居した場合は、以前の投票所で投票できます。

有権者登録は簡単かつ無料です。登録用紙はオンライン(www.sos.ca.gov)およびほとんどの郵便局、図書館、市および郡の政府事務局、California州務長官事務局で入手できます。

有権者登録をするには、米国市民であること、Californiaの住民であること、選挙日に最低18歳であること、刑務所または郡拘置所に入っていないこと(州刑務所に服役中または「低いレベル」の重罪と定義され一年以上拘置所で服役中)、執行猶予中でないこと、コミュニティ監視解放後でないこと、重罪判決後の執行猶予中でないこと、および裁判所の判断ではない精神的無能力でないことなどの条件を満たしている必要があります。

州および連邦の有権者身分証明要請

ほとんどの場合、California州の有権者は投票する前に身分証明書の提示を要請されません。郵便で有権者登録をした後の初めての投票であり、有権者登録の際に運転免許証番号、California身分証明証番号、またはソーシャルセキュリティ番号の下4桁を登録カードに記載しなかった場合、投票所で身分証明証の提示を要請される場合があります。その場合は、投票所に身分証明証または郵便投票のコピーを持っていくことを忘れないでください。以下は30以上ある受理できる身分証明証の一部です。詳細は州務長官のウェブサイト(www.sos.ca.gov/elections/elections_regs.htm)で「米国市民投票促進法令身分証明書基準(Help America Vote Act (HAVA))」をご覧ください。

- 運転免許証または州発行の身分証明証
- クレジットカードまたはデビットカード
- パスポート
- 軍身分証明証
- 就業者身分証明証
- 学生身分証明証

投票者の権利章典

1. 正当な登録有権者には、投票する権利があります。
正当な登録有権者とは、同州に居住しており、18才以上で、服役中あるいは重罪の有罪判決で仮釈放中ではなく、現住所にて有権者登録をした米国市民を指します。
2. 名前が名簿に載っていない投票者は暫定的投票用紙で投票する権利があります。
3. 投票締め切り前に投票所に入っており列に並んでいる場合は、投票する権利があります。
4. 脅迫されることなく無記名投票する権利があります。
5. 実際に投票する前に、間違いをしたと思われる場合は、新しい投票用紙を受け取る権利があります。
最終的に投票する前であればいつでも、間違いをしたと思われる場合は、その間違えた投票用紙を新しい投票用紙と取り替える権利があります。郵便投票者も、選挙日の投票締め切り前に選挙役員に間違えた投票用紙を返却して、新しい投票用紙を請求し受け取ることができます。
6. 補助なしでは投票できない投票者は、補助を受ける権利があります。
7. 投票済みの郵便投票用紙を郡内のどこの選挙区でも返却する権利があります。
8. 翻訳文書を作成するに足る十分な人数の特定言語の投票者が居る選挙区では、その言語の翻訳文書を請求する権利があります。
9. 選挙の手続きについて質問したり、選挙過程を見学したりする権利があります。
選挙区役員または選挙担当官に選挙手続きに関して質問したりその答えを得る権利、または答えを得られる適応な担当官に回してもらえる権利があります。しかしながら、執拗な質問により担当官の仕事の妨害となる場合は、選挙区役員または選挙担当官が質問への応対を打ち切る場合があります。
10. 選挙違反や不正行為を最寄の選挙役員や州務長官事務局に通報する権利があります。

上記の投票者の権利を認められなかったと思われる場合や、選挙違反
あるいは不正に気付いた場合は、州務長官機密保持フリーダイヤル
投票者ホットライン(800) 339-2865にお電話ください。

投票者登録宣誓書に記載されている情報は、投票用紙に記載される案件や候補者および投票所の場所など投票手続きに関する公式情報を選挙役員が有権者に郵送する際に利用されます。投票者登録情報を商業目的に使用することは法律で禁止されており、軽犯罪です。投票者情報は、州務長官の判断により公職候補者、投票法案委員会、選挙関係者、学者、報道関係者、政治関係者、あるいは政府目的に提供される場合があります。運転免許証番号、ソーシャルセキュリティ番号、投票者登録カードに表示されている署名は、この目的のためには公表されることはありません。投票者情報の使用に関する質問またはその情報の不正使用の疑いを通報したい場合は、州務長官の投票者ホットライン(800) 339-2865までお電話ください。

生死に関わる状況下におかれている特別な投票者は秘密保持投票者の資格があります。詳細は州務長官セーフアットホームプログラム無料通話(877)339-2865、または州務長官ウェブサイト www.sos.ca.gov をご覧ください。



CALIFORNIA 州

総選挙



www.voterguide.sos.ca.gov

For additional copies of the Voter Information Guide in English, please contact your county elections office or call (800) 345-VOTE (8683). For TTY/TDD, call (800) 833-8683.

Para obtener copias adicionales de la Guía de Información para el Votante en español, póngase en contacto con la oficina electoral de su condado o llame al (800) 232-VOTA (8682).

如需索取額外的中文選民資訊指南，請與您的縣立選舉辦事處聯繫或致電(800) 339-2857。

हिन्दी में मतदाता जानकारी मार्गदर्शिका की अतिरिक्त प्रतियां प्राप्त करने के लिए, कृपया अपने काउंटी चुनाव कार्यालय से संपर्क करें या इस नंबर पर फ़ोन करें (888) 345-2692।

投票情報ガイドの日本語版をご希望の場合は、最寄の郡選挙事務所にお問い合わせになるか(800) 339-2865にお電話ください。

公式投票者ガイド

投票をお忘れなく!

2012年11月6日火曜日

投票所の受付時間は午前7時から午後8時

2012年10月22日月曜日

投票登録最終日

សំរាប់សំណើបន្ថែម នៃព័ត៌មានណែនាំអ្នកបោះឆ្នោត ជាភាសាខ្មែរ សូមទាក់ទងការិយាល័យបោះឆ្នោត ខេត្តឆ្នាំងស្រី ឬទូរស័ព្ទ (888) 345-4917។

한국어로 된 유권자 정보 지침의 사본이 추가로 필요할 경우 해당 카운티 선거관리 사무실로 연락하거나 다음 번호로 전화하십시오: (866) 575-1558

Para sa mga karagdagang kopya ng Patnubay na Impormasyon Para sa Botante sa Tagalog, mangyaring makipag-ugnayan sa opisina sa mga halalan ng inyong county o tumawag sa (800) 339-2957.

สำหรับสำเนาเพิ่มเติมของคู่มือสำหรับผู้ออกเสียงเลือกตั้ง เป็นภาษาไทย กรุณาติดต่อสำนักงานการเลือกตั้ง ประจำเขตมณฑลของคุณ หรือโทรศัพท์ถึง (855) 345-3933

Muốn có thêm Tập Hướng Dẫn Cử Tri bằng Việt Ngữ, xin liên lạc với văn phòng bầu cử quận của quý vị hoặc gọi số (800) 339-8163.

選挙費用を削減するため、州は有権者の住居に1冊のみ郵送します。

